

平成27年度
茨城県包括外部監査報告書

「商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について」

平成28年 2月26日

茨城県包括外部監査人
池田雄一

目次

第1章 外部監査の概要.....	1
I 外部監査の種類.....	1
II 選定した特定の事件.....	1
III 特定の事件を選定した理由.....	1
IV 包括外部監査の方法.....	3
1. 実施した監査の概要.....	3
2. 監査対象とした県の所管課.....	3
3. 監査対象とした県の関連団体.....	15
4. 監査の要点.....	15
5. 主な監査手続の実施状況.....	16
6. 監査の対象期間.....	21
V 外部監査の実施時期.....	21
VI 外部監査の実施者.....	22
VII 利害関係.....	22
第2章 商工労働部の概要.....	23
1. 組織.....	23
2. 職員配置現員数.....	24
3. 分掌業務.....	25
4. 基本方針と各課の主要施策.....	27
第3章 包括外部監査の指摘又は意見等.....	35
I 全般的事項.....	35
1. 全般的事項に関する意見.....	35
(1) 茨城県の産業支援機関のあり方.....	35
(2) 団体補助金について.....	38
(3) 消費税に関する報告書等について.....	41
(4) P D C Aサイクル.....	41
(5) 契約の競争性確保.....	53
(6) 情報開示.....	55
2. その他の論点.....	56
(1) 事業事務執行に関する目的達成のための横断的な取り組み.....	56
(2) 関東・東北豪雨災害に対する迅速な対応.....	67
II 各課に関する指摘又は意見.....	68
●産業政策課.....	68
1. 新事業創出拠点設置運営事業費.....	68

2. 国際経済交流促進事業費	71
3. 産学官研究交流促進事業費及び成長産業振興プロジェクト事業費	73
4. 県内中性子利活用促進事業費	83
5. 中小企業海外展開プロジェクト事業費	85
6. あらたな産業の創出育成支援事業費	88
7. 中小企業融資資金貸付金	94
8. 設備資金貸付費	98
9. 計量検定所運営費	102
●産業技術課	106
1. 中小企業テクノエキスパート派遣事業費	106
2. いばらき知的財産戦略推進事業費	110
3. ものづくり産業マッチング支援事業	113
4. 試験研究指導費	115
●中小企業課	120
1. 中小企業総務費	120
2. 商店街等復興応援事業費	121
3. 運輸事業振興費	125
4. 小規模事業支援助成費	127
5. 小規模事業支援助成費	129
6. 商工団体等助成費	131
7. 中小企業組織化支援助成費	133
8. 中小企業団体中央会助成費	136
●観光物産課	138
1. 外国人観光客受入体制整備事業費	138
2. 外国人観光客誘客促進事業費	139
3. 地域資源活用誘客促進事業費	142
●労働政策課	145
1. 市町村等緊急雇用創出事業費	145
2. 大卒等未就職者人材育成事業	147
3. 起業支援型地域雇用創造事業費	150
4. 育児・介護休業者生活資金貸付事業費	152
●職業能力開発課	155
1. 職業転換能力開発費	155
2. 在職者訓練費	157
3. 職業能力開発協会補助	159
4. ものづくり振興・人材育成事業	162

III 出先機関に関する指摘又は意見.....	165
●工業技術センター	165
■機関概要	165
■指摘又は意見	167
●土浦産業技術専門学院	169
■指摘又は意見	169
IV 関連団体に関する指摘又は意見.....	172
●公益財団法人中小企業振興公社.....	172
■法人概要	172
1. 概要.....	172
2. 団体の決算数値及び県財政関与状況の推移.....	175
3. 出資団体の主な経営指標の推移.....	177
4. 関連団体の本部等の写真.....	177
■指摘又は意見	178
1. 事業計画.....	178
2. ものづくり産業マッチング支援事業.....	184
3. いばらき産業大県創造基金助成金.....	186
4. いばらき創業塾開催事業.....	189
5. 中小企業海外展開支援プロジェクト事業.....	191
●株式会社ひたちなかテクノセンター	193
■法人概要	193
1. 概要.....	193
2. 団体の決算数値及び県財政関与状況の推移.....	195
3. 出資団体の主な経営指標の推移.....	197
4. 関連団体の本部等の写真.....	198
■指摘又は意見	198
1. 会社の機関.....	198
2. 研究開発室等賃貸事業.....	203
3. 人材育成事業	208
4. 企業支援部.....	213
5. ロボット技術活用調査事業（追加調査）	215
6. 共同海外展開支援事業.....	215
7. 茨城県デザインセンター.....	217
●一般社団法人茨城県トラック協会.....	221
■法人概要	221
1. 概要.....	221

2. 機構図及び組織図	223
3. 補助対象事業に係る収支計算書	224
■指摘又は意見	227
1. ドライブレコーダー機器導入促進助成事業	227
●茨城県商工会議所連合会	228
■法人概要	228
1. 概要	228
■指摘又は意見	230
1. 退職積立金	230
●茨城県中小企業団体中央会	231
■法人概要	231
1. 概要	231
■指摘又は意見	232
1. 退職給与引当金	232
第4章 監査結果等項目別一覧	233
第5章 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置	240
1. 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状	240
2. 平成18年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状	281
3. 平成24年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状	282

第1章 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について

III 特定の事件を選定した理由

(1) 平成27年度現在、県政の運営指針として策定された「茨城県総合計画（いきいき いばらき生活大県プラン）（以下「総合計画」）」は、その対象期間の最終年度を迎えている。総合計画では、「本格的な人口減少社会の到来と急激な高齢化の進展」、「社会のグローバル化と交流の拡大、東アジアの経済発展」、「価値観の変化・多様化、新しい公共」といった課題認識のもと、茨城県の特性として「都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境」、「多様な産業と科学技術の集積」等を踏まえ、「住みよいいばらきづくり」・「人が輝くいばらきづくり」・「活力あるいばらきづくり」の三つの目標が掲げられている。そして、これらの目標を達成すべく「地域利用充実」、「社会全体で取り組む子育て支援」、「未来を担う子ども・若者育成」、「競争力ある産業育成と雇用創出」等の12のプロジェクトとそれらを実現すべく施策・事業が展開されている。

また、平成27年10月に策定された「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「創生総合戦略」という。）では、人口減少に対する強い危機感のもと、「人口減少の緩和と活力ある地域社会の維持」及び「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」という2つの基本的な考え方から「本県における安定した雇用の創出」、「本県への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の四つの基本目標を設定して、政策を実行していくとしている。

「総合計画」「創生総合戦略」のどちらの計画においても、地域における産業や人材の育成、企業の経営基盤の強化といった対策が重要なものとして位置付けられており、

これら対策を担う商工労働部の施策・事業を対象とすることは有用であると判断した。

(2) また、施策・事業の中で中小企業対策は重要な部分を占めているが、中小企業に係わる法律や国の政策については、近年以下のような変化があり、環境変化に対応した施策・事業の実施状況を確認することも有用であると判断した。(参考文献「立法と調査」No.337, No.344)

① 平成20年9月にリーマンショックが発生し、国内経済に深刻な影響が生じた。極端な経営環境悪化に対応するため、緊急保証制度(平成20年10月創設)と金融円滑化法(平成21年12月施行)が導入されたが、現在、前者は縮小(平成24年11月)され、後者は期限切れ(平成25年3月)となっている。

また、中小企業向けにあらたな政策パッケージとして、中小企業経営力強化法(平成24年8月施行)が施行されたが、従前の対策が、極端な経営環境悪化に対応した資金繰り対策や倒産防止対策といった「緊急的な支援策」と位置付けられていたのに対し、あらたな支援策は、新市場・需要の開拓や経営基盤強化といった「抜本的な支援策」に転換されている。

② 中小企業基本法の抜本改正(平成23年度)が行われており、中小企業の位置づけも、次のように変化している。

- ・ 「弱者」から「成長の担い手」へ
- ・ 「大企業と中小企業の格差是正」から「多様で活力ある中小企業の成長発展」へ
- ・ 「生産性向上」「取引条件の向上」から「経営の革新及び創業の促進」「経営基盤の強化」「経済的社会的環境変化への適応の円滑化」へ

③ 小規模企業活性化法(平成25年度)においては、小規模企業を以下のように位置付けている。

- ・ 「地域における経済の安定並びに地域住民の生活向上及び交流の促進」、 「将来における我が国経済及び社会の発展」に寄与する存在

④ 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)においては、以下の3つの数値目標が掲げられ、施策・事業が展開されている。

- ・ 開廃業率を米英レベル10%台へ
- ・ 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に倍増
- ・ 今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現

このように中小企業に対する期待は大きく、地域経済の発展の担い手として育成することが日本経済の復活に大きく貢献するものと考えられる。

- ⑤ 商工労働部を対象とした包括外部監査は、平成18年度以来となり、上述の環境変化を踏まえて施策・事業の評価を行うこと、また、前回指摘事項の措置状況を確認することが有用であると判断した。

IV 包括外部監査の方法

1. 実施した監査の概要

- (1) 商工労働部の各課の財務に関する事務の執行
 (2) 商工労働部の事業と関連の深い関連団体における経営の管理について、法令等への合規性、経済性、効率性、有効性、公平性の観点から監査を実施した。

2. 監査対象とした県の所管課

平成26年度の商工労働部の組織は、以下の通り。組織図については、第2章を参照されたい。

- (1) 本庁6課：産業政策課，産業技術課，中小企業課，観光物産課，労働政策課，職業能力開発課
 (2) 出先機関：計量検定所，大阪事務所，工業技術センター（繊維工業指導所，窯業指導所），産業技術短期大学校，産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院，日立産業技術専門学院，鹿島産業技術専門学院，土浦産業技術専門学院，筑西産業技術専門学院，古河産業技術専門学院
 (3) 各課の事業のうち、金額的・質的に重要と判断する事業を選定して監査を実施した。対象とした事業は以下の通り。

①産業政策課

平成26年度予算額・決算額一覧【一般会計】

(単位：千円)

番号	事業名	歳出額		不用額	決算額の執行状況	
					出先機関名 又は団体名	決算額
1	中小企業振興公社運営費補助 新事業創出ハンズオン支援事業費	予算額	75,199	45	(公財)茨城県	75,154
		決算額	75,154		中小企業振興公社	
2	国際経済交流促進事業費	予算額	3,711		(公財)茨城県	

		決算額	3,704	7	中小企業振興 公社	3,704
3	産学官研究交流促進事業費	予算額	2,202		(株)つくば研 究支援センタ ー	2,201
		決算額	2,201	1		
4	つくば創業プラザ運営事業費	予算額	5,277			
		決算額	5,277	-		
5	県内中性子利活用促進事業費	予算額	7,790		(株)ひたちな かテクノセン ター	7,409
		決算額	7,409	381		
6	成長産業振興プロジェクト事業 費	予算額	34,099		(株)つくば研 究支援センタ ー	33,766
		決算額	33,766	333		
7	いばらきいいもの開発支援事業 費	予算額	16,442		茨城県中小企 業団体中央会	16,442
		決算額	16,442	-		
8	中小企業海外展開支援プロジェ クト事業費	予算額	10,088		(公財)茨城県 中小企業振興 公社	10,087
		決算額	10,087	1		
9	新たな産業の創出育成事業費	予算額	100,345			
		決算額	100,030	315		
10	中小企業海外進出支援事業費	予算額	15,703		(独)日本貿易 振興機構	10,000
		決算額	12,659	3,044		
11	コンテンツ産業創造プロジェク ト事業費	予算額	25,367			
		決算額	23,550	1,817		
12	商工金融対策費	予算額	296,683			
		決算額	277,317	19,366		
13	中小企業融資資金貸付金	予算額	77,048,000			
		決算額	77,048,000			
14	中小企業信用保証料助成金	予算額	646,031		茨城県信用保 証協会	
		決算額	646,030	1		
15	東日本大震災復興緊急融資利子 補給事業費	予算額	476,882			
		決算額	351,022	125,860		
16	中小企業事業資金特別会計へ繰 出	予算額	14,239			
		決算額	14,239	-		

17	計量検定所運営費	予算額	20,109	1,683	計量検定所	18,426
		決算額	18,426			

平成26年度予算額・決算額一覧【特別会計】

(単位：千円)

番号	事業名	歳出額		不用額	決算額の執行状況	
					出先機関名 又は団体名	決算額
1	貸付金	予算額	700,000	33,160		
		決算額	666,840			
2	事務費	予算額	16,195	233	(公財)茨城県 中小企業振興 公社	15,361 319
		決算額	15,962			

②産業技術課

平成26年度予算額・決算額一覧【一般会計】

(単位：千円)

番号	事業名	歳出額		不用額	決算額の執行状況	
					出先機関名 又は団体名	決算額
1	中小企業テクノエキスパート派遣事業費	予算額	22,900	7	(公財)茨城県 中小企業振興 公社	22,893
		決算額	22,893			
2	いばらきサロン活動強化事業費	予算額	3,957	118	工業技術セン ター	3,839
		決算額	3,839			
3	いばらきデザインカレバールアップ事業費	予算額	19,340	93	工業技術セン ター (株)ひたちな かテクノセン ター	135 14,761
		決算額	19,247			
4	知的所有権センター運営費	予算額	14,409	160	(公財)茨城県 中小企業振興 公社	14,249
		決算額	14,249			
5	いばらき知的財産戦略推進事業費	予算額	3,175	186	(公財)茨城県 中小企業振興 公社	2,820
		決算額	2,989			
6	情報センター運営費	予算額	45,520		(公財)茨城県	

		決算額	45,520	-	中小企業振興 公社	45,520
7	中小企業情報化促進事業費	予算額	3,339		(公財)茨城県	3,339
		決算額	3,339	-	中小企業振興 公社	
8	ITサポートセンター設置運営費	予算額	3,872		情報政策課へ	1,733
		決算額	3,871	1	振替配当	
9	中小企業IT化促進による経営改善等支援事業費	予算額	17,500		(株)いばらき	17,260
		決算額	17,260	240	IT人材開発セ ンター	
10	ものづくり産業マッチング支援 事業費	予算額	16,790		(公財)茨城県	16,078
		決算額	16,078	712	中小企業振興 公社	
11	ロボット技術活用調査事業費	予算額	10,486			
		決算額	9,382	1,104		
12	地域産業サポート人材開発事業 費	予算額	9,400		(公財)茨城県	9,372
		決算額	9,372	28	中小企業振興 公社	
13	中小企業・小規模事業者経営基盤 強化事業費	予算額	6,617		(公財)茨城県	3,301
		決算額	6,331	286	中小企業振興 公社 中小企業課へ 振替配当	
14	支援体制整備事業費	予算額	47,698		(公財)茨城県	47,605
		決算額	47,605	93	中小企業振興 公社	
15	地場産業等総合支援事業費	予算額	4,660			
		決算額	4,422	238		
16	いばらき販路開拓支援事業費	予算額	12,342			
		決算額	12,106	236		
17	石油貯蔵施設立地対策等交付金	予算額	121,886		4市町村に交	121,818
		決算額	121,834	52	付金	
18	鉱業振興指導費	予算額	2,181		各県民センタ	1,406
		決算額	1,962	219	ー環境・保安 課	

19	坑廃水処理補助事業費	予算額	7,338	2,005		
		決算額	5,333			
20	技術ネットワーク化事業費	予算額	2,872	7	工業技術センター	2,865
		決算額	2,865			
21	試験指導費（本所）	予算額	23,227	1,700	工業技術センター 繊維工業指導所 窯業指導所	15,024
		決算額	21,527			84
22	研究開発費	予算額	122,261	1	工業技術センター 繊維工業指導所	24,597
		決算額	122,260			1,592
23	工業所有権管理費	予算額	1,782	201		
		決算額	1,581			
24	オンリーワン技術開発支援事業費	予算額	19,437	1,094	工業技術センター 繊維工業指導所 窯業指導所	16,168
		決算額	18,343			1,748
25	人材育成事業費	予算額	1,686	29	工業技術センター 繊維工業指導所 窯業指導所	106
		決算額	1,657			936
26	繊維工業指導所試験指導費	予算額	2,242	125	繊維工業指導所	2,117
		決算額	2,117			
27	窯業指導所試験指導費	予算額	2,356	2	窯業指導所	2,354
		決算額	2,354			
28	窯業指導所あり方検討事業費	予算額	1,504	10	窯業指導所	1,494
		決算額	1,494			

③中小企業課

平成26年度予算額・決算額一覧

(単位：千円)

番	事業名	歳出額	不用額	決算額の執行状況
---	-----	-----	-----	----------

号				出先機関名 又は団体名	決算額
1	中小企業総務費 中小小売商業振興法事務処理特 例交付金	予算額	6,771	4 町村へ事 務処理特例 交付金（県民 センター総 室へ振替配 当）	20
		決算額	6,453		
2	茨城県大規模小売店舗立地審議 会運営費 大規模小売店舗立地法施行費	予算額	3,181		
		決算額	3,114		
3	商店街活力向上支援事業費	予算額	11,842	5 市町村へ 補助	2,612
		決算額	9,726		
4	商店街等復興応援事業費	予算額	17,177	茨城県中小 企業団体中 央会	17,177
		決算額	17,177		
5	商店街実態調査事業費	予算額	7,992		
		決算額	7,992		
6	運輸事業振興費	予算額	497,347	（一社）茨城 県バス協会 （一社）茨城 県トラック 協会	37,587 459,760
		決算額	497,347		
7	商工会等職員設置費等補助事業 費	予算額	1,513,594	43 商工会・ 8 商工会議 所	1,512,832
		決算額	1,513,123		
8	商工会等リーディング事業費等 補助金	予算額	227,698	43 商工会・8 商工会議所 茨城県商工 会連合会	192,211 34,411
		決算額	226,622		
9	商工会連合会人件費等補助金	予算額	120,061	茨城県商工 会連合会	120,060
		決算額	120,060		
10	商工会連合会運営費補助金 商工会議所連合会運営費補助金	予算額	12,919	茨城県商工 会連合会 茨城県商工	6,461 6,458
		決算額	12,919		

					会議所連合 会	
11	中小企業組織化支援助成費	予算額	121,041	-	茨城県中小 企業団体中 央会	121,041
		決算額	121,041			
12	中小企業団体中央会助成費	予算額	4,153	1	茨城県中小 企業団体中 央会	4,152
		決算額	4,152			
13	マネジメントエキスパート派遣 事業費	予算額	2,900	83	(公財)茨城 県中小企業 振興公社	2,817
		決算額	2,817			
14	経営革新支援事業費	予算額	2,400	372	(公財)茨城 県中小企業 振興公社	1,396
		決算額	2,028			
15	事業継続計画 (BCP)策定支援事業 費	予算額	11,837	-		
		決算額	11,837			

平成26年度予算額・決算額一覧【特別会計】

(単位：千円)

番号	事業名	歳出額		不用額	決算額の執行状況	
					出先機関名 又は団体名	決算額
1	償還金	予算額	256,250	7		
		決算額	256,243			
2	一般会計へ繰出	予算額	119,650	4		
		決算額	119,646			
3	事務費	予算額	4,329	85		
		決算額	4,244			

④観光物産課

平成26年度予算額・決算額一覧【一般会計】

(単位：千円)

番号	事業名	歳出額		不用額	決算額の執行状況	
					出先機関名 又は団体名	決算額
1	観光物産協会運営支援事業費	予算額	16,520	5	(一社)茨城 県観光物産協	16,515
		決算額	16,515			

					会	
2	フィルムコミッション推進事業費	予算額	9,192			
		決算額	8,933	259		
3	漫遊いばらき観光キャンペーン事業費	予算額	28,214			
		決算額	28,214	-		
4	国際観光誘客促進事業費	予算額	1,550			
		決算額	1,550	-		
5	外国人観光客受入体制整備事業費	予算額	9,400		(公財) 茨城	
		決算額	8,938	462	県開発公社	8,938
6	いばらき夢ガイド設置事業費	予算額	64,793		(一社) 茨城	
		決算額	60,519	4,274	県観光物産協会	60,519
7	外国人観光客誘客促進事業費	予算額	135,546		(一社) 茨城	
		決算額	134,774	772	県観光物産協会	130,916
8	観光と物産の魅力発信強化事業費	予算額	12,661			
		決算額	12,116	545		
9	魅力発信支援事業費	予算額	49,180			
		決算額	48,594	586		
10	宿泊観光推進事業費	予算額	57,468			
		決算額	56,556	912		
11	おもてなしレベルアップ事業費	予算額	6,445			
		決算額	6,445	-		
12	茨城ブランド育成・販路拡大支援事業費	予算額	1,926			
		決算額	1,841	85		
13	映像祭を活用した茨城の魅力発信事業費	予算額	5,673			
		決算額	5,673	-		
14	いばらき・とちぎ魅力発信事業費	予算額	12,630			
		決算額	12,467	163		
15	地域資源活用誘客促進事業費	予算額	27,957			
		決算額	27,688	269		
13	国民休養地施設管理費	予算額	3,940			
		決算額	3,932	8		

⑤労働政策課

平成26年度予算額・決算額一覧【一般会計】

(単位：千円)

番号	事業名	歳出額		不用額	決算額の執行状況	
					出先機関名 又は団体名	決算額
1	茨城県労働者福祉協議会補助	予算額	8,500	-		
		決算額	8,500			
2	メンタルヘルス支援事業費	予算額	3,000	-	(公財)茨城 カウンセリングセン ター	3,000
		決算額	3,000			
3	緊急生活支援融資資金貸付金	予算額	32,492	-		
		決算額	32,492			
4	いばらき労働相談センター事業 費	予算額	7,422	148		
		決算額	7,274			
5	大卒等就職面接会開催事業費	予算額	1,651	207		
		決算額	1,444			
6	職場適応訓練事業費	予算額	3,220	-		
		決算額	3,220			
7	シルバー人材センター連合会運 営費補助	予算額	9,000	-		
		決算額	9,000			
8	いばらき就職支援センター事業 費	予算額	142,358	1,232	県北県民セ ンターへ 915 鹿行県民セ ンターへ 482 県南県民セ ンターへ 691 県西県民セ ンターへ 644	2,372
		決算額	141,126			
9	いばらき就職支援センター求人 開拓員等設置事業費	予算額	45,402	2,293		
		決算額	43,109			
10	市町村等緊急雇用創出事業費	予算額	1,433,619	114,814	水戸市他 36 市町村へ補 助	1,318,805
		決算額	1,318,805			

11	雇用創出等基金積立金	予算額	31,384	1		
		決算額	31,383			
12	生活・就労相談支援事業費	予算額	2,725	461		
		決算額	2,264			
13	大卒等未就職者人材育成事業費	予算額	576,035	7,333		
		決算額	568,702			
14	事業復興型雇用創出事業費	予算額	1,173,664	145,552		
		決算額	1,028,112			
15	生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業費	予算額	51,741	2,811	石岡市他2市 ～補助	48,930
		決算額	48,930			
16	起業支援型地域雇用創造事業費	予算額	1,179,205	206,632	庁内15課へ 振替配当	672,354
		決算額	972,573			
17	処遇改善プロセス支援事業費	予算額	462,163	73,911		
		決算額	388,252			
18	育児・介護休業者生活資金貸付金	予算額	2,030	-		
		決算額	2,030			
19	仕事と生活の調和推進事業費	予算額	3,364	1,727		
		決算額	1,637			

⑥職業能力開発課

平成26年度予算額・決算額一覧【一般会計】

(単位：千円)

番号	事業名	歳出額		不用額	決算額の執行状況	
					出先機関名 又は団体名	決算額
1	事業運営費	予算額	253,063	13,848	産業技術短期大学校	56,464
		決算額	239,215		産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 (以下「水戸産業技術専門学院」) 日立産業技術専門学院 鹿島産業技術専門学院 土浦産業技術専門学院 筑西産業技術専門学院 古河産業技術専門学院	34,976 16,957 25,931 44,110 26,571 18,412
2	委託訓練活用型デュアルシステム事業費	予算額	23,526	441	水戸産業技術専門学院	8,609
		決算額	23,085		日立産業技術専門学院	5,804

					鹿島産業技術専門学院	1,839
					土浦産業技術専門学院	3,965
					筑西産業技術専門学院	2,697
					古河産業技術専門学院	-
3	職業転換能力開発訓練事業費	予算額	21,997		水戸産業技術専門学院	368
		決算額	19,105	2,892	日立産業技術専門学院	5,554
					鹿島産業技術専門学院	1,363
					土浦産業技術専門学院	6,808
					筑西産業技術専門学院	1,410
					古河産業技術専門学院	60
4	巡回就職支援指導費	予算額	46,057		水戸産業技術専門学院	11,475
		決算額	45,126	931	日立産業技術専門学院	4,454
					鹿島産業技術専門学院	4,533
					土浦産業技術専門学院	10,354
					筑西産業技術専門学院	7,135
					古河産業技術専門学院	4,551
5	緊急雇用対策訓練費	予算額	310,066		水戸産業技術専門学院	78,091
		決算額	271,768	38,298	日立産業技術専門学院	19,584
					鹿島産業技術専門学院	24,101
					土浦産業技術専門学院	100,878
					筑西産業技術専門学院	23,472
					古河産業技術専門学院	25,550
6	障害者委託訓練事業費	予算額	8,797		水戸産業技術専門学院	1,690
		決算額	6,818	1,979	日立産業技術専門学院	-
					鹿島産業技術専門学院	3
					土浦産業技術専門学院	16
					筑西産業技術専門学院	596
					古河産業技術専門学院	1
7	知的障害者職業能力開発事業費	予算額	26,462		水戸産業技術専門学院	25,959
		決算額	25,975	487		
8	在職者訓練費	予算額	31,948		水戸産業技術専門学院	7,208
		決算額	31,151	797	日立産業技術専門学院	5,677
					鹿島産業技術専門学院	3,022
					土浦産業技術専門学院	3,960
					筑西産業技術専門学院	2,637
					古河産業技術専門学院	5,687

9	いばらき名匠塾事業費	予算額	2,424	102	水戸産業技術専門学院 日立産業技術専門学院 鹿島産業技術専門学院 土浦産業技術専門学院 筑西産業技術専門学院 古河産業技術専門学院	319
		決算額	2,322			495 462 482 -
10	産業技術専門学院施設整備費（国補）	予算額	87,399	10,083	産業技術短期大学校 水戸産業技術専門学院 日立産業技術専門学院 鹿島産業技術専門学院 土浦産業技術専門学院 筑西産業技術専門学院 古河産業技術専門学院	11,617
		決算額	77,316			1,791 6,713 6,024 16,807 5,233 1,035
11	産業技術専門学院施設整備費（県単）	予算額	5,612	1,323	産業技術短期大学校 水戸産業技術専門学院 日立産業技術専門学院 鹿島産業技術専門学院 土浦産業技術専門学院 筑西産業技術専門学院 古河産業技術専門学院	280
		決算額	4,289			895 262 313 278 1,011 311
12	産業技術専門学院耐震化等施設整備事業費	予算額	232,412	35,843	営繕課へ振替配当 日立産業技術専門学院	150,523
		決算額	196,569			1,204
13	認定訓練校育成事業費	予算額	38,641	1,526		
		決算額	37,115			
14	職業能力開発協会事業運営費	予算額	17,000	-	茨城県職業能力開発協会	17,000
		決算額	17,000			
15	職業能力開発協会事業促進費	予算額	18,820	-	茨城県職業能力開発協会	18,820
		決算額	18,820			
16	ものづくり振興・人材育成事業費	予算額	3,644	321		
		決算額	3,323			
17	茨城県職業人材育成センター運営事業費	予算額	14,552	2,377	茨城県職業能力開発協会	12,175
		決算額	12,175			

3. 監査対象とした県の関連団体

商工労働部が所管となっており、各事業と関連が深くかつ予算額等の観点から重要性が高いと考えられる以下の関連団体について、経営の管理を監査することが重要と判断し、現場往査を実施した。

- ①公益財団法人中小企業振興公社
- ②株式会社ひたちなかテクノセンター
- ③一般社団法人茨城県トラック協会
- ④一般社団法人茨城県観光物産協会
- ⑤茨城県職業能力開発協会
- ⑥茨城県商工会連合会
- ⑦茨城県商工会議所連合会
- ⑧茨城県中小企業団体中央会

4. 監査の要点

所管部局の財務事務に関する以下の点

- ・ 事業が効果的に行われ事業目的は達成されているか。
- ・ 事業が効率的・経済的に行われているか。
- ・ 事業の進捗や成果を適切に検証しているか。
- ・ 事業の合理性に問題があり今後廃止を検討すべきものではないか。
- ・ 事業が要項や要領にしたがって事務執行されているか。
- ・ 契約等事業に関連する事務手続に問題はないか。
- ・ 財産の効率的な活用ができているか。
- ・ 財産の管理状況は妥当か。
- ・ 物品の取得や処分に関する手続が適切に行われているか。
- ・ 文書管理は適切になされているか。
- ・ 需用費等の支出事務に問題はないか。
- ・ 事業の評価を適時に行い、課題の抽出とその対策を次年度計画に反映させているか。
- ・ 委託先への委託内容は合理的なものか。コスト削減を優先するあまり、無理な委託内容となっていないか。
- ・ 事業遂行上の問題点を看過していないか。委託先に問題対応が丸投げされていないか。
- ・ 事業リスクの評価が適切に行われ、理解された下で進められているか。
- ・ 一者随契の継続は合理的なものか。
- ・ 委託事業か、補助事業に該当するのか、選択は適切か。
- ・ 事業目的の達成時期は明確か。
- ・ プロポーザル方式の手順は適切か。

関連団体における経営管理に関する以下の点

- ・ 経済的な事業運営をしているか、経営合理化努力をしているか。
- ・ 県から財政支援を受ける事業に関して、支援が必要か。また支援は必要最小限か。
- ・ その関連団体の事業が県の行政に貢献しているのか。
- ・ 所管課の関連団体のモニタリングは有効か。
- ・ 財政支援について適切な使い方をし、適切な報告をしているか。
- ・ 土地の取得や処分・造成について適法かつ経済的に行われているか。
- ・ 業務が社内規程等にしがって適切に行われているか。
- ・ 契約等事業に関連する事務手続に問題はないか。
- ・ 人事関連の事務手続についてルールに沿って行われているか。
- ・ 組織の規模は妥当であるか、人件費が妥当であるか。
- ・ 資産の評価額も含め決算処理及び経理書類は適切か。
- ・ 決算書類が実態をあらわしているか。
- ・ 資産（固定資産、現金預金、未収金等）の管理状況は妥当か。
- ・ 文書管理は適切になされているか。
- ・ 施設の維持管理状況に問題はないか。
- ・ 指定管理者となっている場合、公共施設の管理運営は適切に実施されているか。

5. 主な監査手続の実施状況

(1) 対象選定のための概況ヒアリング

監査対象とする事業及びその所管部・課を選定するため、総合計画、行革プラン、監査委員による監査方針等の説明を受けた。ヒアリングの結果、所管部・課として商工労働部を選定した。

	実施日	時間	対象機関	実施内容	場所	担当
1	7月24日(金)	10:00 ～ 17:00	企画部企画課	茨城県総合計画の説明を受けた。	本庁 外部 監査	池田・高橋・ 坂本・小林・ 大山・山本・ 坂東・高谷・ 市原・説田
			総務部行財政改革・地方分権推進室	茨城県行革プラン、事業評価の説明を受けた。	人室	
			監査委員事務局	平成27年度の監査方針、重点監査項目の説明を受けた。		

商工労働部が所管する事業から、監査対象を選定するため、本庁各課より各事業の概況説明を受けた。

	実施日	時間	対象機関	実施内容	場所	担当
2	8月26日(水)	10:00 ～ 17:00	産業政策課 ----- 中小企業課 ----- 産業技術課 ----- 観光物産課 ----- 労働政策課 ----- 職業能力開発課	予算要求説明資料（A表付表）等入手し、各課の担当者より、所管する事業に関する説明を受けた。	本庁 外部監 査人室	池田・高橋・ 坂本・小林・ 大山・山本・ 坂東・高谷・ 市原・説田

(2) 本庁各課、出先機関及び関連団体への往査の実施

所管課毎に担当チームを編成し、チームミーティング及び全体ミーティングを経て、対象事業を選定した。事業毎のヒアリング及び関連する出資団体への往査は、担当チームが中心となり実施した。

	実施日	時間	対象機関	実施内容	場所	担当
1	10月9日(金)	10:00 ～ 17:00	産業政策課	選定した事業毎に、監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監 査人室	池田・高橋・ 坂本・小林
2	10月13日(火)	10:00 ～ 17:00	産業政策課	選定した事業毎に、監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監 査人室	池田・高橋・ 坂本・小林
3	10月14日(水)	10:00 ～ 17:00	中小企業課	選定した事業毎に、監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監 査人室	池田・高谷・ 市原・説田
4	10月16日(金)	10:00 ～ 17:00	観光物産課 労働政策課	選定した事業毎に、監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監 査人室	大山・山本・ 坂東

	実施日	時間	対象機関	実施内容	場所	担当
5	10月19日(月)	10:00 ～ 17:00	労働政策課 職業能力開発課	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監査人室	大山・山本・坂東
6	10月20日(火)	10:00 ～ 17:00	産業技術課 中小企業課	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監査人室	高谷・市原・説田
7	10月21日(水)	10:00 ～ 17:00	職業能力開発課	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監査人室	大山・山本・坂東
8	10月22日(木)	10:00 ～ 17:00	産業技術課 中小企業課	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 外部監査人室	高谷・市原・説田
9	10月22日(木)	10:00 ～ 17:00	観光物産課	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	本庁 会議室	池田・大山・山本・坂東
10	11月9日(月)	10:00 ～ 17:00	公益財団法人 茨城県中小企業振興公社	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同社 会議室 (水戸市)	池田・高橋・小林
11	11月11日(水)	10:00 ～ 17:00	茨城県商工会連合会 茨城県中小企業団体中央会	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同社 会議室 (水戸市)	池田・高谷・市原・説田
12	11月13日(金)	10:00 ～ 17:00	茨城県商工会議所 連合会	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同社 会議室 (水戸市)	高谷・市原・説田

	実施日	時間	対象機関	実施内容	場所	担当
13	11月19日(木)	10:00 ～ 17:00	工業技術センター	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同所 会議室 (茨城町)	高谷・市原・ 説田
14	11月24日(火)	10:00 ～ 17:00	公益財団法人茨城県中小企業振興公社	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同協会 会議室 (水戸市)	池田・高橋・ 小林・高谷
15	11月24日(火)	10:00 ～ 17:00	一般社団法人茨城県観光物産協会	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同協会 会議室 (水戸市)	山本
16	11月24日(火)	10:00 ～ 17:00	茨城県職業能力開発協会	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同協会 会議室 (水戸市)	大山
17	11月25日(水)	10:00 ～ 17:00	株式会社 ひたちなかテクノセンター	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同社 会議室 (ひたちなか市)	池田・高橋・ 坂本・小林
18	11月25日(水)	10:00 ～ 17:00	一般社団法人茨城県観光物産協会	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同協会 会議室 (水戸市)	大山・山本・ 坂東
19	11月27日(金)	10:00 ～ 17:00	株式会社 ひたちなかテクノセンター	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同社 会議室 (水戸市)	高橋・坂本・ 小林・市原
20	11月27日(金)	10:00 ～ 17:00	一般社団法人茨城県トラック協会	選定した事業毎に, 監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同協会 会議室 (水戸市)	高谷・説田

	実施日	時間	対象機関	実施内容	場所	担当
21	11月27日(金)	10:00 ～ 17:00	茨城県職業能力開発協会	選定した事業毎に、監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同協会 会議室 (水戸市)	池田・大山・ 山本・坂東
22	12月2日(水)	10:00 ～ 17:00	産業技術短期大学 併設水戸産業技術 専門学院	選定した事業毎に、監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同所 会議室 (水戸市)	大山・山本・ 坂東
23	12月10日(木)	10:00 ～ 17:00	土浦産業技術専門 学院	選定した事業毎に、監査要点に留意して詳細ヒアリングを実施した。	同所 会議室 (土浦市)	大山・山本・ 坂東

<実施した手続>

[本庁各課]

- ・ 各事業に関して、ヒアリングを実施するとともに、議事録・要綱要領・決裁資料等の関係資料の閲覧を実施。
- ・ 財産の管理状況について、ヒアリング、台帳や契約書等の証憑との突合等を実施。
- ・ 関連団体との取引や県としての関わり方について、ヒアリングや関連資料の閲覧を実施。
- ・ 経費の関係帳票を通査、必要に応じて突合。

[関連団体]

- ・ 各事業に関して、ヒアリングを実施するとともに、議事録や要綱等関係資料の閲覧を実施。
- ・ 財産の管理状況について、ヒアリング、台帳や契約書等の証憑との突合、必要に応じて実査等を実施。
- ・ 関連団体との取引や県としての関わり方について、ヒアリングや関連資料の閲覧を実施。
- ・ 必要に応じて管理施設の視察を実施。
- ・ 会計帳簿、財務決算書類の通査、分析を実施。
- ・ 経費の関係帳票を通査、必要に応じて突合。

(3) 過去の包括外部監査における指摘事項のフォローアップ

今回監査対象とした事業のうち、過去の包括外部監査にて指摘を受けている場合には、措置状況について確認した。詳細は第5章を参照されたい。

(4) 監査チームによる検討

対象事業の選定、ヒアリング結果の共有や指摘事項の候補に関する検討、報告書の取りまとめ等、随時監査チーム内でミーティングを実施し、課題の検討を行った。

6. 監査の対象期間

主として、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）を対象とした。

なお、事業の推移・経緯を把握するために、平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日）及び平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日）に関するデータ提供を受けたほか、必要に応じてそれ以前の年度及び現行年度である平成27年度の状況についてもヒアリングの対象とした。

V 外部監査の実施時期

平成27年7月24日から平成28年2月2日まで

VI 外部監査の実施者

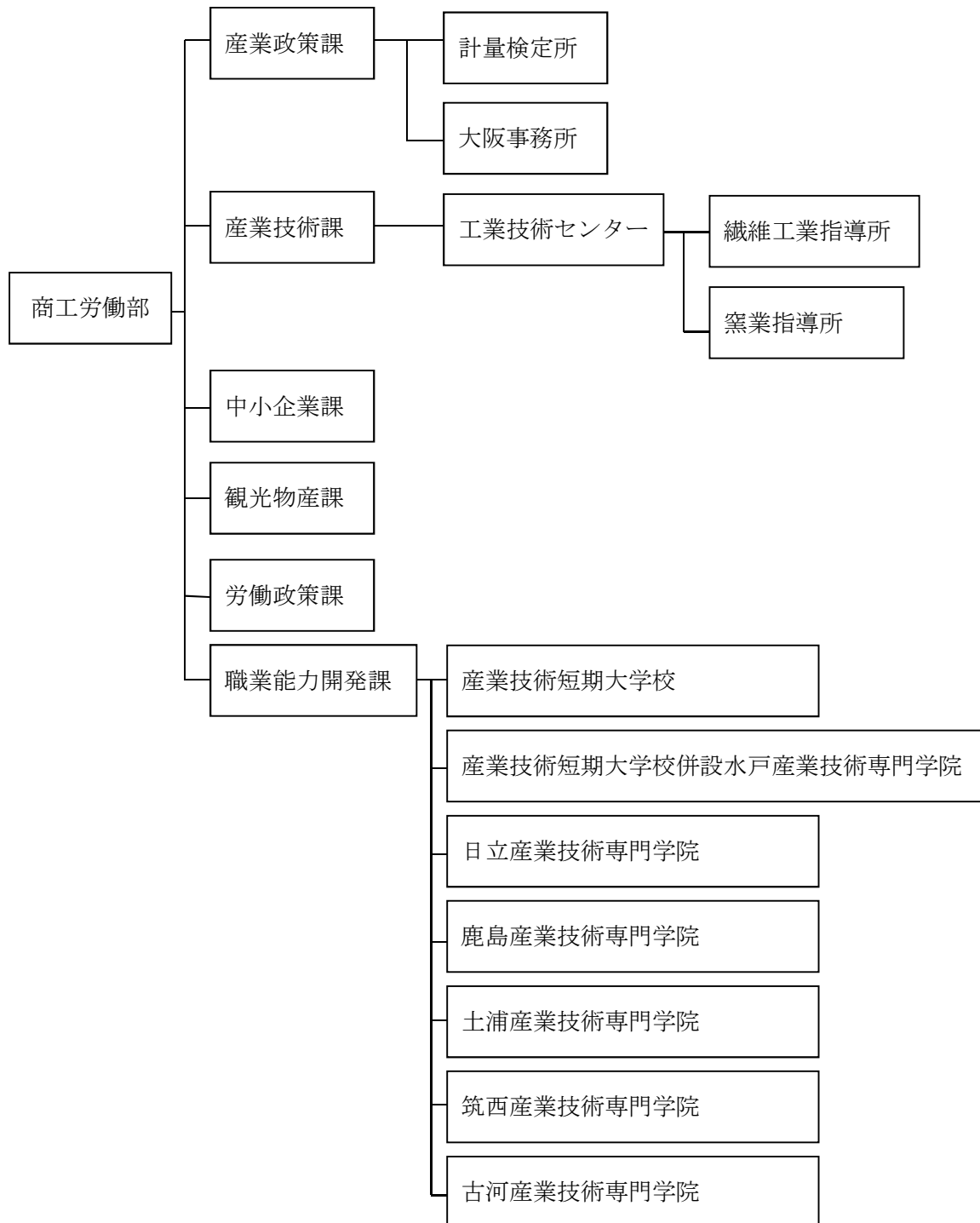
包括外部監査人	税理士	池田 雄一
包括外部監査人補助者	税理士	高谷 豊
〃	税理士・公認会計士	坂東 祐治
〃	税理士・公認会計士	高橋 博之
〃	税理士	市原 和弘
〃	税理士・不動産鑑定士	説田 賢哉
〃	税理士	大山 文彦
〃	税理士	山本 隆行
〃	税理士・公認会計士	小林 元
〃	税理士・公認会計士	坂本 祐輝

VII 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人ならびに補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 商工労働部の概要

1. 組織



2. 職員配置現員数

(H27. 4. 1 現在)

区 分		職員数		
		事務職	技術職	計
本 庁	産業政策課	33	2	35
	産業技術課	14	2	16
	中小企業課	21	0	21
	観光物産課	23	0	23
	労働政策課	15	0	15
	職業能力開発課	12	0	12
	本 庁 計	118	4	122
出 先 機 関	計量検定所	3	4	7
	大阪事務所	2	1	3
	工業技術センター	4	35	39
	繊維工業指導所	0	8	8
	窯業指導所	0	9	9
	産業技術短期大学校	3	7	10
	産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	0	9	9
	日立産業技術専門学院	2	5	7
	鹿島産業技術専門学院	2	5	7
	土浦産業技術専門学院	3	12	15
	筑西産業技術専門学院	2	8	10
	古河産業技術専門学院	1	5	6
出 先 機 関 計	22	108	130	
部 計		140	112	252

3. 分掌業務

課名	所 掌 事 務
産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工行政に係る総合対策の計画調整に関する事 2 新産業の創出に関する事 3 中小企業の人材育成に関する事 4 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）の施行に関する事 5 中小企業の金融対策に関する事 6 信用保証協会に関する事 7 貸金業に関する事 8 計量法（平成 4 年法律第 51 号）の施行に関する事 9 中小企業振興公社の指導に関する事 10 計量検定所及び大阪事務所に関する事 <ul style="list-style-type: none"> 【産学連携推進室】 1 産学連携の推進に関する事 2 中性子の産業利用の推進に関する事 <ul style="list-style-type: none"> 【経済交流支援室】 1 県内中小企業の貿易及び海外進出に関する事
産業技術課	<ul style="list-style-type: none"> 1 中小企業の技術の振興に関する事 2 下請中小企業の振興に関する事 3 産地産業の振興に関する事 4 中小企業の新製品、新技術等の開発の支援に関する事 5 中小企業の情報化事業に関する事 6 地下資源に関する事 7 採石業及び水洗炭業に関する事 8 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の施行に関する事（河川管理者に関することを除く） 9 臨時石炭鉱害復旧事業に関する事 10 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関する事 11 工業技術センターに関する事

<p style="text-align: center;">中小企業課</p>	<p>1 地域商業の振興に関する事 2 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の施行に関する事 3 流通対策に関する事（商工労働部の所管に係るものに限る） 4 小売商業調整特別措置法（昭和 34 年法律第 155 号）の施行に関する事 【経営支援室】 1 商工会，商工会議所その他の商工団体に関する事 2 中小企業の組織化に関する事 3 中小企業の経営革新に関する事 4 中小企業の再生支援に関する事 5 中小企業高度化事業に関する事</p>
<p style="text-align: center;">観光物産課</p>	<p>1 観光の振興に関する事 2 国民休養地に関する事 3 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）及び通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）の施行に関する事 4 観光振興基本計画に関する事 5 物産の国内販路拡大に関する事 【国際観光推進室】 1 国際観光の推進に関する事 【フィルムコミッション推進室】 1 フィルムコミッションの推進に関する事</p>
<p style="text-align: center;">労働政策課</p>	<p>1 労使関係の安定に関する事 2 労働組合に関する事 3 労働情勢及び労働経済に関する事 4 労働教育及び労務管理の改善に関する事 5 勤労者の福祉に関する事 6 勤労青少年の福祉に関する事 【雇用促進対策室】 1 雇用対策の推進に関する事</p>
<p style="text-align: center;">職業能力開発課</p>	<p>1 公共職業訓練に関する事 2 事業主等の行う職業能力の開発の援助に関する事 3 職業訓練指導員に関する事 4 職業能力検定に関する事 5 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校に関する事 6 その他職業能力の開発及び向上に関する事</p>

4. 基本方針と各課の主要施策

(1) 基本方針

【取り組み方向】

生活大県の実現に向けて、今年度が計画期間の最終年度となる「茨城産業活性化に関する指針」、「茨城県観光振興基本計画」及び「第9次茨城県職業能力開発計画」に基づく各種施策を着実に実施していくほか、経済・社会情勢の変化等に対応した競争力ある産業の育成や、「いばらき観光おもてなし推進条例」（平成26年茨城県条例第61号）を踏まえた観光の振興及び本県産業を支える人材の確保・育成を推進していくとともに、中長期的な観点で本県産業の活力を維持するための平成28年度を初年度とする新たな指針・計画を策定していく。

また、東日本大震災からの復旧・復興に向け、本県中小企業の資金繰り支援や風評被害対策を進めるとともに、デフレ脱却と景気の回復、さらには地方創生のための国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して、本県の特性を活かした産業の振興を図っていく。

【基本施策】

- 1・経済・社会情勢の変化に対応した産業の育成
 - ・成長分野への進出促進
 - ・海外展開の支援
 - ・ベンチャーの創業・育成支援
 - ・コンテンツ産業の育成 等

- 2・中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化
 - ・専門家派遣や支援機関等による経営改善支援
 - ・まちづくりと一体となった商店街の賑わいづくり支援
 - ・サービス産業の生産性や付加価値の向上の支援 等

- 3・おもてなし産業としての観光の振興
 - ・全件的なおもてなし気運の醸成による観光魅力度の向上
 - ・豊かな資源を活用した国内外からの観光誘客 等

- 4・企業活動を担う人材の確保と育成
 - ・本県産業を担う人材の確保と定着促進及び雇用の確保
 - ・生産現場の中核となる人材育成や多様な職種に対応した職業訓練 等

- 5・その他
 - ・東日本大震災からの復旧・復興支援
 - ・地方への好循環拡大に向けた経済対策及び地方創生の推進

(2) 各課の主要施策

①産業政策課

主要施策	内 容
1. 新産業の創出及びベンチャー企業の育成・支援	<p>(1) 創業や中小企業の新事業展開を促進するため、創業から試作品開発、販路拡大に至るまで、事業化の各段階に応じて専門家が課題解決に向けたアドバイスを提供するなど、きめ細かな支援を行う。</p> <p>(2) 起業家精神に富み、新製品・新技術の開発等に取り組むベンチャー企業等を積極的に育成する。</p> <p>(3) クリエイターの育成やコンテンツ製作の活動拠点づくりなどを通し、コンテンツ産業の振興を図る。</p>
2. 地域資源の活用や農商工等の連携による新事業の創出支援	<p>農林水産物や鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用や、農商工等連携による新事業の創出 による中小企業の新商品開発等の取組を支援する。</p>
3. 経済国際化の促進	<p>県内中小企業の海外取引等、経済国際化の促進を図るため、海外展示会出展支援や県上海事務所等を活用した国際ビジネス情報の提供などの支援を行う。また、ジェトロ茨城貿易情報センターや海外進出サポート協議会の設置、シンガポールへの職員派遣により、県内中小企業の海外展開等の支援体制を強化する。</p>
4. 中小企業の成長分野進出の促進	<p>今後、需要拡大が期待される成長分野(次世代自動車、環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品)への県内中小企業の進出を促進するため、それぞれの分野ごとに必要な情報の提供や大手企業等への技術提案を支援するほか、産学連携・異分野連携を促進し、新たな技術開発・製品開発につなげる。また、健康・医療機器分野での現場職員の負担軽減やサービスの向上に寄与する新製品開発等の支援を強化する。</p>
5. 中性子利活用の促進	<p>県内中小企業による中性子利用及び J-PARC 周辺機器整備等への参入を促進するため、 J -PARC の普及啓発や利用相談等に応じるとともに、県内中性子利用連絡協議会を通じ、中性子利活用に向けた情報提供や技術展示会開催等の支援を行う。</p>
6. 中小企業金融の	<p>(1) 中小企業の経営の安定化に資するため、東日本大震災復興緊急融</p>

円滑化	資の継続実施や、新事業促進融資の創業活動支援枠の拡充及び借換融資の創設に加え、十分な新規融資枠を確保することにより、低利で資金を供給するとともに、保証料及び利子の一部補助を実施する。 (2) 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進するため、(公財)茨城県中小企業振興公社が行う設備資金貸付事業を支援する。
7. 貸金業者の監督	貸金業の適正な運営を図るため、貸金業登録及び法令に基づく適正な業務執行など貸金業者の監督を行う。

②産業技術課

主要施策	内 容
1. 中小企業の技術振興	(1) 中小企業の新製品・新技術開発を促進するため、工業技術センターにおいて試験研究等を実施するなどの技術支援を行う。 (2) 中小企業の新製品・新技術開発や生産性の向上等、技術的な課題の解決を支援するため、大企業OB等の専門家を活用し助言指導を行う。 (3) 企業における知的財産を活用した経営や新製品・新技術開発を促進するため、知的財産に関する情報提供や相談、移転斡旋などの支援を行う。
2. 中小企業の受注機会・販路拡大の支援	(1) 中小企業の受注機会の拡大を図るため、本県中小企業の優れた製品や技術等の県内外の大手企業等への売り込みや、取引のあっ旋等の支援を行う。 (2) 中小企業の販路開拓を支援するため、受発注情報の収集・提供や商談会等を行う。
3. 地場産業の振興・育成支援	(1) 地場産業の振興を図るため、地場産業組合等による新商品開発や販路開拓、後継者確保の取り組みを支援する。 (2) 業界の健全な発展と災害防止を図るため、採石・砂利採取事業者への指導等を行う。
4. 中小企業の情報化の促進	(1) 中小企業の情報化を促進するために、インターネット等を活用して産業関連情報や企業情報、受発注情報を提供するとともに、「いばらきブロードバンドネットワーク (IBBN)」の産業利用を支援する。 (2) 中小企業における IT の使いこなしができる人材や、IT の高度化

	に対応した人材育成を支援する。
--	-----------------

③中小企業課

主要施策	内 容
1. 地域商業の活性化支援	(1) 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地活性化法」に基づき、市町村が取り組む計画策定等を支援する。 (2) 魅力ある商店街づくりのため、商店街団体等が取り組む地域の創意工夫ある活性化事業を支援するとともに、専門家等の派遣により、効果的な事業となるよう支援する。 (3) 地域コミュニティの強化や買い物環境の改善など、地域ニーズや社会的課題等に対応したサービスの創業等を支援することにより、新たな産業や雇用の創出を図る。
2. 大規模小売店舗立地法の運用	大型店設置者に対して、「大規模小売店舗立地法」に基づき、交通対策、騒音対策、廃棄物対策など、周辺地域の生活環境の保持について、学識経験者による審議会等の意見を踏まえ、適正な配慮を求める。
3. 物流効率化の支援	営業用バス・トラック等の輸送力の確保等を図るため、県バス協会及び県トラック協会が行う輸送サービスの改善事業等を支援する。
4. 小規模事業者の経営改善の支援	経営基盤が脆弱な小規模事業者の経営改善を促進するため、商工会及び商工会議所等が行う経営指導や地域活性化事業等を支援する。
5. 中小企業の経営力強化と再生の支援	(1) 中小企業の経営革新等を促進するため、経営革新計画の策定支援や計画の承認などを行う。 (2) 東日本大震災による二重債務問題や、経営が悪化しつつある中小企業の再生を図るため、中小企業再生支援協議会を通じた経営改善計画の策定支援や産業復興機構等による債権買取等により、事業の迅速な再建を支援する。
6. 中小企業組織化	中小企業の活性化と経営力の強化を図るため、協同組合等の設立

の促進	の認可等を行うほか、県中小企業団体中央会が行う協同組合等の運営指導事業等を支援する。
7. 東日本大震災被災中小企業等の復興支援	中小企業等グループ施設等災害復旧事業の交付を受けた被災中小企業の施設、設備の復旧支援と、グループによる地域の復興に資するための共同事業の推進を支援する。
8. 高度化事業の支援	中小企業が共同してショッピングセンターや工場団地等の事業に対し、県が貸し付けを行う長期低利の高度化資金について、専門家による貸付先の診断、指導を行うとともに、貸付金の適切な債権管理を行う。

④観光物産課

主要施策	内 容
1. 観光振興に係る調査	県内観光地における観光客の動態を把握し、観光振興方策の基礎資料を得る。
2. 観光施設の管理	伊師浜国民休養地の利用者の安全確保を図り、休養地の利用向上に資するため施設等の維持管理を行う。
3. 誘客の促進	<p>(1) 雑誌等への広告掲載等により本県の優れた観光資源を全国に宣伝紹介するとともに、誘客促進を図るための観光キャンペーン等を展開する。</p> <p>(2) 本県の幅広い知識を有するガイドによる観光及び県政全般の案内・PR等を実施する。</p> <p>(3) 観光分野においてチャレンジしている意識の高い“観光フロントランナー”の自助努力を促すため、宿泊施設のおもてなしを向上し、観光地の魅力向上やリピーターの確保を図るとともに、首都圏のバイヤーなど専門家によるブランディングセミナーを開催し、茨城県産品のブランド力向上を図る。</p> <p>また、依然として風評被害の残る宿泊施設等へ宿泊客を誘致するため、プレミアム付き宿泊券を発行する。</p> <p>(4) 旅行ニーズの多様化や震災以降の人々のライフスタイルの変化などに対応するとともに、本県の立地特性などを踏まえ、的確かつ効果的に茨城の魅力の発信を行い、多角的に茨城への新規観光需要</p>

	の創出を図る。
4. 国際観光の促進	<p>(1) 茨城空港の就航先からの観光客誘客を促進するため、誘客・PR体制を整備するとともに宿泊施設など民間における受入体制の支援を行う。</p> <p>(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、旅行商品の造成促進や知名度向上を図るため、周辺県等と連携を図りながら、首都圏における誘客体制を整備するほか、海外の旅行業者・メディア招へいや、観光説明会、商談会等を実施する。</p> <p>(3) 県内宿泊商品の定着化、長期滞在化を図るため、デマンド型バスの運行や外国人観光客旅行商品造成支援金の交付を行う。</p>
5. フィルムコミッションの推進	映画やテレビドラマ等の映像を通じ、本県のイメージアップや観光など交流の拡大を図るとともに、ロケ地など地域資源を活用した魅力ある地域づくりを促進する。

⑤労働政策課

主要施策	内 容
1. 雇用機会の創出と支援	<p>(1) いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区センターにおいて、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介等まで、就職活動に必要なサービスを一元的に提供して就職支援を行う。また、厳しい雇用情勢や震災等により離職された方の再就職を支援するため、各センターに求人開拓員を配置し求人の確保に努めるとともに、求職者と企業のニーズをマッチングさせる取り組みを進める。</p> <p>(2) 大卒等就職面接会の開催、ビジネスマナーやコミュニケーション能力の向上のための講座の実施、大学等を卒業後未就職となっている若者等に対する基礎研修や企業実習を行い就職につながる事業の実施など、若者を対象とした就職支援サービスを充実する。また、求職者の就業機会を提供するため、面接会を開催する。</p> <p>(3) 女性の再就職を促進するため、職業訓練や相談体制など支援体制を充実する。</p> <p>(4) 高齢者の就業を促進するため、企業に対し雇用の65歳までの段階的な引き上げについて制度の普及啓発を行うとともに、シルバー人材センターの活用などにより多様な就業機会の提供に努める。</p> <p>(5) 障害者の就業を支援するため、県内9か所に設置した障害者就業・</p>

	<p>生活支援センターの充実，国等と連携しての障害者就職面接会の開催，職場適応訓練の実施等に努める。</p> <p>(6) 厳しい雇用情勢や震災等により離職された方々の雇用の場を確保するため，国の交付金を財源に造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用し，県や市町村において雇用・就業機会の創出を図る。</p>
2. 豊かさを実感できる勤労者福祉の増進	<p>勤労者福祉を増進するため，労働福祉団体の育成や勤労者に対する生活資金の低利貸付け等の支援を行う。</p>
3. 労働条件の向上と安定した労使関係の形成	<p>県内の労働経済情勢を迅速かつ的確に把握して労使に対する情報提供や労働相談を行い，安定した労使関係の形成を図る。</p>
4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて，県民の理解の促進や意識啓発に努めるとともに，男女の多様な働き方を可能にする環境づくりを推進する。</p>

⑥職業能力開発課

主要施策	内 容
1. 公共における職業能力開発の推進	<p>(1) 産業技術短期大学校において，ITに関する高度で実践的な技術者の育成を図る。</p> <p>(2) 産業技術専門学院において新規学卒者等を対象に，職業に必要な技術・技能の訓練を実施し，本県産業を担う人材の育成を図る。</p> <p>(3) 訓練生の就職を促進するため無料職業紹介を実施する。</p> <p>(4) 離職者等の再就職を促進するため，求人・求職ニーズ等に応じた多様な職業能力開発に努める。</p> <p>(5) 在職者の職業能力の向上を図るため，技能向上訓練や企業等の要望に応じて講座を設定するオーダーメイドコースを実施する。</p> <p>(6) 熟練技能者の高齢化の進行や大量退職に対応するため，ベテラン技能者から若年技能者に対して技能の継承を行う「いばらき名匠塾事業」を実施する。</p> <p>(7) 障害者の雇用の促進を図るために，県立産業技術専門学院や専門学校等民間教育訓練機関に障害者向けの訓練コースを設置し，身近</p>

	<p>に職業訓練を受ける機会を提供する。</p> <p>(8) 専門学校等民間教育訓練機関における教育訓練及び企業での実習を組み合わせたデュアルシステムにより、職業能力形成機会に恵まれなかった者の就職促進を図る。</p> <p>(9) 産業技術専門学院等の指導員の指導力の向上を図るため、各種研修を実施する。</p> <p>(10) 産業技術専門学院等の訓練施設の維持・改修訓練用設備，機器，工具類の更新，修理等を行う。</p> <p>(11) 産業技術専門学院において，応募や就職の状況，企業ニーズを踏まえて訓練科の内容等の見直しを進める。</p>
<p>2. 民間における職業能力開発の促進</p>	<p>(1) 認定職業能力開発校の指導・育成を行い，民間企業等における技能向上を促進する。</p> <p>(2) 「ものづくりマイスター」の認定と活動の促進をとおして，中小企業団体等の人材育成を行うとともに，ものづくりの振興を図る。</p> <p>(3) 民間企業等における職業能力の開発を促進するため，茨城県職業能力開発協会の育成・強化に努める。</p> <p>(4) 企業や団体等による自主的な職業能力開発の促進と，ものづくり技能に対する理解の深化を図るため職業人材育成センターを運営する。</p>
<p>3. 職業能力評価制度の推進と技能の振興</p>	<p>技能の適正評価と技能尊重気運の醸成を図るため，技能検定試験，卓越した技能者の顕彰，職業能力開発促進大会等を実施する。</p>

第3章 包括外部監査の指摘又は意見等

I 全般的事項

1. 全般的事項に関する意見

(1) 茨城県の産業支援機関のあり方

平成24年3月に茨城県出資団体等経営改善専門委員会から「県出資法人の改革に関する意見書」（以下「意見書」という。）が提言され、その中で、㈱つくば研究支援センターと㈱ひたちなかテクノセンターとの統合について言及されている。この意見書をうけ、県では、検討会及びその下にワーキンググループを設置し、両者のあり方について検討を重ねた。なお、検討結果の主な内容は以下のとおりである。

委員会の意見	検討会及びワーキンググループの検討結果
①総合的でトータルな県内中小企業とベンチャー企業に対する支援	<p>・つくば研究支援センターは、大学や研究機関と親密・良好な関係を築きながら研究成果等を引き出し地域企業へ橋渡すことやベンチャー企業等の創出・育成により、地域の活性化に役立つため業務を行っている。ひたちなかテクノセンターは、電気・機械産業や情報関連産業等が集積している茨城県北地域において、ものづくり企業を中心とする中小企業の技術力向上、新製品開発及び販路拡大などの支援事業を展開している。</p> <p>・意見書のとおり両法人の現状の目的・機能を維持・発展させるためには、2つの施設を維持しながら事業を実施していく必要があることや、各法人の事業の対象者や目的が異なっていることなどから、一概に類似業務を集約化することは困難であるとともに、企業等に対するサービスの低下につながるおそれがある。また、2つの施設を1つに削減することなく、これまでどおり2つの場所に「人」「モノ（施設）」を配置することは、経営の効率化にはつながらないと思われる。</p>
②創業に役立つ県内産業拠点の情報の迅速かつ機動的な全県への提供	<p>・各法人の目的や地域特性などから、自ずと支援する企業や地域等が絞られる傾向にあるが、各法人とも、大学や研究機関、企業等との交流を通じて情報収集等を行い、一部の事業については、県内中小企業を対象に全県的な事業展開を行っている。</p> <p>・コーディネーター等が大学や研究機関、企業等と良好な関係を保ちながら情報収集している現在のやり方を変更することは、情報の質や量の低下を招くおそれがありできない。統合してもある程度の人員と経費は必要となる。</p>

<p>③ 事業内容の向上, 新分野への進出及び得意分野の拡大と充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採択された企業では、指導や検査に要する旅費、管理員等の人件費、一般管理費などの助成対象経費について応分の負担をしている。一方、競争的資金獲得を目指す企業は、単独の資金では研究開発や新製品開発等に取り組むことのできないベンチャー企業や中小企業が多いため、対象外の委託契約前の書類作成指導等の経費について負担を求めることは、企業の技術開発の意欲を削ぐこととなり、結果的に本県産業の振興につながらないおそれがある。 ・戦略的基盤技術高度化事業等については、年度により採択件数が異なるため、嘱託社員等の採用者数を調整しており、そもそも繁忙期のズレは生じない。また、委託事業の提案書や契約書、実績報告書作成などの時期は重なっており、統合による繁忙期のズレやスケールメリットによるプロパー職員の採用は期待できないと思われる。
<p>④ 市町村との関係強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各法人の目的や地域特性、これまでの取組や実績などから、自ずと支援する企業や地域等が絞られる傾向にある。その結果、特定の市町村との関わりが強くなっているが、各法人とも、県内の市町村から相談等があれば、基本的に対応することとしている。 ・特に、ひたちなかテクノセンターについては、これまで受委託契約のない市町村に対しても、自社を活用した事業展開について積極的に提案を行うなど、連携強化の働きかけを行っている。
<p>⑤ 県等の補完業務の効率的推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、それぞれの地域特性を踏まえながら、期待する事業効果を得ようと、各法人の能力や活動実績等を考慮しながら事業を委託しており、統合による効率的な推進は期待できない。 ・具体的な事例として、「成長産業振興プロジェクト事業」については、これまで各法人の周辺地域において情報収集できていたものが、統合により遠方までカバーすることになり、経費（旅費）が増加するおそれがある。また、「ベンチャー企業等人材育成支援事業」については、効率化のため、会場をどちらか一方の施設にすることで利用者に対するサービスの低下を招くおそれがある。
<p>⑥ ワンストップサービスの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば研究支援センターの2部門（総務企画部、研究支援部）をひたちなかテクノセンターの3部門（総務・研修部、企業支援部、デザイン支援部）の類型に機械的に一元化することは可能であると思われるが、一元化した場合でも、現実的には、それぞれの地域で企業支援等を行うことになるため、1つの組織で2つの機能が存在することと

	<p>なり、利用者にとっては判りづらいものとなるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、例えば、つくば研究支援センターをひたちなかテクノセンターに統合（一元化）した場合、情報提供については、つくばの大学・研究機関との信頼関係の維持や、情報収集を行うための出張や旅費が増加するなど、ワンストップサービスを実現するために、経費及び業務が増加することとなる。
⑦産学官交流をより強力に推進	<ul style="list-style-type: none"> ・両法人においては、定期的に職員が法人を交互に訪問し情報交換するなど交流を行っており、統合しても2つの施設に職員が常駐し事業を展開することから、これまで同様、必要に応じた情報交換が必要となり、現状以上に効率化が図れるとは言い難い。
⑧執行体制の統合化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば研究支援センターは創業から25年にわたり、大学や研究機関と築き上げてきた親密かつ良好な関係が強みとなっており、ひたちなかテクノセンターは、人材育成を含めたものづくり企業に対する様々な支援のノウハウの蓄積と、他の産業支援機関にはないデザインセンターによる支援機能等が強みとなっている。 ・統合後も両法人の強みを生かしていくためには、情報を有する者（大学、研究機関、企業等）との情報交流を引き続き行っていく必要があるが、統合によって、これまで各法人の周辺地域において情報収集できていたものが、遠方までカバーすることになり、出張に係る業務や経費が増加するおそれがある。 ・また、入居者の決定や老朽化している施設修繕などの対応については、迅速な意思決定が必要となる場合があるが、統合により社長が不在となる施設では意思決定の遅延による経営への影響が懸念される。
⑨重複事業の調整による管理費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、両法人はそれぞれの地域特性を踏まえながら、地域や企業のニーズに合った支援事業等を展開している。各法人が実施してきた入居者サービスや企業支援のレベルを低下させることなく、2つの施設を維持するためには、ある程度の人員を配置したうえで企業支援を行う必要があることから、整理できる事務事業は限定的であると思われる。 ・具体的な事業としては、県委託事業である「ベンチャー企業等人材育成支援事業」において、共通的な内容で実施するセミナーの整理統合による経費削減。人件費については、給与事務や経理事務などの一元化による総務部門職員等の削減の可能性はあると考えている。そのほか、各法人の取締役会・株主総会については、統合によりトータル

	で開催回数を減少させることができることから、開催経費の削減につながると考えられる。
--	---

【意見】

県では、(公財)茨城県中小企業振興公社、(株)つくば研究支援センター、(株)ひたちなかテクノセンター、の3つの産業支援機関を所管している。(公財)茨城県中小企業振興公社は県が100%出資の法人であり、(株)つくば研究支援センター及び(株)ひたちなかテクノセンターについては、県が最も高い出資割合を占めている。

よって、(株)つくば研究支援センターと(株)ひたちなかテクノセンターだけでなく、(公財)茨城県中小企業振興公社を含めて、各産業支援機関で重複して行われている事業はないか検討する必要がある。そして、重複する事業がある場合には、上記の検討結果に記載があるような各産業支援機関の強みや地域的特性を踏まえて選択と集中を行うべきである。

具体的には、(株)つくば研究支援センターはつくば地区と、(株)ひたちなかテクノセンターはひたちなか地区と密接に繋がり運営されているため、必然的に地元産業を支援していく傾向が強いと考えられる。一方で、(公財)茨城県中小企業振興公社は県が100%出資する法人として、全県的に産業を支援していくことが求められる。

(2) 団体補助金について

一般的に補助金とは、特定の政策判断や公益上の必要性に基づき執行されるものであり、補助対象団体を財政的に支援することにより、県の政策を実現するための手法のひとつである。補助金の財源は言うまでもなく県民の税金であり、県は補助金として交付することに対して、県民に納得してもらえよう積極的に情報を公開し、説明責任を果たさなければならない。

県では「茨城県補助金等交付規則」において、交付申請、状況報告、実績報告等の事務手続きが定められ、これらの手続きに則って適正に執行されている。しかし、一度予算化されると、事業実績による効果の評価が十分にされることなく長期間にわたって継続して交付する例が見受けられる。

今回の包括外部監査の対象となる事務事業における補助金に限らず、近年の住民の自治意識の高揚や行政における意識改革の中で、透明性、公平性、公益性を確保するためには、これまでの補助金行政の弊害として指摘されるいくつかの問題点の克服が求められている。

多くの自治体において、補助金のあり方等について検討がなされている中、一般的な補助金行政の弊害として挙げられている問題については、以下のとおりである。

①補助の長期化による既得権益化

いったん補助が開始されると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が

失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直すことができない。

②交付団体の自立の阻害

交付される団体も補助金への依存度を高め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になる。

③補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側も、交付することで目的が達成されたとして、補助金の使途について真に目的にかなっているかの確認がおろそかになる。

また、補助金については、その補助の性格上いくつか分類することができる。さらに、それぞれの性格及びその課題は、以下のとおりである。

①法令に基づく補助

(性格) 法令により義務づけられている補助

(課題) 国の交付基準があっても、人件費等その金額が妥当なものかどうか、事業内容を精査することが必要である。

②団体運営費補助

(性格) 公益上必要と判断される新しい団体の設立に際して、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間、運営費に対して行う補助

(課題) 自主・自立が認められない団体への運営費補助は、見直しが必要である。

③外郭団体補助

(性格) 公益上必要とされる業務を執行している団体への補助

(課題) 外郭団体への補助は、人件費を含むケースが多いことから、人員配置を含め過大になっていないか、積立金・引当金等の名称に関わらず一定のルールに基づいて運用がなされているか、過大な積立金等があるにも関わらず定額の補助が行われていないか等、チェックすることが必要である。団体の自主性を尊重しつつ、県が団体の経営方針決定に関与できる体制の整備が求められる。また、各団体の事業運営が適切かつ効率的に実施されているか判断するために、団体内部における監査役員の設置、外部監査の導入等を行うなど団体の経営について透明性を確保するよう指導する必要がある。また、自主・自立が認められず、既得権化しているという課題もある。

④イベント補助

(性格) イベントに対する補助

(課題) 真に効果があり、多くの住民に波及するようなイベントに対し補助する視点で、事業内容、補助金の使途について精査することが必要である。

⑤事業費補助

(性格) 公益上必要となる事業の実施に関する補助

(課題) 行政が実施すべき事業を補完するための補助は、その積算費用を適正にすることが必要である。助成的補助（建設、物品購入補助等）は、当初導入時の誘因策であり、その期間を見極め、終期を設定することが必要である。扶助的補助は、社会情勢の変化を勘案し合理的基準の検討が必要である。

⑥利子補給金

(性格) 利子差額を補給することにより事業目的を達成するための補助

(課題) 金利の下落により負担が非常に少ない現状を考慮すると、利子補給率の見直しを中心とした制度の再検討が必要である。

補助金行政の弊害や補助金の性格別のいくつかの問題点について概観したが、行政ニーズが多様化するなか、補助金は、行政を補完し、公共の福祉を増進させるうえで、有効な役割を果たしており、その意義は大きく、今後も重要な意味を有していることは変わらない。

一方、社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や行政推進上の有効性が変化してきたところではあるが、既得権化しているものや補助を開始した当時の事業としての必要性が薄れてきているものなど、補助目的や効果が有効か、改めて客観的な視点で見直す必要がある。

補助とは、行政の行う業務ではなく補助団体が自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であることから、そのことを補助事業者は認識し、誠実に実施するとともに、職員一人ひとりが共通認識に立ち、前例踏襲にとらわれることなく、適正で効果的な補助金の執行に努める必要がある。

団体補助金に関連する指摘又は意見の記載箇所は以下の通りである。

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
1	中小企業課	小規模事業支援助成費	インセンティブ制の導入の検討	意見
2	中小企業課	小規模事業支援助成費	人件費の低減努力等	意見
3	中小企業課	商工団体等助成費	支給基準の明文化	意見

(3) 消費税に関する報告書等について

消費税法における課税事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなっており、公益法人等に係る消費税の納付税額の計算にあたっては、補助金収入など売上以外の収入(以下「特定収入」という。)が100分の5以下の場合には、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除できることになっている。

特定収入により賄われる消費税額は公益法人等において負担されないこととなるため、それぞれの補助金交付要項に定められている交付条件に基づき、補助金を受けた事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。)のうち課税仕入れに係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、これに係る補助金相当額を速やかに各年度の「消費税額確定報告書」をもって補助金の交付者に報告することになっている。しかし、今回の包括外部監査の対象となった補助対象事業においては、交付要項でその様式が定められておらず、事業者から県への報告もされていなかった。

消費税の取扱いについては、事業(委託事業、補助事業)の内容によって異なる。今後は消費税法改正等も予定されており、税率アップ、複数税率等の問題にも対処しなければならないことが予想される。十分な理解と準備をもって、様々なケースに対処していただきたい。

消費税に関する報告書等に関連する指摘又は意見の記載箇所は以下の通りである。

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
1	職業能力開発課	職業能力開発協会補助	補助金交付要項の規定不備	指摘
2	(株)ひたちなかテクノセンター	茨城県デザインセンター	消費税計算の誤り	指摘
3	茨城県工業技術センター	企業への技術支援事業等	受託契約書の委託料の消費税額表示	意見

(4) PDCAサイクル

県が行う公益的的事业は、営利企業のように利益を追求するものではなく、県民、県内企業の利便性向上等を目的としているため、投下した行政資源に見合う成果が得られたのか分りにくい面がある。そのため、事業を多面的に分析し、その必要性、効率性をより慎重に検討する必要がある。

事業の分析・検討の方法としては、PDCA サイクル(Plan-Do-Check-Act)がある。PDCA

サイクルは、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施するマネジメント手法であり、改善（Act）では評価（Check）の結果から次の計画（Plan）に結びつけるものである。PDCA サイクルを有効なものとするためには、まず、目標値・ターゲット・プロセス・期限等を定めた計画（Plan）は、実現可能性が高く、かつ内部達成目標としてふさわしいものを立案しなければならない。その上で、計画（Plan）で定めた諸施策を着実に実行（Do）し、定期的に計画と実績の乖離を分析・評価（Check）し、その原因を確かめ、改善（Act）していかなければならない。このように、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善) の4つのサイクルを繰り返し、場合によっては計画を見直すことで目標の実現可能性が高まる。

県では、茨城県総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」(以下「総合計画」という。)に位置付けられた12の生活大県プロジェクト(政策)やプロジェクトを構成する施策、事業を対象として「政策評価」を実施しており、評価結果は総合計画の進行管理にも活用している。また、実施した施策や事業の評価を行うことにより、プロジェクトの総括評価をとりまとめ、これらの結果について、次年度の重要政策などの企画立案等に反映される。

平成26年度の評価結果のうち、商工労働部の各課が主体となって実施する事業についてのプロジェクト評価は下記のとおりである。

社会全体で取り組む子育て支援プロジェクト				
施策名	事業名	数値目標 (目標年度)	平成26年度 期待値	平成26年度 成果
仕事と生活 の調和(ワーク・ライフ・ バランス)の 推進	子育てママ再就職支援事業	利用者50名 就職者35名 (平成25年)	利用者50名 就職者35名	利用者3名 就職者0名 (平成27.3 月末現在)
	仕事と生活の調和推進事業	「仕事と生活の調和推進計画」の 策定件数 300件 (平成26年)	60件	66件 (累計339 件)
	育児・介護休業者生活 資金貸付事業	新規件数 12件	新規件数 12件	新規件数 0件
未来を担う子ども・若者育成プロジェクト				
施策名	事業名	数値目標 (目標年度)	平成26年度 期待値	平成26年度 成果
青少年・若者の自立支援	新規学卒者訓練事業	新規学卒者訓練後の就職率	100%	99.6%

		100% (毎年度)		
	委託訓練活用型デュアルシステム事業	当事業終了後の 就職率 85% (平成 27 年)	85%	74.1% (平成 25 年)
	いばらき就職支援センター事業	紹介率 8% (毎年度) 若年者有業率 68.0%	紹介率 8% 若年者有業率 67.6%	紹介率 8.3% 若年者有業率 62.1% (平成 24 年)
いばらきの 産業を担う 人づくり	新規学卒者訓練事業	新規学卒者訓練後の 就職率 100% (毎年度)	100%	99.6%
	在職者訓練事業	定員に対する 受講者の率 100% (毎年度)	100%	96.4%
	職業転換能力開発訓練事業	離職者等就職訓練 修了後の就職率 70% (平成 27 年)	70%	75.0% (平成 25 年)
	緊急雇用対策訓練事業	離職者等就職訓練 修了後の就職率 70% (平成 27 年)	70%	67.1% (平成 25 年)
	ものづくり振興・人材育成事業	ものづくりマイスター認定者数 累計 820 人 (平成 27 年)	累計 766 人	累計 731 人
	いばらき名匠塾事業	名匠塾の実施 コース数 累計 74 コース (平成 27 年)	累計 68 コース	累計 70 コース
高齢者いきいき生涯現役プロジェクト				
施策名	事業名	数値目標	平成 26 年度	平成 26 年度

		(目標年度)	期待値	成果
高齢者の就職支援	シルバー人材センター連合会運営費補助	高齢者雇用率 (全国平均値) 9.9% (毎年度)	9.9%	10.5%
世代間交流の促進	ものづくり振興・人材育成事業	ものづくりマイスター認定者数 累計 820 人 (平成 27 年)	累計 776 人	累計 731 人
	いばらき名匠塾事業	名匠塾の実施 コース数 累計 74 コース (平成 27 年)	累計 68 コース	累計 70 コース
生活交通の確保等による高齢者の生活支援	いばらき産業大県創造基金・いばらきサービス産業新時代対応プログラム	累計採択件数 20 件 (平成 27 年)	15 件	20 件
	商店街活力向上支援事業	商店街における 活性化事業計画の 策定件数 (累計) 15 件 (平成 27 年)	14 件	14 件
質の高いライフスタイル創造プロジェクト				
施策名	事業名	数値目標 (目標年度)	平成 26 年度 期待値	平成 26 年度 成果
地域の特色を活かした賑わいのあるまちづくりの推進	商店街活力向上支援事業	商店街における 活性化事業計画の 策定件数 (累計) 15 件 (平成 27 年)	14 件	14 件
	商店街等復興応援事業	商店街における 活性化事業計画の 策定件数 (累計) 15 件 (平成 27 年)	14 件	14 件
	商店街振興組合指導	商店街における	14 件	14 件

	事業	活性化事業計画の 策定件数（累計） 15 件 （平成 27 年）		
競争力ある産業育成と雇用創出プロジェクト				
施策名	事業名	数値目標 （目標年度）	平成 26 年度 期待値	平成 26 年度 成果
国際的な最先端科学拠点の形成	県内中性子利活用促進事業	県内中小企業による J-PARC 課題採択件数延べ 69 件 （平成 20～27 年度累計）	59 件 （平成 20～26 年度累計）	28 件 （平成 20～26 年度累計）
国際競争力ある産業の集積促進	いばらき知的財産戦略促進事業	シーズ実用化検討会開催回数 5 回 （平成 26 年）	5 回	5 回
	ものづくり産業マッチング支援事業	取引成立件数 83 件 （平成 26 年）	83 件	79 件
	成長産業振興プロジェクト事業	試作品・製品実績累計 20 件 （平成 23 年～平成 27 年）	16 件 （平成 23～平成 26 年）	36 件 （平成 23～平成 26 年）
	国際経済交流促進事業	県内貿易等相談件数		216 件
	中小企業海外展開支援プロジェクト事業	400 件 （平成 27 年）	357 件	325 件
新事業・新産業の創出	新事業創出ハンズオン支援事業	ベンチャー企業数（累計） 400 社 （平成 27 年）	382 社	371 社
地域経済を支える商工業の育成	中小企業テクノエキスパート派遣事業	派遣先企業の満足度（派遣後のアンケートで非常に高い、高いと回答した企業の割合）	80%	96% （平成 26 年）

		80% (平成 26 年)		
	オンリーワン技術開発支援事業	受託件数 125 件 (平成 23 年～ 27 年度累計) (25 件/年)	25 件	72 件
	試験研究指導	製品化・実用化 件数 90 件 (平成 23 年 ～27 年度累計) (18 件/年)	18 件	21 件
	中小企業融資資金貸付金	融資目標額 (新規分) 122,100,000 千円	90,796,639 千円	91,551,309 千円 (平成 27 年 3 月末現在)
	商店街活力向上支援事業	商店街における活 性化事業計画の 策定件数 (累計) 15 件 (平成 27 年)	14 件	14 件
	商店街等復興応援事業	商店街における 活性化事業計画の 策定件数 (累計) 15 件 (平成 27 年)	14 件	14 件
	商店街振興組合指導事業	商店街における 活性化事業計画の 策定件数 (累計) 15 件 (平成 27 年)	14 件	14 件
	いばらき産業大県創造基金・いばらきサービス産業新時代対応プログラム	累計採択件数 20 件 (平成 27 年)	15 件	20 件
	経営革新支援事業	計画承認件数 2,000 件	176 件	220 件(年度) 1,793 件

		(平成 27 年累計)		(累計)
	マネジメントエキスパート派遣事業	派遣日数 140 日以上 (毎年度)	140 日以上	24 社 148 日 (利用率 99%)
	商工会等リーディング事業費等補助金地域経済活性化事業	計画申請件数 50 件 (毎年度)	50 件	申請件数 40 事業 採択件数 40 事業 37 商工会(会議所)
	地場産業等総合支援事業	地場産業における 新商品開発の 支援件数(累計) 103 件 (平成 27 年)	91 件	105 件
多様で高度な人材の育成・確保	中小企業 IT 化促進による経営改善等支援事業	講座の受講者数 130 人 (平成 26 年)	130 人	121 人
	新規学卒者訓練事業	産業技術短期大学 校生の基本情報技術者試験の合格者数(累計) 260 人 (平成 27 年)	235 人	235 人 (累計)
	いばらき名匠塾事業	名匠塾の実施 コース数 累計 74 コース (平成 27 年)	累計 68 コース	累計 70 コース
	技能検定	技能検定合格者数 (累計) 85,000 人 (平成 27 年)	累計 82,868 人	累計 88,713 人
総合的な就職支援	職業転換能力開発訓練事業	離職者等就職訓練 修了後の就職率 70%	70%	75.0% (平成 25 年)

		(平成 27 年)		
緊急雇用対策訓練事業	離職者等就職訓練 修了後の就職率 70% (平成 27 年)	70%	67.1% (平成 25 年)	
いばらき就職支援センター事業	紹介率 8% (毎年度) 若年者有業率 68.0%	紹介率 8% 若年者有業率 67.6%	紹介率 8.3% 若年者有業率 62.1% (平成 24 年)	
いばらき就職支援センター求人開拓員等設置事業	訪問事業者数 1 人 当たり年間 1,215 事業所以上	1,215 事業所 以上	1,233 事業所	
生活・就労相談支援事業	相談者数 500 人	500 人	相談者数 216 人 相談件数 427 件	
大卒等就職面接会開催事業	内定者数 100 人	100 人	参加企業 299 社 参加学生 895 人 内定者数 124 人	
大卒等未就職者人材育成事業	正規雇用率 70%	70%	86.6%	
子育てママ再就職支援事業	利用者 50 名 就職者 35 名 (平成 25 年)	利用者 50 名 就職者 35 名	利用者 3 名 就職者 0 名 (平成 27 年 3 月末現在)	
シルバー人材センター連合会運営費補助	高齢者雇用率 (全国平均値) 9.9% (毎年度)	9.9%	10.5%	
障害者就職面接会事業	就職決定者 200 名 障害者雇用率 2.00%	就職決定者 200 名 障害者雇用率 1.82%	就職決定者 215 名 障害者雇用率 1.75%	

災害に強い 企業づくり と被災者等 の雇用対策	ものづくり産業マッ チング支援事業	取引成立件数 83件 (平成26年)	83件	79件
	事業継続計画（BCP） 策定支援事業	BCP認知度 70% (平成27年)	67.9%	69.8% (平成26年)
	いばらき就職支援セ ンター事業	紹介率8% (毎年度)	紹介率8%	紹介率8.3%
	緊急雇用対策訓練事 業	離職者等就職訓練 修了後の就職率 70% (平成27年)	70%	67.1% (平成25年)
いばらき農業成長産業プロジェクト				
施策名	事業名	数値目標 (目標年度)	平成26年度 期待値	平成26年度 成果
新たなアグ リビジネス の振興	いばらきいいもの開 発支援事業	農商工等連携マッ チングに関する 支援件数 120件 (平成27年)	107件	179件
農産物の販 売力の強化	中小企業海外展開支 援プロジェクト事業	県内貿易等 相談件数 400件 (平成27年)	357件	325件
アジアへ広がる観光・交流促進プロジェクト				
施策名	事業名	数値目標 (目標年度)	平成26年度 期待値	平成26年度 成果
国際観光・広 域観光の推 進	外国人観光客誘客促 進事業	外国人旅行者数 274千人 (平成27年)	248千人	187千人
	国際観光誘客促進事 業	外国人旅行者数 274千人 (平成27年)	248千人	187千人
	宿泊観光推進事業	観光地点等入込 客数5,600万人 (平成27年)	5,525万人	5,075万人

	いばらき夢ガイド設置事業	観光地点等入込客数 5,600 万人 (平成 27 年)	5,525 万人	5,075 万人
	いばらき・とちぎ魅力発信事業	観光地点等入込客数 5,600 万人 (平成 27 年)	5,525 万人	5,075 万人
	観光キャンペーン事業	観光地点等入込客数 5,600 万人 (平成 27 年)	観光地点等入込客数 5,525 万人	観光地点等入込客数 5,075 万人
		日帰り観光入込客数 3,000 万人	日帰り観光入込客数 2,966 万人	日帰り観光入込客数 2,822 万人
		宿泊観光入込客数 240 万人	宿泊観光入込客数 237 万人	宿泊観光入込客数 462 万人
		観光消費額 2,380 億円	観光消費額 2,329 億円	観光消費額 2,260 億円
		本県の観光に対し満足している観光客の割合 80.0%	本県の観光に対し満足している観光客の割合 78.8%	本県の観光に対し満足している観光客の割合 78.9%
観光客受入体制の整備	外国人観光客受入体制整備事業	外国人旅行者数 274 千人 (平成 27 年)	248 千人	187 千人
	おもてなしレベルアップ事業	宿泊観光入込客数 240 万人 (平成 27 年)	237 万人	462 万人
いばらきイメージアッププロジェクト				
施策名	事業名	数値目標 (目標年度)	平成 26 年度 期待値	平成 26 年度 成果
安全・安心な	いばらき夢ガイド設	観光地点等入込	5,525 万人	5,075 万人

いばらきの イメージ回 復	置事業	客数 5,600 万人 (平成 27 年)		
	魅力発信支援事業	観光地点等入込 客数 5,600 万人 (平成 27 年)	5,525 万人	5,075 万人
	観光キャンペーン事 業	観光地点等入込 客数 5,600 万人 (平成 27 年) 日帰り観光入込 客数 3,000 万人 宿泊観光入込客数 240 万人 観光消費額 2,380 億円 本県の観光に対し 満足している観光 客の割合 80.0%	観光地点等 入込客数 5,525 万人 日帰り観光 入込客数 2,966 万人 宿泊観光入 込客数 237 万人 観光消費額 2,329 億円 本県の観光 に対し満足 している観 光客の割合 78.8%	観光地点等 入込客数 5,075 万人 日帰り観光 入込客数 2,822 万人 宿泊観光入 込客数 462 万人 観光消費額 2,260 億円 本県の観光 に対し満足 している観 光客の割合 78.9%
イメージア ップによる 「選ばれる いばらき」づ くり	フィルムコミッショ ン推進事業	3,100 作品 (平成 27 年)	2,772 作品	4,265 作品
	映像祭を活用した茨 城の魅力発信事業	150 作品 (平成 27 年)	100 作品	182 作品

計画は、常に外部公表の点からは実現可能性の高いものでなければならないし、内部的には達成目標としてふさわしいものでなければならない。そのため、計画を立案する際は、数値の積み上げを根拠とした合理的な内容としなければならない。

この点、プロジェクトの数値目標は、基本的に計画策定時の現状値をベースに設定している場合が多く、それゆえ実現可能性が高く、目標達成としても適しているともいえる。しか

し、現状値をベースとすると、環境により容易に実現可能であり、また達成目標としてふさわしくない場合もある。環境について常に把握し、必要があれば適時に数値目標の修正を行うべきである。また、計画の目標値は実現可能性に加え、達成目標としてふさわしいか常に留意する必要がある。他にも、長期にわたり継続している事業については、事業自体がルーチン化し、例年どおりの計画・評価が恒常化するおそれがある。

そのため、事業評価・課題の識別を適時に行い、識別された課題に対する適切な対応策を次の事業推進に反映させるといった PDCA サイクルを常に実践すべきである。

PDCA サイクルに関連する指摘又は意見の記載箇所は以下の通りである。

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
1	産業政策課	県内中性子利活用促進事業費	PDCA サイクルの実施について	意見
2	産業政策課	あらたな産業の創出育成支援事業費	新ファンド組成にあたっての「いばらきベンチャー企業育成ファンド」評価結果の反映について	意見
3	産業政策課	計量検定所運営費	委託事業の今後のあり方と課題の識別について	意見
4	産業技術課	中小企業テクノエキスパート派遣事業費	事業効果の測定及び分析	意見
5	産業技術課	いばらき知的財産戦略推進事業費	事業効果の測定・分析と中小企業に対する指導	意見
6	中小企業課	商店街等復興応援事業費	事業効果の測定	意見
7	中小企業課	中小企業組織化支援助成費	事業効果の測定	意見
8	中小企業課	中小企業団体中央会助成費	実績報告書に対する検査等の実施及び事業効果の測定	意見
9	観光物産課	外国人観光客受入体制整備事業費	嘱託期間終了後の研修生の状況把握について	意見
10	観光物産課	地域資源活用誘客促進事業費	成果の確認について	意見
11	(公財)茨城県中小企業振興公社	事業計画	計画について	意見
12	(公財)茨城県中小企業	いばらき産業大県創造基金助成金	事業化状況報告書及び収益納付額報告書の一部未入手	指摘

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
	振興公社			
13	(公財)茨城県中小企業振興公社	中小企業海外展開支援プロジェクト事業	数値目標について	意見
14	(株)ひたちなかテクノセンター	研究室等賃貸事業	定期的な修繕や設備更新投資に必要な資金調達計画について	指摘
15	(株)ひたちなかテクノセンター	研究室等賃貸事業	時間貸事業に関する採算管理の取り組みについて	意見

(5) 契約の競争性確保

委託契約に関して、随意契約が散見される。委託する事業に関して、専門的知識や経験、ノウハウが必要であり、また、委託先を継続することにより事業の効果を向上できるといった点が、契約方式を競争入札ではなく随意契約とする理由として挙げられている。

随意契約に関する規則については、地方自治法、地方自治法施行令及び茨城県財務規則の内容に基づき、以下のとおり定められている。

財務会計事務の手引（平成27年3月会計事務局会計管理課会計指導室）

第5章 契約

第1 契約事務の概要

2 契約に係る事務手続

(2) 契約方式の選択

県の契約締結の方法は、一般競争入札を原則とするが、法第234条第2項において指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当する限り、これによることができることとなっている。

(中略)

ウ 随意契約（令167の2，規155～157，規155運用，規155の2運用）

(ア) 競争入札の方法によらないで、県が任意に選定した者を相手として契約を締結する方法をいう。なお、随意契約によることができるのは、次の場合である。

① 売買，貸借，請負その他の契約で予定価格が次の額を超えないものをするとき。

区分 随意契約限度額

工事又は製造の請負 250万円

財産の買入れ 160万円

物件の借入れ 80 万円

財産の売払い 50 万円

物件の貸付け 30 万円

上記以外のもの（業務委託契約等） 100 万円

② 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（例示）

- a 県の秘密を保持する必要があるもの。
- b 契約の目的物に代替性がないもの。
- c 契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるもの。

（中略）

6 随意契約の場合の見積書の徴取（規 157）

見積書徴取は，なるべく 2 人以上から徴さなければならないが，次のとおり 1 人の者の見積書で処理できる場合と見積書の徴取を省略できる場合がある。

（1） 1 人の者の見積書で処理できる場合

- ア 特定の者以外とは契約し難い契約をする必要があるとき。
- イ 分解して検査しなければ見積書を作成することができない備品等の修繕を行うとき。
- ウ 天災地変，その他緊急やむを得ない場合で，2 人以上の者から見積書を徴する暇のないとき。
- エ 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき。
- オ 1 件の予定価格が 10 万円未満であるとき。

（2） 見積書の徴取を省略できる場合

- ア 官公署と契約をするとき。
- イ 官報，法令全書，収入印紙，郵便切手類，新聞等を購入するとき。
- ウ 水道料，下水道料，ガス料（都市ガスに限る。），電気料又は電話料。
- エ 会場を借り上げるとき。
- オ 季節のある生産物又は腐敗のおそれのある物で見積書を徴する暇がないとき。
- カ 出張先において自動車，自転車等の応急修理を要するとき。
- キ 図書（いずれの者から購入する場合であってもその価格に相違がない図書に限る。）を購入するとき。
- ク 予定価格が 5 万円未満のとき。
- ケ 法令に基づき，料金又は価格が定められているとき。
- コ 見積書を徴する必要がないと認めたとき。

※ ア～コの場合は、電子調達の対象から原則として除外する。

同一の委託先に対して随意契約が継続しているケースについては、外観上、委託先との馴れ合いがないか、契約金額が合理的なものとなっているかが懸念される。

事業の継続性を確保し、事業の効果を高めることを随意契約の選択理由として挙げる場合は、当該事業における事業目標の達成状況について、競争入札のケースよりもより具体的に説明する必要があると考えられ、PDCA サイクルに基づく事業評価の実践が強く求められる。

また、契約金額が合理的かについては、発注者側である県に事業仕様の設計能力やコストの積算能力が確保されていることが必要であり、経験やノウハウ、専門性において補完を必要とする場合には、外部専門家の利用や、標準的なコストを調査し、委託元と委託先の役割分担を明確化した上で、サービス水準を具体的に設定・合意(SLA:Service Level Agreement)する。あるいは、これに対する達成度を契約額に反映させるといった工夫 (SLM : Service Level Management) も必要となってくると考えられる。

契約の競争性確保に関連する指摘又は意見の記載箇所は以下のとおりである。

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
1	産業政策課	新事業創出拠点設置運営事業費	補助事業費用の検討について	意見
2	産業政策課	産学官研究交流促進事業費及び成長産業振興プロジェクト事業費	随意契約による事業の事業評価の徹底について	意見
3	産業技術課	試験研究指導費	機器購入にあたり落札価格の低減への努力の必要性	意見
4	(公財)茨城県中小企業振興公社	いばらき創業塾開催事業	契約理由について	指摘

(6) 情報開示

事業の中には専門性が高く、容易には事業内容を理解できないもの、その事業が適切に行われているかどうかの評価が困難なものも存在する。そうした事業については、特に、県民が事業の理解や評価をしやすいように工夫することが重要となる。

県民の理解と信頼を得て事業を進めていくために、事業を適正に実行することのみならず、実行状況について適時・適切な情報開示を行い、県民自身が評価に参加できる機会を確保することも重要である。

情報開示に関連する指摘又は意見の記載箇所は以下のとおりである。

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
1	産業政策課	あらたな産業の創出育成支援事業費	適切な評価指標・チェック項目の設定によるタイムリーな評価と情報提供について	意見
2	産業政策課	設備資金貸付金費	延滞債権についての情報開示	意見

2. その他の論点

(1) 事業事務執行に関する目的達成のための横断的な取り組み

茨城県産業活性化推進条例では、本県経済の持続的な発展と県民生活の向上を目的に、

- ・ 企業の自主的な事業活動の助長
- ・ 本県の有する高度な科学技術の集積や優れた産業基盤等の活用
- ・ 中小企業に関する総合的な施策の実施

を基本理念として、地域間競争を勝ち抜くための産業活性化に関する施策を実施することとしている。

県では、この条例に基づく本県産業の活性化に関する施策の方向性を示すものとして、「茨城県産業活性化に関する指針」を策定し、これまで各種施策を展開してきた。

この指針が目標としているところは、

- ・ 県民が安心・安全で快適に暮らせる「生活大県いばらき」を実現していく上で、県民の雇用と生活の安定を担う地域産業の活性化を図ること
- ・ そのためには、本県産業が今後も持続的に発展できるよう、高度な科学技術の集積、多様な産業集積、整備の進む陸・海・空の広域交通ネットワーク、優れた人材、高い技能等、本県のポテンシャルを最大限に活用し、競争力あふれる『産業大県づくり』を強力に推進することとしている。

これまで県では、「産業大県いばらき」をスローガンに陸・海・空の広域交通ネットワークの整備や積極的な企業誘致の他、つくば・東海地区の科学技術や日立地区のものづくり技術に産学官連携の推進等を取り入れ、新事業の創出や県内中小企業の競争力強化等、産業の活性化を図ってきた。

しかし、今後、一層激しさを増す厳しい地域間競争の中で、本県をさらに発展させ、将来へと飛躍させていくためには、競争力ある産業を育成し、雇用をしっかりと確保していくことのできる「産業大県づくり」をさらに進めていく必要がある、としている。

また、この指針の中では次のような施策の方向性が示されている。

- ・ 創業及び新たな事業創出等の促進
- ・ 中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化
- ・ 産学官の連携の推進，企業の事業環境の整備等
- ・ 企業の活動を担う人材の育成雇用の確保
- ・ 東日本大震災に関する対応
- ・ 農林水産業の振興

このうち農林水産業の振興を除く，5つの基本方向に沿って商工労働部各課の事業は展開されている。ともすると縦割りにおちいり易い中で，分掌された所管課で重要施策の対応を区分することなく，各課横断的な取り組みが行なわれており，所期の目的を達成すべく努力されている姿は高く評価できる。

平成 26 年度の商工労働部の主要施策体系は以下のとおりである。

主要施策体系	担当課
(1) 創業及び新たな事業創出等の促進	
①ベンチャー企業の創出・育成	
新事業創出ハンズオン支援事業費	産業政策課
つくば創業プラザ運営事業費	〃
新 新たな産業の創出育成事業費	〃
拡 コンテンツ産業創造プロジェクト事業費	〃
いばらきサロン活動強化事業費	産業技術課
②成長分野への進出促進	
拡 成長産業振興プロジェクト事業費	産業政策課
工業技術センター試験研究指導費	産業技術課
オンリーワン技術開発支援事業費	〃
ロボット技術活用調査事業費	〃
③新たな産業拠点の形成	
新 コンテンツ産業創造プロジェクト事業費（再掲）	産業政策課
いばらきサロン活動強化事業費（再掲）	産業技術課
④地域資源の活用や農商工等連携による新たな取組の促進	
いばらきいいもの開発支援事業費	産業政策課
いばらき産業大県創造基金事業	〃
いばらきデザインカレレベルアップ事業費	産業技術課
(2) 中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化	
●中小企業の経営革新の促進と経営資源の確保	
①新製品等の開発促進と付加価値の高いものづくり技術の維持・強化	

主要施策体系	担当課
いばら産業大県創造基金事業（再掲）	産業政策課
工業技術センター試験研究指導費（再掲）	産業技術課
オンリーワン技術開発支援事業費（再掲）	〃
いばらきデザインカレレベルアップ事業費（再掲）	〃
知的所有権センター運営費	〃
いばらき知的財産戦略推進事業費	〃
中小企業テクノエキスパート派遣事業費	〃
②商品生産から販売までの企業経営の革新及び効率化の促進	
産業大県ポータルサイト運営事業費	産業政策課
新 地域産業サポート人材開発事業費	産業技術課
ブロードバンドネットワーク産業利用促進事業費	〃
中小企業情報化促進事業費	〃
中小企業IT化促進による経営改善等支援事業費	〃
商工会等リーディング事業費等補助金	中小企業課
商工会等職員設置費等補助事業費	〃
中小企業組織化支援助成費	〃
マネジメントエキスパート派遣事業費	〃
経営革新支援事業費	〃
③中小企業への指導・支援体制の強化	
新 中小企業・小規模事業者経営基盤強化事業費	産業技術課
商工会等リーディング事業費等補助金（再掲）	中小企業課
商工会等職員設置費等補助事業費（再掲）	〃
商工会連合会人件費等補助金	〃
中小企業組織化支援助成費（再掲）	〃
マネジメントエキスパート派遣事業費（再掲）	〃

主要施策体系	担当課
④中小企業の国際化支援	
国際経済交流促進事業費	産業政策課
中小企業海外展開支援プロジェクト事業費	〃
新 中小企業海外進出支援事業費	〃
知的所有権センター運営費（再掲）	産業技術課
⑤施設・設備の整備促進	
設備資金貸付費	産業政策課
高度化資金貸付費	中小企業課
●中小企業に対する資金供給の円滑化	
①資金需要に応じた融資制度の充実	
拡 中小企業融資資金貸付金	産業政策課
中小企業信用保証料助成費	〃
東日本大震災復興緊急融資利子補給事業費	〃
設備資金貸付費（再掲）	〃
●中小企業の再生の支援	
①経営改善や再建に関する支援	
商工会等リーディング事業費等補助金（再掲）	中小企業課
②経営の安定や事業の転換に必要な資金供給の円滑化	
拡 中小企業融資資金貸付金（再掲）	産業政策課
●中小企業の受注機会の拡大	
①中小企業の受注機会の拡大	
国際経済交流促進事業費（再掲）	産業政策課
中小企業海外展開支援プロジェクト事業費（再掲）	〃
新 中小企業海外進出支援事業費（再掲）	〃
ものづくり産業マッチング支援事業費	産業技術課

主要施策体系	担当課
支援体制整備事業費	〃
②中小企業からの物品と役務の調達促進	
地場産業等総合支援事業費	産業技術課
●商店街の活性化	
①商業活性化と都市機能の一体的整備の促進	
中心市街地活性化特別対策事業費	中小企業課
拡 商店街活力向上支援事業費	〃
大店立地法施行費	〃
②コミュニティ機能の強化等による商店街の活性化	
拡 商店街活力向上支援事業費（再掲）	中小企業課
商店街等復興応援事業費	〃
商店街実態調査事業費	〃
マネジメントエキスパート派遣事業費（再掲）	〃
●商業・サービス産業の育成	
①時代のニーズに対応したサービス産業の育成	
いばらき産業大県創造基金事業（再掲）	産業政策課
新 コンテンツ産業創造プロジェクト事業費（再掲）	〃
運輸事業振興費	中小企業課
②魅力ある個店の育成	
商店街振興組合指導事業費	中小企業課
商工会等職員設置費等補助事業費（再掲）	〃
マネジメントエキスパート派遣事業費（再掲）	〃
●地場産業・特産品の育成	
①地場産業・特産品の新商品開発や販路拡大の促進	
地場産業等総合支援事業費（再掲）	産業技術課

主要施策体系	担当課
いばらき販路開拓支援事業費	〃
②地場産業を担う後継者の育成と技術の承継	
人材育成事業費	産業技術課
窯業指導所あり方検討事業費	〃
(3) 産学官の連携の推進, 企業の事業環境の整備等	
●産学官の連携の推進	
①新たな産業拠点の形成	
いばらきサロン活動強化事業費 (再掲)	産業技術課
②産学官の多様な交流	
拡 成長産業振興プロジェクト事業費 (再掲)	産業政策課
県内中性子利活用促進事業費	〃
いばらきサロン活動強化事業費 (再掲)	産業技術課
③多様な場面での産学官連携の活用	
県内中性子利活用促進事業費 (再掲)	産業政策課
いばらきサロン活動強化事業費 (再掲)	産業技術課
工業技術センター試験研究指導費 (再掲)	〃
オンリーワン技術開発支援事業費 (再掲)	〃
④知的財産の創造, 保護及び活用	
知的所有権センター運営費 (再掲)	産業技術課
いばらき知的財産戦略推進事業費 (再掲)	〃
●企業の事業環境の整備	
①産業基盤の整備	
ブロードバンドネットワーク産業利用促進事業費 (再掲)	産業技術課
●企業立地の促進	
①新規立地企業等と県内企業とのネットワークの拡大	

主要施策体系	担当課
ものづくり産業マッチング支援事業費（再掲）	産業技術課
オンリーワン技術開発支援事業費（再掲）	〃
中小企業テクノエキスパート派遣事業費（再掲）	〃
●観光の振興	
①宣伝誘致活動の戦略的な推進	
産業大県ポータルサイト運営事業費（再掲）	産業政策課
漫遊いばらき観光キャンペーン事業費	観光物産課
魅力発信支援事業費	〃
いばらき夢ガイド設置事業費	〃
観光と物産の魅力発信強化事業費	〃
フィルムコミッション推進事業費	〃
②観光地の魅力向上とネットワークの形成	
いばらきいいもの開発支援事業費（再掲）	産業政策課
いばらき産業大県創造基金事業費（再掲）	〃
観光動態調査事業費	観光物産課
観光フロントランナー支援事業費	〃
新観光需要創出プロジェクト事業費	〃
拡 地域資源活用誘客促進事業費	〃
③ニューツーリズムの推進	
フィルムコミッション推進事業費（再掲）	観光物産課
④国際観光の推進	
国際観光誘客促進事業費	観光物産課
拡 外国人観光客誘客促進事業費	〃
⑤受入体制の充実強化	
外国人観光客受入体制整備事業費	観光物産課

主要施策体系	担当課
拡 外国人観光客誘客促進事業費（再掲）	〃
（４）企業の活動を担う人材の育成と雇用の確保	
●人材の育成	
①児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観の育成	
新規学卒者訓練費	職業能力開発課
ものづくり振興・人材育成事業	〃
②本県産業を担う実践的な人材の育成	
中小企業 IT 化促進による経営改善等支援事業費（再掲）	産業技術課
新 地域産業サポート人材開発事業費（再掲）	〃
新規学卒者訓練費（再掲）	職業能力開発課
指導員研修費	〃
デュアルシステム事業費	〃
職業転換能力開発費	〃
障害者委託訓練費	〃
知的障害者職業能力開発事業費	〃
在職者訓練費	〃
いばらき名匠塾事業費	〃
産業技術専門学院施設整備費	〃
認定訓練校育成事業費	〃
職業能力開発協会事業促進費	〃
ものづくり振興・人材育成事業費（再掲）	〃
茨城県職業人材育成センター運営事業費	〃
明日のいばらき技術者育成事業費	〃
障害者職業訓練推進事業費	〃
●雇用の確保	

主要施策体系	担当課
①多様な雇用機会の創出と安定	労働政策課
いばらき就職支援センター事業費	〃
大卒等就職面接会開催事業費	〃
子育てママ再就職支援事業費	〃
高年齢者労働能力活用事業費	〃
障害者就職面接会開催事業費	〃
職場適応訓練事業費	〃
いばらき就職支援センター求人開拓員等設置事業費	〃
生活・就労相談支援事業費	〃
大卒等未就職者人材育成事業費	〃
拡 事業復興型雇用創出事業費	〃
生涯現役・全員参加・世代承継型雇用創出事業費	〃
拡 市町村等緊急雇用創出事業費	〃
拡 起業支援型地域雇用創造事業費	〃
新 処遇改善プロセス支援事業費	〃
デュアルシステム事業費（再掲）	職業能力開発課
障害者委託訓練費（再掲）	〃
知的障害者職業能力開発事業費（再掲）	〃
②豊かさを実感できる勤労者福祉の推進	
労働福祉団体育成指導事業費	労働政策課
メンタルヘルス支援事業費	〃
緊急生活支援融資資金貸付事業費	〃
③労働条件の向上と安定した労使関係の形成	
労働事情調査・情報提供事業費	労働政策課
労使コミュニケーション推進事業費	〃

主要施策体系	担当課
いばらき労働相談センター事業費	〃
④ワーク・ライフ・バランスの普及促進	
仕事と生活の調和推進事業費	労働政策課
育児・介護休業者生活資金貸付事業費	〃
(5) 東日本大震災に関する対応	
●当面の施策	
①被災した中小企業等への資金繰りに関する支援	
拡 中小企業融資資金貸付金（再掲）	産業政策課
中小企業信用保証料助成費（再掲）	〃
東日本大震災復興緊急融資利子補給事業費（再掲）	〃
設備資金貸付費（再掲）	〃
②風評被害対策	
拡 中小企業融資資金貸付金（再掲）	産業政策課
中小企業信用保証料助成費（再掲）	〃
東日本大震災復興緊急融資利子補給事業費（再掲）	〃
いばらき販路開拓支援事業費（再掲）	産業技術課
漫遊いばらき観光キャンペーン事業費（再掲）	観光物産課
魅力発信支援事業費（再掲）	〃
いばらき夢ガイド設置事業費（再掲）	〃
観光と物産の魅力発信強化事業費（再掲）	〃
③観光分野における誘客等対策	
漫遊いばらき観光キャンペーン事業費（再掲）	観光物産課
魅力発信支援事業費（再掲）	〃
いばらき夢ガイド設置事業費（再掲）	〃
観光と物産の魅力発信強化事業費（再掲）	〃

主要施策体系	担当課
観光フロントランナー支援事業費（再掲）	〃
新観光需要創出プロジェクト事業費（再掲）	〃
拡 外国人観光客誘客促進事業費（再掲）	〃
拡 地域資源活用誘客促進事業費（再掲）	〃
④被災者等に対する就職支援体制の強化	
いばらき就職支援センター事業費（再掲）	労働政策課
いばらき就職支援センター求人開拓員等設置事業費（再掲）	〃
職業転換能力開発費（再掲）	職業能力開発課
⑤被災者等の雇用の場の創出	
拡 事業復興型雇用創出事業費（再掲）	労働政策課
●中期的施策	
①災害にも強いたくましい企業作りの促進	
ものづくり産業マッチング支援事業費（再掲）	産業技術課
②成長分野への進出促進に関する研究等の推進	
拡 成長産業振興プロジェクト事業費（再掲）	産業政策課
③中小企業のBCP策定の推進	
事業継続計画（BCP）策定支援事業費	中小企業課
【参考】	
○緊急経済・雇用対策関係（基金活用事業）	
いばらきいいもの開発支援事業費（再掲）	産業政策課
中小企業海外展開支援プロジェクト事業費（再掲）	〃
ものづくり産業マッチング支援事業費（再掲）	産業技術課
中小企業IT化促進による経営改善等支援事業費（再掲）	〃
いばらき販路開拓支援事業費（再掲）	〃
ロボット技術活用調査事業費（再掲）	〃

主要施策体系	担当課
新 中小企業・小規模事業者経営基盤強化事業費（再掲）	〃
商店街等復興応援事業費（再掲）	中小企業課
商店街実態調査事業費（再掲）	〃
事業継続計画（BCP）策定支援事業費（再掲）	〃
いばらき夢ガイド設置事業費（再掲）	観光物産課
観光と物産の魅力発信強化事業費（再掲）	〃
拡 外国人観光客誘客促進事業費（再掲）	〃
外国人観光客受入体制整備事業費（再掲）	〃
拡 地域資源活用誘客促進事業費（再掲）	〃
いばらき就職支援センター求人開拓員等設置事業費（再掲）	労働政策課
生活・就労相談支援事業費（再掲）	〃
大卒等未就職者人材育成事業費（再掲）	〃
拡 事業復興型雇用創出事業費（再掲）	〃
拡 市町村等緊急雇用創出事業費（再掲）	〃
生涯現役・全員参加・世代承継型雇用創出事業費（再掲）	〃
拡 起業支援型地域雇用創造事業費（再掲）	〃
新 処遇改善プロセス支援事業費（再掲）	〃
※新：新規事業	
※拡：拡充事業	

（２）関東・東北豪雨災害に対する迅速な対応

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により被災した中小企業に対する各種支援措置についても、迅速な対応が為された。

低利融資制度創設等の金融支援や、経営・技術支援等に関する特別相談窓口の設置、部品調達に関する情報提供、就職等に関する相談窓口の設置など、今後中小企業が直面する経営上の課題を解決する幅広いサービスが提供された。

当監査チームの往査時でも、現場で被災された中小企業対応を優先していた各課の姿勢は、県民や中小企業にとって頼もしい行政と映ったに違いない。

Ⅱ 各課に関する指摘又は意見

●産業政策課

1. 新事業創出拠点設置運営事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	14,583 千円	13,125 千円	11,891 千円
決算額	14,368 千円	12,706 千円	11,848 千円

①現況・課題

近年我が国では廃業率が開業率を上回る逆転現象が生じている。

本県の開業率については、全国平均に比して低い状況にあり、国際化の進展や価格競争の激化等、中小企業の経営環境が厳しさを増していることから、県による積極的な支援施策が求められている。

本県の産業が活力ある発展を遂げるためには、起業マインドの喚起を図りつつ、地域産業資源の活用等による積極的な新事業展開を促進し、産業競争力の強化を図る必要がある。

〈事業所開廃業率〉

	H13~H16		H16~H18		H18~H21	
	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城
開業率	4.2%	3.4%	6.4%	5.5%	2.6%	2.3%
廃業率	6.4%	5.4%	6.5%	5.6%	6.4%	5.5%

②事務事業の必要性・ねらい

つくば研究学園都市などを中心として本県に集積している人材や技術シーズ、地域産業資源を有効に活用し、新事業の創出を図っていくために、(公財)茨城県中小企業振興公社を中心とした一体的、総合的な支援体制が必要である。

③事業内容

1) ベンチャープラザ運営費

ア 総合相談窓口体制整備

創業や新事業展開を実現しようとする県内事業者（候補者含む）について、専門家が個別アドバイスを提供しながら、事業化に至るまでの継続的支援を実施する。

〈ベンチャープラザの勤務体制〉

	月	火	水	木	金	人数, 勤務日数	単価
プロジェクトマネージャー		○				1人, 1週	30,000円
コーディネーター	○	○	○	○	○	6人, 週5日(各日1名の交代制)	19,000円

※予算にはこの他, 出張経費を含む

イ 専門家会議

ベンチャープラザ専門家に外部委員を加えた専門家会議を設置し, ビジネスプランの審査や, 支援事例についての検討会議等を行う。

ウ 窓口関連経費

使用料(車リース), 通信費など

2) いばらき創業塾開催

県内において創業を目指す者又は創業間もない者を対象に, 起業活動を円滑に進めてもらうための研修会を開催するとともに, その一環としてプラン発表会を実施する。

④参考情報

- ・ 国庫補助金(中小企業経営資源強化対策費補助金)の一般財源化に伴い, 平成18年度からは県単事業による「いばらき未来産業プロジェクト推進費」として継続。
- ・ 平成19年9月から「地域資源活用プログラム(中企庁)」による支援施策の窓口をベンチャープラザが務めており, 総合支援窓口としての機能強化に伴い, 事項名を「新事業創出拠点設置運営事業費」と修正。

(2) 実施した手続

- ・ 事業内容を検証するため, 担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って, 適切に行われているかを検証した。
- ・ 仕様書, 実績報告書等を閲覧し, 業務が適切に行われているか検証した。

(3) 指摘又は意見

①補助金交付要項の見直しについて

【意見】

当事業は, 公益財団法人茨城県中小企業振興公社の行う「ベンチャープラザ運営事業」と「いばらき創業塾開催事業」の2つ事業の事業費について, 平成26年度新事業創出拠点設置事業費補助金として補助金を支出するものである。なお, 補助金交付までのフロー及びいばらき創業塾開催事業の補助対象経費は, 以下のとおりである。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業，補助対象経費及び補助率は，別表に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものの全額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 公社理事長は，補助金の交付を受けようとするときは，知事が定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は，前条に規定する補助金の交付申請書の提出があったときは，審査のうえ交付決定を行い，補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(出典：平成26年度新事業創出拠点設置運営事業費補助金交付要項)

補助事業名	補助対象経費
2 いばらき創業塾開催事業	講師謝金，講師旅費，職員旅費，会議費，使用料及び賃借料，印刷製本費，通信運搬費，広告料，会場設営費，備品購入費，消耗品費，資料購入費，手数料， <u>一般管理費</u> ，労務費，委託費

(出典：平成26年度新事業創出拠点設置運営事業費補助金交付要項別表（第2条）)

上表のように，いばらき創業塾開催事業では，補助対象経費として一般管理費が含まれているが，一般管理費は，事業者利益分の経費科目として使用される場合が多い。この点，県の担当者に質問し，一般管理費を事業者の利益分としてではなく，事業遂行に必要な経費の費目として使用することもありうるとの説明を受けた。ここで，何が補助対象経費に該当するのかは，補助金交付をする側，受ける側の両者にとって重要であり，事前に明確にしておくべきである。一般管理費という費目ではどのようなものが補助対象経費に該当するか明確ではなく，当事者間で対象経費についての認識の違いが生じることもありうるであろう。

そのため，今後は交付要項の補助対象経費から一般管理費を削除し，その他必要なものがあれば別途補助対象経費として具体的に明記する様式とするのが良いのではないかと。

②補助事業費用の検討について

【意見】

いばらき創業塾開催事業では，補助を受けた公益財団法人茨城県中小企業振興公社が創業塾5回のうち3回分の開催を社団法人いばらき社会起業家協議会に委託している。平成26年度新事業創出拠点設置運営事業費補助金実施要領では，「いばらき創業塾は必要に応じて，事業の一部を新事業支援機関や民間事業者に委託して実施することができる。」とされており，委託自体が補助金交付の問題となるものではない。

しかし、当該委託に係る費用は補助対象経費となるものであり、知事が必要かつ適当と認めるものの全額が補助金として交付されることから、慎重に検討すべきである。ここで、公益財団法人茨城県中小企業振興公社と社団法人いばらき社会起業家協議会との契約形態は、一者随契により行われた。当社は、県と同様競争入札による契約が原則であり、随意契約ができるのは地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合のみである。

監査人としては、当社の作成した一者随契の理由書は不十分であるとの印象を受けた。

もし他の契約方法となるのであれば委託費用が変動し、ひいては県の補助金交付額にも影響があろう。

したがって、本事業に限るものではないが、適正な補助金交付の観点から契約方法についてもより一層慎重に検討し、補助対象経費の中身を精査することが望まれる。

2. 国際経済交流促進事業費

(1) 事業の概要

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額（最終補正後）	4,814千円	4,357千円	3,711千円
決算額	4,804千円	4,349千円	3,704千円

①現況・課題

経済のグローバル化と国内市場の成熟が同時に進行する中、県内中小企業においても一層の成長を図るためには、海外のビジネスパートナーと連携することが不可欠となっている。

しかし、国際ビジネスに取り組むためには、商習慣の違いや各種参入規制等が障壁となっており、中小企業においては「情報・人材・ノウハウ」等が不足しているため、国際化の必要性を強く感じながらも躊躇する場面が散見されている。

②事務事業の必要性・ねらい

地域間競争が激しくなる中、地域の産業界をリードすることのできる「活力ある中小企業」が求められている。そのためにも県内中小企業による広域的な経済活動が必要であり、海外でのビジネス展開を検討する県内中小企業も増加傾向にあることから、さらなる意欲を喚起しつつ情報やノウハウ等の不足を補い、国際ビジネスの促進に向けた支援を目的として当該事業を実施する。

③事業内容

1) 国際ビジネス情報の県内企業への提供

ア メールマガジンの配信

「現地企業・投資環境・商習慣に関する情報」、「現地の消費者動向に関する情報」、

「市場動向や産業統計情報」等の国際ビジネスに関する情報を配信。

イ 貿易や投資に関するセミナーの開催

県内企業の国際ビジネスを支援するため、専門家によるセミナーや相談会を開催。

2) 国際ビジネスに係る相談窓口の設置

貿易・投資等の関連情報を県内企業に提供するための相談員や専門的な相談に対応する専門家（貿易アドバイザー）を配置。

ア 相談窓口

- ・ 相談員：1名配置（週5日）
- ・ 設置場所：（公財）中小企業振興公社
- ・ 業務：貿易制度，市場動向，為替制度，産業統計等の情報を提供

イ 貿易アドバイザーによる個別相談

- ・ 貿易アドバイザー：月2回相談を実施（予約制）
- ・ 業務：貿易トラブルの解決，ビジネス戦略の策定支援等の個別相談に対応

3) 外国特許出願支援

（公財）茨城県中小企業振興公社が国の事業を活用して実施する県内企業の外国特許出願支援事業に対し，事務経費を補助

④参考情報

1) 上海事務所の概要

- ・ 開設 平成8年11月27日
- ・ 所在地 上海市延安西路 上海貿易センタービル内
- ・ 職員 駐在員2名 現地職員2名
- ・ 業務内容
県内企業による中国でのビジネス展開に関する総合支援（商慣習の情報提供や現地法人の設立など）

2) 平成25年度実績

- ・ 貿易相談窓口 167件
- ・ 貿易アドバイザー 30件

(2) 実施した手続

- ・ 事業内容を検証するため，担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って，適切に行われているかを検証した。
- ・ 仕様書，実績報告書等を閲覧し，業務が適切に行われているか検証した。

(3) 指摘又は意見

①仕様書の不備について

【指摘】

当事業の一つに「外国特許出願支援」があるが、当該支援費用が仕様書別表の「使用可能な経費」に記載されていない。他方で、委託先である公益財団法人茨城県中小企業振興公社は、仕様書別表において「使用可能な経費」として記載されていない「外国特許出願支援費用」を収支決算書で記載し、これを含めた形で委託料の支払いを受けている。この支援費用については、仕様書の本票には委託事業として記載されており、当事者間では事業に必要な経費として認識されているが、仕様書別表の「使用可能な経費」には記載されていない状態であった。

事業に必要な経費が仕様書別表「使用可能な経費」に記載されておらず、仕様書に不備があった。中小企業海外展開プロジェクト事業費と同様の指摘となるが、仕様書のチェック体制の整備・運用が望まれる。また、形式上ではあるが「使用可能な経費」とされないものに対する費用が委託料の一部として支払われており問題がある。今度同様の事業が行われる際には仕様書別表の様式を改めるべきである。

3. 産学官研究交流促進事業費及び成長産業振興プロジェクト事業費

(1) 事業の概要

産学官研究交流促進事業費

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	2,161 千円	2,139 千円	2,202 千円
決算額	2,161 千円	2,139 千円	2,201 千円

成長産業振興プロジェクト事業費

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	41,780 千円	32,530 千円	34,099 千円
決算額	41,780 千円	32,530 千円	33,766 千円

①現況・課題

産学官研究交流促進事業費	成長産業振興プロジェクト事業費
つくばの最先端科学技術を活かした産学官連携による新事業・新産業の創出を図るとは、「茨城県総合計画」及び「茨城県産業	将来的な国内の人口減少による市場規模の縮小により、県内中小企業は厳しい経営を強いられている。また、国においては東日本

<p>活性化に関する指針」の重要な課題である。</p> <p>そのため、各種の公的支援が行われているが、地域産業発展の担い手として期待される地元の中小企業やベンチャー企業が、これらの公的支援を活用し、地域の活性化に繋がる新しい展開を行うこと望まれている。</p>	<p>大震災を踏まえ、エネルギー施策の見直しを進めており、自然エネルギーや省エネルギーに対する国民の注目が集まっている。このような中、中小企業が仕事を確保し、生き残るためには、今後の需要が見込まれる成長分野への進出や事業転換、国内外への販路拡大が不可欠である。</p>
---	--

②事務事業の必要性・ねらい

産学官研究交流促進事業	成長産業振興プロジェクト事業費
<p>つくばの新事業創出においては、インキュベータの建設等のハード整備と併せて、ベンチャー企業等に対するコーディネート活動や各公的研究機関、大学等との連携事業等及び情報発信などのソフト支援を中長期的に行っていく必要がある。</p>	<p>県では、県内中小企業の成長分野進出を支援するため、「いばらき成長産業振興協議会」を設立（H22.6.28）。協議会の下に設置した次世代自動車、環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品の4つの研究会を通し、優れた技術を有しながらも製品化まで時間を要し、リスクを伴う初期の研究開発に対して、産学連携による技術開発の支援や大手企業等への販路拡大の支援等を行い、会員企業の成長分野への進出を促進する。</p> <p>健康・医療機器分野（医療・介護・福祉・ヘルスケア分野等）においては、政府の日本再興戦略において健康寿命の延伸につながる産業を戦略市場と位置づけており、関連産業の国内市場規模も現在16兆円（2013年）から37兆円（2030年）に拡大することが期待されていることから、当該分野への進出を積極的に支援する。</p>

③事業内容

産学官研究交流促進事業費	成長産業振興プロジェクト事業費
<p>産学官連携を促進し、新事業新産業創出を目的として、つくば地区の研究成果や各種セ</p>	<p>(1)いばらき成長産業振興協議会の運営 県内の産学官を結集した「いばらき成長産</p>

<p>ミナー, 展示会, イベント情報, 研究・技術シーズ情報など, 県内中小企業が事業展開するにあたり有用となる情報の収集・発信</p> <p>(1)つくば地域の公的研究機関, 大学等による各種イベント・セミナー・展示会などの情報を一括して収集・発信する。(メールマガジンの発信)</p> <p>(項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究結果発表会 ・ 講演会情報 ・ セミナー情報 ・ 展示会出展情報 ・ その他各種イベント情報 ・ 各公的研究機関, 大学等のプレスリリース情報 <p>(2)つくば地域における研究シーズ情報の収集・発信 (メールマガジンの発信)</p> <p>つくばに集積する研究機関・大学などの研究成果の中から, 企業が新事業創出・新商品開発を行う上で必要となる技術シーズ情報を収集し, 分析したうえで発信する。</p>	<p>業振興協議会」の下に本県の成長分野として「次世代自動車」, 「環境・新エネルギー」, 「健康・医療機器」, 「食品」の4研究会を設置・運営し, 会員企業の成長分野進出を促進する</p> <p>①成長分野に関連する国, 業界, 研究機関等の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界の動向や大手企業の事業戦略等に関する情報提供 ・ 新製品や新技術開発につながる研究機関等の情報提供 <p>②分野のパートナーとなる大手企業等との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場見学会や勉強会による大手企業等との関係構築支援 ・ 大手企業等への技術提案 <p>③各研究会における具体的な技術開発, 製品開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場ニーズの掘り起こし, 研究開発, 製品化までの一貫した支援 <p>④産学・産業・異業種などの連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つくば国際戦略総合特区をはじめとした先端科学技術の成果普及 ・ サービス産業も含めた企業間連携の促進 <p>(2)医療大学との連携による機器開発の促進</p> <p>国内市場での拡大が見込まれている健康・医療機器分野において, サービス事業者と「ものづくり企業」との連携を促進し, 現場における職員の負担軽減やサービスの向上に寄与する機器開発の取組を医療大学と連携して促進する。</p>
---	---

	<p>①「機器開発促進会議」の設置運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者, 関連のサービス事業者及び商社, ものづくり企業等で構成 ・ 医療大学職員とものづくり企業による情報共有・交流促進 ・ 市場性を考慮したニーズの精査, 開発コンセプトの明確化などによる開発案件の選定 <p>② 健康・医療機器開発マネージャー（1名）の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療大学のシーズやニーズと県内企業のものづくり技術のマッチング ・ 競争的資金を活用した研究開発, 試作品の臨床試験の支援
--	--

④参考事項

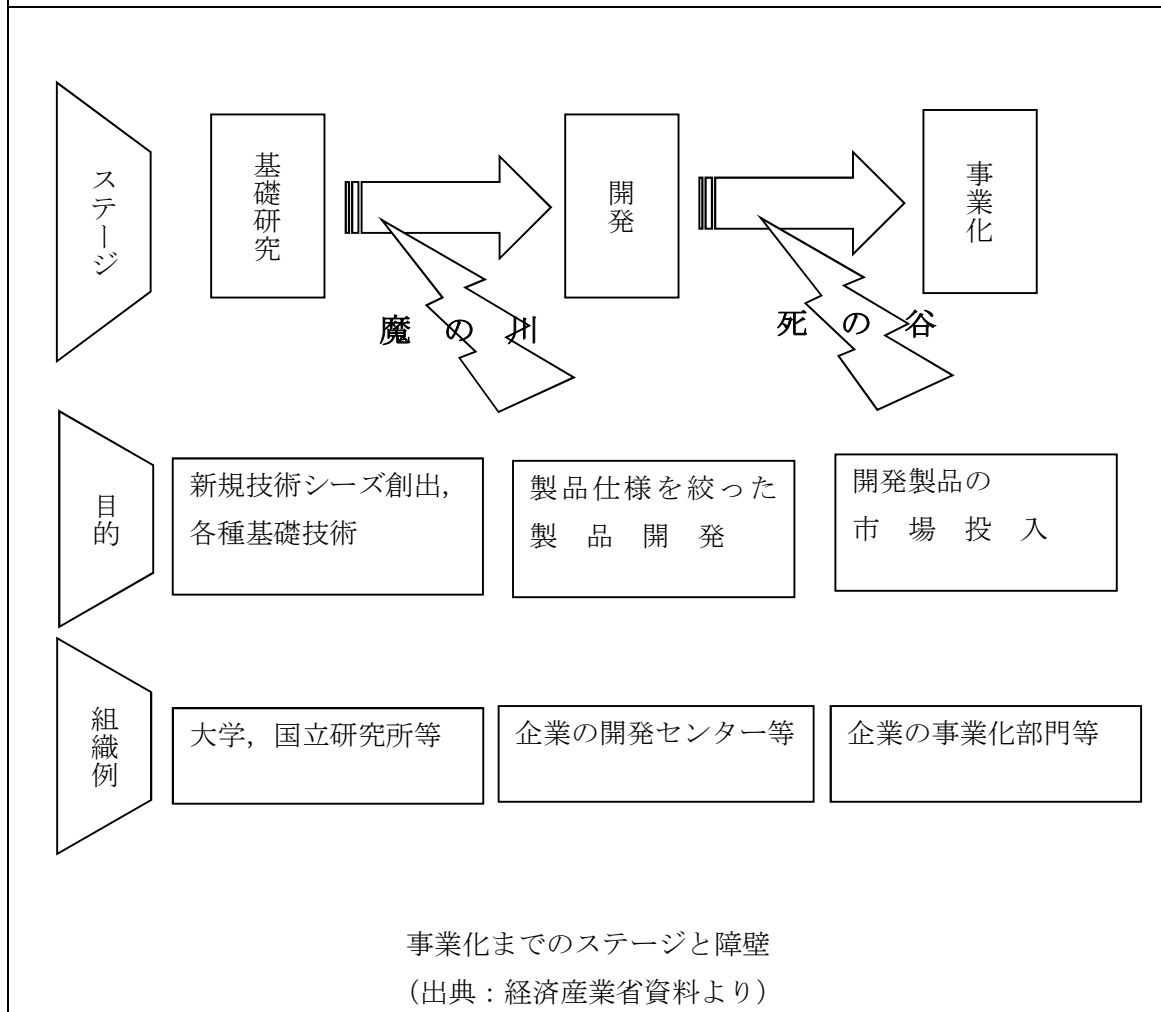
産学官連携促進事業費, 成長産業振興プロジェクト事業費のいずれも, 産学官の連携効果により, 研究から製品開発や事業化を支援することを目的とした事業と考えられる。

研究成果を製品化や事業化につなげるための課題は様々考えられるが, 以下に掲げる参考資料を基に課題を整理すると, 次のような内容があげられる。

- ・ 研究者や企業の置かれたステージ : 研究ステージ, 開発ステージ, 事業化ステージ
- ・ 次のステージに進むための境界障壁 : 研究から開発 : 有用性の障壁 (通称 : 魔の川)
製品から事業 : 経済性の障壁 (通称 : 死の谷)

参考資料1：「ナノテクノロジーに係る研究開発基礎～実用化の障壁を乗り越えるために」
 (原大周, 高田和幸, 馬恵場理, 奥谷 英司 各氏) より抜粋

(前略) 研究開発成果が産業化するまでには様々なステージがあり, 図に示すとおり, それらの間には設備, 資金, 競合相手等に由来する障壁がある。まず, 最上流には主に大学などによる知識の獲得自体を目的とする各種基礎研究と, 特定の目的・用途を意図した企業の開発センター等での研究開発の間に存在する有用性の障壁「魔の川」, 下流域には, 研究開発から製品の市場投入するまでに存在する経済性の障壁「死の谷」などが提唱されている。(後略)



参考資料2：産学官連携ジャーナル 2006年8月号「連載3 MOTと産学連携 第4回 産学連携でのWIN-WINを得るには (出川 通 氏)」より

https://sangakukan.jp/journal/journal_contents/2006/08/articles/0608-05/0608-05_article.html

『技術シーズを事業にしていくには技術シーズを作り出す研究ステージ，製品の開発をする開発ステージ，製品を商品にする事業化ステージ，さらに工場で量産する産業化ステージという4つの時系列的なステージがある。MOT（技術経営：Management Of Technology）では「研究」と「開発」の両者の境界障壁を「魔の川」と呼び、開発によって製品を作ってそれを商品にする事業化ステージの間を「死の谷」と呼ぶ。

企業側の死の谷はまさに開発「製品」を「商品」として事業化するところにある。大学側も死の谷と呼んでいる場合もあるが，この認識としては往々にして実はその前の研究ステージから開発ステージに移行するという「魔の川」を越えられるかが課題となっている場合が多いようである（図1）。

大学側への企業からの期待としては「開発ステージでの連携」，すなわち「客へ出せる評価サンプル（＝製品）試作での連携」であるとも言える。実はこの開発スピードが顧客への付加価値を決めていくことになり，ここでの産学での協力関係がうまくできれば産学連携は成果を出せる可能性が非常に高い。言葉を変えると産学連携がうまくいくパターン，すなわち WIN-WIN となる主なステージは研究ステージでなく開発のステージであるということになる（図2）。』

図 1

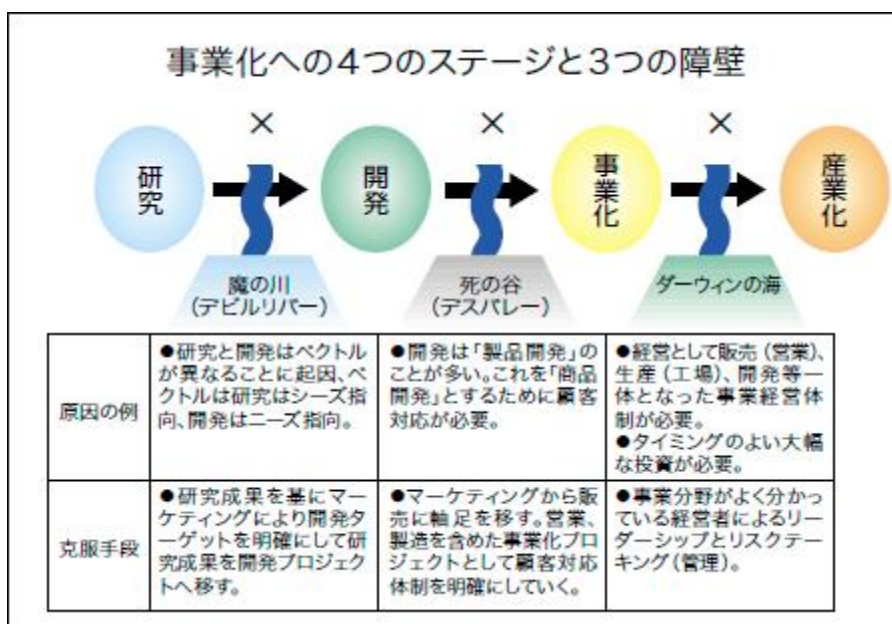
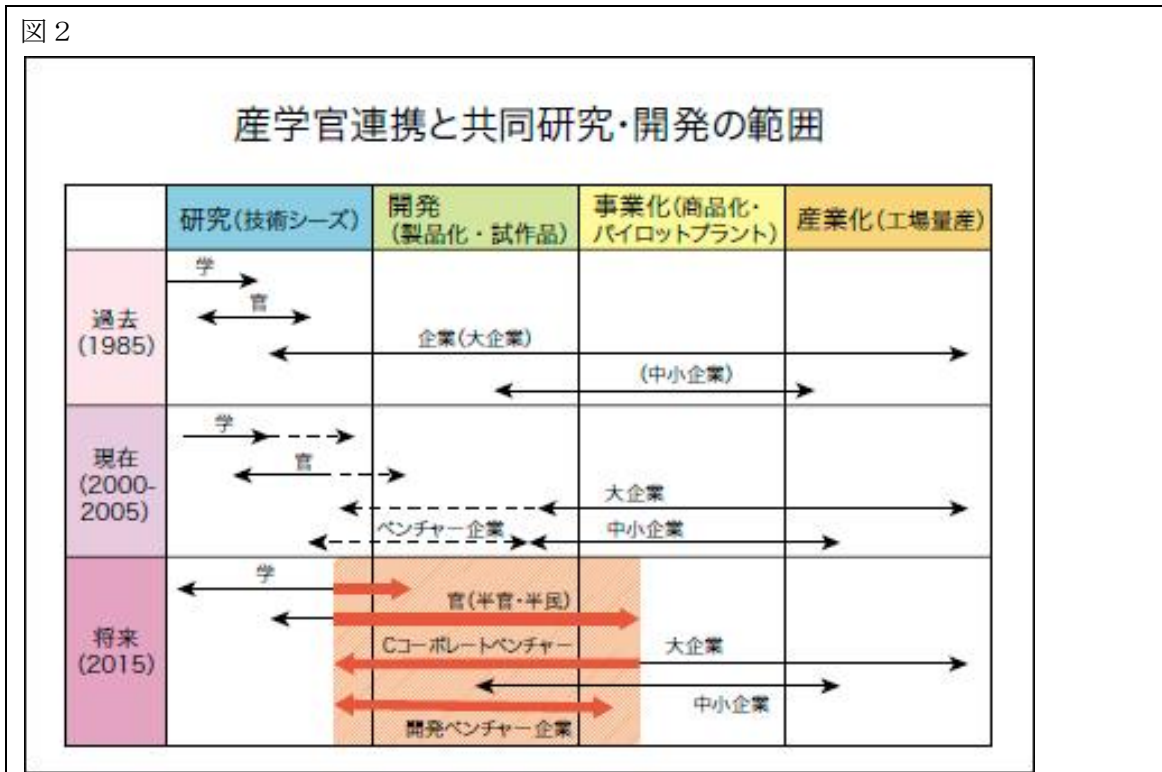


図 2



掲載した参考資料にあるとおり、研究成果を製品化、事業化につなげるための支援事業を行うに当たっては、支援対象となる企業のおかれたステージや、ステージを乗り越えるための障壁を考慮した支援が必要となると考えられる。

(2) 実施した手続

- ・ 予算要求説明資料を入手し、予算（要求）内容の把握や、事業の背景、必要性・ねらい等について説明を受け、事業概要を把握した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 産学官連携に関して検討されている研究資料等を調査した。

(3) 指摘または意見

①随意契約による事業の事業評価の徹底について

【意見】

以下の事業については、随意契約による契約が行われている。

(単位：千円)

事業名	平成26年度 契約額	委託先
産学官研究交流促進事業費	2,201	株式会社つくば研究支援センター
成長産業振興プロジェクト事業	33,750	株式会社つくば研究支援センター

過去の包括外部監査の結果報告書（平成16年2月25日）（以下、「前回報告書」）「第3 外部監査の結果 II 委託料(指摘事項及び意見) 15 産学官研究交流促進事業委託」において、本件と同じく（株）つくば研究支援センター（以下、「支援センター」）に対する業務委託契約が対象とされ、以下のような指摘がなされている。

「(前略) 支援センターに随意契約で契約されたことは、合理的な裁量の範囲内であると判断する。しかしながら、契約価格は予定価格と同額であり（予定契約比率1）、見積書の内容も積算内訳とほぼ同一で、金額も10,242,000円で全く同じである。

積算金額と契約金額が同額である場合には、他者から見た場合に情報漏洩の懸念も生じる可能性もあるため、特に注意が必要である。」

「(前略) 調査報告書の内容も、委託金額に対して貧弱であるという感を否めない。調査報告書の内容は以下のとおりである。(中略)

調査が本当に必要なものなのか、調査目的に対して調査内容は適正なのかをよく検討し、また、調査内容に対して委託金額が適正に算定されるよう注意すべきである。(後略)」

今回の監査で、平成24年度・平成25年度・平成26年度の契約金額・契約先のデータ提供を受けたところでは、同支援センターに対する随意契約が継続しており、契約事務手続の準拠性及び契約金額の適正性について、説明責任を十分に果たせるよう留意すべき状況には変わらない。

平成26年度における積算金額、予定価格、契約金額を比較してみると、以下のとおりであった。契約金額は予定価格を下回っているものの、予定価格とほぼ同額である。

(単位：円)

事業名	積算金額	予定価格	契約金額
産学官研究交流促進事業費	2,201,801	2,202,000	2,201,000
成長産業振興プロジェクト事業	33,767,831	33,760,800	33,750,000

また、積算内訳の内容と見積書の内容についても、成長産業振興プロジェクト事業に関しては、テーマ毎の積算集計に工夫がみられるものの、内訳項目としてはほぼ同じと考えられる。そもそも随意契約であり、見積書も1者からしか徴取しなければ、積算内訳の内容は見積書とほぼ同一内容とならざるを得ないと考えられる。

競争入札による契約ではなく、随意契約であること、また、見積書も1者から徴収するのみという状況からは、「定められた事務手続へ準拠していること」のみをもって、契約金額が適正であることを十分に説明することは難しいと考える。契約金額の適正性について、十分な説明をおこなうためにも、現状の事務手続に加えて、以下の取り組みが必要と考える。

1) 業務仕様の主体的な設定

現状のように、見積書を随契約先の1者のみから徴取するという状況では、業務仕様を具体的に設定するための情報について、当該随意契約先から提供される見積り情報に頼らざるを得ない。県自らが当該業務を実施できる専門知識・経験の蓄積があれば別であるが、独自に業務仕様の設定と積算ができない状況では、見積の適切性を検証することは困難であると考えられる。

本件のように随意契約が継続するようなケースについては、県においても調査のためのリソースを確保の上で、相応の調査を実施し、主体的な業務仕様の設定が可能となるよう体制・手続を工夫すべきと考える。また、合理的に実施可能な場合には、複数者から見積書を徴取するよう取り組むべきである。

2) 事業評価の徹底

上述の主体的な業務仕様の設定とも併せ、事業評価のための評価指標を具体的に設定して評価を行うこと、また、評価の際に課題を把握し、次年度の業務仕様設定に当たって課題に対する改善策を反映させるというPDCAサイクルを徹底して実践する必要がある。

例えば、産学官研究交流促進事業では、情報発信のためにメールマガジンを発行することが事業内容となっているが、メールマガジンの発行そのものが自己目的化してしまい、悪い言い方をすれば「例年どおり漫然と」事業費を消化するというがあってはならない。

県内中小企業の事業展開に役立てるための情報発信が目的であれば、どれほど事業展開に役立ったのか、役立つための情報として適切な情報の質が確保できていたのか等について必ず点検されるべきである。

成長産業振興プロジェクトにおける「次世代自動車」「環境・新エネルギー」「健康・医療機器」「食品」4分野に関する研究会の開催や、県立医療大学との機器開発促進会議についても同様である。「大手企業等との取引件数」や「会員企業による製品化（試作）件数」が具体的な目標として掲げられているので、この目標達成の障害となっている課題を明確にし、その課題解決のための対策が次年度の業務仕様に反映されることが必要になると考える。

例えば、平成26年度の積算内訳をみると、事業費として配分されている28,424千円のうち、製品化ステージに進むために必要と考えられる試作経費等を含んだ「製品開発の推進」に割かれている事業費は574千円となっている。事業費全体の2%程度にすぎず、直面している課題が試作経費等の捻出であるケースに対して、このような事業費の配分で有効な対策がとれるのか疑問が生じる場所である。また、毎年の事業費の配分が同じような状況になっている場合には、識別した課題への対策が翌年度の業務仕様に反映されていないのではないか、という懸念も生じる。

限られた予算の中で効果のある対策をとるためには、課題解決の難易度に応じて、解決の優先順位をつけるといった工夫も必要と考える。まずは、解決の困難度も含めて課題の状況を詳らかにし、課題解決の可能性が高い案件については、増額を含めて優先的な予算配分を行うことも検討する価値があると考え。また、継続する案件の中で、研究テーマ毎の有用性を定期的に再評価するといった工夫により、事業費の配分を見直して、製品開発のための費用を捻出するといった工夫も検討すべきと考える。

また、事業化ステージへ進むための具体的な課題が、資金調達である場合、当事業のなかで資金調達の予算まで手当てすることが困難であれば、資金調達を支援する他の事業と連携して対策をとる、といった方法も検討することが望まれる。

製品化ステージに進むため、また、事業化ステージに進むための困難さは、それぞれ「魔の川」「死の谷」と形容されるほどであり、専門的な知見や支援は欠かせないと考えられる。

課題解決のための具体的な解決方法の提案や、直面している課題の困難性の評価等、予算の有効な配分に資するような情報提供や提案を、専門家である委託先から積極的に受けられるよう、業務仕様の設定も必要と考える。また、このようなノウハウに関して、他にも提供できる専門家がいる場合には、見積を当該他の専門家からも徴取することも検討の余地があると考え。

こうした取り組みを可能とするため、評価指標を具体的に設定するにあたっては、例えば情報発信に関する事業単独で、また研究会に関する事業単独で、具体的な評価指標を設

定するだけでは有効性に限りがあると思われる。他の中小企業事業展開に関連する事業や機器開発に関連する事業とも連携し、当該他の事業からのフィードバックも活かせるように適切な連携を行った上で、有効な評価指標を設定するよう工夫すべきである。

4. 県内中性子利活用促進事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	8,925 千円	7,997 千円	7,790 千円
決算額	8,923 千円	7,996 千円	7,409 千円

①現況・課題

- ・ J-PARC（大強度陽子加速器施設）は、世界最高の陽子ビーム強度を持つ実験施設として平成20年に供用を開始し、県内産業の技術高度化等を通じた地域産業の活性化及び新事業・新産業の創出が期待されている。
- ・ しかし、J-PARCの中性子を利用した検査・解析については、世界的にも最先端の分野であり、中小企業にはその有用性が十分に認知されておらず、また利用についても容易ではない状況である。
- ・ このため、県内中小企業を対象として、県内中性子利用連絡協議会を組織し、協議会を通じた関連情報の発信や利用に向けたセミナーの開催等を行っている。また、J-PARC整備にかかる経済効果を地域産業に波及させるため、会員企業によるJ-PARC周辺機器開発等のビジネス参入を支援している。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ J-PARCを地域産業の活性化・新産業の創出に結び付けていくためには、県内企業による研究開発を促進するとともに、周辺機器製作等に係る県内企業の受注増加への支援が必要である。

③事業内容

1) 中性子利活用相談窓口

中小企業の J-PARC 活用促進のため、いばらき量子ビーム研究センターに商工労働部職員（技術職）及びコーディネーターを配置し、各種利用相談に対応する。

2) 県内中性子利用連絡協議会運営事業

- ・ 県内中小企業による中性子利用促進を図るため、J-PARC に関する各種情報提供や関連施設の見学会のほか、工業技術センターや大学等と連携し、中性子活用事例の紹介や中性

子利用に関連するセミナー等を開催する。

- ・ J-PARC 周辺機器開発にかかる情報提供や研究者との交流会などにより、会員企業のビジネス参入を支援する。
- ・ 中性子関連技術解説データベースや協議会会員企業紹介のホームページの運用を行う。

④参考情報

○J-PARC課題採択状況（県内中性子利用連絡協議会調べ）

年度	H20～H25	H26	H20～H26合計
件数	25件	3件	28件

○J-PARC関連受注状況（県内中性子利用連絡協議会調べ）

年度	H20～H25	H26	H20～H26合計
件数	280件	72件	352件
(金額)	(6,951百万円)	(1,101百万円)	(8,052百万円)

(2) 実施した手続

- ・ 事業内容を検証するため、担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 仕様書、実績報告書等を閲覧し、業務が適切に行われているか検証した。

(3) 指摘又は意見

①PDCAサイクルの実施について

【意見】

当事業は、県の12の生活大県プロジェクト「国際的な最先端科学技術拠点の形成」施策の1事業であり、県より当事業の評価結果が発表されている。そこでは数値目標、課題・今後の方向性、評価結果、方針が記載されており、当事業の評価は4段階評価の最低の「1」、方針は「現行どおり」とされている。

〈県内中性子利活用促進事業費の評価〉

数値目標 (目標年度)	県内中小企業による J-PARC 課題採択件数 延べ 69 件 (H20～26年度累計)	課題, 今後の 方向性	今後も中性子の勉強会や利用事例の紹介等を通じ, J-PARCの普及啓発を行うとともに, 利用企業のフォローアップによる追加利用の支援を行う必要がある。
期待値 (H26)	59件 (H20～26年度累計)	評価 結果	1

成果 (H26)	28件 (H20～26年度累計)	方針	現行どおり
-------------	---------------------	----	-------

(出典：12 の生活大県プロジェクト評価結果)

事業評価の数値目標は平成 20 年度～平成 26 年度の累計値であるが、平成 23 年の東日本大震災や平成 25 年の施設事故などにより施設を利用出来ない状況等があり、数値目標と実績数値が乖離する状態となったため、事業の評価結果が低くなったとのことであった。そもそも数値目標は、外部公表の点からは実現可能性の高いものでなければならぬし、内部的には達成目標としてふさわしいものでなければならぬ。ここで、環境自体が想定と大幅に異なるのであれば数値目標を変更しなければならないが、施設を利用出来ない期間を把握するのは難しいことなどの理由から数値目標を変更していないとのことであった。そのため、現状の数値目標は環境変化に対応したものではなく、実現可能性及び達成目標の点で適切なものとは言い難い。また、現状の数値目標と実績値の比較による当事業の評価は意味がないであろう。

事業評価を見る県民の立場からは、上記の開示された事業評価を見ただけでは見通しが不透明であったため、数値目標が変更されていないこと、環境変化前の数値目標と実績値とを比較しているため評価が悪くなったことの二点について理解することが難しく、当事業に関し誤解が生じるおそれがある。そのため、当事業に限るものではないが、見通しが不透明なために数値目標が変更されていない等がある場合には、開示する事業評価の「数値目標」「課題、今後の方向性」「評価結果」の枠内又は脚注の記載でわかりやすく説明するのがよいのではないかと。また、PDCA サイクル実施の観点からは、適切な数値目標を含む Plan（計画）が作成されていることが非常に重要である。そのため、事業の見通しが立ち次第、その環境に適合した Plan（計画）を適時に作成、修正すべきでないかと。

5. 中小企業海外展開プロジェクト事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	—	9,807 千円	10,088 千円
決算額	—	9,803 千円	10,087 千円

①現況・課題

国内市場の縮小に加え、震災に伴う電力不足、風評被害や円高など、厳しい経営環境に直面しており、海外に活路を見出そうとする県内中小企業は年々増加している。

セミナーや研修で商習慣や貿易に関する知識を習得できるが、実際に海外企業との貿易や海外への進出をするためには、専門家による継続的な支援が必要不可欠である。

海外で行われる商談会や展示会への出展は、現地バイヤーとの交渉を開始するためには非常に有効な手段だが、出展料などの負担が大きく、また取引企業の選定には専門家の目利きが重要になる。

②事務事業の必要性・ねらい

県内中小企業を対象に、海外展開総合支援コーディネーターが企業の特徴やビジネス段階を十分理解し、継続的かつきめ細かにアドバイスや進捗管理を行いながら、経済産業省やジェトロ、県等の各種支援事業を駆使して、貿易商談成立や海外進出等成功事例を創出する。

海外で開催される展示会・見本市への県内中小企業の出展を支援することにより、海外企業との貿易の促進を図る。

③事業内容

1) 県内企業を対象とした海外展開意向調査

- ・ 県内企業を対象に海外展開の状況や進出意向・動向調査をメール、郵送及びヒアリングにより実施する。
- ・ 調査結果により、県内企業の海外ビジネスの段階や意向について把握する。

2) 海外展開総合支援コーディネーター、専門家の配置

- ・ 海外展開総合支援コーディネーター（1名）を配置し、担当企業を受け持ち、経済産業省やジェトロ、県等の各種支援事業の活用を促すなど、継続的なアドバイスや進捗管理を行うことで、総合的支援を継続的かつきめ細かく行う。
- ・ ジェトロ、各産業支援機関のコーディネーター等と連携し、海外展開を行う大手企業等との取引を進める。
- ・ 都心に在住する海外展開総合支援専門家（1名）が都内の商社等を訪問し、海外市場で有望な製品等の把握に努め、海外展開総合支援コーディネーターが対応する県内企業の輸出相談案件とのマッチングを図る。

3) 海外展示会・見本市への出展支援

- ・ 海外（中国及びアセアン地域等）で開催される展示会・見本市に本県ブースを設け、県内中小企業の出展を支援する。なお、展示会・見本市の開催にあたり、常陽銀行等とも連携を図り、現地バイヤーや企業への周知を図る。
- ・ 展示会・見本市に海外展開総合支援コーディネーターを同行させて商談成立を支援し、帰国後も輸出促進についてきめ細かく支援する。
- ・ フードックス ジャパン等国内で行われる国際見本市やジェトロの海外バイヤー招聘事業を活用して海外から県内にバイヤーを招聘し、県内企業との商談を支援する。

④参考情報

1) 海外展開総合支援コーディネーター相談件数実績

平成25年度 303件

2) 海外展開総合支援専門家実績

ア 企業訪問数

平成25年度 42件

イ その他

- ・ 商社と県内企業との商談斡旋 3件
- ・ OishiiJAPAN2013 での県内企業と明治屋との商談会を設置

(2) 実施した手続

- ・ 事業内容を検証するため、担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 仕様書、実績報告書等を閲覧し、業務が適切に行われているか検証した。

(3) 指摘又は意見

①仕様書のチェック体制について

【指摘】

当事業の海外展開コーディネーター及び事務補助員の雇用は、国から本県に交付された緊急雇用創出事業臨時交付金による基金を利用して行われた。この基金の利用には「新規雇用する労働者」に対する要件があり、実際に海外展開コーディネーター及び事務補助員は下記要件を満たし、この点、基金利用条件を満たした。

エ 震災等緊急雇用対応事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。上記にかかわらず、平成25年度までにおいては、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、平成26年度末までを雇用・就業期間とし、2回以上の更新を可能とする。平成26年度以降においては、新規雇用する労働者が新被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

(出典：緊急雇用創出事業等実施要領)

一方、当事業の仕様書では、海外展開支援コーディネーター及び事務補助員の雇用期間について、「海外展開支援コーディネーター及び事務補助員の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とする。ただし、雇用期間が6ヶ月以内である場合には、1回に限り更新を可能とす

る」と記載し、緊急雇用創出事業臨時交付金による基金利用の「新規雇用する労働者」に対する要件と異なるものとなっている。ここで、海外展開支援コーディネーターは平成25年度から継続して1年超雇用されている者であり、仕様書に反していた。その原因は、緊急雇用基金の利用条件を仕様書に落とし込めていないことによる。

仕様書作成に限らずミスは発生するであろう。それゆえ、ミスを適時に発見・修正する統制が重要である。当事業では仕様書作成のミスがそのまま放置されてしまった。仕様書をチェックする統制の整備及びその統制が適切に運用されているか検討すべきである。

6. あらたな産業の創出育成支援事業費

(1) 事業の概要

① 予算額・決算額の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額（最終補正後）	- 千円	- 千円	100,345 千円
決算額	- 千円	- 千円	100,030 千円

② 事業の内容

本事業費の大部分は、「投資事業有限責任組合契約」により組成したファンドに対する出資額である。

本県では、県や金融機関、(独)中小企業基盤整備機構等からの出資により、平成16年3月に「いばらきベンチャー企業育成ファンド」(以下「1号ファンド」)を組成し、これまでサイバーダイナ株式会社の上場を初め、12社のベンチャー企業の育成を支援している。「1号ファンド」は、平成27年12月に終期を迎えるが、茨城県は、今後も以下のような資金供給の需要があり、これにこたえるためとして、新たに「いばらき新産業創出ファンド」(以下「2号ファンド」)を組成している。

- ・ つくば国際戦略総合特区の推進などにより新たな産業の創出を見込んでおり、引き続きベンチャー企業の創業や成長を支援するためのリスクマネーの供給が求められている
- ・ 中小企業に対しては、これまで培ってきた技術を活かし新たな成長分野に進出する等、第二創業等に対する資金供給の支援が求められている

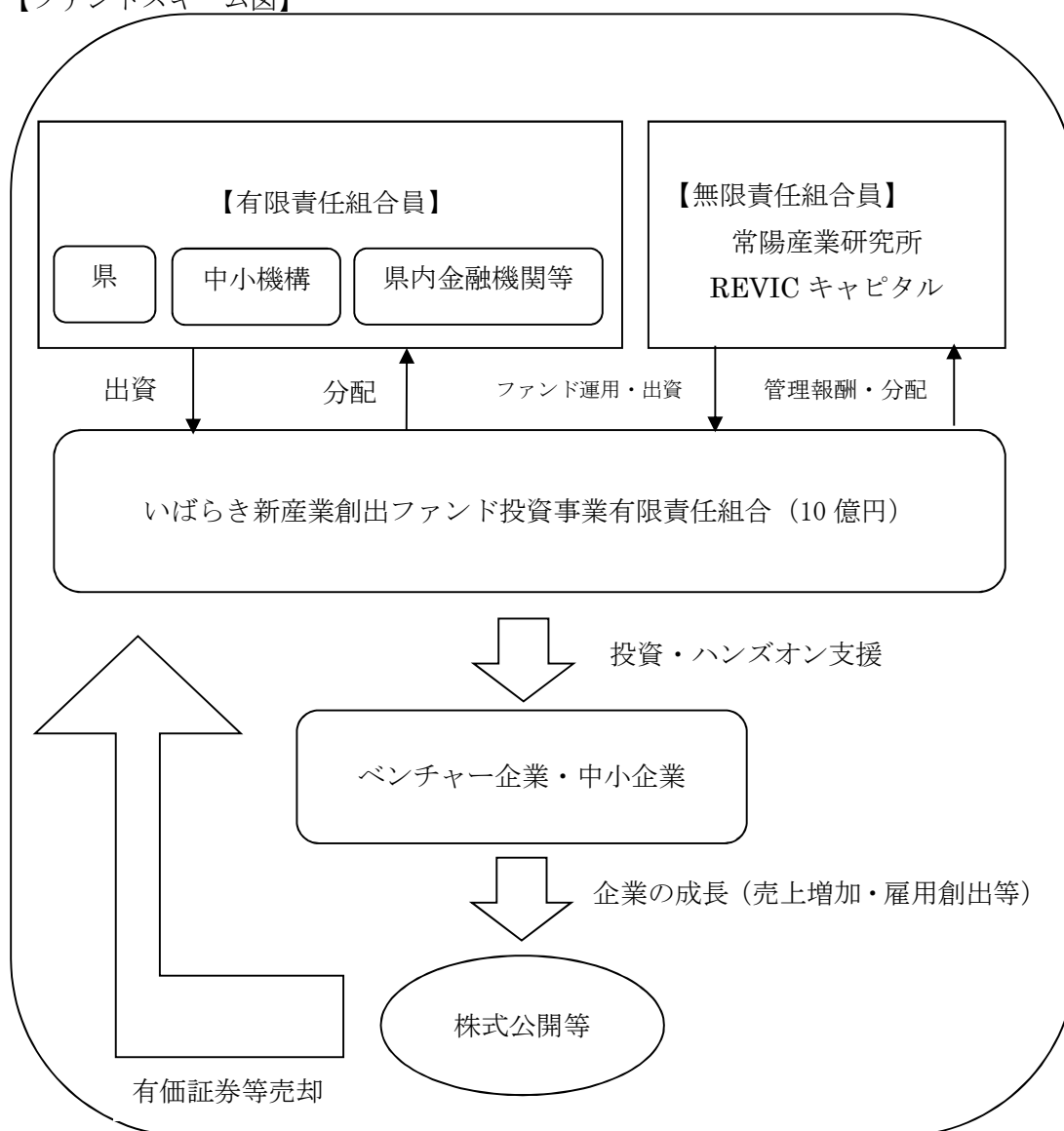
ファンド概要、ファンドスキーム図は以下の通り。

【ファンド概要】

名称	いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合	
ファンド総額	10億円（県出資額1億円）	
設立日	平成27年3月19日	
有限責任組員	茨城県 (株)常陽銀行	(独)中小企業基盤整備機構 (株)筑波銀行

	水戸信用金庫 結城信用金庫	茨城県信用組合 (株)つくば研究支援センター
無限責任組合員（業務運営者）	(株)常陽産業研究所	REVIC キャピタル(株)
存続期間	約9年9カ月	

【ファンドスキーム図】



③背景，必要性

当該ファンド設立の背景について，予算要求説明資料によれば，以下の事項を挙げている。

- ・ 国による日本再興戦略により，ベンチャー企業への資金供給を拡大させる税制等が適用

される見込みがあり、国においてもベンチャー企業の育成を重要視していること

- ・ 本県においては、つくば・東海地区にある研究集積を活用して一層の産業集積とベンチャー企業等の創業などを進めるとともに、本県の特徴でもある「研究支援型産業」のブランド化を図る必要があること
- ・ つくば地区においては、つくば国際戦略総合特区が認定されており、当該特区におけるプロジェクトの具体的展開が求められていること

また、当該ファンドへ茨城県が出資する必要性については、同予算要求説明資料において以下のとおり説明している。

「ベンチャー企業等の新規事業への投資はリスクが高く、民間の資金供給だけではベンチャー企業等へ十分なリスクマネーの供給ができないため、県が積極的にリスクを負担し、特区プロジェクトやビジネスプラン発表会等を通じて、ベンチャー企業等の創出・育成、さらには成長分野への進出、中小企業の海外展開につなげる。」

④考慮する事項

投資ファンドについて簡単に確認しておくこととする。投資ファンドの規模及び普及の経緯については、参考資料によれば次のとおりである。

「(前略) 日本で最初に投資ファンドができたのは1980年代前半とされることもある。この投資ファンドは1990年代後半以降、一気に増加ペースが高まった。現在、日本国内の投資ファンドが保有する資金量は、以下図表にあるように200兆円を超すと思われる。この背景には、グローバルで起こったヘッジファンドの拡大と、日本国内で起こった投資ファンドの台頭という二つの要因があった。(後略)」(出典：「投資ファンドのすべて(編著者：光定洋介 発行：一般社団法人 金融財政事情研究会)

図表 投資ファンドの残高 (2011年3月末)

(単位：億円)

投資ファンドの種別	残高
国内投資信託・投資法人	1,575,114
外国投資信託・投資法人	255,580
ヘッジファンド	30,350
バイアウトファンド	8,648
事業再生ファンド	4,025
ベンチャーキャピタルファンド	7,577
不動産ファンド(除くJ-REIT)	134,476
メザニンファンド	5,496

その他ファンド	29,108
合計	2,050,374

また、いわゆる「官民ファンド」に関する評価体制については、次のような経緯で整備されてきている。

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議（平成25年9月27日）において、「官民ファンドの運営に係るガイドライン（以下、「官民ファンドガイドライン」）（平成26年6月27日 一部改正，平成26年12月22日 一部改正，平成27年7月31日 一部改正）が取りまとめられている。また、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会により同ガイドラインに基づく検証報告が、直近の平成27年12月2日の報告を含め計4回行われている。

なお、検証報告において、幹事会及び有識者から各ファンドへの指摘事項と指摘された事項への対応状況の確認、また、KPIに対する進捗・達成状況の確認内容が報告されている。また、第4回検証報告によれば、官民ファンドの活用規模については、次のとおりである。

「平成27年9月末現在で、官民ファンドへの政府からの投融資等の額は約6,424億円（平成26年度末約6,306億円、以下（）内は平成26年度末の計数）であり、民間からの出資額は約543億円（約519億円）である。また、平成27年度においては3兆2,164億円（3兆2,615億円）の政府保証が付されている。官民ファンドがこれまでに支援決定した出資案件は508件（433件）、支援決定額約1兆4,399億円（約1兆3,345億円）、実投融資額は約1兆291億円（約9,678億円）であり、官民ファンドの投融資が呼び水となって民間から投資された額は約1兆7,754億円（約1兆6,347億円）である。」

（2）実施した手続

- ・ 予算要求説明資料を入手し、予算（要求）内容の把握や、事業の背景、必要性・ねらい等について説明を受け、事業概要を把握した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 参考として、官民ファンドに関するガイドラインや検証報告において検討されている事項を調査した。

（3）指摘又は意見

①適切な評価指標・チェック項目の設定によるタイムリーな評価と情報提供について

【意見】

バブル経済の崩壊以降、不良債権問題への対応や自己資本比率規制への対応等により、民間金融機関は、従来ほどリスクマネーの供給が出来なくなっている。投資ファンドは、民間金融機関に代わって、経済社会にリスクマネーを円滑に供給する仕組みとして期待されている存在である。

一方、一般の人から見た場合に、投資ファンドは専門性が高く理解し難い面があり、また、話題に上る際のイメージから、マイナスの印象がもたれている可能性も否定できない。例えば、バブル崩壊時の不良債権処理において「ハゲタカファンド」と呼称されたケースや、最近では、AIJ 投資顧問の事件のように虚偽報告によりプロの投資家までだまされていた、といった事例がある。こうした状況から見れば、一般論として、投資ファンドには関わるべきではない、といった意見が出てきたとしてもある意味当然のことと考えられる。

県民から見た場合、リスクマネーを供給する仕組みについては、従来の民間金融機関だけに頼るのではなく、投資ファンドの活用が求められている状況だということは理解できたとしても、県による事業として県民の税金を使って投資ファンドに投資する必要性については、直ちに理解・賛同が得られるとは限らない。より具体的には、個々の案件を見れば、成長や新事業開拓のためにエクイティ性のある資金が必要とされていることは理解できたとしても、なぜ、その資金についてリスクを負って県民が負担しなければならないか、については明確な回答が必要と考える。明確な回答ができないケースがあるのであれば、県が当該資金を負担する必要性については疑問が生じる。他の主体による資金提供が適切と考えられる。また、実際に、全都道府県が投資ファンドに出資している状況ではなく、有限責任組合員として出資者となっているのは 12 都県に限定される、との調査結果を県より得ている。

こうした状況下で、多くの県民による理解・賛同を得て事業を行うためには、徹底した情報開示が大前提となると考える。

一方、「いばらき企業育成ベンチャーファンド」(以下、1号ファンド)については、有識者で構成される政策評価委員会による平成 26 年度の施策・事業評価の対象となっていなかった。1号ファンドは、平成 15 年度より事業を開始し、平成 27 年 12 月までが存続期間とされている。平成 15 年度において出資のための支出があった以降は、運用に関する管理者報酬は出資金の中から賄われるため、平成 26 年度において当該ファンドに対する追加の支出は発生していない。支出がなかったため評価対象としなかったということであれば、情報開示の姿勢として問題があると考えられる。ファンドによる事業自体が県の事業として新しい手法であり、上述した通り、仕組みの難解さ、不正事件における影響の大きさ等を考えれば、不安を覚える県民が多いことを想定し、徹底した情報開示を実施すべだったと考える。

また、平成 27 年 3 月 19 日に投資事業有限責任組合契約が締結され、「いばらき新産業創出ファンド」(以下、2号ファンド)が組成されている。2号ファンドにおいては、適切な評価指標、運用の適正執行確保のためのチェック項目を設定し、存続期間にわたる各事業年度において、指標に対する進捗・達成状況の評価及び運用執行状況の点検結果を県民に丁寧に説明することが必要と考える。

具体的には、以下を実施することにより、県民の税金がファンドへ出資されていることの

必要性について、理解が得られるよう努める必要がある。

- ・ 県内産業の振興，地域経済活性化等に対して貢献しているかを判断できるような具体的な評価指標を設定すること
- ・ 評価指標に対する進捗・達成状況について，政策評価委員会による施策・事業評価の対象として情報開示すること

また，ファンドの運営に関して，以下を情報開示することにより，県民の不安解消に努めることが必要である。

- ・ 不正を予防するための適切な職務の分離が実現されているか，ファンドマネージャーと資産管理者，事務管理者等が兼務されたりしていないかのチェック結果
- ・ 利害関係者との取引状況について問題がないかのチェック結果
- ・ 運営に関するチェック項目・チェック結果について，政策評価委員会による施策・事業評価の対象として情報開示すること

なお，官民ファンドガイドラインにもとづく検証報告は，ガイドラインが公表されて以降，毎年実施されており，評価指標に対する進捗・達成状況や，有識者による指摘事項への取り組み状況等の報告が行われている。

②新ファンド組成にあたっての「いばらきベンチャー企業育成ファンド」評価結果の反映について

【意見】

「いばらきベンチャー企業育成ファンド」（以下，1号ファンド）は，平成15年度より事業を開始し，平成27年12月で終期を迎えるところである。「いばらき新産業創出ファンド」（以下，2号ファンド）の事業開始時点において，1号ファンドの評価がどの程度反映されているか，曖昧な面があった。どのような評価が行われたかについて，県からの回答は次のとおりであった。

「2号ファンドの組成を行う時点では，1号ファンドは継続中であり，その実績を正式に評価できる段階ではなかったものの，既に投資先ベンチャー企業が株式を上場する等，1号ファンドの着実な効果が表れていた。

このような状況も踏まえ，ベンチャー企業等に対しリスクマネーを供給する2号ファンドを組成した。（文書化したものは特になし。）」

株式上場実績があることから，ファンド全体の成果が良好であることは推定できるものの，2号ファンドによる事業を開始するに当たり，事業開始の適否や運営にあたって考慮すべき事項を検討するために，より詳細な実績評価の情報があってしかるべきだったと考える。例えば，投資先のうち，Exit結果によっては資金回収がほとんど出来ないケースも想定される。そういった個別の情報に対して，従来の貸付金による支援とは異なるリスクを再認識で

きる場合もあると考えられる。県にとってもノウハウが十分に蓄積された事業ではなく、専門家を利用しているとはいえ、出資者の立場から資金が有効に使われたかどうかを詳細に評価することは不可欠のことであると考えられる。仮に、全体として成果目標をクリアしていたとしても、ファンドのリスクに関して改めて評価する機会が必要であったと考える。

また、同じ投資先に継続して投資しなければならない、といった状況は通常ないと考えられるので、1号ファンドと2号ファンドの期間に間があいても問題はなかったと考えられる。

そうであれば、1号ファンドの評価を詳細に行った上で、2号ファンド組成の適否及び考慮すべき事項を検討することはできたはずである。投資ファンドによる企業支援という事業形態については、1号ファンドが最初の取り組みであったことを考えれば、その実績について詳細に評価した上で、県民の代表である議会に対して、2号ファンド組成に関する適否や考慮すべき事項をより丁寧に説明するべきであったと思われる。

③民業圧迫懸念に対する対応

【意見】

官民ファンドガイドラインの検証報告においても、民業圧迫を懸念した指摘がされている。

以下の観点でのチェック及びチェック結果の情報開示により、民業補完に徹し、案件の独占というような批判を受けぬよう対応することが必要である。

- ・ 投資決定過程を明確化すること（ファンドに持ち込まれた案件数、投資決定された案件数等について情報開示を行うこと）
- ・ ファンド出資者との取引のチェック等、利益相反事項の検証と確認
- ・ EXITの方法、時期を個別案件ごとに明確化すること
- ・ 投資対象分野の重複や偏りがないよう留意すること

7. 中小企業融資資金貸付金

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	82,053,261 千円	78,634,446 千円	77,048,000 千円
決算額	82,053,261 千円	78,634,446 千円	77,048,000 千円

①現況・課題

- ・ 震災による被災企業に対する金融支援が引き続き必要であるとともに、本県経済の成長促進を図るため、新たな産業の創出・育成や、金融円滑化法終了後の経営健全化など、中小企業の抱える課題に対し、金融面での支援が不可欠な状況となっている。

○制度融資別利用状況（融資実績）

（単位：件、百万円、％）

	H24年9月末		H25年9月末		対前年比		H25年度 新規融資枠
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
長期資金	2,526	23,782	2,093	23,700	82.9%	99.7%	104,200
経営合理化	139	914	152	1,070	109.4%	117.1%	3,500
新事業促進	89	570	73	459	82.0%	80.5%	3,100
パワーアップ	500	5,026	630	6,437	126.0%	128.1%	32,000
セーフティネット	121	1,704	158	2,231	130.6%	130.9%	39,000
東日本大震災復興緊急融資	1,675	15,553	1,078	13,492	64.4%	86.7%	24,000
その他	2	15	2	11	100.0%	73.3%	2,600
短期資金	3,468	13,123	3,112	11,628	89.7%	88.6%	18,900
合計	5,994	36,905	5,205	35,328	86.8%	95.7%	123,100

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 被災企業の本格的な復興の実現を図るため東日本大震災復興緊急融資を継続実施するとともに、ベンチャー企業等の創業活動や、経営の健全化に取り組む中小企業の返済負担の軽減のための融資枠を拡充・新設する。

○当初予算額・当初融資額の推移（直近5ヶ年）

年度	当初融資枠（百万円）		当初予算額（百万円）	
		対前年比		対前年比
21	287,501	113.7%	50,793	110.5%
22	428,890	149.2%	69,224	136.3%
23	344,549	80.3%	56,628	81.8%
24	433,294	125.8%	100,530	177.5%
25	383,190	88.4%	86,520	86.1%
26要求	336,389	87.8%	77,048	89.1%

③事業計画

本融資制度は、資金調達力の弱い中小企業に対して円滑な資金調達が図られるよう県の資金を金融機関に預託し、金融機関の資金を併せて活用することにより低利で長期返済ができる制度である。

1) 新規融資枠設定の考え方

中小企業の資金需要に応じて新規融資枠を設定する。

融資枠	融資制度名
拡充・新設	新事業促進（創業活動支援枠（一般・ベンチャー））、借換
現行どおり	経営合理化、新事業促進（事業革新支援枠、雇用拡大支援枠）、再生支援、災害対策（緊急対策枠）、東日本大震災復興緊急融資
縮小	地域活力強化融資、パワーアップ、短期運転資金
廃止	セーフティネット（※）

※ 現行のセーフティネットは、平成 26 年度にパワーアップに統合。

2) 平成 26 年度の主な金融支援策

ア 【重要政策】 新事業促進融資（創業活動支援枠）の拡大（平成 26 年度要求 融資枠 20 億円）

- ・ 現行の創業活動支援枠・ベンチャー企業支援枠を統合するとともに、融資枠を増額し、ベンチャー企業等の創業活動に係る事業資金の調達を支援する。

※ ベンチャー創業支援の融資対象：県が出資したベンチャー支援を目的とする投資事業組合の投資を受けた企業

イ 借換融資の創設（平成 26 年度要求 融資枠 340 億円）

- ・ 各融資制度の横断的な借換融資制度を新設し、返済負担の一層の軽減を図り、金融円滑化終了後、中小企業の経営改善に向けた金融支援の充実を図る。

ウ 東日本大震災復興緊急融資の継続実施（平成 26 年度要求 融資枠 240 億円）

- ・ 震災により被害を受け、経営に支障を来している中小企業の資金需要に対応するため、引き続き震災緊急融資を実施するとともに、必要な新規融資枠を確保する。

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要綱・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 制度融資実績表を入手し、各制度融資の活用度合いを確認した。

(3) 指摘又は意見

① 損失補償納付金の一部控除

【意見】

本県が損失補償を行った制度融資について、信用保証協会において求償権の回収があった

際には、信用保証協会は本県が損失補償した部分について、回収金の一部を本県に返金する必要がある。回収金の一部を本県に返金する際に、回収額から回収に要した経費を差し引くことになっている。

回収額から回収に要した経費を差し引くこととなったのは平成 15 年度からであり、差し引く理由としては、信用保証協会における代位弁済の増加や運用益の伸び悩みから、平成 13 年度の収支差額が 3 千万円ほどに減少したこと等によるものである。

回収額から回収に要した経費を差し引く場合には、回収額の 30%としている。その計算根拠は平成 14 年当時の債権管理費、総回収額に占める県損失補償付回収額の割合、回収に対する納付額を前提としており、平成 27 年度の現在においては前提条件が大きく変わっていると史料される。

そもそも、回収額から回収に要した経費を差し引くこととなったきっかけは、信用保証協会の業績が芳しくなかったため経営支援を行い、協会の財政状態を安定させることである。とするならば、信用保証協会の平成 26 年度の業績（一般正味財産増減額 1,787,099 千円、正味財産期末残高 46,603,810 千円）からすれば、回収額から回収に要した経費を差し引く意義がなくなっていると言える。

なお、平成 26 年度の県損失補償分の回収状況は以下の通りであり、費用控除額は 10,764,999 円である。

①県損失補償分回収額	35,885,003 円
②費用控除額	10,764,999 円
③回収納付額	25,120,004 円
②／①	29.9%

従って、損失補償納付金から差し引く費用控除については、本県が負担すべき費用ではないとして、信用保証協会に対して廃止を求めるべきである。

②活用度の低い制度融資

【意見】

制度融資実績表（平成 24 年度～平成 27 年度（7 月末））を入手して、各制度融資の活用度合いを確認した。上記の期間中に利用実績が一度もなかった制度融資は、新事業促進融資（ベンチャー創業関係）、地域活力強化融資（地域産業育成支援枠）、再生支援融資の 3 つである。中小企業が当該融資制度を活用し易くなるように、取扱金融機関へのヒアリング等を参考にして融資条件の見直しを行うべきである。

③預託金方式から利子補給方式への移行

【意見】

本県の融資制度は、県の資金を金融機関に無利子で預託し、金融機関の資金を併せて活用

することにより低利で長期返済ができる制度である。

制度融資の貸出金利は、民間金融機関が本来予定している貸出金利(通常融資の貸出金利)よりも低く設定されている。そのため、本来であれば、民間金融機関の収益は、制度融資の実施に伴い、両金利の差に相当する分だけ減少を余儀なくされるはずである。自治体はそうした事態をさけるため、民間金融機関に無利子で資金を預託することになる。つまり、預託金方式による制度融資の目的は、利子を補給することにある。とすれば、県の資金を金融機関に預託することなく、利子を支給すれば目的は達成されるはずである。

直近3ヵ年の金融機関への預託金額は以下の通りである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預託金額	82,053,261千円	78,634,446千円	77,048,000千円

仮に、利子補給方式へ移行して財源を茨城県債の返済に充当したならば(平成27年度の「大好きいばらき県民債」の利率が0.1%)、77,048,000千円×0.1%=77,048千円の利息負担を軽減させることができる。また、利子補給方式にした場合には、利子補給として補助した金額が県としての財政的支出となり、年度毎の財政的負担を明らかにすることができる。

よって、県の制度融資の方式を預託金方式から利子補給方式へ変更することが望ましい。

8. 設備資金貸付費

(1) 事業の概要

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額(最終補正後)	600,000千円	700,000千円	700,000千円
決算額	534,340千円	693,240千円	666,840千円

①現況・課題

中小企業者の設備導入による合理化・省力化を通じ経営基盤を強化するため、中小企業近代化資金等助成法に基づき、平成11年度まで、国庫補助金、一般会計からの繰入金及び既貸付企業からの償還金等を財源として、県が昭和31年度から県内中小企業に対して貸付を実施してきた。平成12年度に同法が改正され、本事業は公益財団法人茨城県中小企業振興公社へ事務移管された。なお、平成26年度までで本事業は終了となったが、平成11年度までに貸付けた債権の管理は、引き続き県の業務となっており、中小企業振興公社に委託されている。

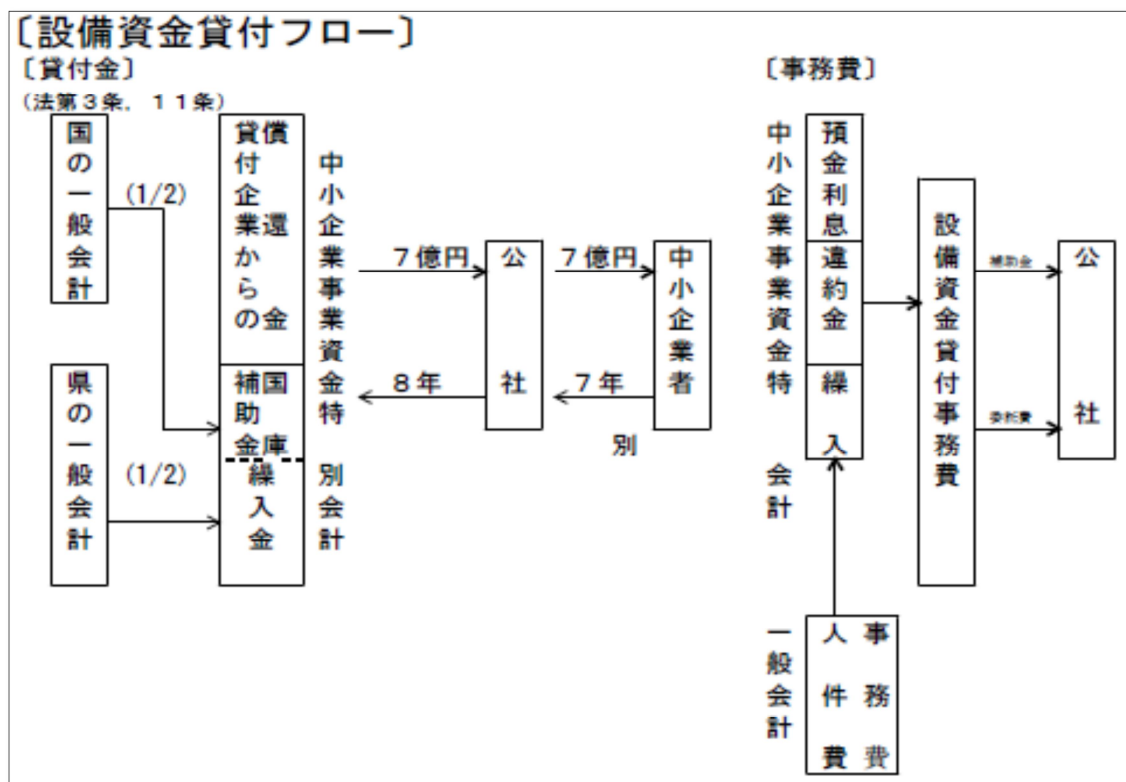
②事務事業の必要性・ねらい

小規模企業者(従業員20人以下)や創業者(創業前、創業後5年以内)は、大企業や中堅企業と比較して一般的に信用力や資金調達能力が弱く企業の経営基盤強化のため設備を

導入しようとしても、資金の面からの制約を受けその実施が困難な場合が少なくない。

そこで、小規模企業者等の設備導入に対し、その必要な資金の2分の1以内を公社が無利子で貸付を行い、その原資の全額を県が公社へ貸し付けるものとする。

③事業内容



④参考情報

年度	当初事業枠 (千円)	貸付実績		事業消化率 (%)
		件数 (件)	貸付額 (千円)	
20	800,000	49	636,570	79.6
21	800,000	29	454,590	56.8
22	700,000	45	696,460	99.5
23	700,000	33	395,730	56.5
24	700,000	48	534,340	76.3

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 滞留債権リストを入手し、滞留状況を調査した。滞留債権等がある場合、回収状況のわかる資料を入手して債権の管理状況を確認した。

- ・ 不納欠損処分関係書類を入手し、不納欠損処分の手続の妥当性、回収努力の十分性を検討した。
- ・ 補助対象先における消費税の課税状況を適時に確認していることを検証した。

(3) 指摘又は意見

①延滞債権についての情報開示

【意見】

設備資金貸付金は平成 11 年度までは、設備近代化資金貸付金として、県が直接、事業者へ貸付けを行っていた。平成 12 年度からは、設備資金貸付金として、県が茨城県中小企業振興公社へ貸付資金を貸付し、茨城県中小企業振興公社が事業者へ貸付を行ってきた。

上記の貸付金について延滞状況は以下のとおりである(延滞とは貸付金の返済が一度でも滞ったことを指す)。

項目	延滞先		回収困難先	
	件数	金額	件数	金額
直接貸付 (設備近代化資金)	26 件	113,610,518 円	17 件	64,790,018 円
公社経由貸付 (設備資金貸付)	19 件	171,436,994 円	8 件	110,593,994 円
公社経由貸付 (割賦)	17 件	69,337,765 円	9 件	44,506,950 円
公社経由貸付 (リース)	11 件	62,832,702 円	6 件	34,094,736 円
合計	73 件	417,217,979 円	40 件	253,985,698 円

当該貸付金は事業消化率が低調なことから、平成 26 年度をもって新規貸付は終了となったため、平成 27 年度以降は回収業務のみを進めていく必要がある。

直接貸付分(設備近代化資金)については、今後、不納欠損処分が必要になってくる。また、公社経由貸付(設備資金貸付、割賦及びリース)については、県が茨城県中小企業振興公社との間で損失補償契約を締結しているため、県は県負担分(機械保険に補填される分を除く。)について損失補償を履行することが必要になってくる。

この点、総務省から「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」が平成 19 年 6 月 29 日付けで公表され、債権管理に関する組織的な取組と管理意識の改善、説明責任の履行を促すため、マニュアルの整備や情報開示の充実などの勧告が行われている。当該勧告を受け、国の各省では保有する債権について、履行期限の到来や徴収停止等の区分に従った情報を開示している。

上記のような多額の延滞債権が発生している状況では、県においても債権について県民に分かり易い情報を開示すべきである。なぜならば、不納欠損処分や損失補償を行うことは、

最終的には県民が負担した税金により損失処理を行うことであり、県は行政としての説明責任の履行が強く求められるとともに、情報開示と説明責任の履行は、行政自身の業務管理も向上すると思料されるためである。

②不納欠損処分の必要性

【指摘】

本県では、不納欠損処分を適時に行うために、平成 24 年 12 月 19 日に「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」を策定した。左記の基準とは、時効期間が経過した債権であって、主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するものである。

- ・ 債務者の所在が不明であること。
- ・ 法人である債務者が存在しないこと。
- ・ 債務者が無資力又はこれに近い状態であること。
- ・ 債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないこと。
- ・ 県の債権の金額が少額で取り立てに要する費用に満たないものであること。
- ・ その他特に回収が困難な事由があること。

滞納者名簿の回収状況及び滞納企業の状況を確認すると、ほとんどの延滞先について、平成 26 年度はまったく回収されていない延滞先が多い(元金が残っている 25 件の滞納先のうち元金の回収額がゼロの相手先は 18 件)。上記表のうち直接貸付（設備近代化資金）の回収困難先 64,790,018 円（17 件）は時効期間が経過した債権であるため、権利放棄基準への該当性について調査した上で、速やかに不納欠損処分を行うべきである。

また、貸付金の返済に延滞が発生した場合には、債務者は遅延損害金（金利 10.75%）を支払う義務を負うこととされている。そこで、遅延損害金 63,565,363 円・60 件（件数には元金未完済による金額未確定分を含む。）についても、同様に権利放棄基準への該当性について調査した上で、速やかに不納欠損処分を行うべきである。

③延滞債権等の報告不備

【指摘】

設備資金貸付事業は、中小企業近代化資金等助成法に基づき、国庫補助金(1/2)、県の一般会計からの繰入金(1/2)を財源としている。平成 12 年度に同法が改正され、本事業は公益財団法人茨城県中小企業振興公社へ事務移管された。

設備資金貸付金の延滞状況等について、公益財団法人茨城県中小企業振興公社から県へ報告が行われ、県は国に対して報告を行うことになる。県から国に対して「小規模企業者等設備導入資金財源額等報告書」の添付書類である「貸与機関による設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る回収困難予想額内訳表」において、設備資金貸付金について回収が困難だと予想される貸付金を記載して報告を行っている。公益財団法人茨城県中小企業振興公社は、

平成 12 年度に A 社に対して貸付けを行っているが、平成 18 年度に貸倒損失処理を行っている（当初貸付額は 20,000,000 円であり、未収額は 10,612,000 円である。）。当該貸付金は、平成 26 年度においても全く回収金がなく、回収が困難な貸付金であると考えられるが、県から国に対しては、延滞している貸付金のみ報告がなされ、回収が困難であるとの報告が行われていなかった。

貸付金が回収困難であるか否かは重要な報告であるため、実績報告書の様式を変更し、県は公益財団法人茨城県中小企業振興公社から貸付金が回収困難であるか否かについて文書による報告を入手し、それに基づいて国に報告を行うべきである。

9. 計量検定所運営費

(1) 事業の概要

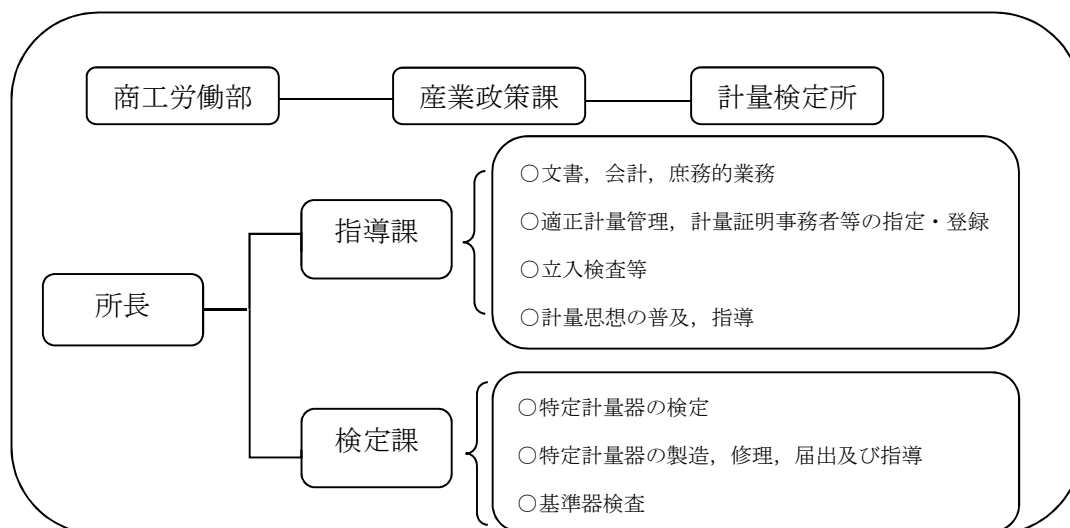
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	23,135 千円	22,905 千円	20,109 千円
決算額	21,942 千円	21,260 千円	18,426 千円

①現況・課題，事業の必要性・ねらい，事業内容

計量制度は，経済・社会活動を行ううえでの基本的要件のひとつとされている。統一的な計量制度の確立は，経済の発展，国民生活における便益の向上，学術・文化の発展を図っていくための必要不可欠な要件であり，日本における計量制度は，「計量法」という法律に基づいて確立されている。

茨城県においては，計量に関する以下の業務を行うため，茨城県行政組織条例に基づき「茨城県計量検定所」が設置されている。

- ・ 特定計器の検定及び基準器検査
- ・ 商品量目及び特定計量器の立入検査
- ・ 計量関係事業者の登録，指定，届出等
- ・ 計量に関する普及指導
- ・ その他の計量に関すること



また，はかりを取引証明に使用する者については，2年に1回の定期検査が義務付けられており，水戸市，つくば市，日立市の3特定市を除いた県内の市町村のはかりの定期検査は，茨城県知事が行うこととなっている。平成21年度からは一般社団法人茨城県計量協会が茨城県指定定期検査機関に指定され，「はかりの定期検査」や「計量証明検査」業務を行っている。

②参考事項

定期検査は都道府県知事又は特定市町村の長が行うこととされ，これに計量士が行う代検査制度が取り入れられ，適正な計量の実施の確保が図られてきた。

平成5年11月施行の計量法においては，民間活力の導入を図り，より円滑な定期検査の実施を可能とするため，知事や特定市町村の長の指定により，一定の公益法人に定期検査を行わせることができる「指定定期検査機関制度」が取り入れられている。平成13年4月から施行された計量法では，公益法人に限らず民間企業の参入を可能とし，また，事業の休廃

止が知事の認可から知事への届出に変更されている。

また、計量行政については、従来は国からの機関委任事務とされていたが、平成12年4月に施行されたいわゆる「地方分権推進一括法」においては、法定受託事務ではなく自治事務として位置づけられている。

(2) 実施した手続

- ・ 予算要求説明資料を入手し、予算（要求）額の把握や、事業の背景、必要性・ねらい等について説明を受け、事業概要を把握した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 関連する法令・制度として、計量法、計量士制度や計量制度に関する有識者の報告書等を調査し、本事業の課題識別の参考とした。

(3) 指摘または意見

①委託事業の今後のあり方と課題の識別について

【意見】

「平成26年度当初予算要求説明資料」では、識別された課題を記載する箇所があるが、特段の記載は行われていない。

一方、経済産業省計量行政審議会計量制度検討小委員会が公表した「計量制度検討小委員会報告書（平成20年4月22日）第2適正な計量の実施の確保1. 計量器の規制（検査・検定制度）（2）計量器の規制の方法①現行制度の問題点」（以下、「報告書」）の中では、次のような指摘がある。

「（前略）平成11年の改正により、検査・検定業務は国からの機関委任事務から自治事務化されたが、行財政改革の流れの中で、自治事務化以降、計量行政に関わる人員や予算が減少している地方公共団体が多く発生し、計量行政を実施する上での体力格差が地方公共団体間で拡大しているのが現状である。したがって、検査・検定に必要な能力を有する民間人を適宜雇用すること等により、民間人・民間機関の能力を最大限活用することを可能とし、地方公共団体の執行方法に関する選択肢の拡大や地方計量行政を支える人材の育成が必要となっている。（中略）なお、地方公共団体においては地域の実情に合わせ自らの自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考えられ、現状の計量法の執行体制の維持の困難性を訴える地方公共団体においては、指定定期検査機関や指定検定機関の民間能力の活用を進めることが期待される。」

県の資料によれば、予算額は毎年漸減傾向にあり、また、人員についても常勤計量士以外の契約計量士や臨時雇用員といった非正規雇用の検査従事者に検査業務の多くの部分を依

存している現状が見て取れる。

上述の報告書で指摘されている課題について、十分な対応が図られているか確認したいところであるが、事業点検に活用されるべき「予算要求説明資料」の「課題」記載欄には特段の記載がない。「予算要求説明資料」において、一般的に識別されている課題に対してどのように対応を行っているのか、対応が十分とれたうえでの予算要求額なのかが点検できるよう、予算要求説明資料上でも十分な情報提供が行われるべきと考える。また、当該記載内容を十分に検討した上で、予算要求に対する評価が行われたことが分かるようにすべきである。

例年どおりに事業を推進するとして予算が要求され、また、例年どおりに一定額の予算が削減される、というルーチン化した予算要求とその評価ではなく、事業評価・課題の識別を適時に行い、識別された課題に対する適切な対応策を次の事業推進に反映させるといった、PDCA サイクルの実践の場として、予算要求説明資料が活用されることが必要である。

また、将来にわたって適正な検査業務を継続していく観点から、人材調達・人材育成のための支出が必要とされる状況があり、それが合理的な対応策と判断されるのであれば、予算要求に対しても適切に考慮されるべきと考える。

なお、県側からは平成 28 年 1 月 26 日に以下の対応を行う旨、文書にて提出を受けた。

計量士の人材育成等について

計量法に基づき、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定等を受ける場合は、経済産業省令により計量士の確保が義務付けされている。

また、現在、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関としての、一般社団法人茨城県計量協会（以下「協会」という。）の定款の「目的及び事業」に人材育成等に係る事業が明記されている。

このことから、計量士の人材育成等については、協会が主体的に行うものであると考える。

しかし、協会の現状は、県及び市を退職した計量士を採用し、事業運営を行っているところであり、高齢化等による人材不足が懸念されるところである。

県としては、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関としての協会への委託事業である、定期検査及び計量証明検査業務の継続的な業務執行を図るためには、計量士の人材育成等は必要不可欠であると認識しており、今後は、県や市など地方公共団体退職者だけでなく、協会の会員企業等を退職した計量士の採用など、民間人の積極的な活用を促進し、人材の確保や育成につなげていきたいと考えており、これらを踏まえ協会とも幅広く検討を進めていきたいと考えている。

●産業技術課

1. 中小企業テクノエキスパート派遣事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	26,810 千円	24,755 千円	22,900 千円
決算額	24,581 千円	24,491 千円	22,893 千円

①現況・課題

大手企業は生産拠点の海外移転や国内工場の整理統合、グローバル調達の強化を進めており、中小企業は受注量の減少や一層の受注単価の切り下げの要請など、厳しい経営環境に直面している。

このような状況を打開し、中小企業が生き残っていくためには、独自技術の確立や技術の向上、新分野への進出を図ることが重要だが、中小企業では人材や資金などの経営資源が不足していることから困難なことが多い。

②事務事業の必要性・ねらい

県内中小企業が厳しい国内外の競争に打ち勝っていくためには、新技術・新製品の開発やコスト削減のための生産性の向上等が必要になってくるが、中小企業では技術革新や生産性向上を指導する人材が不足しており、単独での課題解決が困難であるため支援を行っていく必要がある。

このため、中小企業からの要請に応じて、大企業OB等の技術や知識・経験等を有する専門家（テクノエキスパート）を中小企業の生産現場へ派遣し、技術指導・助言を行うことにより、技術力や生産性の向上を図り、競争力を強化することを目的とする。

③事業内容

1) テクノエキスパート派遣による技術支援

ア 事業概要

中小企業が抱える技術的な課題（加工技術や生産効率などの向上、新製品・新技術の開発、ISOなどの規格取得など）の解決のため、企業からの依頼に基づき、「総括テクノエキスパート」が企業を訪問して課題を把握し、課題解決に最適な技術の専門家「テクノエキスパート」を企業の生産現場に派遣し技術支援を行う。

◆総括テクノエキスパート

(ア) 大企業等のOB 4名で構成。

(イ) 業務は、申込企業の事前調査（企業のニーズ把握等）、テクノエキスパートの選定、

進捗状況・指導，結果の把握を行うために積極的に企業を訪問し，企業の課題解決のための継続的な支援をする。

- (ウ) 派遣 5 日目は進捗及び実績の中間検査及び 6 日目以降の派遣継続・中止の決定を行い，派遣終了時には成果確認を行う。

◆テクノエキスパート 登録数 361 名（H27. 3 末時点）

- (ア) 募集方法は，公募（個別案件を解決するため新たに専門家を招聘する場合有り）により募集。
- (イ) 企業の生産現場において，技術的な課題の解決のための指導・助言を行う。

イ 派遣対象企業・派遣期間・派遣費用

- ・ 県内に事業所を持つ中小企業，原則10日間
- ・ テクノエキスパート謝金（27,000円/日）と旅費の合計額の 3 分の 1 を企業が負担（概ね10,000円/日程度）

ウ 事業フロー

- (ア) 企業からの派遣依頼に基づき，総括テクノエキスパートが企業の現地調査実施（課題の把握）
- (イ) 調査結果に基づき，総括テクノエキスパート会議で派遣するテクノエキスパートを選定
- (ウ) 総括テクノエキスパート，テクノエキスパート，派遣先企業のマッチング・事前打ち合わせ（手順，方法等）
- (エ) 派遣開始（5 日目が終了した時点で成果や 6 日目以降の派遣継続の可否を検討）
- (オ) 派遣の進捗管理及び成果のとりまとめ

2) 中小企業競争力強化支援

中小企業と産業支援機関が連携して競争的資金を活用することにより，中小企業のものづくり基盤技術の高度化，新製品・新技術開発等を支援・促進し，競争力のある中小企業を育成する。

○競争的資金獲得促進

競争的資金獲得を目指す中小企業の依頼により，総括テクノエキスパート（上記参照）が競争的資金獲得に係る相談・指導・助言を行う。有望な案件については，申請に係る研究開発計画の策定等の支援を行う。

○産業支援機関連携強化

産業支援機関（茨城県中小企業振興公社，ひたちなかテクノセンター，日立地区産業

支援センター等), 県工業技術センターなどが参加する「研究開発強化推進会議」による案件の掘り起こし, 支援方針等のに関する情報共有・意見交換の実施

○普及啓発

中小企業製造業の競争的資金活用促進のための

- ・ 競争的資金獲得セミナーの開催 (制度説明, 申請手続, プレゼン講座, 採択のコツなど)
- ・ 成果発表会の開催 (※既存事業を活用)

④参考情報

【テクノエキスパート派遣実績】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
派遣件数(件)	87	72	78	74	83	83	84	73	72	87
派遣延数(日)	713	564	610	583	543	632	678	621	602	617

【派遣内容別支援件数の割合 (%)】

年度\内容	加工技術	生産管理	開発・設計	規格取得	IT関係	その他
H23	22.6	36.9	22.6	8.3	1.2	8.3
H24	23.3	34.2	26.0	9.6	0.0	6.8
H25	18.0	36.1	15.3	4.2	0.0	26.4
H26	10.3	52.9	13.8	6.9	0.0	16.1

(2) 実施した手続

- ・ 諸手続きが要項・要領や契約書に従って, 適切に行われているかを検証した。
- ・ 平成24年度から平成26年度の補助事業の実績報告書を閲覧し, 事業全体の概要やこれまでの事業の効果や今後の方向性等についてヒアリングを実施した。

(3) 指摘又は意見

①事業効果の測定及び分析

【意見】

様々な手続きについては, 適切に行われている。事業報告について, 平成24~26年度の実績報告書を閲覧したところ, 事業の実施内容及び成果に関する報告書については以下のような報告であった。

平成26年度

1. 中小企業テクノエキスパート派遣事業

2. 実施内容及び成果

新製品企画や技術開発などの技術開発に直面している中小企業者等に対して、技術の専門家（テクノエキスパート）を派遣し、助言指導を行った。

派遣企業：87 企業

派遣日数：617 日

3. 今後予想される効果

中小企業者等の技術課題に対して、適切な助言指導を実施した結果、課題の解決が図られ、中小企業者等の順調な発展・成長を促進することが期待できる。

平成 25 年度

1. 中小企業テクノエキスパート派遣事業

2. 実施内容及び成果

新製品企画や技術開発などの技術開発に直面している中小企業者等に対して、技術の専門家（テクノエキスパート）を派遣し、助言指導を行った。

派遣企業：72 企業

派遣日数：602 日

3. 今後予想される効果

中小企業者等の技術課題に対して、適切な助言指導を実施した結果、課題の解決が図られ、中小企業者等の順調な発展・成長を促進することが期待できる。

平成 24 年度

1. 中小企業テクノエキスパート派遣事業

2. 実施内容及び成果

新製品企画や技術開発などの技術開発に直面している中小企業者等に対して、技術の専門家（テクノエキスパート）を派遣し、助言指導を行った。

派遣企業：73 企業

派遣日数：621 日

3. 今後予想される効果

中小企業者等の技術課題に対して、適切な助言指導を実施した結果、課題の解決が図られ、中小企業者等の順調な発展・成長を促進することが期待できる。

この事業が「中小企業者等の技術力や生産性の向上を図り、競争力を強化することを目的」としている事業であることから、競争力が強化できたか否かといった視点での効果を測定することが理想的だと考えるが、企業課題は千差万別であり、一概に指標化は困難であろう。公社では効果測定として平成 25 年度より利用企業に対し、アンケートを実施しているが、

この回収率は平成 25 年度が 74%、平成 26 年度が 61%にとどまっている。

今後はこのアンケートの回収率を上げ、さらにアンケートの内容を充実させるなどにより、事業効果について具体的な報告を求めるべきではないだろうか。そして、県担当部署においては、そのフィードバックを分析し、さらにそれを活用して、次のステップとなる具体的な政策の立案や改善へとつないでいくべきである。

2. いばらき知的財産戦略推進事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	3,451 千円	3,299 千円	3,175 千円
決算額	3,405 千円	3,067 千円	2,989 千円

①現況・課題

県内中小企業の経営環境は、経済の国際化によるコスト競争や受注量の減少など依然厳しいものがあり、独自技術の保有や新製品の開発が必要である。そのなかで、特許や大学・研究機関等の技術は、中小企業の新技術開発や新規事業進出を促進する上で最も有効な資源の一つであり、その活用を促進する必要がある。また同時に、中小企業では、知的財産の重要性は認識しているものの、十分な活用・保護が図られておらず、知的財産を効率的かつ効果的に利用できるように支援が必要である。

②事務事業の必要性・ねらい

中小企業等の技術開発・技術移転や特許取得・管理業務の支援、特許情報の積極的活用の促進のため、特許電子図書館等による特許情報検索の支援や、特許情報活用についての相談業務、産業財産権に関する情報発信、特許情報についての普及・啓発を行う。

③事業内容

いばらき知的財産戦略推進事業費 2,989 千円（県単・補助率 10/10）

（中小企業振興公社への補助：2,820 千円、発明工夫展諸費：169 千円）

1) 技術移転推進事業

企業や大学・研究機関等が保有する開放（未利用）特許・技術情報を中小企業等に移転・流通させ、新規事業の創出や技術開発を支援する。

ア 指導・相談業務 … 特許流通データベースへの登録勧誘、技術導入企業の開拓

イ 技術情報の提供 … 国等の機関と協力しながら技術シーズを収集して中小企業に提供

ウ 技術移転業務 … 大学・研究機関等が保有する技術シーズを，中小企業に移転する
コーディネート業務

エ 普及・啓発活動 … 企業訪問，研修会・説明会による特許情報活用の普及・啓発

オ シーズ実用化検討会 … 大学や研究機関等から中小企業のニーズに近い技術シーズ
を提供してもらい，事業化の視点から問題点を絞った情報交
換を行うなど，研究者と中小企業者がシーズの実用化を検討
する場を設ける。

2) 発明発見奨励事業

ア 茨城県発明工夫展開催

地区展 (水戸・県北・鹿行・県南・県西) 10月上旬 (児童・生徒の部)

審査会 平成26年10月23日 (木)

県展 平成26年10月24日 (金)～26日 (日) (児童・生徒の部，学生・一般の部)

表彰式 平成26年12月9日 (火)

出品状況

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	9,668点	9,267点	11,031点	11,930点	11,143点	12,606点	13,766点

イ 発明関連事業への参加促進

関東地方発明表彰 主催：公益社団法人発明協会 (H25 開催県：新潟県，H26 は茨城
県で開催)

④参考事項

○実績

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
窓口相談件数	803件	637件	700件	596件	704件	614件
訪問支援件数	395件	363件	162件	114件	108件	75件
斡旋成立件数	48件	22件	24件	38件	34件	27件

(2) 実施した手続

- ・ 諸手続きが要項・要領や契約書に従って，適切に行われているかを検証した。
- ・ 平成26年度の補助事業の実績報告書を閲覧し，事業全体の概要やこれまでの事業の効果や今後の方向性等についてヒアリングを実施した。
- ・ 茨城県工業技術センターの研究開発に関する事業や(公財)茨城県中小企業振興公社の知的財産に関する支援事業も併せて資料閲覧，及びヒアリング等を実施した。

(3) 指摘又は意見

①事業効果の測定・分析と中小企業に対する指導

【意見】

様々な手続きについては、適切に行われている。特に、特許流通コーディネーターによる公開特許となっている知的財産と中小企業のニーズとのマッチング事業（特許技術の紹介・斡旋）においては、秘密保持契約や特許実施契約の締結等、契約書（控え）を閲覧した結果、適切に締結されている。その他にも、シーズ発表会、シーズ実用化検討会等を開催し、知的財産の効率的かつ効果的な利用を支援している。（公財）茨城県中小企業振興公社の知的財産に関する支援事業についての詳細な実施報告書の提出は求めているとのことである。実施した事業の内容について、窓口相談件数、訪問支援件数、斡旋成立件数など件数の報告は、年度比較も含めて報告されている。しかし、それらの事業の結果もたらされた効果等の言及がされていない。

「茨城県産業活性化に関する指針（平成23年7月）」によれば、主要な施策のひとつに、「知的財産の創造、保護及び活用」が謳われており、次の2点が挙げられている。

- 大学や研究機関等の知的財産を活用した新技術・新製品の開発を支援するため、中小企業への特許・技術に関する情報提供や技術移転を促進します。
- 県が保有する特許、品種等の知的財産について積極的に利用PRを行い、企業や農林漁業者への技術移転・普及拡大を進めます。

本事務事業の必要性・ねらいにおいては、中小企業が知的財産を活用できるよう情報発信、普及、啓発を行うとされている。しかし、産業活性化の視点から求められる効果とは、まさに技術移転後の本県に対する経済効果であろう。

そういった視点での、具体的な報告、フィードバックを求め、分析し、さらにそれを活用した次なるステップとなる具体的な政策の立案へとつないでいくべきだが、知的財産活用による経済効果が表れるまでには、相当の時間を要すると思われる。中小企業に対する情報発信、普及・啓発活動を根気よく着実に実施されたい。

県有特許の実施（事業者等に活用させる）状況について確認した。「糸引性低下納豆菌株及び該納豆菌株による納豆の製造方法と納豆」という特許（2014年）について、平成27年3月31日に県内中小企業7社、そして平成27年5月27日に納豆メーカーとしてはリーディングメーカーともいえる県内中小企業1社と県有特許実施契約書を締結している。

契約書の内容は、「県有特許権に係る発明等の実施許諾等に関する取扱要領」に則して作成されており、また、実施料率の算定における実施価値の判断基準については、特許庁の「特許権等契約ガイドライン」に準拠し作成されている。

その契約書の内容に従って、各企業から定期的（1～6月、7～12月の半期に一度）に県有特許権実施状況報告書の提出を求め、売上高実績に応じて契約上定められた実施料を請

求している。しかし、各企業から提出された実績報告書を閲覧したところ、契約書に定められた期限(各期間終了後 15 日以内)から遅延しての提出となっている企業も多く存在した。また、売上実績に応じた実施料の納入も遅れている企業が目立った。県担当者からのヒアリングでは、報告書の提出や実施料の納入について、再三の通告にも関わらず遅延する企業が多いとのことである。厳しい言い方をすれば、これは契約違反である。実施権許諾を受ける企業側のモラルの問題ではあるが、茨城県内の中小企業でもあり、辛抱強く指導していかなければならない。たとえ中小企業とはいえ、法律上も道義的にも許される行為ではないことから、県担当部局の辛抱強いリーダーシップのもと当該中小企業各社が自ら改善に取り組むよう期待したい。

3. ものづくり産業マッチング支援事業

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額 (最終補正後)	29,330 千円	17,753 千円	16,790 千円
決算額	28,250 千円	17,356 千円	16,078 千円

① 現況・課題

大手企業はさらなるコスト削減等のため、生産拠点の海外移転やグローバル調達を進めており、県内ものづくり中小企業は厳しい状況にある。そのため、新たな受注の確保が重要となっている。しかし、自社の強みや得意な基盤技術をもちながら、営業機能の弱い企業も多いことから、販路拡大支援を行う必要性がある。

② 事務事業の必要性・ねらい

本県のものづくり中小企業は優れた技術を有しているが、営業力が不足している中小企業が多いことから、販路拡大支援を行う必要がある。そこで、ビジネスコーディネーターが県内外の大手発注企業等に対し、本県ものづくり中小企業の技術を売り込み、受注機会を確保するとともに、販路拡大を図る。また、商談会を実施し、中小企業のマッチングの機会を創出する。

※ ビジネスコーディネーター:企業での営業や資材調達の経験及び知識を有する専門家

③ 事業内容

1) ビジネスコーディネーター等による下請企業販路開拓支援事業

- ・ ビジネスコーディネーター(大手企業等で営業や資材調達の実務経験・知識を有する者)が、県内外の発注企業を訪問し、発注案件の獲得を図ると共に下請中小企業とのマッチングを行い、中小企業の受注活動を支援する。

- ・ 自動車産業支援コーディネーター（自動車関連産業における技術系の実務経験・知識を有する者）が自動車関連産業への参入を目指す中小企業の生産現場の改善指導や技術セミナーを行うことにより、当該産業参入に必要な技術水準へのレベルアップを図り、自動車関連産業参入を支援する。
- ・ ビジネスコーディネーター（販路開拓）：2人，活動日数：13日/月（補助金対応）
：3人，活動日数：12日/月（緊急雇用対応）
- ・ 自動車産業支援コーディネーター（技術支援）：1人，活動日数：7日/月
- ・ 技術セミナー：年3回程度，生産現場の改善や生産管理技術の向上に関するセミナーを実施

2) 商談会等開催事業

- ・ 他県の産業支援機関と協力し主に首都圏方面への販路開拓を支援する「広域商談会」や、県内中小企業が持つ新技術・新工法を発注企業の設計・開発担当者へ提案する「提案型展示商談会」を開催し、県内中小企業と発注企業のマッチングの機会を創出し、販路開拓を支援する。また、中小企業間の連携を促進する交流会を開催し、共同受注等を目指す企業連携体創出の機会を提出する。
- ・ 広域商談会：「関東5県ビジネスマッチング商談会」（群馬，栃木，千葉，埼玉，茨城の産業支援機関が協働で開催，東京ビックサイト）
- ・ 提案型展示商談会：自動車，電機メーカーなどの大手・中堅メーカー等の設計・開発担当者への自社の技術や工法等を提案する商談会
- ・ ビジネス情報交換会：年1回程度開催，コーディネーター等が収集した発注企業の情報提供等を行い中小企業の受注活動を支援するとともに，中小企業間の連携を促進する交流会を行う。

○補助金… 7,413 千円 ビジネスコーディネーター（2人）及び自動車産業支援コーディネーター（1名）に係る人件費及び事務費（旅費，需用費等）

○委託料… 9,377 千円 （緊急雇用基金事業）
販路開拓コーディネーター（3名）に係る人件費，商談会等開催経費，事務費（旅費，需用費等）

④参考事項

ビジネスコーディネーター活動実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発注企業訪問件数	803	633	713	489	531
発注案件獲得件数	198	183	195	196	189
受注件数	46	54	58	74	79
金額（千円）	289,343	222,056	136,709	146,163	246,571

(2) 実施した手続

- ・ 諸手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 平成 26 年度ものづくり産業マッチング支援事業・ビジネスコーディネーター業務実績報告書を閲覧し、これまでの事業の概要等についてヒアリングを実施した。
- ・ 実際に事業を実施している（公財）茨城県中小企業振興公社の担当者にも詳細についてヒアリングを実施した。

(3) 指摘又は意見

①ビジネスコーディネーターとの秘密保持契約締結の指導

【意見】

様々な手続については、適切に行われている。特にビジネスコーディネーターが仲介する発注企業の情報等の取扱いについては、発注側の企業と受注側の企業間、発注企業と公益財団法人茨城県中小企業振興公社間などにおける秘密保持契約や受注企業から提出された機密情報保持確認書等を閲覧した結果、適切に処理されている。昨今、企業における企業秘密の取扱いについては、万全を期さなければならず、意識を高くもって業務に臨む必要がある。

例えば、発注企業 T 社と公益財団法人茨城県中小企業振興公社との秘密保持契約書の内容を確認してみると、第 2 条（秘密保持）の第 3 項に「受領者（秘密情報を受領する当事者：この契約においては公益財団法人茨城県中小企業振興公社）は、開示者から開示された秘密情報を、本業務を担当する者であって、これを知る必要のある自己の役員及び従業員にのみ開示する。」とされている。

ビジネスコーディネーターは、公益財団法人茨城県中小企業振興公社で雇用される（1 年間の期限付き）非常勤嘱託員（第 2 種嘱託員）である。公益財団法人茨城県中小企業振興公社の就業規則においては、第 3 条（服務）において、「会社の機密事項を保持し、かつ、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」とされている。

非常勤嘱託員（第 2 種嘱託員）がこの就業規則中の「従業員」の定義に該当するか否かにもよるが、ビジネスコーディネーターは、1 年間の期間限定つきの雇用であり非常勤特別職員であることから、採用時に秘密保持契約を取り交わしておくことが望ましい。所管課として、臨時雇用の職員の秘密保持義務について、確認し、改善すべきは改善するよう公益財団法人茨城県中小企業振興公社に対して指導すべきである。

4. 試験研究指導費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	55,426 千円	187,669 千円	122,261 千円

決算額	55,425 千円	187,668 千円	122,260 千円
-----	-----------	------------	------------

①現況・課題

東日本大震災より県内産業は回復基調にあるものの、ものづくりの海外シフトによるグローバル化やコスト競争の激化などが進展している。また、親企業やユーザからは品質・価格・納期等についての提案能力が求められるなど、中小企業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増している。一方で、ニーズに応えられる企業や提案能力のある企業では取引が増加している。

提案能力やニーズへの対応には、技術力の高さや独自性、及びその強化が必要であるが、多くの中小企業は人材不足から目前の課題解決に追われているのが実状であり、将来に向けた技術開発や技術力強化が課題となっている。

②事務事業の必要性・ねらい

中小企業が親企業への提案やユーザのニーズに対応するためには、核となる技術の高度化や、コスト競争に陥らないための独自技術の開発が鍵となる。

このため、3～5年後に成長が期待される技術分野や克服しなければならない課題を、工業技術センターが先行して研究開発を行い、産業界へ提案を行うことによって中小企業の弱点である研究・技術開発力を補うとともに、競争力のある中小企業を支援する。

③事業の内容

1) 研究開発費

商工労働部が定めた、将来的に発展が期待できる次世代自動車、健康・医療機器関連技術、環境関連分野、食品関連技術の成長4分野の課題克服や地域資源を活用した新技術開発に注力すべく、特別電源所在県科学技術振興事業補助金（特電）を活用して研究開発を実施するとともに、企業や業界へ提案しうるシーズ開発等を行う。

ア 事業フロー

社会ニーズ・技術動向 → 研究・開発 → 成果普及 → 製品化

イ 平成26年度 特別電源所在県科学技術振興事業補助金のテーマと予算

(予算額：124,899千円)

テーマ名		注力分野	新・継	予算額（千円）
機器整備	工業技術センター研究基盤機器整備事業	-	継続	113,052（機器整備）
工業系	テーラードブランク材の加工技術に関する試験研究事業	成長分野の基盤技術（次世代自動車）	継続	3,371（試験研究）
	難加工材高度切削技術に関する試験研究事業	成長分野の基盤技術（健康・医療）	継続	3,564（試験研究）
	環境負荷の少ない表面処理技術に関する試験研究事業	成長分野の基盤技術（環境・新エネ）	継続	793（試験研究）
	高次構造解析によるプラスチック再利用成形加工技術の高度化に関する試験研究事業	成長分野の基盤技術（環境・新エネ）	新規	836（試験研究）
地場系	乳酸菌スターターを用いた漬物香気成分の評価・制御技術に関する試験研究事業	成長分野の基盤技術（食品）	継続	1,107（試験研究）
	納豆菌ファージ感染防御やチロシン析出抑制に効果を発揮する納豆菌に関する試験研究事業	成長分野の基盤技術（食品）	継続	2,176（試験研究）

④参考事項

3～5年後に必要とされる技術分野や課題の内、特に効果の期待が大きいテーマ分野においては集中的な技術開発と普及を図る。平成26年度からは新たに、プラスチックの工場内端材のリサイクル使用における成形品の高次構造解析と品質評価・最適成形条件の関連性を導き出し、素材劣化や素材の影響を受け難い成形技術の開発を目指している。

（2）実施した手続

- ・ 研究テーマの選定から使用する機器の仕様決定及び入札に至るまでの過程を確認した。
- ・ 使用機器の入札に関して、参考見積件数及び入札参加件数等並びに落札価格の状況を確認した。

（3）指摘又は意見

①機器購入にあたり落札価格の低減への努力の必要性

【意見】

特別電源所在県科学技術振興事業補助金活用の機器整備入札状況

平成26年度 (単位 : 社 : 万円 : %)

No.	機種名	参考見積件数	うち入札参加社	入札参加社合計	予定価格	落札金額	落札率
1	成形試験機	3	1	1	2,330.0	2,320.0	99.6
2	冷間圧延ロール	3	1	1	228.0	220.0	96.5
3	三次元デジタイザ	2	2	3	1,520.0	1,360.0	89.5
4	切削力測定装置	2	1	1	2,380.0	2,370.0	99.6

5	強アルカリ水製造装置	2	2	2	516.0	516.0	100.0
6	セミドライ装置	2	2	2	90.0	89.0	98.9
7	射出成型試験装置	2	1	1	2,015.8	1,547.0	76.7
8	高温型メルトインデクサ	3	3	6	158.8	126.9	79.9
9	偏光顕微鏡	2	2	2	337.0	330.9	98.2
10	プレハブ低温庫	4	3	4	169.5	114.0	67.3
合計					9,745.0	8,993.8	92.3

平成 25 年度

No.	機種名	参考見積件数	うち入札参加社	入札参加社合計	予定価格	落札金額	落札率
1	温間圧延機	4	1	1	1,369.0	1,292.0	94.4
2	平面曲げ疲労試験機	3	1	1	1,600.0	1,523.0	95.2
3	薄膜作成用電源装置	2	1	1	158.0	158.0	100.0
4	切削評価機器	2	2	2	1,900.0	1,685.0	88.7
5	機械加工解析ソフト	2	2	2	536.1	498.0	92.9
6	真円度測定器	3	2	2	1,902.9	1,895.0	99.6
7	X線CT装置	3	1	2	7,500.0	7,280.0	97.1
8	3Dプリンタ	3	2	3	546.0	460.0	84.2
合計					15,512.0	14,791.0	95.4

工業技術センターにおいては、茨城県の予算のみならず国の特別電源所在県科学技術振興事業補助金や、JKA 機械工業振興補助金などを活用して数多くの機器等を整備している。設備の導入にあたっては、中長期計画の策定や研究テーマの精査、機関評価委員会においての研究内容評価・承認など適切に行われており、研究テーマに沿った機器等の導入が毎年行われている。

しかしながら機器等の入札の手続きにおいては、(ア)機器の仕様の決定、(イ)参考見積の取得、(ウ)予定価格の決定、(エ)入札、という過程を経る中で、予定価格とほぼ同様の落札金額での入札結果が数多く見受けられる。

過去2年度における特電補助金活用の機器整備の入札状況は上記の通りであるが、機器の特殊性もあり、入札への参加件数が1～2者程度のケースがほとんどである。特に、参考見

積を取得した相手先のうち実際に入札の参加する会社が少ない場合(1者のみのケースが各年度とも4件)、予定価格と同額の入札や、予定価格からわずか数万円～10万円程度下げた価格で入札が決まってしまうケースが多々見受けられる。これは、参考見積の価格がそのまま予定価格とされる事が原因となっている。

参考見積を取得して予定価格を決定するのはやむをえず、また機器の特殊性から、そう多くの種類の機器が仕様書の要件を満たすのも難しい。また一つの機器について、それを扱う代理店等が県内にそう数多くあるわけでもないで、広く入札参加業者を集めることも現実的ではないのもわかるものの、一つの機器の単価が千万円を超える入札が、当初見積もりの10万円落ちほどの価格での落札が繰り返されることには違和感がある。

そこで、リバースオークション制度の導入を検討されてはいかがかと提案する。仕様に合っている機器間又は同じ機器を納入する業者間において、競争原理を働かせるためにはリバースオークションの手法を検討することは意義のあることと考えられる。

ただし、入札方法の変更となるとそう短期間では難しいであろうから、せめて参考見積の取得を実際に入札参加資格のある企業最低3者以上取得することをまずは努力されたい。

● 中小企業課

1. 中小企業総務費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	5,103 千円	4,627 千円	6,771 千円
決算額	4,393 千円	4,052 千円	6,453 千円

① 現況・課題

1) 中小企業総務費

- ・ 課運営費
- ・ 中小企業基盤整備機構研修参加費用

2) 中小小売商業振興法事務処理特例交付金

- ・ 事務移譲に伴う経費として事務処理特例交付金を当該町村へ交付

② 事業の内容

1) 中小企業総務費

- ・ 課運営費
- ・ 中小企業基盤整備機構研修参加費用

2) 中小小売商業振興法事務処理特例交付金

ア 事務移譲対象

- ・ 中小小売商業振興法第 4 条第 1 項から第 3 項，第 6 項及び第 8 項（令第 9 条第 3 項において準用する場合を含む），第 13 条第 1 項
- ・ 中小小売商業振興法施行令第 9 条第 1 項及び第 2 項

イ 移譲町村 4 町村（河内町，利根町，茨城町，東海村）

ウ 事務処理特例交付金の算定基礎

- ・ 基礎事務費＝5,000 円（書籍購入費，印刷費，消耗品費）
- ・ 件数割＝ $\frac{\text{基準単価} \times \text{市町村ごとの移譲事務の前年度の処理件数}}{\text{人件費単価} + \text{事務費単価}}$

$$\text{人件費単価} \cdots \{a(\text{正担当}) \text{時給} \times 1 \text{人} \times 25 \text{時間}\} + \{b(\text{副担当}) \text{時給} \times 1 \text{人} \times 13 \text{時間}\}$$

$$\text{事務費単価} \cdots 8,000 \text{円 (消耗品費, 燃料費, 郵送料)}$$

$$\text{※時給} = \frac{\text{月給額} \times (12 \text{ヶ月} + \text{期末} \cdot \text{勤勉手当月数})}{\text{年間就業時間数}}$$

月給額(a)：茨城県職員行政職 3 級 5 号給の月給額

月給額(b)：茨城県職員行政職 4 級 37 号給の月給額

事務費単価…8,000円（消耗品費，燃料費，郵送料）

エ 平成 26 年度交付金額＝移譲町村 4 町村×基礎事務費 5,000 円＝20,000 円

※ 各町村とも平成 25 年度に処理予定案件がないため基礎事務費のみ計上

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続きの合規性を確かめた。
- ・ 事業の有効性及び効率性を確かめた。

(3) 指摘又は意見

①権限移譲事務に対する事務費交付

【意見】

地方自治法 252 条の 17 の 2 第 1 項により都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとされており、本県においても 87 の事務処理（平成 26 年度）を市町村に権限移譲し、これに対し事務に要する経費を交付している。

このうち当該事業費から、河内町・利根町・茨城町・東海村の 4 町村に対し中小小売商業振興法に基づく事務費を交付している。しかしながらこの交付金算定基準が、(1)基礎事務費+(2)件数割となっているため、事務処理の実績件数がなくても基礎事務費が各町村につき 5,000 円（4 町村合計 2 万円）支払われる仕組みとなっている。過去平成 17 年度にこの事務が移譲されて以来、実績は 1 件もない。

この 2 万円の事務費を 4 町村に交付するために、

- 1) 「中小小売商業振興法事務処理特例交付金算定基準」の改定（随時）
- 2) 「権限移譲事務の概要」作成
- 3) 「茨城県市町村事務処理特例交付金処理状況報告書」の提出（市町村）
- 4) 「茨城県市町村事務処理特例交付金交付決定通知書」の作成

等の書類の作成及び事務を行っている。

少なくとも 10 年もの間実績がないにもかかわらず、何の見直しもなく前年を踏襲した事務を続けるのではなく、例えば当該交付金算定基準から基礎事務費を無くして実績件数に応じた事務費のみにし、実績がない場合には市町村からの報告事務を省略するなど、事務の効率性を重視した業務への改善を検討する必要がある。

2. 商店街等復興応援事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	17,497 千円	16,700 千円	17,177 千円
決算額	17,496 千円	16,699 千円	17,177 千円

①現況・課題

商店街では、震災により、共同施設や店舗に一部損壊等の被害が発生したが、国の支援策を活用するなどして、ハード面の復旧は概ね終了している。しかし、多くの商店街では、いまなお、来訪者や売上が減少する等厳しい状況が続いている。今後、震災からの復興や福島原発事故の風評払拭を目指す商店街等を支援するため、地域のイメージアップにつながるイベントの開催や、消費者の需要を喚起する取組等を支援していく必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

賑わいを取り戻そうとする商店街の取組を促進するため、「商店街応援チーム」を設置して、商店街等からの要請に応じて機動的に派遣し、人手不足等から活性化に取り組むことが困難な商店街等を人的に支援する。また、必要に応じ、「商店街活性化アドバイザー」を派遣し、商店街活性化に向けた取組が効果的に展開できるよう指導・助言を行う。商店街の様々な取組を応援チームが支援することで、商店街同士のパイプ役となり、活動のノウハウ、課題解決のための工夫及び新しい取組等を、多くの商店街に直接伝達するとともに、「商店街ポータルサイト」を通じ県内全域に波及させる。

③事業内容

震災等の影響もあり、多くの商店街において来訪者や売上が減少する厳しい状況において、地域商業の復興を促進するため、「商店街応援チーム」を設置・派遣して、商店街等が行う消費者の需要を喚起する取組等に対し、人的支援を行う。

併せて、必要に応じ、商店街等に対して、活性化の取組の指導・助言を行う「商店街活性化アドバイザー」（外部専門家）を派遣する。

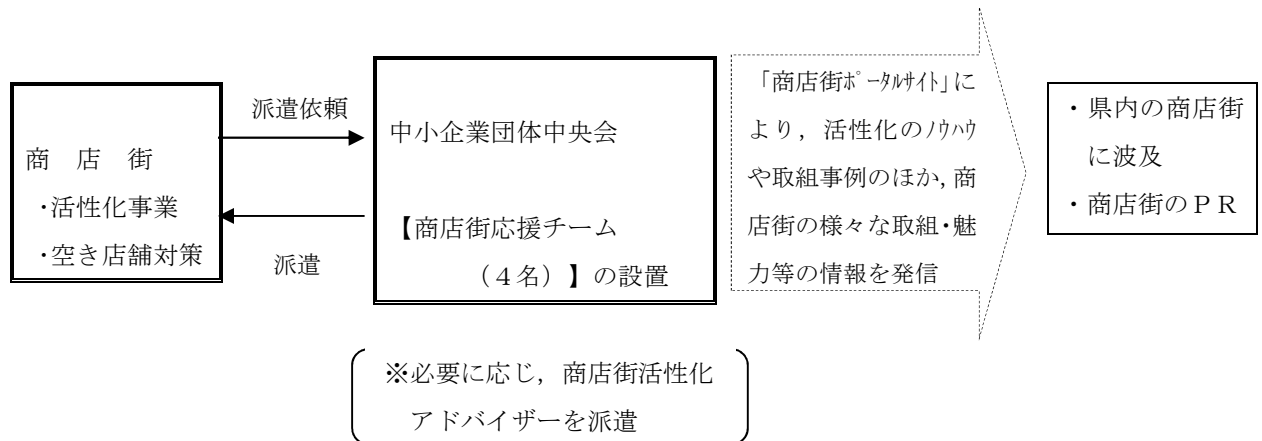
商店街応援チームやアドバイザーの派遣により、商店街における人材不足やアイデア・ノウハウ不足を支援し、活性化に向けた新たな取組の実現や、取組の活発化、継続化を促す。

また、商店街応援チームは、商店街活性化の取組の支援や、商店街からの情報収集等を通じて、把握・蓄積した活性化の事例やノウハウ等を、「商店街ポータルサイト」により発信する。

- ・ 委託先：中小企業団体中央会
- ・ 雇用者数：4名
- ・ 雇用期間：平成26年4月～平成27年3月
- ・ 派遣先：イベント等の実施により、活性化を図ろうとする商工会・商工会議所、商店街等

【事業スキーム】

- 1) 中小企業団体中央会に「商店街応援チーム」を設置。
- 2) 商店街等からの要請に応じて、「商店街応援チーム」や「商店街活性化アドバイザー」を派遣。
- 3) 「商店街ポータルサイト」により、商店街情報を発信。



(商店街応援チームの活動支援の例)

- ・ 商店街活性化活動 (イベント企画・運営支援, PR活動支援 等)
- ・ 基礎調査活動 (歩行者通行量調査, 来街者等アンケート調査の実施支援 等)
- ・ 地域活動に対応した活動 (高齢者世帯等への宅配, 出張商店街等の運営支援 等)

④参考情報

【H26年度実績】

商店街応援チーム	派遣商店街数 31 件 (笠間稲荷門前通り商店街協同組合等)
商店街活性化アドバイザー	派遣商店街数 5 件 (コロッケクラブ龍ヶ崎等)
商店街ポータルサイト	訪問者数 77,585 件 (前年比△5,277 件, 93.6%)

(2) 実施した手続

- ・ 委託契約に関する手続きが要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 平成 24 年度から平成 26 年度の実績報告書, 茨城県中小企業団体中央会 (委託先) 通常総会資料を閲覧し, 事業全体の概要やこれまでの事業の効果測定についてヒアリングを実施した。

(3) 指摘又は意見

①事業効果の測定

【意見】

委託契約に関する手続きについては、適切に行われている。事業報告について、平成 24～26 年度の実績報告書及び茨城県中小企業団体中央会通常総会資料を閲覧したところ以下のような報告であった。

平成 26 年度

「商店街応援チーム」4 人を設置。商店街等のイベント等取組の企画・実施の支援や、専門家による助言を行うことで、商店街等のイベント等取組の活発化、継続化を促進するとともに、商店街の各種情報等をポータルサイトにより発信し、商店街の活性化を支援した。

(茨城県中小企業団体中央会 第 60 回通常総会資料より)

- イ. 商店街等に対する応援チーム支援実績 103 回
- ロ. 活性化アドバイザー派遣実績 5 商店街等へ 16 回
- ハ. 商店街情報等の発信実績 332 回

平成 25 年度

「商店街応援チーム」4 人を設置。商店街等のイベント等取組の企画・実施の支援や、専門家による助言を行うことで、商店街等のイベント等取組の活発化、継続化を促進するとともに、商店街の各種情報等をポータルサイトにより発信し、商店街の活性化を支援した。

(茨城県中小企業団体中央会 第 59 回通常総会資料より)

- ニ. 商店街等に対する応援チーム支援実績 100 回
- ホ. 活性化アドバイザー派遣実績 9 商店街等へ 30 回
- ヘ. 商店街情報等の発信実績 317 回

平成 24 年度

「商店街応援チーム」4 人を設置。商店街等のイベント等取組の企画・実施の支援や、専門家による助言を行うことで、商店街等のイベント等取組の活発化、継続化を促進するとともに、商店街の各種情報等をポータルサイトにより発信し、商店街の活性化を支援した。

(茨城県中小企業団体中央会 第 58 回通常総会資料より)

- ト. 商店街等に対する応援チーム支援実績 52 回
- チ. 活性化アドバイザー派遣実績 14 商店街等へ 46 回
- リ. 商店街情報等の発信実績 185 回

この事業が「賑わいを取り戻そうとする商店街」に対しどのような効果をもたらしたのかを事業報告から読み取ることは難しい。「事務事業の必要性・ねらい」において「商店街活

活性化に向けた取組が効果的に展開できるよう指導・助言を行う」と謳っている。また、「茨城県産業活性化に関する指針（平成23年7月）」によれば、商店街活性化に関する施策展開の基本的な考え方として以下の2点を挙げている。

- ・ 商店街や中心市街地の賑わいづくりと暮らしやすい環境整備を一体的に進める地域の取り組みを支援する。
- ・ 東日本大震災による被害からの復旧を図り、商店街におけるコミュニティ機能や商業機能の強化等による活性化の取組を促進するとともに、大型店と商店街等が連携した地域貢献活動を支援する。

従って、委託先に対し、事業の具体的成果を求める必要がある。

3. 運輸事業振興費

(1) 事業の概要

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額（最終補正後）	505,858千円	523,476千円	497,347千円
決算額	505,858千円	523,476千円	497,347千円

①現況・課題

団体/年度	19	20	21	22	23	24	25
バス協会	36,667	37,830	36,971	35,389	37,006	37,933	39,033
トラック協会	483,800	503,504	470,041	439,534	449,291	467,925	484,443
合計	520,467	541,334	507,012	474,923	486,297	505,858	523,476

- ・ 補助額の年度推移 (単位：千円)

②事務事業の必要性・ねらい

軽油引取税の税率引き上げに伴い、営業用バス及びトラックの輸送コストが上昇することから、輸送コストの上昇を抑制し公共交通機関の輸送力を確保するため、運輸事業の振興の助成に関する法律(平成23年法律第101号)に基づき、(一社)茨城県バス協会及び(一社)茨城県トラック協会が行う共同施設であるターミナル施設の整備・運営、交通安全対策としてのドライブレコーダー導入、環境保全対策としての低公害車導入などの事業に補助する。

③事業の内容

(補助先)

一般社団法人茨城県トラック協会 (往査はこちらのみ)

一般社団法人茨城県バス協会

(補助対象事業)

運輸事業の振興の助成に関する法律施行令により、対象事業が定められている。

- 1) 旅客、貨物の輸送の安全の確保事業、サービスの改善及び向上に関する事業
- 2) 公害の防止等環境の保全に関する事業、貨物自動車運送事業の適正化に関する事業
- 3) 共同施設の設置又は運営に関する事業、震災等災害時の物資運送体制の整備に関する事業
- 4) 経営の安定化に寄与する事業(当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。)
- 5) 全国法人への出捐事業
- 6) 運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの

(算定方法)

・ 補助金の算定

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則で示された算式に基づき、当該年度の県の軽油引取税収入見込額、軽油使用量、県内の営業用バス又はトラックの登録台数、総務大臣が定める調整値等を使用して算定する。

・ 算定基準

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07) = \text{補助金額}$$

A：当該年度の県の軽油引取税収入見込額(税務課が積算)

B：自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合(総務大臣が定める)

C：補助対象者ごとの交付割合

$$\frac{\text{標準軽油使用量} \times \text{協会登録台数}}{\text{自動車による軽油使用量}}$$

D：調整値(総務大臣が定める)

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。

(3) 指摘又は意見

①適正な決算書作成の指導

【意見】

上記一連の流れに関しては一定の手続きを経ており、書類の保存等も適正である。

しかし、決算書上、本来は補助金の収支が記載されている「交付金特別会計」2-3)一

(1) -① “低公害車の導入補助“の科目に載せるべき金額(240,000円)が、後の処理の都合上「全ト協助成金会計」2-(1)-(2)-① “適正化管理事業“の科目に含まれているので、以後、適正な決算処理をすべきである。

4. 小規模事業支援助成費

(1) 事業の概要

・商工会等職員設置費等補助事業費

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額(最終補正後)	1,589,564 千円	1,556,526 千円	1,513,594 千円
決算額	1,587,013 千円	1,555,274 千円	1,513,123 千円

①現況・課題

県内事業者の大部分は小規模事業者によって占められており、特に、市町村をはじめ地域経済の根幹を支えるのは小規模事業者であることから、地域経済の振興発展を図る上で小規模事業者への指導・育成は重要である。

このため、小規模事業者の経営の改善発達を図る機関として商工会・商工会議所が市町村単位に組織され、経営指導員等を設置し、税務・金融等の相談指導に加えて、地域の小規模事業者等の特性に応じた個別の事業を展開している(経営改善普及事業)。

しかし、商工会・商工会議所は非営利団体である性質上、会費及び手数料収入しかないため、自主財源の確保が困難な状況にある。

②事務事業の必要性・ねらい

商工会・商工会議所の設置する経営指導員等の人件費及び指導事務費等を助成することで、小規模事業者の育成を図るとともに、ひいては地域経済の振興・発展を図る。

③事業内容

1) 商工会等職員設置費補助金

・ 補助金交付先

商工会(43会)及び商工会議所(8会)

・ 補助対象経費

人件費(補助対象経費のうち、約90%を占める)

経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員
指導事務費

商工会の記帳機械化に係るオンライン通信事業を実施するために必要な経費

・ 補助対象職員

経営指導員，補助員，記帳専任職員

[単位：人]

	経営指導員	専門経営指導員	補助員	記帳専任職員	計
商工会	141	—	72	33	246
商工会議所	47	3	18	8	76
計	188	3	90	41	322

2) 商工会等指導事務費

<参 考>商工会等の現況

(平成 25 年度)

	設置数	商工業者数	小規模事業者数	会員数	組織率
商工会	43	76,493	56,589	44,555	58.2%
商工会議所	8	41,279	28,784	20,042	48.6%
計	51	117,772	85,373	64,597	54.8%

平成 26 年度 商工会等職員設置費等補助金 (総括表)

[単位：円]

	25 年当初 A	26 年当初 B	削減額 B-A
1. 補助対象職員設置費	1,420,183,001	1,380,589,995	△ 39,593,006
①俸 給	924,666,000	901,681,200	△ 22,984,800
②扶養手当	34,978,555	34,238,555	△ 740,000
③地域手当	23,241,198	22,529,012	△ 712,186
④通勤手当	16,837,100	16,817,100	△ 20,000
⑤期末手当	328,844,148	315,898,128	△ 12,946,020
⑥住居手当	3,880,000	3,860,000	△ 20,000
⑦超過勤務手当	16,596,000	16,176,000	△ 420,000
⑧福利厚生費	71,140,000	69,390,000	△ 1,750,000
2. 指導事業費	174,320,350	169,784,230	△ 4,536,120
①旅費	6,463,800	6,349,080	△ 114,720
②事務費	5,771,400	5,654,200	△ 117,200
③福利環境整備費	77,055,500	73,309,300	△ 3,746,200
④指導事業費	85,029,650	84,471,650	△ 558,000
3. オンライン通信費	903,000	903,000	0
合 計	1,595,406,351	1,551,277,225	△ 44,129,126

(2) 実施した手続き

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って，適切に行われているかを検証した。

(3) 指摘又は意見

①インセンティブ制の導入の検討

【意見】

契約手続きや事務手続き等一連の流れに関しては適正に処理されており、書類の保存等も適正である。

当該事業は元々、国補で行われてきたが、財源移譲により一般財源化された。各単会では予算の約 65%を茨城県からの補助で賄われている。経営指導員等職員設置費については、それぞれの資格に応じて一定額を補助しているが、対象者の能力、単会の組織率等具体的な指標に応じて濃淡を付けるインセンティブ制も検討する必要がある。各単会間での競争が生まれ、各地域の小規模事業者の活性化にも貢献すると思われる。

5. 小規模事業支援助成費

(1) 事業の概要

・商工会等リーディング事業費等補助金

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	223,939 千円	230,971 千円	227,698 千円
決算額	221,504 千円	229,429 千円	226,622 千円

・商工会連合会人件費等補助金

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	118,269 千円	118,548 千円	120,061 千円
決算額	117,974 千円	117,756 千円	120,060 千円

①現況・課題

県内事業者の大部分は小規模事業者によって占められており、特に、市町村をはじめ地域経済の根幹を支えるのは小規模事業者であることから、地域経済の振興発展を図る上で小規模事業者への指導・育成は重要である。

このため、小規模事業者の経営の改善発達を図る機関として商工会・商工会議所が概ね市町村単位に組織され、地域の総合経済団体として、税務・金融等の相談指導に加えて、地域の規模や小規模事業者の特性に応じて個別の事業を展開している。

②事務事業の必要性・ねらい

商工会・商工会議所が小規模事業者の育成のために実施する様々な事業に対し助成を行い、もって地域経済の振興発展を図る。

また、県内 43 商工会の指導連絡団体である茨城県商工会連合会が行なう商工会等に対す

る事業や商工会指導員等の人件費及び指導事業費に対して助成する。

③事業内容

(補助金交付先)

商工会 (43 会)・商工会議所 (8 会)・茨城県商工会連合会 (1 会)

(補助対象経費)

1) 商工会等リーディング事業費

商工会及び商工会議所が行う小規模事業の経営の改善発達を支援する事業, 茨城県商工会連合会が行う指導事業

2) 商工会連合会人件費及び商工会指導事務費

(補助対象職員) ※ () は H25. 4

商工会指導員 9 名 (9 名)

経営指導員 5 名 (5 名)

専門経営指導員 4 名 (4 名)

補助員 3 名 (3 名)

計 21 名 (21 名)

(補助事業の内容)

1) 商工会等リーディング事業

ア 資質向上対策事業

イ 若手後継者等育成事業

ウ 小規模事業施策普及事業

エ 指導環境推進費

オ 地域経済活性化事業

カ 経営安定特別相談事業 他

2) 商工会連合会人件費等

ア 人件費等 21 名

イ 指導事務費

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。

(3) 指摘又は意見

①人件費の低減努力等

【意見】

契約手続きやその他事務手続きについては適正に処理されている。

資格に応じて一定額を補助しているが、対象者の能力に応じて濃淡を付けるインセンティブを採り入れる仕組みも検討する必要がある。

リーディング事業費に事務局長設置費用等（人件費）が含まれているが、事業の性質や予算の全体像が不明瞭になるため（予算全体に対し約 66%）、別途項目（人件費と事業費の別）を設けて処置すべきである。

6. 商工団体等助成費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	12,653 千円	12,653 千円	12,919 千円
決算額	12,653 千円	12,630 千円	12,919 千円

①現況・課題

- 1) 商工会連合会及び商工会議所連合会は、それぞれ県内 43 商工会、8 商工会議所の指導・調整業務を行っている。
- 2) 商工会・商工会議所が、地域商工業の一層の振興発展を推進するには、上部団体である両連合会の強化・充実を図ることが大切である。

②事務事業の必要性・ねらい

商工会連合会・商工会議所連合会は、商工会・商工会議所の指導・連絡団体として商工会等の発展に貢献し、また、地域商工業の振興を推進するには、両連合会の組織の指導体制の強化、連絡調整機能の充実を図る必要がある。

③事業内容

1)	商工会連合会運営費補助	25年度(当初)	26年度(当初)
ア	管理運営費 (専務理事設置費, 事務所経費)	3,738	3,738
イ	指導事務費 (情報活動強化費, 巡回指導費, 地区別 商工会連絡協議会運営指導費, 茨城産 業会議負担金)	2,749	2,749
小	計	6,487	6,487
2)	商工会議所連合会運営費補助	25年度(当初)	26年度(当初)
ア	管理運営費 (専務理事設置費, 事務局職員人件費, 事 務所経費)	5,623	5,623
イ	指導事務費 (情報活動強化費, 商工会議所ニュース費, 調査研究事業費, 商工会議所役職員研修 費, 調査交流事業費, 茨城産業会議負担 金)	1,794	1,794
小	計	7,417	7,417
合	計	13,904	13,904

(補助金交付先)

商工会連合会及び商工会議所連合会

(補助対象経費)

1) 管理運営費

専務理事の人件費補助(商工会 50% 商議所連合会約 35%)

※ 商議所は水戸商工会議所の専務理事も兼ねるため, 50%の7/10 補助(内規文書
有り)

2) 指導事務費等

④参考事項

	商工会連合会	商工会議所連合会
事務所所在地	水戸市桜川（産業会館内）	水戸市桜川（産業会館内）
代表者	会長 外山 崇行 （下妻市商工会会長）	会長 和田 祐之介 （水戸商工会議所会頭）
設立年月日	昭和 36 年 9 月	昭和 30 年 8 月
設立根拠	商工会法	（任意団体）
会員数	43 商工会	8 商工会議所
職員数	21 名＋専務理事	2 名＋専務理事

（２）実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。

（３）指摘又は意見

①支給基準の明文化

【意見】

上記一連の流れに関しては一定の手続きを経ており、書類の保存等も適正である。

補助金支給の基準が、専務理事設置費（人件費年間予定額の一定割合：人件費の為変動費）以外の人件費、事務所経費等の各種経費は予算の範囲内で每期一定額となっている。補助開始当初は一定の基準があったものと推測されるが、改めて支給基準（金額）を今後明文化することを検討する必要がある。

7. 中小企業組織化支援助成費

（１）事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	119,676 千円	118,908 千円	121,041 千円
決算額	119,252 千円	118,908 千円	121,041 千円

①現況・課題

- ・ 従来の中小企業施策においては、規模の経済の有効性を前提とした「事業の共同化のための組織」である組合を対象として、近代化促進政策などの施策が展開されてきた。
- ・ 一方、経済環境の変化の中で必ずしも規模要因が市場競争において有効に働かない事業分野が増大してきており、ハード面でのスケールメリットを追求するための組織としての意義は低下し、共同受注・販売、共同研究開発等のソフト面での事業の共同化へ大きくシフトしている。

- ・ 中小企業が競争力を維持・強化し、新しいビジネスモデルを構築して、その経営基盤を強固なものにしていくためには、中小企業経営者が自助努力をするとともに相互扶助の精神で経営の合理化・効率化を実現する中小企業協同組合等の組織を活用することが、有効な手段であり、中小企業ならではの機動力や柔軟性、そして創造性を発揮し、経営環境の変化に対応していく必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 中小企業団体中央会が中小企業組合等に対し行う、組合組織の強化や、経営資源の発掘、新たな事業活動の機会確保に関する事業等を支援し、中小企業の経営基盤強化と地域経済の活性化を図る。

③事業内容

中小企業連携組織対策事業補助金

1) 補助金交付先 茨城県中小企業団体中央会

2) 事業内容

(単位:千円)

事業名	内 容	H26 当初予算
1. 調査研究事業	県内企業の労働力調査, 景況調査等	1,542
2. 人材養成事業	組合員, 組合役員, 青年部員, 女性部員の研修等	1,200
3. 組合等特定分野支援事業	組合事業の活性化支援(専門家派遣等), 外国人技能実習生受け入れ支援, 海外市場等事業機会確保のための研究支援等	2,252
4. 連携・組織化推進事業	未組織の中小企業グループへの運営支援と連携組織化促進等	1,300
5. 情報提供・広報事業	組織強化にかかるシンポジウムの開催, 広報物の作成等	1,300
6. 指導員等能力開発事業	指導員等の資質向上のための研修派遣等	215
7. 組合等に対する支援事業	組合等への指導・支援円滑化のための基盤整備(IT機器等)	3,612
小計(事業費補助)		11,421
8. 指導員及び職員の設置費	中央会職員人件費の補助	108,255
小計(人件費補助)		108,255
合 計		119,676

3) 補助率等

定額補助 (ただし, 人材養成事業, 組合等特定分野支援事業 県2/3)

【参考】国補事業からの経緯

- ・ 人件費に対する補助については、平成9年度まで国補1/2。平成10年度から一般

財源化。

- ・ 事業費に対する補助については、平成 17 年度まで国補 1 / 2。平成 18 年度から税源移譲。

④参考情報

茨城県中小企業団体中央会の概要（平成 27 年 5 月 28 日現在）

- 1) 所在地 水戸市桜川 2 丁目 2 番 35 号（産業会館内）
- 2) 会 長 渡 邊 武
- 3) 設 立 昭和 30 年 12 月
- 4) 会員数 555 組合等
- 5) 目 的 中小企業の健全な発展を図るため、組合制度の普及、指導連絡等を行う。

（2）実施した手続

- ・ 契約に関する手続きが要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 平成 24 年度から平成 26 年度の補助事業実績報告書、茨城県中小企業団体中央会（補助金交付先）通常総会資料を閲覧し、事業全体の概要やこれまでの事業の効果測定についてヒアリングを実施した。

（3）指摘又は意見

①事業効果の測定

【意見】

補助金の交付に関する諸手続きについては、適切に行われている。また、事業報告について、平成 24～26 年度の補助事業実績報告書及び茨城県中小企業団体中央会通常総会資料を閲覧したところ、多くの事業を本事業の「事務事業の必要性・ねらい」に沿って行われていることがうかがえる。しかし、それぞれ個々の事業の効果についての言及は各年度の報告書や総会資料においてもされていないのが現状である。本補助金のほとんどの部分が中央会職員の人件費の補助とはいえ、調査研究事業、連携・組織化推進事業など多くの事業の結果、「中小企業の経営基盤強化と地域経済の活性化を図る」という本事務事業のねらいにどのように寄与できたのかといった視点で、補助事業実績報告書により事業の効果を求めるなど、事業結果の分析（効果測定）を行うことが必要である。

8. 中小企業団体中央会助成費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	4,024 千円	3,996 千円	4,153 千円
決算額	4,024 千円	3,983 千円	4,152 千円

①現況・課題

中小企業は、高度技術化、情報化、国際化の進展や消費者ニーズの多様化等による影響等困難な課題に直面している。

これら諸課題に対応し、安定的な発展を図るためには、中小企業者が連携共同して事業展開を図るなど組織として経営力を活用することが極めて有効である。

②事務事業の必要性・ねらい

茨城県中小企業団体中央会が行う中小企業の組織化及び組合等の運営指導事業等に対し助成し、中小企業の経営力の強化と活性化を図る。

③事業内容

(補助金交付先)

茨城県中小企業団体中央会

(補助対象事業)

1) 専務理事設置費

専務理事の person 費（50%負担）

2) 庁舎管理費

産業会館共用経費、電気料、清掃料、火災保険料、NHK 受信料

3) 情報提供事業

茨城新聞への「中央会ニュース」掲載料

4) 組織化推進事業

中小企業者の組織化支援・指導にあたっての旅費、資料作成費等

5) 茨城産業会議負担金

経済4団体で構成する茨城県産業会議への負担金

※ 2) ~ 5) : 每期一定額負担

(2) 実施した手続

・契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。

(3) 指摘又は意見

①補助金額算定根拠の提示

【意見】

平成26年度茨城県中小企業団体中央会組合振興費補助金交付要項(毎期作成)第3条に「補助金の額は、別に知事が定める額とする。」とあるが、当該算定額の根拠等を記した書類を補助事業者に提示する必要がある。

②実績報告書に対する検査等の実施及び事業効果の測定

【意見】

- 1) 中小企業課担当部署において、東日本大震災前は毎期1回ないし2回現地で業務内容の検査等を行っていたが、震災に伴う業務拡大により現在は実施されていないとのことであるが、今後は検査等の実施を検討していただきたい。
- 2) 別事業費(中小企業組織化支援助成費:主として中央会職員人件費補助)と併せた金額は平成26年度決算ベースで125,193千円となっている。各事業ともに補助事業実績報告書により、事業効果を求めるなど、事業効果の分析(効果測定)を行うことが必要である。

●観光物産課

1. 外国人観光客受入体制整備事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	18,367 千円	9,554 千円	9,400 千円
決算額	16,641 千円	8,085 千円	8,938 千円

①現況・課題

茨城空港開港によって、中国からの定期便の就航，韓国や台湾からのチャーター便などの就航により，本県に外国人観光客やビジネスマンが訪れるようになったことを踏まえ，引き続き外国人に対する接遇向上が図れるよう，核となる人材を育成する必要がある。

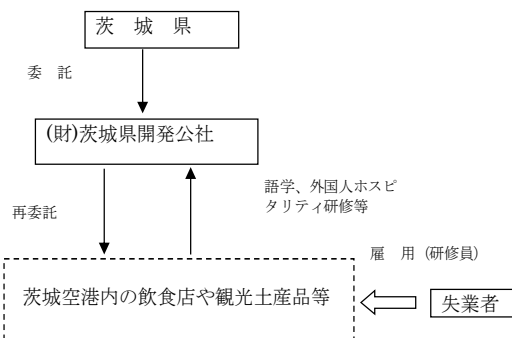
②事務事業の必要性・ねらい

外国人の受入窓口となる茨城空港において，外国人の対応ができる人材を育成し，県内の外国人観光客等の受入体制整備を図る。

③事業の内容

- 茨城空港開港によって訪れる外国人観光客等の受入体制整備を図るため，外国人の対応ができる人材育成を，県内で最も外国人と接する機会が多い場所である茨城空港を管理する(財)茨城県開発公社に委託する。

※ 事業フロー



(1) 再委託先 茨城空港内店舗

(2) 雇用人員 3人(A社)

(3) 条件

- ① 外国人の来店が多く予想される店舗を再委託先として，研修員を雇用すること
- ② 研修員の語学やマナーの研修を行うこと
- ③ 研修員は，失業者を雇用すること
- ④ 委託期間終了後，再委託先又は他の外国人来客施設において，継続雇用が図られるよう調整すること

【販売シフト体制】

- ・集客のある時間帯（11時～15時）を中心に1名配置

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項又は要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書を入手し、事業の適正性またその有効性等について確認した。

(3) 指摘又は意見

①嘱託期間終了後の研修生の状況把握について

【意見】

空港内の売店や飲食店で、外国語対応できるスタッフを育成するため、嘱託扱いで1年間スタッフを雇用し、外国語等の研修を実施するもので、空港ビルを管理する茨城県開発公社に委託している。

この事業では茨城県開発公社がさらにA社に再委託し、A社がスタッフを雇用している。

この事業の目的からすれば、嘱託期間終了後、成長したスタッフが委託先で継続雇用される、もしくはその他外国人観光客対応が求められる職場に就職することが期待されるが、この点についての取り組みが見られず、担当課においても、嘱託期間終了後の研修生の状況が全く把握されていない。これでは当該事業は、空港内で売店を営む事業者に対する単なる人件費補助である。

事業の目的が達成されたかの判断、また効果の測定等を行うことができないというのでは、当初予定した業務を実施したが期待した成果がでなかったと言う場合とは本質的に異なり、単なるばらまきにつながりかねない。

担当課は、事業の真の目的を理解し、事業の成果をより高めるために必要な活動をもれなく行うべきである。

2. 外国人観光客誘客促進事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	110,733 千円	121,576 千円	135,546 千円
決算額	110,402 千円	120,139 千円	134,774 千円

①現況・課題

国においては、訪日旅行者を2500万人（2020年）とする目標を掲げ、ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）等を展開してきた。本県でも茨城空港の就航先である中国や台湾を対象に、また平成25年度からはシンガポールを始めとしたアセアン諸国からの誘客に向け、海外における観光キャラバンや商談会の開催、現地旅行業者と県内観光事業者との商談会、旅行業者やメディア招へい等を通じて、本県観光資源のPRやモデルコースの提案、旅行商品の造成を促進してきた。

しかし、震災・原発事故の影響もあり、まだまだ安定的な観光客の確保が達成できていないため、今後も引き続き、風評被害の払拭、本県の知名度の向上、旅行商品の造成促進・販売、県内受入体制整備を一層進めていく必要がある。

②事務事業の内容

1) 中国人観光客向け

- 春秋航空を活用したPRを強化し、知名度を向上させるとともに、春秋航空を活用したモデルコースの提案を積極的に行い、県内に宿泊・周遊する旅行商品造成を促進する。

2) 台湾等チャーター便向け

- 茨城空港に向けたチャーター便を利用した旅行商品造成を目指して、反日感情の少ない台湾や東南アジアやからの誘客を図るため、これらの地域で開催される旅行博の機会を利用し、本県の観光説明会や商談会を開催して、本県の観光をPRするとともに、本県を含む旅行商品の販売を促進。
- 首都圏のランドオペレーターを回って、海外からのツアー造成を依頼する職員を配置。
- JETRO商談会参加の東南アジア等のバイヤーを招へいし、工場や観光地等に案内する。

(単位：千円)

項目	事業内容	予算額
1 中国人観光客等誘客促進事業（委託先：県観光物産協会を想定）		115,273
①誘客体制整備	中国語又は英語の出来る誘客スタッフ12名雇用 (観光施設等への助言・翻訳支援)	52,390
②春秋航空PR	春秋航空を活用したPR	51,840
③外国人観光客旅行商品造成支援金	本県への外国人の宿泊ツアー支援金	810
④空港事務所賃借料, 活動事務費, 消費税等	空港事務所賃借料, 誘客スタッフ活動経費, 消費税等	10,233
2 チャーター便等観光客向け誘客促進事業（委託先：①及び②については県観光物産協会を想定）		20,826
①誘客体制整備	中国語（繁体字）の出来る誘客スタッフ1名雇用 (観光施設等への助言・翻訳支援, ブログによる情報発信等)	6,460
②ランドオペレーター等への誘客活動	首都圏のランドオペレーターを回る職員を1名雇用 (ランドオペレーター訪問時の旅費, 無料バス運行委託費等)	9,436
③観光説明会・商談会	茨城空港への就航が有望な都市や就航交渉を進めようとしている都市等における旅行博を活用して観光説明会・商談会を開催	4,650
④訪日バイヤーの 県内観光地等招へい	JETRO商談会で来日した東南アジア等からのバイヤーを県内観光地等へ招へい	280

(2) 実施した手続

- 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- 実施報告書を入手し、事業の適正性またその有効性等について確認した。

(3) 指摘又は意見

①茨城県観光物産協会との委託契約について

【意見】

中国人観光客向けの茨城空港におけるスタッフ等の雇用、また春秋航空に対する広告宣伝費の支出等が主な内容であり、委託先は茨城県観光物産協会である。

事業の必要性あるいは達成すべき目的に関し、例えば、空港のスタッフがなぜ必要かについて担当課に確認したところ、旅行者の不満の解消、満足度アップ等の説明があったが、それでは具体的に、実際の旅行者からどのような不満があつて、それをどの程度まで解消する、あるいは満足度を高めるつもりなのか、という点については、把握検討がなされていない。この事業に限った話ではないが、事業の実施に際しては、具体的に調査等を行ったうえで目標をしっかりと設定し、効果を見極めながら、より有効な施策を実施すべきである。旅行者の満足度アップのための施策にも、様々なものが考えられると思うが、その中でこの使い道がこういう理由で有効だ、また実施後は、目標に対してどれだけ改善されたか、ということをしつかり説明できるよう把握・分析に努めるべきである。

なお当該事業は、プロポーザル方式で公募し、1者応札で茨城県観光物産協会に委託されているが、事業の内容は多様で、茨城県観光物産協会では、いくつかの事業について、再委託を行っている。

そのうち、一定の条件を満たす県内観光客に対し、無料でツアーバスを提供するデマンド型バス運行業務については、競争入札でB社に再委託されている。茨城県と茨城県観光物産協会の委託契約によれば、再委託にあたっては事前に県の承諾が必要とされているが、いつ誰がどのように伺いをたて、また承認したかの記録はなかった。契約上、必ずしも書面によるやりとりは必要とされていないが、全く記録がないというのでは、契約条件を満たしているか否かの検証も出来ない。再委託の承認は全て書面にすれば問題ないが、そうでない場合でも、日付、担当者、具体的なプロセスや指示事項等について、記録を残し、契約どおりに執行したことを明らかにしておく必要がある。

またこの再委託契約は、バスの大きさと走行距離、出庫前点検から帰庫後の点検までの時間によって1台あたりの契約単価を設定し、当初は36件の見積りで3,399,883円だった契約を、9月に100件の見積りに基づく11,599,945円に変更している。そして最終的に100件11,599,016円という完了報告に従い支払ったが、運行日報に基づく単価を積み上げても、この金額には一致しない。またその総額(11,831,948円)も監査時点では不明であった。

その理由は、担当者によれば、変更後の契約金額を超えることが判明したものの、契約書第4条第2項の「委託料の総額は契約額を超えない額とし」との規定を踏まえ、県、茨城県観光物産協会、バス会社の三者が協議して委託額を決定したもので、これは契約書どおりの執行との説明であったが、そもそも貸切バスの運賃・料金がこのように積算されることとなった理由は、バス運賃・料金が、適切な安全、労働環境改善コストを反映したものとなるよう、国土交通省が新たな基準を作成したためであり、そこで求められているのは包括契約ではなく、1台あたりの単価が基準を満たしていることである。

委託契約書を確認したところ、契約上も、単価契約であることが明記され、また「契約期間内に当該委託料の総額分を超える分の業務が実施される場合には、契約期間を「総額分

委託業務が実施される日まで」に短縮する」となっている。

今回の事例において、1台あたりの委託金額単価は国土交通省基準単価の範囲内となっているが、県は国土交通省が新基準を設けた趣旨を理解し、今回のように超過した総額を委託額の範囲内で調整するのではなく、委託金額以内で、支払うことができるよう、事業の管理を徹底すべきであったと言える。

なお、平成27年度事業については、運行実績を受託バス会社と観光物産協会が相互にチェックする事業管理体制を整え、対応される方向となっている。

3. 地域資源活用誘客促進事業費

(1) 事業の概要

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額（最終補正後）	－ 千円	7,628 千円	27,957 千円
決算額	－ 千円	7,401 千円	27,688 千円

①現況・課題

震災による甚大な被害及び原発事故による風評被害のため、県内の観光客及び宿泊客数は未だ回復には至っていない。

②事務事業の必要性・ねらい

震災による被害及び原発事故による風評被害を痛感している地域において、地域資源を活用した事業を推進し、多くの観光客を誘致する取組みを行うことにより、観光産業や消費の拡大などを図る必要がある。

③事業内容

1) 事業内容

災害救助法適用地域内に属する商工会や団体等において、被災求職者を2名雇用し、当該地域の新たな観光資源を活用したイベントの実施や商品開発など、誘客促進に繋がる取組みに対してモデル事業として支援を行う。

2) 事業主体

企画提案方式（プロポーザル）により選定（3団体程度）

3) 雇用期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

4) 想定される地域資源を生かした事業

- ・ 「縁起のいい地名」を生かした商品開発
- ・ 「地元が舞台のアニメ」を生かした周遊観光促進

- ・ 「農産物」を生かしたお土産づくり
- ・ 「海岸（砂浜）」を生かしたイベントの実施

（２）実施した手続

- ・ 契約手続が要項又は要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書入手し事業が適正に行われているか、またその有効性等について確認した。

（３）指摘又は意見

①事業見積書・実績報告の精査について

【意見】

事業内容が異なるため一概には言えないが、3団体の予算の使われ方に大きな差異が見受けられる。従って、見積書の段階で比較検討を行い、事業主体団体の担当者にヒアリング等をすべきである。

例) 平成 26 年度実績報告書より

パソコンレンタル料

A団体	312,000 円（2台分）
B団体	186,000 円（2台分）
C団体	72,000 円（2台分）

ヒアリングにて金額の算出根拠について確認したところ、A団体は画像処理をするためハイスペックなパソコンが必要なため高額となっており、1年契約のリース（レンタル）会社に支払う金額とのことであった。また緊急雇用創出事業等実施要領第5・3「委託契約等」及び茨城県財務規則第227条により、これらの委託事業等では5万円以上の物品の取得を制限している。従って本件のパソコンについても、リース契約書などを取得し、契約が「所有権移転リース契約」等でないことを確認すべきである。

②成果の確認について

【意見】

各団体において実績報告書中で活動報告等がされているが、結果のみが記載されているものが多く見受けられる。しかしながらこの事業をきっかけとして商品開発やイベントを継続的に行い、そして地域活性化を図るのであればより一層の分析等が必要である。従って、県としては、その指導（PDCA）や詳細な報告を求めるべきである。

例) 事業主体：B団体

事業内容：B市の野菜や特産品を使用した商品の開発

マーケティング内容：イベントに参加し、イベント入場者数と商品購入者数の比較

- 平成 26 年 12 月「イベント①」（県内某市）
来場者数：約 20,000 人 販売枚数：52 枚
- 平成 26 年 12 月「イベント②」（B 市）
1 日目 来場者数：約 500 人 販売枚数 52 枚
2 日目 来場者数：約 500 人 販売枚数 53 枚
- 平成 26 年 1 月「イベント③」（B 市）
来場者数：約 600 人 販売枚数：41 枚
- 平成 27 年 2 月「イベント④」（県内某市）
来場者数：約 30,000 人 販売枚数：120 枚
- 平成 27 年 3 月「イベント⑤」（県内某町）
来場者数：約 10,000 人 販売枚数：107 枚

この結果を受けて、商品の種類を 2 種類から 4 種類に変更したとのことである。しかしながらマーケティング調査を実施するのであれば、せめて売り手側の視点としての 4 P 分析を（一部分でも）指導すべき（又は報告を求めるべき）ではないか。

Product（商品）：味や種類（サイズ）は妥当なのか？

Price（価格）：価格は妥当なのか？

Place（流通）：販売チャネルは何が効果的か？

Promotion（プロモーション）：広告方法は何が効果的か？イベントとどのような対面販売でない通信・店頭販売のような場合の販売促進は何が効果的か（そもそも対面販売だけでは限界がある。県外の方に周知する効果的な方法は）？

●労働政策課

1. 市町村等緊急雇用創出事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	3,658,923 千円	1,045,853 千円	1,433,619 千円
決算額	3,521,012 千円	890,942 千円	1,318,805 千円

①現況・課題

県内の雇用情勢は、平成 25 年 8 月末現在の有効求人倍率は 0.83 倍と低水準で推移している。国では、平成 20 年度 2 次補正予算で、ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を創設し、平成 21 年度第 1 次・第 2 次補正予算、平成 22 年予備費・補正予算により基金の積増しが行われた。さらに、東日本大震災以降、被災者の雇用対策のため、震災等緊急雇用対応事業が設定されるとともに、起業支援型地域雇用創造事業が創設され、その分の基金の積み増しが行われた。

②事務事業の必要性・ねらい

基金事業のうち、重点分野雇用創出事業については平成 25 年度末で終了となるが、震災等緊急雇用対応事業は平成 25 年度中の事業開始を要件に平成 26 年度末までの実施が可能。（平成 25 年 2 月 26 日付け厚労省通知）このことから、引き続き、国交付金により造成した「茨城県雇用創出等基金事業」を活用し、市町村に補助金を交付し、地域の実情に応じて対応すべき事業を市町村事業として推進し、雇用・就業機会の創出を図る。

③事業内容

1) 補助対象事業等

市町村からの事業計画のうち、事業の新規性、既存事業の拡充・強化と認められるものを補助対象とする。

2) 事業の要件等

震災等緊急雇用対応事業：震災により被災した失業者（災害救助法適用地域に所在する事務所を離職した者、又は居住していた失業者）に対して雇用機会を提供する事業で総事業費に占める新規雇用失業者人件費割合 1/2 以上であること。

起業支援型地域雇用創造事業：地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を起業後 10 年以内の民間企業、NPO 等へ委託し、失業者を雇い入れて実施し総事業費に占める新規雇用失業者人件費割合 1/2 以上であること。

3) 積算

事業区分	市町村数	事業数	予算額
震災等緊急雇用対応事業	32	164	1,130,054
起業支援型地域雇用創造事業	12	21	280,323
合計	-	185	1,410,377

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書を入力し事業が適正に行われているか、またその有効性等について確認した。

(3) 指摘又は意見

①緊急雇用創出事業等実績報告書の報告事項

【意見】

補助の対象となる委託事業については実施要項において、市町村が企画した新たな事業であり、既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないことが規定されている。また、終了した事業については、市町村より緊急雇用創出事業等実績報告書が提出されることになっておりその報告書には対象となった事業内容が報告されている。しかし下記事業についてはその報告書においては、既存事業と解釈すべき報告内容であり質問したところ、報告書には記載されていないが補助対象事業に該当している旨の説明があった。報告書には、その事業が補助対象に該当していることを明確に記載するよう指導すべきである。

1) 都市公園等占有申請受付業務

公園利用に関する事務を円滑にするため、新規雇用をしているが業務内容は占有申請に対する書類作成と整理、受付や電話対応等の公園管理業務であり既存事業であると考えられるが、補足説明により従来は紙ベースで行っていた事務について、申請台帳等の管理データの電子化に伴う事業拡充

2) 固定資産税賦課業務資料作成事業

課税データのチェック作業、業務の各種資料の作成補助の実施とあるが、固定資産の評価替えは3年毎に行われており新規事業ではなく既存事業であると考えられるが、補足説明により固定資産評価替えの償却資産システムの電子化に伴う事業拡充

3) 市民税賦課事務

賦課業務を行うなかで、特別徴収一斉指定準備作業、各種賦課調査、申告相談案内業務等の職員の事務補助とあるが既存事業である。補足として従前行っていなかった給与天引きによる賦課徴収を新たに実施する事業拡充

2. 大卒等未就職者人材育成事業

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	532,033 千円	528,968 千円	576,035 千円
決算額	521,225 千円	522,587 千円	568,702 千円

①現況・課題

平成 25 年 3 月大学卒業者の就職率は 93.9%で、前年を 0.3 ポイント上回ってはいるが、新規学卒者の就職環境は大変厳しいものとなっている。来春においても厳しい状況が見込まれていることから、新規学卒者に対する就職支援が喫緊の課題となっている。

②事務事業の必要性・ねらい

事業運営を委託する民間事業者が、来春 3 月に大学等を卒業し就職が決まっていない若者を雇用し、ビジネスマナーやコミュニケーションスキルなど社会人として必要な基礎的な知識等を習得したのち、企業等へ派遣（紹介予定派遣）し、働きながら職場実習を行うことで、その企業又は業界で必要なスキルを学び、早期の就職を図ることを目的とする。

③事業の内容

企画提案の内容に基づき、受託事業者と委託契約を締結

- 1) 受託事業者は、選考後 200 人以上の大卒等未就職者を雇用
- 2) 受託事業者は、雇用した大卒等未就職者に対してビジネスマナー等社会人として必要な基礎的研修を実施
- 3) 受託事業者は、一方で就労先企業を募集し、派遣先企業を決定
- 4) 受託事業者は、基礎研修の終了した者と就労先企業とのマッチングを行う
- 5) 受託事業者は、基礎研修の修了した者を就労先企業に派遣（紹介予定派遣を含む）
- 6) 大卒等未就職者は、就労先企業等で働きながらから実務研修を受けることでスキルを身につける

※ 大卒等未就職者と派遣先企業の双方から合意が得られた場合、企業へ正式雇用

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書を入手し、事業の適正性またその有効性等について確認した。

(3) 指摘又は意見

①受託事業者との委託契約について

【意見】

委託先において、既卒3年内の未就職者を雇用し、2か月間の集合研修（ビジネスマナー等社会人として必要な基礎的研修）ののち、実習先企業において6か月間の研修を実施し、実習先への正規雇用を図ることを目的とする事業である。

雇用創出基金を活用して、大手派遣会社等に委託しており、平成24年度からの3年間は、株式会社パソナ、マンパワーグループ株式会社、アデコ株式会社ならびに株式会社セキショウキャリアプラスの4社に、未就職者各50名の均等で委託されている。経費の主な内容は、雇用する未就職者の人件費、委託先での人件費ならびに研修費等である。

この事業では未就職者を雇用するため、本人の負担のみならず、実習先企業も一切の費用負担がない。その意味で、雇用者への扶助、経済的援助の色合いも強いものであるが、雇用者の条件としては既卒3年以内ということだけで、その募集、選考等は、委託先の判断に委ねられている。

委託事業として、委託企業の自由度を奪ってしまっただけとはいえないが、かと言って、現状の条件のみというもの、企業努力を促すようなものにはなっていない面もあると思われた。

例えば、実感としては卒業後の年数が長いほうが就職困難と思われるが、候補者多数の場合にはそのような候補者を優先するように、あるいは最低でも何名までは2年以上の未就職者を雇用等、様々なことが考えられる。またマッチングのレベルの問題もあり、例えば委託先に雇用されたが、1年後に継続雇用されている割合を確認し、その後の評価（翌年度の委託人数）に反映させる等、様々な条件を付すことで、事業の成果をより高める事が可能と思われた。

担当課として、そのような取組みがなされないまま、同じ4社に継続的に均等割で委託され続けた事は残念であった。

担当課からは、雇用環境が改善する中で、委託先に前年度と同水準の雇用実績を求めるなど、最大限努力したとの説明があったが、4社横並びの契約が続いてきたことにはならない。

なお、この事業の委託費は認められる経費の範囲が要綱で定められているが、担当課において、一部委託先が支払った給与総額を把握されておらず、適切に支出されているかどうか確認していないのではないかとと思われる委託先があった。

さらに、6カ月の実習期間内に、実習先での正規雇用が決まった場合には、委託先の負担する給与は減額となるが、その分は、当初見積もりに対して、委託先内部での費用が上昇しており、結果的に、委託先と当初契約額とほぼ同額での精算がなされている下記のような事例があった。

委託先のうち、マンパワーグループ株式会社における平成25年度ならびに平成26年度における当初契約金額と実績金額は以下の通りであった。

(単位:千円)						
	平成25年度			平成26年度		
	見積額	実績額	差額	見積額	実績額	差額
未就職者に係る人件費	86,257	66,367	△ 19,890	86,332	64,737	△ 21,545
研修講師費用(※1)	15,400	27,457	12,057	16,080	27,043	10,963
委託先の人件費	13,021	24,250	11,229	13,021	26,146	13,125
その他経費	17,625	14,224	△ 3,400	20,806	18,303	△ 2,553
委託料 計	132,303	132,298	△ 4	136,239	136,229	△ 10

※1：各年度とも研修講師費用のうち50%以上が、委託先の内部人件費である。

どちらの年度も極めて似た傾向を示している。未就職者に係る人件費については、50名全員について、8カ月の研修期間全部の給与を見込んでいるが、早期の就職決定等により減少した分については、委託先での人件費が上昇し、結果として当初の契約金額に限りなく近い金額になるというパターンである。

委託初年度であればまだしも、3年以上経過しているとなれば、委託先ならびに担当課どちらも、こうなることをわかっていながら継続していたと考えられる。

この事業の委託先決定にあたっては、公募型プロポーザル方式が採用されている。プロポーザル方式とは、委託先を委託金額ではなく事業者の信用性また事業の成果を高めるための工夫等により選考する方法であり、あらかじめ委託金額は明示される。そのため、委託先の選定にあたって、金額は考慮されないが、決定した委託先に対して、適正な金額で発注するためには、当初の積算ならびに委託先での見積内容が極めて重要になる。

マンパワーグループ株式会社が評価された理由の一つに、早期に正規雇用に移行させる取組みが優れていたため、とのことであったが、仮にそうであれば、当初から同じ予算でより多くの未就職者を対象とすることが出来たかもしれない。また委託先の人件費については、実績値との差の内容について担当課に説明を求めたが、その時点では差の内容を把握されておらず、適切な説明を得られなかった。

担当課の説明では、近年の雇用環境の改善に伴い、心身に問題を抱える研修生の割合が高まっており、委託先でのフォロー等の必要性が高くなっており、これでも委託料の範囲内としてもらうよう努力した、との説明があったが、仮にそうであれば、当初から、そのような見積りを求めるべきではないだろうか。

このように当該事業については、適切な事業の執行という観点から、多くの課題があったと言わざるを得ず、担当課には、今後の事業全般の実施に際して同様の事例が生じないよう改善を求めた

3. 起業支援型地域雇用創造事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	－ 千円	306,028 千円	1,179,205 千円
決算額	－ 千円	54,614 千円	972,573 千円

①現況・課題

- ・ 県内の雇用情勢は、平成 25 年 8 月末現在の有効求人倍率は 0.83 倍と低水準で推移している。
- ・ 国では、平成 20 年度 2 次補正予算で、ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を創設し、平成 21 年度第 1 次・第 2 次補正予算、平成 22 年予備費・補正予算により基金の積増しが行われた。
- ・ また、東日本大震災以降、被災者の雇用対策のため、平成 23 年度第 1 次補正予算で震災対応事業、第 3 次補正予算で震災等緊急雇用対応事業及び雇用復興推進事業が設定され、その分の基金の積み増しが行われた。
- ・ さらに、国の平成 25 年度概算要求に震災復興のための雇用対策として「震災等緊急雇用対応事業の拡充（500 億円）」が計上されるとともに、新たに「起業支援型地域雇用創造事業(1,000 億円)」が創設された。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 引き続き、国交付金により造成した「茨城県雇用創出等基金事業」を活用し、県民の雇用機会の充実を図る。

③事業内容

【制度概要】

- ・ 平成 24 年度国第 1 次補正予算により創設（全国 1,000 億円，うち本県 18 億円）。
- ・ 地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業等へ事業を委託し、失業者を雇い入れて実施
- ・ 委託先の事業者が、委託期間の終了までに失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金（一人あたり 30 万円）を支給
- ・ 支援対象となる企業は、起業後 10 年以内の県内企業（平成 15 年 4 月 1 日以降の起業）であって、本社が起業時から茨城県内に所在する企業。選定にあたっては、有識者の意見を聴取
- ・ 雇用期間は 1 年以内（被災求職者は複数回更新可能）
- ・ 事業期間は平成 26 年度末まで（被災求職者を雇用した場合）

【事業内容】

- ・ 地域に根ざした事業の起業等に資する事業を支援し、安定的な地域の雇用の受け皿を創出するため、起業後10年以内の企業や新事業展開等にチャレンジする企業等を対象に、地域資源等を活用した起業・新事業展開等による人材確保・育成等、本県の雇用拡大につながる事業の企画提案を幅広く募集（平成25年度補正（10月）から実施）。
審査・選定された事業について、県事業としてその提案者と委託契約・実施する。
- ・ 平成26年度当初分 1,186,383千円（平成25年度補正分 280,000千円）
@226,285千円×12か月×200名×2（その他の経費）=1,086,168千円
事務経費 100,215千円（一時金 90,000千円（300名分） その他経費 10,215千円（嘱託員1名，委託経費等）
- ・ 事業期間（雇用期間）平成26年4月～平成27年3月（平成26年1月頃から雇用開始予定）

【実施スケジュール】

- ・ 平成25年10月頃 公募準備（広報，関係機関との調整，事業者向け説明会の実施等）
- ・ 〃 11月～ 企画提案書の受付
- ・ 〃 11月～ 企画提案の審査（1次審査，2次審査）
- ・ 〃 12月中～ 委託先の決定，契約，失業者の募集
- ・ 26年 1月～ 雇用開始
- ・ 27年 3月末 雇用終了（被災求職者を雇用した場合）

④参考事項

本県の雇用情勢（H25.9月現在 10/29 茨城労働局発表）

			前年同月比
新規	求人数	15,174人	6.8%（2ヶ月ぶりの増加）
	求職者申込件数	11,649件	▲1.0%（2ヶ月連続の減少）
有効	求人数	40,783人	3.5%（2ヶ月連続の増加）
	求職者数	47,274人	▲0.6%（2ヶ月連続の減少）
有効求人倍率（季調値）		0.84倍	0.01ポイント（前月比）

（2）実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って，適切に行われているかを検証した。

(3) 指摘又は意見

①事業見積書・実績報告の精査について

【意見】

「起業支援型地域雇用創造事業 企画提案募集要領」4(3)②「その他の経費」ウにおいて「委託事業の運営に必要な機械・機器のレンタル料、リース料（リース契約終了後、貸し手にリース物件を返還する（所有権の移転が生じない）リース契約に限る）」とされている。しかしながらリース契約について、所有権移転について契約書等の書類で確認していない例があったため、契約書等の書類にもとづいて確認をすべきである。

4. 育児・介護休業者生活資金貸付事業費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	872 千円	2,300 千円	2,030 千円
決算額	869 千円	2,300 千円	2,030 千円

①現況・課題

労働者が育児・介護と職場とを両立し働き続けられるよう、育児・介護休業等の定着及び利用促進を図るための職場環境を整える必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

中央労働金庫に資金を預託することにより、育児又は介護休業中に必要な生活資金を低利で融資し、休業中の勤労者の生活の安定と育児・介護休業の取得促進を図る。

③事業の内容

	育児休業者生活資金貸付金制度	介護休業者生活資金貸付金制度
制度発足	平成 5 年度	平成 7 年度
取扱金融機関	中央労働金庫 県内各支店	
貸付対象者	県内に住んでいる勤労者で、次の 1) 及び 2) に該当する人 1) 子を養育するために育児休業を取得し、育児休業終了後復職することが確かな人 2) 現在の勤務先に 1 年以上勤務している人	1) 介護休業を取得し、介護休業終了後復職することが確かな人 2) 現在の勤務先に 1 年以上勤務している人
使 途	育児休業中に必要な生活資金	介護休業中に必要な生活資金

融 資 額	100 万円以内。ただし、休業期間 1 月当たり 10 万円を限度。
融資利率	年利 1. 5%
返 済	5 年以内 (1 年以内の元金据置期間を認める) の期間で元利均等月賦償還
保 証	(一社) 日本労働者信用基金協会の保証が必要 (保証料 0. 7%)
資金構成	県 : 労金 = 1 : 1
預託金額	6, 000 千円 (新規分のみ)
融 資 枠	12, 000 千円
預託金利	無利子
預託方法	事後預託

④参考情報

	育児休業者生活資金 貸付金制度			介護休業者生活資金 貸付金制度			合 計			
	件 数	融資額	預託金	件 数	融資額	預託金	融資枠	件 数	融資額	預託金
H15	2	1, 200	850	0	0	0	12, 000	2	1, 200	850
H16	3	2, 900	1, 450	0	0	0	12, 000	3	2, 900	1, 450
H17	4	3, 000	2, 000	0	0	0	12, 000	4	3, 000	2, 000
H18	2	1, 400	700	0	0	0	12, 000	2	1, 400	700
H19	2	1, 400	700	0	0	0	12, 000	2	1, 400	700
H20	1	1, 000	500	0	0	0	12, 000	1	1, 000	500
H21	1	500	250	0	0	0	12, 000	1	500	250
H22	1	400	200	0	0	0	12, 000	1	400	200
H23	0	0	0	0	0	0	12, 000	0	0	0
H24	0	0	0	0	0	0	12, 000	0	0	0
H25	3	2, 600	1, 300	0	0	0	12, 000	3	2, 600	1, 300

(2) 実施した手続

- ・担当者より事業の内容及び利用実績等をヒアリングし現状を理解した。

(3) 指摘又は意見

①貸付金制度の見直し

【意見】

育児休業に比べ介護休業は取得率が大幅に低い現状があり、そのため制度の利用条件を満たす者が限られていることが考えられる。介護休業者の生活資金の貸付制度についての予算

措置をしているが、参考情報からわかるように、介護休業者生活資金貸付金については平成25年度までにその利用実績がなく有効利用されているとは言い難い状況である。長年利用実績のない介護休業者生活資金貸付金制度はこれを見直し、又は介護休業者に対しての生活の安定の為に他の制度の導入も含めた検討をすべきである。

●職業能力開発課

1. 職業転換能力開発費

(1) 事業の概要

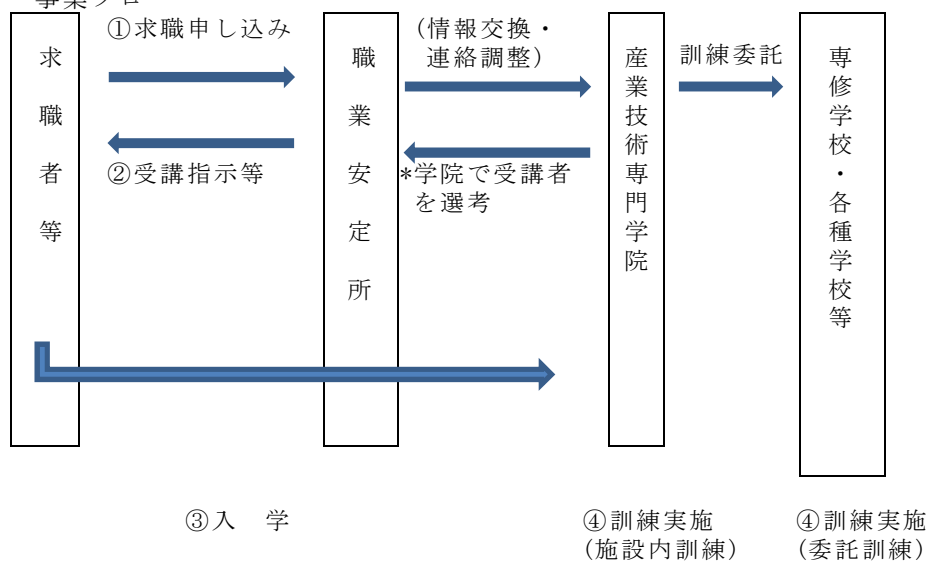
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	395,387 千円	390,404 千円	378,120 千円
決算額	367,416 千円	367,090 千円	335,999 千円

①事務事業の必要性・ねらい

- ・ 本県の雇用情勢は、緩やかな改善の動きが見られるものの依然として厳しい状況にある（平成 25 年 8 月現在の有効求人倍率 0.83 倍）。このため、産業技術専門学院において離職者等の求職者を対象とする公共職業訓練（施設内訓練及び委託訓練）を実施することにより、就職に必要な知識・技能を習得させ、早期就職を促進する。
- ・ 訓練手当は、雇用対策法第 18 条第 2 号に基づく求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金として、県訓練手当支給要項に規定する公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講者に訓練受講期間中支給する。

② 事業の内容

1) 事業フロー



2) 平成26年度離転職者訓練実施計画 ア 職業能力転換能力開発訓練事業費

訓練の種類	訓練科目	コース数	定員
職業転換能力開発訓練 (施設内訓練)	建築科, IT技術科, 溶接科, パソコンCAD科	6コース	80人

イ 緊急雇用対策訓練費

訓練の種類	訓練科目	コース数	定員
知識等習得コース (委託訓練)	OAシステム科, 介護サービス科, 医療事務科, パソコン簿記会計科, オフィスビジネス科, 農業実践科, クレーン運転・玉掛け技能科, フォークリフト運転技能科 等	84コース	1,560人
資格取得コース (委託訓練)	介護福祉科	9コース	140人
刑務所出所者向け職業訓練コース (委託訓練)	農業実践科	6コース	36人
定住外国人向け職業訓練コース (委託訓練)	介護サービス科	1コース	20人
計		100コース	1,756人

3) 訓練手当

雇用保険受給資格のない者で、公共職業安定所長から受講指示を受け公共職業訓練又は求職者支援訓練を受講する者に訓練期間中の手当を支給する。
主な支給対象者：障害者、母子家庭の母 等

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書を入手し、事業の適正性またその有効性等について確認した。

(3) 指摘又は意見

①受講生の就職先と訓練内容の関連性について

【意見】

離職者を対象とした職業訓練については、社会、地域のニーズに応じて、様々なコースが設けられ、企業等に委託されている。職業訓練という性質上、委託先には、その実績として一定の就職率が求められる。そのこと自体は当然であるが、コースごとの就職実績を個別に見ると、決してコースの内容を活かした就職先ではないコースも散見される。

これは実際に訓練を行うなかで、他職種を希望するようになったり、何らかの理由で早期に就職が決定し進路変更する場合など、立場を考えればやむを得ない面もある。

また、この離職者の訓練は、離職者の早期再就職を目的とした国の制度で、国の要領によれば、「就職者」の定義上、訓練内容との関連までは求められていない。そのため委託先からすれば、どのような業種の企業であっても、とにかく訓練生が委託期間中に就職してくれば、就職率の算定上、就職実績としていいことになっている。

この点に関連して、担当課に対し、委託先企業の評価に、訓練内容に関連した会社、職種への就職実績を加味してはどうか、と提案したが、担当課からは、この制度では国との役割分担で県は訓練の委託のみを担っている、また委託先の評価にあたって、就職率だけではなく、就職先の業種、就職先での業務内容を加点要素として織り込むようなことは、委託先に過重な負担となるため困難であるとの説明があった。

しかし、コースごとの訓練の有効性の確認、またどのような訓練コースを設けるか、あるいは継続するか否か、という判断にあたって、この就職先との関連性も含めて判断する考えを持つことは極めて有効であろう。担当課には、国の制度であろうと、制度の有効性をより高めるための、さらなる努力を期待する。

2. 在職者訓練費

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	34,480 千円	31,994 千円	31,948 千円
決算額	33,201 千円	31,202 千円	31,151 千円

①現況・課題

- ・ 産業構造の変化や I T（情報技術）の普及等により、勤労者に求められる職業能力は、

高度で複雑なものになっている。

- ・ 中小企業等では従業員に職業訓練を受けさせる経済的・人的余裕がないなどの理由により従業員に対する効果的な職業能力開発の実施が困難である傾向があり、適切な人材育成が行われないことにより市場競争の中で存続が危ぶまれ、また、若手への技能継承がなされない等の問題が起こりうる。
- ・ 中小企業等における職業能力開発を支援する必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 中小企業等の在職者を対象とし、産業技術専門学院において、地域のニーズに応じた職業訓練を実施する。また、多様化する職業訓練ニーズに対応するため、オーダーメイド型の職業訓練講座を実施して在職者の技能向上を図る。
- ・ 各産業技術専門学院に職業訓練推進員及び向上訓練等推進員を配置し、地域の人材育成ニーズの的確な把握に努める。

③事業の内容

1) 講座運営

コース	対象者	内容	具体例	事業費
技能向上コース	企業の従業員 (在職者)	・技能向上、各種資格取得・技能検定の受験対策、労働安全衛生法に基づく講座等	第1種・2種電気工事士、ガス溶接、図面の見方	・外部講師謝金 ・訓練用テキスト代 ・パソコン訓練用機器リース料 ・その他物件費 等
ITコース		・パソコン活用、各種資格取得、CADソフトによる作図等	ワード、エクセル、建築CAD、機械CAD	
オーダーメイドコース		・企業の要望により計画実施する講座		
	企業の管理監督者等	・指導者としての心構え、監督者に必要な条件	仕事の教え方	

2) 講座案内等に係る広報

- ・幅広く県民に職業訓練機会を提供し、本県における民間の職業能力開発を促進するため、講座案内や訓練生募集について、広報費用を節約しつつ、PRに努める。(広報用パンフレット作成、市町村広報誌、ホームページの活用等)

3) 訓練等推進員の配置

- ・より効果的な訓練を実施するため、引き続き、県内6学院に訓練等推進員を配置し、地域における訓練ニーズの把握等に努める。

4) 訓練コーディネーターの配置

- ・企業の要望に応じたオーダーメイド型の講座を推進するため、カリキュラム編成、講師派遣、日程、会場設定等の様々な調整を行うための訓練コーディネーターを県職業能力開発協会に引き続き配置し、多様化する民間の訓練ニーズに対応する。

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書を入手し、事業の適正性またその有効性等について確認した。

(3) 指摘又は意見

①オーダーメイド型の職業訓練について

【意見】

利用者の要望に応じて講師を選定して実施するオーダーメイド型の訓練については、企業、団体における、幅広いニーズに対応することが可能で、平成 26 年度においては、企業内研修に企業の希望する技能を有する講師を派遣したり、商工団体からの依頼に基づいて簿記の講師を派遣する等のコースを実施している。

このように当該訓練は、利用者のニーズにマッチし、有効性の高いものであると思われるが、その実施状況をみると、当該年度においては同一の企業、団体が、2 年連続して実施した例も見受けられた。担当課としては、告知は十分に実施しているというものの、予算等の制約から広告媒体は限られている。

制度上、個人負担が低く、利便性が極めて高いことを考えると、利用者が偏ってしまうことなく、公平な運用がなされるよう、慎重に運用されたい。例えば、希望する企業、団体が多く、予算上全ての希望に対応できない場合には、新規企業・団体からの依頼を優先するルールとする等が考えられる。なお平成 26 年度は予算上全ての希望に対応できたとのことであつた。

また、平成 26 年度の実績を確認したところ、ほとんどのコースは適切な運用がなされていたが、一部、10 名の定員に対し受講者が 2 名ないし 3 名という講座があつた。当該コース個別の問題ということではなく、オーダーメイド型訓練の特徴として、そもそも依頼者の要求に応じてコースが成立していることを考えると、安易な利用は防止されなければならない。そこで講座を提供する条件として、一定の受講生数や、出席率を設定し、実績値がそれを下回った場合には、依頼した企業・団体に追加負担を求めるようなことも検討するべきではないか、と考えたが、担当課からはそのようなペナルティの仕組みは、制度上、困難との説明があつた。

であれば、担当課に可能なことは、しっかりとした実績の分析、そしてニーズの見極めであり、それに努めながら、当該制度のより有効な活用を図っていただきたい。

3. 職業能力開発協会補助

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額（最終補正後）	47,000 千円	35,820 千円	35,820 千円
決算額	47,000 千円	35,820 千円	35,820 千円

※運営費及び促進費補助の合計額

①現況・課題

民間企業が行う職業能力開発を促進するため、茨城県職業能力開発協会の管理運営及び事業に要する経費の一部を助成している

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 茨城県職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づき設置された法人であり、国の指導のもとに引き続き支援する必要がある。
- ・ 民間企業の職業能力開発を促進するためには、職業能力開発協会の各種支援事業を充実強化する必要がある。
- ・ 技能士の社会的地位の向上を図るために、技能検定試験の普及拡大を図る必要がある。

③事業の内容

1) 平成 26 年度事業計画

事業内容	実施回数	計画延べ人員
指導員養成講習（48 時間講習）	1	70
職業能力開発推進者経験交流 ^{フアラ}	1	80
技能尊重気運の醸成	随時	
技能検定試験の実施（学科）	177	4,050
〃（実技）	177	4,170
技能競技大会等参加		70

2) 平成 26 年度補助金交付基準額

	補助金交付基準額
管 理 費	21,200
うち人件費	(17,000)
うち物件費	(4,200)
事 業 費	16,800
（訓練振興事業費）	(220)
（技能検定事業費）	(16,580)
合 計	38,000

（2）実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書を入手し、事業の適正性またその有効性等について確認した。

（3）指摘又は意見

①補助金交付要項の規定不備

【指摘】

茨城県職業能力開発協会に対して、補助金の交付については、茨城県補助金交付規則に定めるもののほか要項に定めるところによる。要項には補助金交付等に係る手続が規定されているとともに、提出すべき書類が定められている。この書類には様式別に番号と適用条文が記載されている。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 協会の長は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 7 号による消費税額確定報告書を速やかに知事に報告しなければならない。

～略～

(書類の備付)

第 15 条 協会の長は、次に掲げる帳簿及び書類を随時提出できるよう整備し、補助事業完了の翌年から起算して 5 年間保管しなければならない。

(1) 補助金と当該補助事業に係る協会の収入及び支出の関係を明らかにする帳簿

(2) 収入及び支出に係る一切の証拠書類

2 協会の長は、前項の帳簿及び書類に基づき茨城県職業能力開発協会費補助金調書(様式第 8 号)を作成し、併せて保管しなければならない。

補助金の額については、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう)を減額した金額とするが、これは消費税の課税事業者である場合、その補助対象経費に含まれる消費税については、一定額が消費税の計算上控除され納付すべき消費税額が減少するため、消費税仕入控除税額分の補助金の給付は過大な補助を受けることとなるためである。

担当者は、消費税法によれば、公益法人等に位置づけられる茨城県職業能力開発協会は、補助金収入など売上以外の収入である特定収入が 100 分の 5 を超える場合には、特定収入により賄われる消費税額を課税売上高に対する消費税額から控除することはできないが、当協会は特定収入割合が明らかに 100 分の 5 を超える状況にあることから、消費税確定申告書の提出を求めるまでもなく控除対象となる消費税額はないと認識していたとの説明を受けた。

この補助金に対しては、現在の協会の事業内容から支出に係る消費税相当額について返還となる可能性が全くなく、実質的な違法性はないのであるが、手続き上は報告書の提出を受けて確認する必要がある。

なお、要項において第 13 条で規定する様式第 7 号は消費税確定報告書となっているが、書類は茨城県職業能力開発協会費補助金調書となっており、第 15 条に第 2 項に規定する本来様式第 8 号の書類となっている。そのため第 13 条の規定による書類がなく、協会では報

告書を提出していなかった。

早急に様式第7号を様式第8号に訂正するとともに、様式第8号の消費税額確定報告書を作成し、その様式に従った報告書の提出を協会に求める措置を講ずべきである。

4. ものづくり振興・人材育成事業

(1) 事業の概要

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額（最終補正後）	3,890千円	3,860千円	3,644千円
決算額	3,441千円	3,078千円	3,323千円

① 現況・課題

企業等では、若年者のものづくり離れや少子高齢化により、熟練技能者の有する高度で優れた技能が失われつつある。

その結果、ものづくり現場においては、高精度かつ柔軟な生産対応ができる優れた熟練技能の維持・継承が困難になってくるとともに技能者不足が生じている。

このため、中小企業におけるものづくり能力を強化するとともに、技能者の地位向上を図るため社会的評価制度を確立する必要がある。

② 事務事業の必要性・ねらい

中小企業のものづくり能力を強化するため、高度な技能を有する熟練技能者をもものづくりマイスターとして認定（H12～）し、ものづくり技能の振興を図る。

また、マイスターを活用して、児童・生徒等を対象としたものづくり教室を開催することにより、ものづくりの魅力を感じてもらおうとともに、高校生を対象としたインターンシップを実施し、職業意識を涵養する。

③ 事業の内容

1) ものづくり振興・人材育成事業

ア 茨城県ものづくりマイスター選考委員会の開催（1回）

ものづくりマイスターの選考をするための委員会を開催する。

イ ものづくりマイスターの認定

県内の優れた技能者をもものづくりマイスターに認定し、技能者の社会的評価を高めるとともに技能の維持・継承、人材育成等の活用によりものづくりの振興に資する。（認定予定数約50名／年）

ウ ものづくりマイスターの活用業務委託（委託先：茨城県職業能力開発協会）

エ ものづくりマイスターの活用事業

- a 企業の従業員を対象とした技能の習得，向上のための技能講習会の実施（7回）
- b 児童・生徒等を対象としたものづくり教室や実習指導の実施（5回）
 - ・児童生徒のものづくりに対する関心を高め，職業意識の啓発を図る。
- c 一般県民を対象としたものづくり体験教室の実施（5回）
 - ・県民のものづくりへの興味や理解を促す
（大好きいばらき県民まつり，市町村産業祭等）。
- (イ) ものづくりマイスターの派遣調整等
 - a 県内の事業主・団体・学校等からの依頼に基づく適任のものづくりマイスターとの派遣調整
 - b ものづくりマイスター活用促進のための事業主等への広報

エ ジュニア技能インターンシップ事業（委託先：茨城県職業能力開発協会）

若年者の職業意識を涵養するため，高校生等を対象に，ものづくり分野の事業所において職業体験を行う。これには，優れた技術，技能を持った指導者が必要であるため，ものづくりマイスターの所属する事業所に協力を依頼し，マイスターをOJT（On the Job Training：日常の仕事をしているがらの職場内研修，訓練）講師として活用する。なお，学校と事業所（マイスター）間の調整を行うため，県が職業能力開発協会に委託して設置している訓練コーディネーターを活用する。

2) 県技能士会連合会育成事業

県内の各職種の技能士会を構成員とする連合会に対し，事業費の補助を行い，技能祭，技能グランプリ，技能五輪選手育成などを通じた技能士育成，啓発活動に資する。

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って，適切に行われているかを検証した。
- ・ 実施報告書を入手し，事業の適正性またその有効性等について確認した。

(3) 指摘又は意見

①事業目的と事業内容の整合性について

【意見】

この事業は，平成12年度から実施している「ものづくりマイスター」認定制度のもとで，認定されたマイスターの活用が目的とされ，茨城県職業能力開発協会に委託している。

内容的には以下の2点である。

- 1) マイスターを活用した講習会やものづくり教室の開催
- 2) ものづくりの事業所における高校生の職業体験（ジュニア技能インターンシップ事業）
このうち1) について平成26年度は，企業からの依頼に基づく技能講習会の開催実績は

ない。また茨城県職業能力開発協会が主催しているものは、フラワーアレンジメント体験教室のみである。そのフラワーアレンジメント体験教室の内容も、民間で開催されている教室での内容と大差ないものである。

担当課によれば「民間の体験教室と内容は類似してきますが、これによりフラワーアレンジメントのすそ野の拡大を図るほか、優れた技能者が、技能の伝承や気運の醸成といった社会的要請に応えるべく講師となり、本人が有する優れた技能を通じて本物が持つ技能の素晴らしさ、奥深さの一端に触れることができている」と説明するが、様々な分野のなかで、フラワーアレンジメントのみを選択していることの理由また必要性の面で、必ずしも十分な説明になっていないと思われた。さらに教室内でマイスター制度に関する啓発、広報が積極的に実施されているわけでもなく、全体的に目的と事業内容に乖離が生じている面が感じられた。

また協会においては、平成25年度より、厚生労働省からの委託事業で同様の事業（若年技能者人材育成支援等事業）が実施されており、こちらは中小企業への派遣実績があることから考えても、県事業として、事業内容の精査ならびに調整、見直しが必須であると思われた。

2) のインターンシップ事業について、本来の目的は素晴らしいものである。

しかし実際は、制度を利用してもらうことを最優先にするため、実習先として、マイスターが所属している事が必要条件とはされていないし、派遣日数についても、学校側の要望次第で最短1日から対応している。

このような面から、マイスターの高い技能や特徴を活かせていない場合も多いと考えられ、担当課に対し、1) の事業との分離、また事業目的の再定義、さらには実習先としての条件を見直す必要があるのでは、と提案してみたところ、担当課からは「この制度は実施要領では、マイスター等となっており、必ずしもマイスターに限定されない。マイスター以外の技能者の活用に問題はない。多くの機会を与えることを最優先している。」との説明があった。

しかし例えば、対外的に公表されている「事務事業概要」の記載や、県の資料から引用している本項の(1) 事業の概要からは、マイスターの活用以外読み取れないような記述となっている。

すなわち、この2) インターンシップ事業に関しては、事業の目的は素晴らしいものの、マイスターの活用という面に配慮しようとするのが逆に制約になっていると考えられる。事業上1) と2) は分離して、独立した事業として制度をつくりあげたほうが、マイスターの活用というメリットは活かしながら、それ以外の分野にも対象を広げることが可能となり、事業の成果をより高めることができるのではないだろうか。事業の効果を最大限高められるような方向での検討がなされることを期待する。

Ⅲ 出先機関に関する指摘又は意見

●工業技術センター

■機関概要

1. 基本情報

組織名 茨城県工業技術センター

英語名称 Industrial Technology Institute of Ibaraki Prefecture

所在地

本 所 茨城県東茨城郡茨城町長岡 3781-1

繊維工業指導所 茨城県結城市鹿窪 189

窯業指導所 茨城県笠間市笠間 2346-3

いばらきサロン（駐在）

茨城県つくば市千現 2-1-6（株つくば研究支援センター内）

主な業務 ○研究開発：基盤技術の研究，受託研究

○技術支援：技術相談，依頼試験，設備使用。人材育成

○ハブ機能：企業調査，連携促進，情報収集・配信

2. 沿革

昭和 60 年 4 月 茨城県工業試験所，茨城県繊維工業指導所，茨城県窯業指導所，茨城県食品試験所を統合し，茨城県工業技術センターとして発足。

○工業技術センター（本所，茨城町）

管理部，企画情報室，新技術応用部，機械金属部，工芸・意匠部，食品加工部の 6 部 1 室制となる。

○工業技術センター繊維工業指導所（結城市）

技術指導部，編織部，染色部，図案部の 4 部制となる。

○工業技術センター窯業指導所（笠間市）

技術指導部，工芸部の 2 部制となる。

平成元年 7 月 つくば研究支援センター内にいばらきサロン開設。

平成 2 年 3 月 茨城県研修交流センター竣工。

平成 7 年 11 月 窯業指導所，笠間市に新設移転。愛称「匠工房・笠間」。

平成 8 年 4 月 ○工業技術センター（本所，茨城町）

管理部，技術交流室，材料応用部，生産技術部，システム応用部，デザイン開発部，発酵食品部，食品加工部の 7 部 1 室制となる。

○工業技術センター繊維工業指導所（結城市）

技術指導部，紬技術部，高分子技術部の 3 部制となる。

○工業技術センター窯業指導所（笠間市）

資源環境部，窯業技術部の2部制となる。

平成9年3月 清酒製造技術研究棟竣工。愛称「造酒司・いばらき」。

平成16年4月 ○工業技術センター（本所，茨城町）

企画管理部，産業連携室，技術融合部門，技術基盤部門，先端材料部門，先端技術部門，食品バイオ部門，地場食品部門1部1室6部門制となる。

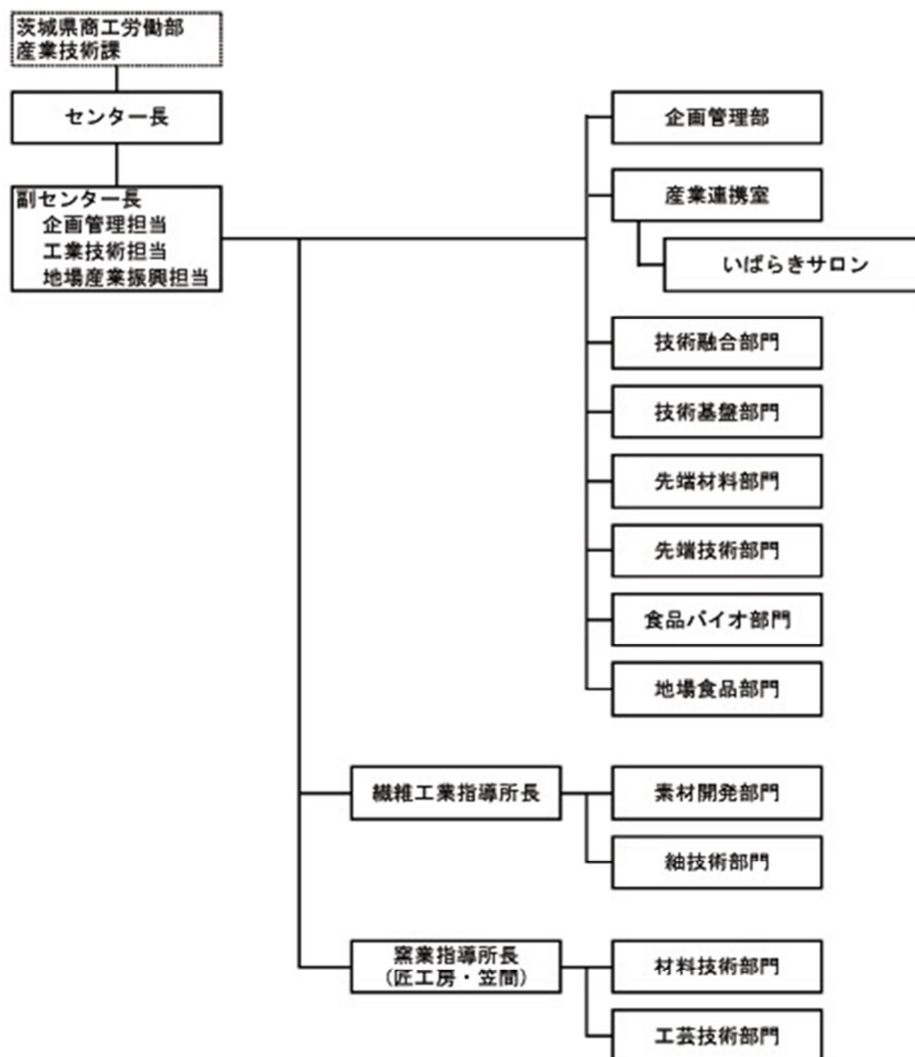
○工業技術センター繊維工業指導所（結城市）

素材開発部門，紬技術部門の2部門制となる。

○工業技術センター窯業指導所（笠間市）

材料技術部門，工芸技術部門の2部門制となる。

3. 機構図及び組織図



■指摘又は意見

(1) 事業の概要

①企業への技術支援

(事業費：15,231千円 / 使用料・手数料収入：23,130千円)

○依頼試験，設備使用

- ・ 中小企業では困難な材料の分析や試作品の評価などを依頼により実施
- ・ 中小企業では保有することが困難な分析・測定機器等を有償で開放

○技術相談

- ・ 中小企業の日常的な生産活動における諸問題から競争的資金の獲得，産学連携など幅広い相談に対応

○企業訪問，出前発表，成果発表

- ・ 企業訪問により事業紹介や企業ニーズを収集。また，業務や成果について多方面で発表し，技術等を普及

○職員研修

- ・ 各技術セミナーや中小企業大学校講座の受講により，職員の研究技術や企業支援スキルを向上

②機器整備

(事業費：6,296千円 [財源] 寄付金 (JKA)：4,197千円，地域の元気臨時交付金：2,098千円)

JKA「機械工業振興補助事業 公設工業試験研究等における機械等設備拡充事業」補助率：2/3

No	機器名	機器用途・導入目的	事業費	うち県負担
1	マイクロ波加熱分解装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成分元素の定量分析（特定有害物質の定量分析，鋼種の元素分析等）の前処理（固体試料の溶液化）に使用 ・ 特定有害物質の規制等を背景に増加する「成分元素の定量分析試験」に対応するために導入（前処理の迅速化） 	6,297千円	2,099千円

●技術支援による製品化等の成果（平成26年度）

(受託・共同研究による支援)

- ・ 金属塗装パネル「アートコーティングパネル」
((株)野村アーテック)
- ・ チョウザメ缶詰製品 (有)つくばチョウザメ産業)
- ・ 新素材硬式卓球ボール (日本卓球(株) 他)

(技術相談・依頼試験による支援)

- ・ EMC技術による「防爆型電子天秤」測定試験等 (新光電子(株))
- ・ 「ロングライフ豆腐」細菌検査等 (株)小沢食品)
- ・ 玄米せんべい「玄米の力」食品加工試験等 (株)いのちの田んぼ ほか)
- ・ 車椅子専用卓球台の電気部品等に関する技術アドバイス等 (有)サワラスポーツ) 他

●使用料，手数料実績 (本所 単位：千円)

年度	使用料	手数料	合計
H23年度	5,469	8,044	13,513
H24年度	7,107	10,602	17,709
H25年度	9,179	10,400	19,579
H26年度	9,239	14,890	24,129

(2) 実施した手続

- ・ 諸手続きが要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 様々な事業の実施状況に関するヒアリングや証憑書類の確認を実施した。

(3) 指摘又は意見

①受託契約書の委託料の消費税額表示

【意見】

企業からの依頼を受ける受託研究や共同研究のほか、依頼試験等中小企業の研究開発をサポートしている。企業からの受託研究を受ける際、企業との間に「受託研究契約書」を取り交わしている。契約書には、知的財産権の帰属や受託研究の機密情報などの条項が規定され、適正に処理されている。しかし、「委託料等」として本研究の対価を決定する条項では、金額の表示はされているものの、その額に含まれる消費税の表示がされていない。契約金額は総額表示が義務づけられており、実際の受託料に消費税が含まれていることや、契約書の前提として見積書を企業に提示しており、この中で双方確認していることは、往査で確認しているが、受託契約書における契約金額ともいうべき委託料には消費税額を記載すべきである。

②機密情報保護のための配慮

【意見】

ヒアリングによれば、企業からの委託を受け、機器を利用して様々な実験等をする際、企業の実験担当者も同席することも多くあり、機器利用の順番を待つ場合など、同じ実験室内に異なる企業の担当者が同席するニア・ミス危険性の心配があるとのことである。これまで企業間のニア・ミスやそれに対するクレーム等は無いと報告を受けたが、同じ機材を利用する企業間では、技術開発等においても類似性があると思われ、企業秘密漏えい等の問題には、十分注意する必要がある。実験機材の利用企業の分類やスケジューリング等、十分な配慮はされているが、確実に実行されるよう期待したい。

●土浦産業技術専門学院

■指摘又は意見

①証明書の発行がされない所得の確認

1) 入学料及び授業料の減免等について

茨城県立産業技術専門学院の、入学者選考手数料、入学料及び授業料については、条例等の定めるところにより、減免できることとなっている。

ア 茨城県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第8条 知事は、経済的理由その他規則で定める理由により授業料等の納付が困難であると認められる者について、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

イ 茨城県立職業能力開発校規則（抜粋）

第9条 条例第8条の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 授業料等を主として負担する者が生活保護法の規定による生活扶助を受けるに至ったこと。
- (2) 授業料等負担者が災害、傷病、失業、生業不振その他の理由により著しく生活困難となったと認められること。
- (3) 前2号に掲げる理由に準ずるものとして知事が特に認めた理由

ウ 「茨城県立職業能力開発校授業料等免除等事務取扱要領」（以下「要領」）（抜粋）

（減免の基準）

第2条

(1) 規則第9条第1号関係

授業料等を主として負担する者が生活保護法の規定による生活扶助の受給世帯であること

(2) 規則第9条第2号関係

「著しく生活困難となったと認められること」の判定は、別表1により行うものとする。（以下省略）

(3) 規則第9条第3号関係

「知事が特に認めた理由」とは、知事が個々の学生の実態に応じ特に必要と認めるときとする。

（以下省略）

「要領」別表1 収入基準額表（平成26年4月1日施行）

（単位：円）

世帯 人数	一般世帯	母子世帯
1人		1,290,000
2人		2,030,000
3人	2,260,000	2,900,000
4人	2,990,000	3,540,000
5人	3,560,000	4,070,000
6人	4,160,000	4,680,000
7人	4,770,000	5,300,000
8人	5,370,000	5,910,000
9人	5,970,000	6,530,000
10人	6,580,000	7,140,000

（備考）

母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成されている世帯等を含む。

「要領」別表2 添付書類

（前後省略）

規則第9条第2号に該当する者

（1）家族状況調書

（2）③所得のなかには、恩給及び年金等を含める。

④無職者の場合、市町村長の発行する無職である証明書を原則とするが、民生委員の証明書でもよい。

2) 減免申請手続きについて

減免申請手続きについて、各産業技術専門学院で統一基準として下記のとおり取り扱っていることを、職業能力開発課に確認した。

Q1 「恩給及び年金等」には何が含まれるか？

A1 「恩給及び年金等」とは、継続的に得られる恒常的収入が対象となるものであり、例示として次のようなものがこれに該当します。

『継続的に得られる恒常収入に該当するもの』

子ども手当、児童扶養手当、失業給付、生活支援給付金、仕送りによる養育費など

『継続的に得られる恒常収入には該当しないもの（臨時的な収入）』

退職金、土地を売却した場合の譲渡所得、火災保険料（給付）金など

Q 2 訓練生の親が事業（自営業・農業等）を営んでいる場合、所得額の確認はどのように行っているか？

A 2 事業所得額の算定の例にならない青色確定申告書又は白色確定申告書により所得額を確認することとしています。

【意見】

平成 26 年度入学者における入学料等の減免申請書を確認したところ、21 名あり、以下の事項が見受けられた（内 2 名は東日本大震災の被災による減免申請）。

- 1) 別表 1 の収入基準により申請を却下された者・・・1 名
- 2) 事業を営んでいる同居親族がいるが、確定申告書写の保存がされていない者・・・2 名
Q 2 のように、確定申告書写を取得及び確認すべきである。
- 3) その他

その他申請者についてはほとんどが母子世帯（寡婦）で別表 1 の収入基準に満たない収入であるため、①を除いて全ての減免申請が認可されている。この収入基準の判定については Q 1 にあるように、所得証明書以外の恒常的な収入についても収入とみなされるため、より慎重な確認が必要である。学校側の対応として減免相談時に説明するとともに、親族から申請書に相違ない旨の確認書を取得していることを確認した。

しかしながら、母子世帯となっている要因について把握しておらず、例えば

- ・ 離婚によるものであれば養育費の収受（18 歳未満の兄弟姉妹がいる場合）
- ・ 死別であれば遺族年金等の収受

が考えられる。

従って、養育費や遺族年金については、公的な証明書などでの確認はできず、本人の申請に頼らざるを得ない。よって個人情報に配慮しつつヒアリングを通じてより詳細な減免審査手続きを行うとともに、確認したことの記録を残すべきである。

IV 関連団体に関する指摘又は意見

●公益財団法人中小企業振興公社

■法人概要

1. 概要

(1) 設立年月日

昭和 43 年 7 月

(2) 所在地

〒310-0801

茨城県水戸市桜川 2-2-35

Tel 029-224-5317 Fax 029-227-2586

(3) 設立の目的

茨城県内中小企業等の経営基盤の強化，経営革新及び創業の促進に関する事業を行い，もって本県産業の振興に寄与することを目的として，昭和 43 年 7 月に公益法人として茨城県の全額出資により設立された。

(4) 業務内容

①下請振興事業

仕事の受注・発注企業を紹介するあつ旋事業を実施するとともに，受注企業と発注企業の出会いの場となる各種商談会を開催して，中小企業の受注機会創出を図る。また，受発注取引に関する相談窓口を開設し，取引に関する問題の解決に向けた各種支援を行う。

②いばらき産業大県創造基金事業

総額 75 億円の「いばらき産業大県創造基金」を造成し，本県の強みとなる農林水産物などの地域産業資源を活用した新たな商品等を開発する取り組みや，大学や研究機関等と連携して行う新技術などの研究開発などに対して，費用の一部の助成を行う。

③新事業支援事業

総合相談窓口「ベンチャープラザ」において，経営・金融など各分野の専門家を配置し，中小企業，創業予定者，ベンチャー企業などの相談に対応する。また，創業に必要な知識の習得を図るための研修会「いばらき創業塾」を開催し，創業を目指す個人等の支援を行う。

④知的所有権センター事業

「知財総合支援窓口」を設置し、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受付、解決を図る。また、特許情報等の有効活用を図る際に必要となる各種情報の検索技法に対するサポートや、特許戦略の計画策定段階から権利の取得等に至るまで幅広く相談に応じるほか、課題内容に応じて知財専門家を派遣するなど、知財に関して総合的に支援を行う。さらに、「特許技術・シーズ技術一覧」「開発特許に関するデータベース」を作成、情報提供を行う。

⑤情報化，国際化，人材育成支援事業

国や県等の中小企業支援施策及び国際ビジネス情報の提供、受発注や販路の拡大等の促進を図る。また、国際化に関する各種相談への対応や情報提供、研修、セミナー等の開催を行う。さらに、県内企業の海外展開の相談に応じるほか、マッチング、展示会出展の支援を行う。

⑥設備資金貸付事業

創業及び経営基盤強化のための設備を導入する場合に、必要資金の2分の1以内の「無利子貸付」を行う。

(5) 所管部課

茨城県商工労働部産業政策課

(6) 出資状況

茨城県 35,000 千円

(7) 団体の沿革

昭和 43 年 7 月	財団法人茨城県中小企業振興公社設立認可 設備貸与事業及び下請振興事業開始
昭和 50 年 9 月	中小企業設備近代化資金償還準備金積立事業開始
昭和 54 年 6 月	情報事業開始
昭和 59 年 4 月	県単独機械類貸与事業開始
昭和 60 年 7 月	工業技術振興基金事業開始
昭和 63 年 4 月	研究交流促進事業開始
平成 2 年 4 月	経済国際化センター事業開始
平成 8 年 6 月	知的所有権センター設置
平成 9 年 7 月	知的所有権センター移転(ひたちなかテクノセンター内), 特許流通 支援事業開始

平成 10 年 7 月	受注・販路拡大エキスパート設置
平成 10 年 10 月	財団法人茨城県アメニティ・マート振興財団事業及び財産承継中小商業活性化事業開始
平成 11 年 4 月	中心市街地商業活性化推進事業開始
平成 11 年 6 月	評議員設置
平成 12 年 2 月	「茨城県中小企業情報化支援システム (IIS-NET)」運用開始
平成 12 年 4 月	設備資金貸付事業及び新事業支援事業開始
平成 12 年 5 月	「中小企業支援センター」として指定を受ける
平成 12 年 7 月	総合相談窓口「ベンチャープラザ」開設
平成 13 年 4 月	専門家派遣事業及びヤングベンチャー支援事業開始
平成 13 年 9 月	いばらきビジネスサイト「コラボレートいばらき」運用開始
平成 14 年 4 月	ベンチャーマーケット構築事業開始
平成 15 年 4 月	IT サポートセンター設置(ひたちなかテクノセンター内)
平成 16 年 4 月	受注支援コーディネーター設置
平成 18 年 4 月	ビジネスコーディネーター, 企業支援アドバイザー設置
平成 19 年 4 月	茨城マグネシウムプロジェクト事業開始
平成 20 年 5 月	地域力連携拠点事業開始
平成 20 年 8 月	いばらき産業大県創造基金事業開始
平成 21 年 4 月	IT サポートセンター移設 (公社内: 事務機能のみ)
平成 22 年 4 月	中小企業応援センター事業開始
平成 23 年 4 月	IT サポートセンター移設 (県庁内: 事務機能のみ)
平成 23 年 4 月	知財総合支援窓口事業・いばらき食品輸出総合支援事業開始
平成 24 年 4 月	公益財団法人に移行

(8) 役員及び職員数

役員 12 名 (理事及び監事), 職員数 42 名

(9) 平成 26 年度補助金, 委託料, 貸付金の額及び主な使途

(単位: 千円)

区分	県担当課	事業名	平成 26 年度	事業の概要
補助金	産業技術課	下請振興事業費 (県単)	47,605	仕事の受発注あっせん等に係る補助
	産業技術課	下請振興事業費 (県単)	7,290	ものづくり産業マッチング支援に係る補助
	産業技術課	知的所有権センター事業費 (県)	17,069	特許活用支援等に係る補

		単)		助
	産業技術課	情報化事業費（県単）	48,859	情報化支援に係る補助
	産業政策課	設備資金貸付事業費（県単）	15,361	設備資金貸付診断等に係る補助
	産業技術課	新事業支援事業費（県単）	22,893	テクノエキスパート派遣事業に係る補助
	産業技術課	新事業支援事業費（県単）	9,372	地域産業サポート人材開発事業に係る補助
	産業政策課	新事業支援事業費（県単）	75,154	新事業創出拠点設置運営事業に係る補助
	中小企業課	新事業支援事業費（県単）	2,817	マネジメントエキスパート派遣事業に係る補助
	補助金計		246,420	
委託料	産業技術課	販路開拓支援事業費	8,788	発注案件開拓に係る委託
	産業技術課	中小企業・小規模事業者経営基盤強化事業費	3,301	経営基盤強化相談員配置に係る委託
	労働政策課	処遇改善プロセス支援事業費	8,393	処遇改善原資醸成に係る委託
	中小企業課	経営革新フォローアップ調査事業費	1,395	経営革新フォローアップ調査に係る委託
	産業政策課	国際ビジネス情報提供事業費	3,704	国際化支援に係る委託
	産業政策課	中小企業海外展開支援プロジェクト事業費	10,087	海外展開支援に係る委託
	産業政策課	債権管理受託事業費	319	近代化資金債権管理に係る委託
	委託料計		35,987	
貸付金	産業政策課	設備資金貸付事業貸付金	666,840	貸付事業のための貸付（無利子，8年）
	貸付金計		666,840	

2. 団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度

正味財産増減計算書	一般正味財産	経常収益	538,835	490,921	548,749
		基本財産運用益	345	345	345
		事業収益	44,188	25,431	36,447
		受取補助金等	384,155	323,557	384,353
		その他収益	110,147	141,588	127,604
		経常費用	536,732	496,073	557,803
		事業費	484,389	445,925	500,503
		管理費	52,343	50,148	57,300
		うち役員人件費	13,802	13,782	11,595
		うち職員人件費	128,762	129,889	139,775
		評価損益等	0	0	0
		経常増減額	2,103	△ 5,152	△ 9,054
		経常外収益	0	7,668	0
		経常外費用	19,809	0	0
		経常外増減額	△ 19,809	7,668	0
		法人税・住民税・事業税	0	0	0
		一般正味財産増減額	△ 17,706	2,516	△ 9,054
指定正味財産増減額	19,354	△ 14,426	△ 6,292		
正味財産期末残高	2,093,052	2,081,142	2,065,796		
貸借対照表	資産合計	11,225,179	11,136,096	11,347,063	
	流動資産	1,510,188	1,233,600	1,404,897	
	固定資産	9,714,991	9,902,496	9,942,166	
	負債合計	9,132,127	9,054,954	9,281,267	
	流動負債	326,212	740,284	873,436	
	うち短期借入金	88,000	618,363	641,689	
	固定負債	8,805,915	8,314,670	8,407,831	
	うち長期借入金	2,677,036	2,175,104	2,257,578	
	正味財産合計	2,093,052	2,081,142	2,065,796	
	基本財産充当額	35,000	35,000	35,000	
県財政関与状況	補助金	269,090	235,669	246,420	
	委託料	42,608	25,101	35,987	
	貸付金	534,340	693,240	666,840	
	その他（分担金・負担金・出捐金等）	0	0	0	
	合計	846,038	954,010	949,247	
	財政的関与の割合（％）	57.8%	53.1%	51.5%	

損失補償・債務保証契約に係る債務残高（期末）	0	0	0
借入金残高（期末）	2,677,036	2,735,467	2,818,267
合 計	2,677,036	2,735,467	2,818,267

3. 出資団体の主な経営指標の推移

（単位：千円）

主要経営指標	算式等	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公益目的事業 比率	認定法第15条に定める率	90.2%	89.9%	89.7%
管理費比率	管理費／経常費用	9.8%	10.1%	10.3%
人件費比率	人件費／経常費用	26.6%	29.0%	27.1%
自己収益比率	自己収益額／経常収益	42.1%	46.8%	48.5%
流動比率	流動資産／流動負債	462.9%	166.6%	160.8%
借入金比率	借入金残高／負債・正味財産合計	24.6%	25.1%	25.6%

4. 関連団体の本部等の写真



■指摘又は意見

1. 事業計画

(1) 「中期経営計画」と「事業計画及び収支予算書」

経営資源を効率的かつ効果的に活用するためには、適切な計画を策定し、その着実な実施を行うことが必要である。ここで、公益財団法人茨城県中小企業振興公社では、単年度の事業計画の「事業計画及び収支予算書」と、中期計画としての「第2期中期経営計画」（平成25年度～平成29年度）を作成している。

(2) 「中期経営計画」の概要

①計画の趣旨

中小企業を取り巻く環境の変化、東日本大震災による影響等に対応し、県の「茨城県産業活性化に関する指針」の「産業に関する団体の役割」に基づき、県の方向性に歩調を合わせ、これまで以上に時代のニーズ、中小企業のニーズに即した実行性のある事業を計画的に進めるよう、目標値を定めるなど成果重視の事業及び組織運営を図っていく「第2期中期経営計画」を策定する。

②基本理念

本県産業振興の一翼を担う中核的支援機関として、県内中小企業等の経営基盤の強化、経営革新及び創業の促進を図るため、常に中小企業の視点に立ち、そのニーズに対応しながら、経済・社会情勢の動きに適応した施策を展開し、中小企業の振興・育成を図り、茨城県の産業発展に寄与する。

③基本方針

1) 「産業大県づくり」の推進に向けた「3つの挑戦」

ア 経営上の課題へ「きめ細かく」「スピーディーで質の高い」対応を目指す

(ア) 高度化、多様化する経営課題の解決に向けたきめ細かな支援

(イ) スピーディーで質の高い総合的なサービスへの対応

イ ものづくり企業の競争力強化及び多様な業種に対する支援の拡充を目指す

(ア) ものづくり中小企業の競争力の強化

(イ) 地域資源活用、農商工等連携及びサービス産業等の多様な業種への支援の充実

ウ 中小企業のニーズを捉えた提案型の施策推進等を目指す

(ア) 県等への中小企業支援施策の提案

(イ) 中小企業の自立化の提案

(ウ) 有料の研究会（グループ）を組織し、活力ある中小企業の育成・強化の提案

2) 計画の構成は「5つの柱立て」

ア 創業及び新事業創出等の促進

- イ 中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化
- ウ 産学官連携の推進
- エ IT活用・国際化・人材育成の推進
- オ 東日本大震災に関する対応

④推進期間

5年間（平成25年度から平成29年度）

※ 概ね3年目に計画のローリングを実施

⑤計画の実行に向けた取組

- 1) 機動的な組織運営と職員のスキルアップについて
 - ア柔軟な組織運営と関係機関ネットワークの構築
 - イ職員の資質向上
- 2) 中小企業のニーズの把握と効果的な支援事業の周知について
 - ア企業訪問の強化及び各種調査等の実施による支援ニーズの把握
 - イ効果的な支援事業の周知
- 3) 業務の改善と適正な進行管理に基づく成果の重視について
 - ア管理費の縮減・ムダ排除の推進及び健全経営の推進
 - イ中期計画の推進と適正な進行管理

5つの柱	取組の方向	主な事業内容
1 創業及び新事業創出等の促進	①創業及び新たな事業創出等の促進	(ア) ベンチャープラザにおける総合相談窓口の設置 (イ) 専門家の助言や派遣による支援 (ウ) 創業・新事業創出の支援 (エ) いばらき産業大県創造基金事業（いばらき地域資源活用プログラム）の助成 (オ) 資金調達に係る情報提供等の支援
	②地域資源活用及び農商工等連携の促進	(ア) 地域資源活用に対する支援 (イ) 農商工等連携に対する支援 (ウ) いばらき産業大県創造基金事業（いばらき地域資源活用プログラム）の助成
2 中小企業の経営革新の促進及び経営基	①経営革新の促進	(ア) 専門家の派遣による支援 (イ) いばらき産業大県創造基金事業による助成 a いばらき地域資源活用プログラム

<p>盤の強化</p>	<p>②中小企業の受注機 会の拡大</p> <p>③商業・サービス産業 育成の促進</p>	<p>b いばらきものづくり応援プログラム（産学官 研究開発支援）</p> <p>c いばらきものづくり応援プログラム（販路開 拓支援）</p> <p>d いばらきサービス産業新時代対応プログラ ム</p> <p>(ウ) 国等の競争的資金（サポイン）の獲得・活用 の支援</p> <p>(エ) 経営革新計画作成等の支援</p> <p>(オ) 設備導入の支援</p> <p>(ア) 受発注情報の提供</p> <p>(イ) 商談会・展示会等の開催による支援</p> <p>(ウ) 専門家配置による販路開拓の支援</p> <p>(エ) 成長分野への参入の支援</p> <p>(オ) いばらき産業大県創造基金事業（販路開拓支 援事業）の助成</p> <p>(カ) 新規立地企業等と県内企業とのネットワーク 構築の支援</p> <p>(キ) 下請取引適正化の推進</p> <p>(ア) 専門家による支援及び他機関との連携による サポート</p> <p>(イ) いばらき産業大県創造基金事業（いばらきサ ービス産業プログラム）の助成</p>
<p>3 産学官連携 の推進</p>	<p>①産学官連携の強化</p> <p>②研究開発に対する 支援</p> <p>③知的財産の創造, 保 護及び活用</p>	<p>(ア) 大学及び試験研究機関等との連携強化</p> <p>(イ) 市場ニーズ等を踏まえた共同研究案件の発掘 及び支援</p> <p>(ア) 産学官連携で研究開発を行おうとする企業に 対する資金等の提供</p> <p>(ア) シーズ発表会等の開催</p> <p>(イ) 特許等知的財産の移転促進</p> <p>(ウ) 知的財産に関する利用促進及び啓発・普及</p> <p>(エ) 外国特許取得費用の助成</p>

<p>4 IT活用・国際化・人材育成の推進</p>	<p>①IT活用の支援</p> <p>②国際化の支援</p> <p>③情報提供等による啓発及び人材育成の支援</p>	<p>(ア) ITを活用した情報発信の提供</p> <p>(イ) 茨城県企業情報提供システムによる支援</p> <p>(ウ) IT相談及びIT専門家派遣による支援</p> <p>(ア) 国際化に関する情報提供及び相談対応の支援</p> <p>(イ) 関係機関との連携強化による支援</p> <p> a 国の機関（JETRO, JICA, 中小企業基盤整備機構等）との連携強化</p> <p> b 県の機関（茨城県上海事務所, いばらき農林水産物等輸出促進協議会）との連携強化</p> <p> c 各支援機関及び各金融機関との連携強化</p> <p>(ウ) 中小企業の外国特許出願の支援</p> <p>(エ) いばらき産業大県創造基金事業（販路開拓支援事業）の助成</p> <p>(ア) 各種情報の提供</p> <p> a ホームページの運営</p> <p> b メールマガジン「茨城県中小企業振興公社ニュース」の配信</p> <p>(イ) 人材育成の支援</p> <p> a 国際化の支援</p> <p> b 中小企業の経営支援</p> <p> c 自動車産業への参入支援</p>
<p>5 東日本大震災に関する対応</p>	<p>①中小企業の復興支援</p>	<p>(ア) 相談体制の強化による支援</p> <p> a ベンチャープラザにおける相談対応</p> <p> b 専門家派遣による支援</p> <p> c 受注機会の拡大支援</p> <p>(イ) 中小企業利子補給制度による支援</p> <p> a 茨城県中小企業災害復旧資金利子補給事業の活用</p> <p> b 茨城県中小企業再生支援利子補給事業の活用</p> <p>(ウ) 中小企業震災復興特別商談会の活用</p> <p>(エ) 復興促進プログラムによる支援</p>

5つの柱	数値目標		
1 創業及び新事業創出等の促進	指標名	現状値	目標値(累計)
	ベンチャープラザの相談件数	1,000 件	5,500 件
	大県基金・地域資源活用プログラム利用件数 (H20-H24)	24 件	70 件
	国の地域資源活用認定件数 (H20 - H24)	22 件	40 件
	国の農商工等連携認定件数 (H20 - H24)	9 件	20 件
2 中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化	指標名	現状値	目標値 (累計)
	専門家派遣件数 (マネジメントエキスパート)	21 企業 (150 日)	100 企業 (750 日)
	専門家派遣件数 (テクノエキスパート)	84 企業 (678 日)	500 企業 (3,200 日)
	サポイン獲得・活用件数 (総数)	2 件	10 件
	経営革新計画の相談・支援件数	54 件	300 件
	設備資金貸付件数	33 件	200 件
	取引あっ旋件数 (個別)	650 件	2,500 件
	取引あっ旋件数 (商談会)	500 件	2,500 件
	コーディネーター等発注案件獲得件数	180 件	600 件
	年間取引成立金額	500,000 千円	2,500,000 千円
	大県基金・ものづくり応援プログラム (販路) 利用件数 (H20-H24)	185 件	500 件
	大県基金・サービス産業新時代対応プログラム利用件数 (H20-H24)	11 件	40 件
3 産学官連携の推進	指標名	現状値	目標値 (累計)
	大県基金・ものづくり応援プログラム (産学官) 利用件数 (H20-H24)	46 件	100 件
	特許斡旋・移転件数	24 件	120 件
	知財専門家派遣件数	40 件	250 件
	外国特許取得費用の助成件数	4 件	25 件
4 IT活用・国際化・人材育成の支援	指標名	現状値	目標値 (累計)
	IT活用相談件数	20 件	120 件
	茨城県企業情報提供システム登録件数	1,900 件	2,500 件
	貿易相談件数	630 件	3,300 件
	ホームページアクセス件数	107,000 件	550,000 件

	メールマガジン登録件数（総数）	3,000件	3,600件
	研修セミナー等の開催件数	27回	150回
5 東日本大震災に関する対応			

（3）「事業計画及び収支予算書」の概要

公益財団法人茨城県中小企業振興公社では、財団法人として事業年度毎に「事業計画及び収支予算書」を策定している。

平成 26 年度の「事業計画及び収支予算書」の基本的内容は下記のとおりである。

◆平成 26 年度事業計画書
1 基本方針
2 事業の概要
（1）下請振興事業
（2）いばらき産業大県創造基金事業
（3）新事業支援事業
（4）知的所有権センター事業
（5）情報化，国際化，人材育成支援事業
（6）設備資金貸付事業
（7）設備貸与事業，県単独機械類貸与事業
◆平成 26 年度収支予算書
1 収支予算書
2 収支予算書内訳表
3 資金調達及び設備投資の見込みについて

（4）PDCAサイクル

経営改善を実現するためには、まず環境分析・自社分析を行い、環境変化に適切に対応し、内部経営資源を有効かつ効率的に活用していかなければならない。そのためには計画(Plan)を立案し、計画で定めた諸施策を着実に実行(Do)していかなければならない。なお、公益財団法人茨城県中小企業振興公社では、5カ年の中期経営計画と単年度の事業計画と2つの

計画（Plan）を策定して、その計画で定めた諸施策を実行（Do）している。

しかし、すべて計画どおりに事が運べば問題ないが、現実には、そのようなことはまれである。前提とした環境に変化が生じることもあるであろうし、何らかの事情で計画どおり施策を遂行できないこともあり得る。想定外の事象が生じることもあるであろう。したがって、定期的に計画と実績の乖離を分析・評価（Check）し、その原因を確かめ、対応（Act）していかなければならない。計画そのものの見直しをしなければならないこともある。なお、当公社では中期経営計画について概ね三年目に計画のローリングを予定している。

このように、計画的な法人運営は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4つのサイクルを繰り返し、場合によっては計画を見直すことで目標の実現可能性が高まる。

（5）実施した手続き

- ・ 「中期経営計画」及び「事業計画及び収支予算書」を起点とした PDCA サイクルの実施状況を検証するため、当センターに対する質問を実施し、関係書類を閲覧した。

（6）指摘又は意見

①計画について

【意見】

計画は、常に外部公表の点からは実現可能性の高いものでなければならぬし、内部的には達成目標としてふさわしいものでなければならぬ。そのため、計画を立案する際は、数値の積み上げを根拠とした合理的な内容としなければならない。この点、当公社の計画値は、過去5年間の実績等を踏まえ、県商工労働部も含めた中期経営計画策定委員会の検討を経た上で目標値を設定しており、それゆえ県からの公社に対する運営支援も確保されることにより実現可能性が高く、達成目標としても適していると言える。しかし、過去の実績をベースに目標値を設定すると、環境によっては容易に実現可能であり、達成目標としてふさわしくない場合もある。ここで、計画の目標値について担当者に質問を実施したところ、実現可能性の点を重視しているように感じられた。この場合、目標達成を容易にするために、目標値を低く設定するインセンティブが存在するであろう。

したがって、計画の目標値は実現可能性に加え、達成目標としてふさわしいか常に留意し設定し、必要に応じ適時に修正すべきであろう。

2. ものづくり産業マッチング支援事業

（1）事業の概要

①ビジネスコーディネーター等による下請企業販路開拓支援事業

- 1) ビジネスコーディネーター（大手企業等で営業や資材調達の実務経験・知識を有する者）が、県内外の発注企業を訪問し、発注案件の獲得を図ると共に下請中小企業とのマッチン

グを行い、中小企業の受注活動を支援する。

2) 自動車産業支援コーディネーター（自動車関連産業における技術系の実務経験・知識を有する者）が自動車関連産業への参入を目指す中小企業の生産現場の改善指導や技術セミナーを行うことにより、当該産業参入に必要な技術水準へのレベルアップを図り、自動車関連産業参入を支援する。

ア ビジネスコーディネーター（販路開拓）：2人，活動日数：13日/月（補助金対応）
：3人，活動日数：12日/月（緊急雇用対応）

イ 自動車産業支援コーディネーター（技術支援）：1人，活動日数：7日/月

ウ 技術セミナー：年3回程度，生産現場の改善や生産管理技術の向上に関するセミナーを実施

（2）実績（平成26年度 事業報告及び決算報告書より）

①コーディネーター

発注企業訪問回数：531社

発注案件獲得件数：189件

斡旋・紹介件数：428件

成立件数・金額：79件 465,712千円（年間）

②自動車産業支援コーディネーター

指導企業数：5社

現場改善指導回数：54回

（2）実施した手続

- ・ 諸手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 平成26年度ものづくり産業マッチング支援事業・ビジネスコーディネーター業務実績報告書を閲覧し、これまでの事業の概要等についてヒアリングを実施した。

（3）指摘又は意見

①ビジネスコーディネーターとの秘密保持契約の締結

【意見】

様々な手続については、適切に行われている。特にビジネスコーディネーターが仲介する発注企業の情報等の取扱いについては、発注側の企業と受注側の企業間、発注企業と公社間などにおける秘密保持契約や受注企業から提出された機密情報保持確認書等を閲覧した結果、適切に処理されている。発注企業T社と公社との間で締結された秘密保持契約書の内容を確認すると以下の規定がある。

第2条（秘密保持）

第3項 受領者（秘密情報を受領する当事者：この契約においては公社）は、開示者から開示された秘密情報を、本業務を担当する者であって、これを知る必要のある自己の役員及び従業員にのみ開示する。

第6条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約のいずれかの条項に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し損害賠償の責めを負う。

この契約内容から判断すると、もし機密漏えい等の事故があり、T社に対し損害を与えた場合、公社が損害賠償の責を負うことになる。担当者からのヒアリングによれば、このように公社が機密情報（図面等）を預かるケースは稀であり、原則的には発注企業と受注企業との間で機密情報のやり取りをするとのことである。しかし、ものづくり産業マッチング支援事業の性質上、公社は、受注企業や発注企業の機密情報と切り離せない立場にある。この事業の他にも、企業の機密情報に接触する機会は多く存在する。従って、企業秘密の取扱いについては、万全を期さなければならず、意識を高くもって業務に臨む必要がある。

ところで、ビジネスコーディネーターは、公社で雇用される（1年間の期限付き）非常勤嘱託員（第2種嘱託員）である。公社の就業規則においては、第3条（服務）において、「公社の機密事項を保持し、かつ、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と規定されている。非常勤嘱託員（第2種嘱託員）がこの就業規則中の「従業員」の定義に該当するか否かにもよるが、ビジネスコーディネーターは、1年間の期間が限定された雇用であり非常勤特別職員であることから、採用時に秘密保持契約を取り交わし、彼らに対し機密情報の取扱いに対する責任感・義務感を醸成しておくべきである。

3. いばらき産業大県創造基金助成金

（1）事業の概要

本県の豊かな地域資源やつくば、東海等の最先端の科学技術を活用した新事業、新産業の創出、新時代に対応した生活支援サービスといった地域密着型の事業まで、幅広く多様な中小企業の取組を支援し、「産業大県いばらき」の実現を目的とし、平成20年度に総額75億円の「いばらき産業大県創造基金」を造成した。

基金の運用益により、地域産業資源（農林水産物、産業技術、観光資源など）の活用による新商品・新事業創出に対する取組、大学・試験研究機関等との共同研究や技術専門家等のあっ旋による新技術・新製品開発に対する取組、新製品・新技術の販売や新規市場参入等の販売開拓に関する取組、社会や地域の課題を解決するための新たなサービスの事業化等に対する取組を支援するために、中小企業者の利便性を重視した助成事業を実施することで、県内の中小企業の育成するものである。

〔助成額（年間運用収入）133,000千円（繰越金30,000千円含む。）〕 助成率2/3

①いばらき地域資源活用プログラム【国（中小機構）・県助成事業】

1) 地域資源ステップアップ支援事業（助成限度額：200万円）

地域産業資源等を活用して新商品の開発等を図る上での分析・調査，産業支援機関や専門家等との連携によるビジネスプランの作成，商品のコンセプト作りといった取組に対して助成する。

2) 地域資源育成支援事業（助成限度額：500万円）

地域資源等を活用した新事業・新商品開発に対して助成する。

3) 地域資源活用等創業支援事業（助成限度額：100万円）

地域産業資源等を活用し，県内で創業しようとする個人等に対して助成する。

②いばらきものづくり応援プログラム【国（中小機構）・県助成事業】

1) 産学官研究開発助成事業（助成限度額：500万円）

中小企業者等の大学・試験研究機関等との連携による新技術・新製品等の研究開発に対して助成する。

2) 販路開拓支援事業（助成限度額：100万円）

中小企業者等が自社製品等の販路開拓を行う目的で，見本市・展示会等への出展，国際認証規格取得，市場調査，広報活動，営業力強化等を行うことに対して助成する。

③いばらきサービス産業新時代対応プログラム【国（中小機構）・県助成事業】

1) サービス産業新時代対応支援事業（助成限度額：300万円）

社会や地域の課題を解決するサービス（ソーシャルサービス）や市場拡大が期待されるサービスなど，時代のニーズに対応したサービスの事業化に対して助成する。

(2) 実施した手続

- ・ 補助手続きが要項・要領に従って，適切に行われているかを検証した。

(3) 指摘又は意見

①事業化状況報告書及び収益納付額報告書の一部未入手

【指摘】

いばらき産業大県創造基金助成金の交付を受けた事業者は，その後の年度において事業化状況報告書及び収益納付額報告書を必ず提出しなければならない。いばらき産業大県創造基金助成金交付要領第20条及び22条第2項において事業化状況報告書及び収益納付額報告書について以下のように規定している。

いばらき産業大県創造基金助成金交付要領第20条

「助成事業者は，助成事業の終了した年度の翌年度から平成30年度まで，当該助成事業の成果にかかる事業化の状況について，年度ごとに事業化状況報告書（様式第14号）を

理事長に提出しなければならない。」

いばらき産業大県創造基金助成金交付要領第 22 条第 2 項

「助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、年度終了後 1 ヶ月以内に、前項に規定する収益の状況について、茨城県産業大県創造基金事業に係る収益納付額報告書（様式第 15 号）により理事長に報告するものとする。」

事業化報告書は、助成事業が助成の目的に従って事業化されたか否かを確認するために提出を求めるものであり、また収益納付額報告書は助成事業により収益が発生したと認められるときには、助成金の全部又は一部を公社へ納付する必要があるか否かを確認するために提出を求めるものである。

しかし、平成 24 年度採択された事業が平成 26 年度に、上記の報告書の提出を受けているか確認したところ、全 73 件のうち報告書の提出を受けていたのは 38 件であった。また、文書による報告書の提出を受けていないが、口頭により 35 件確認を受けたとのことであるが、その証跡は残っていない。

さらに、いばらき産業大県創造基金助成金の交付を受けた事業者が、助成事業により収益が発生したと認められるときには、助成金の全部又は一部を公社へ納付する必要があるが、いばらき産業大県創造基金助成金交付要領第 22 条第 1 項において、収益納付について以下のように規定している。

いばらき産業大県創造基金助成金交付要領第 22 条第 1 項

「理事長は、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生ずると認められた場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を公社に納付させることができる。」

当該事業は平成 20 年度から事業を開始しているが、現在までに収益納付が行われた案件は 1 件もない。

平成 24 年度から平成 26 年度に採択された案件のうち、補助額に対して売上高が大きい案件は以下のとおりである（抽出基準：総売上高 10,000,000 円以上）。

年度	事業者名	助成対象経費	助成金支払額	総売上高
24	A 社	2,274,000 円	1,000,000 円	20,000,000 円
25	B 社	8,474,571 円	4,500,000 円	82,646,000 円
25	C 社	1,449,200 円	772,000 円	19,415,000 円

上記 3 者について、収益納付額報告書を閲覧したが、相当の収益が発生しておらず、収益納付が必要な事業者ではないことを確認した。

しかし、先述したように収益納付額報告書を未入手である事業者が多数あることから、収益が発生していないために、収益納付が現在までに 1 件もなかったか否かは疑問の余地が残るところである。

助成した事業の効果を適切に把握するため及び収益納付の必要性を判断するために、いばらき産業大県創造基金助成金交付要領に従い、事業化状況報告書及び収益納付額報告書の回

取に努めるべきである。

4. いばらき創業塾開催事業

(1) 事業の概要

①事業内容

創業を目指す者や新事業展開を考えるベンチャー企業等に対し「いばらき創業塾」を開催し、創業手続きや資金調達等に関する基礎知識の習得とともに、最新のビジネス情報及び創業経験者の事例紹介等を行った。

②事業目的

- 1) 企業の経営者の体験談を中心とし、県内で創業を目指す個人又は創業間もない中小企業者等が必要とする創業等に係る知識と情報を提供すること
- 2) いばらき創業塾参加者に対し、事業化等に向けての具体的なアドバイスを得られる場をつくり、ビジネスプランの向上をはかり、受講生が事業を開始・軌道に乗せられることを目的にビジネスプラン発表会を開催すること

③いばらき創業塾の内容

回	テーマ	主催者	参加人数	開催日・開始時間	開催場所
第1回	事業アイデアの考え方とアイデアの具現化	受託者	81名	平成26年10月3日 金曜日 18時ー	三の丸 ホテル
第2回	焼き鳥から学ぶ儲けの仕組み	振興 公社	21名	平成26年11月25日 火曜日 13時30分ー	茨城県 産業会館
第3回	美しい人をつくる	受託者	96名	平成27年1月20日火 曜日 17時30分ー	三の丸 ホテル
第4回	創業の事業計画について	振興 公社	30名	平成27年2月17日火 曜日 13時30分ー	茨城県 産業会館
第5回	ビジネスプラン発表研修会	受託者	65名	平成27年3月5日 木曜日 17時30分ー	三の丸 ホテル

(2) 実施した手続

- ・ 事業内容を検証するため、担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。

- ・ 中期経営計画、事業計画及び収支予算書、事業報告及び決算報告書、関連資料を閲覧し、事業内容・結果を確かめた。

(3) 指摘又は意見

①塾の開催日時について

【意見】

いばらき創業塾は、茨城県から事業費用全部の補助金交付を受け開催されたものであり、県内で創業を目指す者や創業間もない中小企業者等を対象に実施された。当塾は5回行われたが、すべて平日に水戸市内で開催された。ここで、いばらき創業塾の対象となる県内で創業を目指す者の中には、会社等で働いていることにより、この開催日時・場所では参加できない者が多くいたであろう。特に第2回、第4回は平日の13時30分から開催されており、対象者の大部分が参加できなかったと考えられる。

県の補助金により事業が行われていることを考えれば、県内の多くの者に当塾参加の機会が与えられるべきであり、県内で創業を目指す者が一番参加しやすい日程で開催されるのが望ましい。そのため、今後同様の創業塾が行われる際には、土日に開催し、水戸周辺以外の者、会社勤めの者が参加しやすいよう配慮すべきと考える。

②契約理由について

【指摘】

茨城県中小企業振興公社の契約形態は、茨城県等の行政機関と同様に競争入札が原則である。契約形態を競争入札ではなく随意契約とするには、当公社財務規則、地方自治法によって認められた場合にのみ行うことが出来る。なお、随意契約では、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

当事業では、創業塾5回のうち3回分の開催を一般社団法人いばらき社会起業家協議会に一者随契により委託している。一者随契とした理由は、下記の通りである。

当公社財務規則第24条第2項により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約での性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき、随意契約とする。また、「性質又は目的」で例示する「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない。」に同協議会が該当する。

(出典：「平成26年度いばらき創業塾開催事業に係る一部委託について」の稟議書)

ここで、上記理由の「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない。」の部分を検討すると、上述の「(1) 事業の概要②事業目的」が示す目的物、具体的には「いばらき創業塾」の第1回、第3回、第5回は、民間の創業コンサルタント会社、商工会や商工会議所、他団体等が提供できるものと考えられる。そのため、この理由では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約での性質又は目的が競争入札に適しないもの」

の例示「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない。」に該当しないと考えられる。また、一般社団法人いばらき社会起業家協議会との随意契約の考え方を担当者に質問したところ、『当協議会はオール茨城のさまざまな業種や個人等で構成されており、全国のニュービジネス協議会との連携をはじめ、海外視察等を含め文化・経済団体との交流による情報網があり、これから「創業を目指そうとしている者」や「創業してまもない企業や個人」に対して、豊富な経験と体験者からの実話を聞き取れる唯一の団体である。その他、商工会や商工会議所や団体等もあるが、地域性や業種などを比較した場合は、他に類を見ない団体として構成されており、事業効果が大である。』との回答を得た。しかし、この回答からは当事業が他の者で代替できないとは読み取れず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の例示の「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない。」に該当するとは言えない。したがって、一者随契理由を記載した稟議書は、記載上の不備があると考ええる。

他方で、同様のセミナー開催のための参考見積りを閲覧すると、一般社団法人いばらき社会起業家協議会への委託金額は、それ以外の者に依頼するとかかる金額よりだいぶ低いことがわかる。同協議会はセミナー講師となる著名な経営者等とのネットワークを持っており、相場より低い価格又は無料で講師を招聘することができることが、委託金額の低い主たる理由と思われる。そのため、同協議会への当事業委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約での性質又は目的が競争入札に適しないもの」の例示「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない。」には該当しないが、同条同項7号「時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき」に該当し、一者随契の契約形態自体には合理性はあると考えることができる。

したがって、当事業の委託では一者随契とする際の形式上の不備があったと考える。あくまで当公社の契約形態は競争入札が原則であり、その原則の例外である随意契約をする時には、随意契約できる場合を定めた地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する理由があるか慎重に検討すべきである。

5. 中小企業海外展開支援プロジェクト事業

(1) 事業の概要

①事業内容

海外展開支援コーディネーターを配置し、海外展開に関する具体的な商談等に関する相談に対応するほか、展示会への出展等を総合的に支援した。また、海外展開支援専門家が、都内食料品専門商社を訪問し、県内企業とのマッチングを支援した。

- 1) 海外展開支援コーディネーター（1名：月13日以内）による相談件数 325件
- 2) 海外展開支援専門家（1名：月3日以内）による都内商社・関係機関訪問件数 41件
- 3) 海外展開支援専門家による「いばらき食の海外展開 個別商談会」を開催した。

ア (株)ショーライ

開催日：平成 26 年 6 月 11 日

開催場所：(公財) 茨城県中小企業振興公社 会議室

参加企業数：8 社

4) 海外展示会へ出展し、県内企業の海外販路開拓を支援した。

ア Oishi JAPAN 2014

開催日：平成 26 年 10 月 16 日～18 日

開催場所：サンテックシンガポール国際会議展示場 (シンガポール)

出展企業：6 社

イ 第 3 回 FBC 広東 2014 (日中ものづくり商談会)

開催日：平成 26 年 11 月 20 日～22 日

開催場所：琶洲国際会展中心 9.2 館 (中国・広州市)

出展企業：3 社

(2) 実施した手続

- ・ 事業内容を検証するため、担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 中期経営計画、事業計画及び収支予算書、事業報告及び決算報告書、関連資料を閲覧し、事業内容・結果を確かめた。

(3) 指摘又は意見

①数値目標について

【意見】

当事業は県内中小企業の海外展開の総合的な支援事業である。具体的には、海外展開の商談等に関する相談対応、商談会開催や海外展示会出展支援等を行うものである。当事業の最終目的は海外展開を希望する県内中小企業が実際に海外展開することであり、事業の成果は実際に海外展開できた中小企業の数で把握すべきであろう。現在の中期経営計画及び事業計画には、数値目標に「支援により海外展開した企業数」が含まれていない。この数値目標がないことで、県内中小企業の海外展開支援という当事業の目的達成度合いが計れない現状がある。

実際に海外展開できるかは支援企業の実力、製品、商品等に依拠する割合も高いであろうが、支援機関である当公社も重要な役割を担っている。そのため、計画の「数値目標」として「支援により海外展開した企業数」を設け、事業目的がどの程度達成できているかを計れるようにすることが望まれる。

●株式会社ひたちなかテクノセンター

■法人概要

1. 概要

(1) 設立年月日

平成2年10月30日

(2) 所在地

〒312-0005

ひたちなか市新光町38

Tel 029-264-2200 Fax 029-264-2203

(3) 設立の目的

昭和63年に制定された「地域産業の高度化に寄与する特定産業の集積の促進に関する法律」(通称：頭脳立地法)に基づき、電気・機械産業やエネルギー、情報関連産業が集積している茨城県北地域において、産・官・学との連携による「地域産業の高度化」「特定産業の集積促進」を図るために設立された。

(4) 業務内容

①研究室等賃貸事業

企業支援の一環として良質なオフィス空間の提供事業。入居企業の成長段階に応じて「創業準備オフィス」「スモールオフィス」「研究開発室」等の3種類のスペースを提供している。入居企業交流会や各種相談会等の開催、入居企業の支援等も行い、民間のオフィス賃貸事業とは一線を画するものである。

②企業支援事業

ひたちなか地区を中心とした茨城県北部地域における産学官連携により「地域産業の活性化・高度化」を実現する事業。

(5) 所管部課

茨城県商工労働部産業政策課

(6) 出資状況

主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県	41,202	41.2%
2	独立行政法人中小企業基盤整備機構	14,541	14.5%	

	3	株式会社日立製作所	13,572	13.6%
	4	ひたちなか市	5,332	5.3%
	5	株式会社常陽銀行	4,847	4.8%
	その他	東京電力株式会社など	20,506	20.5%
合計			100,000	100.0%

(7) 団体の沿革

平成2年8月 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、水戸・日立地域集積促進計画が承認
平成2年10月 創立総会，設立登記（資本金4,126百万円）
平成9年6月 施設竣工

(8) 役員及び職員数

役員20名（取締役及び監査役），職員数8名

(9) 平成26年度補助金，委託料，貸付金の額及び主な使途

なお，平成26年度は県からの補助金及び貸付金はない。

(単位：千円)

委託料	県産業政策課	県中性子利活用促進事業	6,741	中性子利用促進分科会運営に係る委託
	県産業政策課	県内中性子利活用促進中性子利活用事例創出支援事業	30	中性子利活用事例創出事業に係る委託
	県産業技術課	ロボット技術活用調査事業	152	ロボット技術活用追加調査に係る委託
	県労働政策課	処遇改善プロセス支援事業	19,617	処遇改善プロセス事業に係る委託
	県産業技術課	デザインセンター事業及び関連業務	13,668	茨城県デザインセンターの運営及びデザイン関連業務に関する委託
	県産業技術課	I B B Nの産業利用拠点運営に係る技術的支援	264	回線調査やITサポートセンター分室の接続環境管理に関する委託
	水戸産業技術専門学院	オフィスビジネス科	750	word. excel. 日商簿記2級等の資格を目指す研修に係る委託

水戸産業技術 専門学校	PC 簿記	5,321	word. excel. 日商簿記 3 級等の資格を目指す研 修に係る委託
水戸産業技術 専門学校	在職者訓練	387	職業能力向上のための 研修に係る委託
水戸産業技術 専門学校	OA システム科	2,332	OA システム訓練実施 に係る委託
水戸産業技術 専門学校	OA 実務科	720	OA 実務科訓練実施に 係る委託
委託料計		49,979	

2. 団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
売上高	売上高 研究室等賃貸事業	207,728	205,648	204,137
	売上高 企業支援事業	145,697	149,716	198,097
	売上高 その他事業			
	売上高合計	353,425	355,364	402,234
	うち県受託収入	46,255	32,396	40,469
	うち県公の施設管理に係る受託収入			
	うち県補助金等収入			0
	うち法人運営補助金等			
売上原価	売上原価 研究室等賃貸事業	153,399	146,510	154,915
	売上原価 企業支援事業	120,689	129,166	176,506
	売上原価 その他事業			
	売上原価合計	274,088	275,676	331,421
費用	販売費及び一般管理費	61,245	60,201	61,716
	費用合計	61,245	60,201	61,716
	うち減価償却費(原価計上分含む)	52,240	36,960	46,407
人件費	役員報酬支出	11,944	11,109	11,944
	うち常勤役員分報酬支出	11,944	11,109	11,944
	給料手当支出	85,240	84,090	92,229
	うちプロパー分給料手当	8,657	13,663	14,211
	福利厚生費支出(役員分)	918	986	1,025

	福利厚生費支出（職員分）	8,260	8,137	8,532
	退職給付支出ほか（役員分）	0	0	0
	退職給付支出ほか（職員分）	457	661	559
	人件費合計	106,819	104,983	114,289
	役員人件費	12,862	12,095	12,969
	職員人件費	93,957	92,888	101,320
営業外収益	受取利息	4,123	3,168	1,664
	解約違約金収入	0	0	385
	雑収入	2,209	2,266	2,442
	貸倒引当金戻入	943	1,370	0
	合計	7,275	6,804	4,491
営業外費用	支払利息	248	197	143
	為替差損			3
	雑損失			938
	合計	248	197	1,084
特別利益	有価証券売却益	3,646	0	1,108
	合計	3,646	0	1,108
特別損失	固定資産除却損	2,224	5,874	8,732
	落雷による災害損失	0	0	
	震災による災害損失	0	0	
	合計	2,224	5,874	8,732
法人税・住民税・事業税		1,086	1,086	1,086
利益処分	当期純損益金額	25,455	19,134	3,794
	前期繰越利益	40,521	65,976	85,110
	利益処分・損失補填額			
	繰越利益剰余金	65,976	85,110	88,904
貸借対照表	流動資産	473,004	673,804	478,363
	うち現金預金	284,294	347,673	339,559
	うち貸倒引当金	△ 1,666	△ 296	△ 453
	固定資産	1,548,877	1,335,356	1,522,783
	うち投資その他資産	325,092	142,420	220,373
	繰延資産	0	0	0
	流動負債	71,313	42,093	39,303
	固定負債	57,359	56,478	49,330

	資本金	100,000	100,000	100,000
	利益剰余金	65,976	85,110	88,904
	自己株式	0	0	0
	その他	1,727,233	1,725,479	1,723,609
借入金状況(期末)	長期借入金	0	0	0
	うち県借入金	0	0	0
	うち県の債務保証又は 損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0
	短期借入金	0	0	0
	うち県借入金	0	0	0
	うち県の債務保証又は 損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0
県財政関与状況	補助金	0	0	0
	委託料	46,255	32,396	40,469
	貸付金	0	0	0
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	0	0	0

3. 出資団体の主な経営指標の推移

(単位：千円)

調達利率	支払利息	248	197	143
	うち県支払い利息	0	0	0
	借入金総額	0	0	0
	うち県借入金	0	0	0
	資金調達利率	0.00%	0.00%	0.00%
運用効率	受取利息	4,123	3,168	1,664
	配当収入	0	0	0
	金融資産運用元本	744,452	687,537	578,965
	資金運用利率	0.554%	0.461%	0.287%
借入金償還年数	各期減価償却費	52,240	36,960	46,407
	各期退職給付等引当費用	457	661	559
	各期特別損失	2,224	5,874	8,732
	当期利益	25,455	19,134	3,794
	借入金総額	0	0	0
	借入金償還年数	0.00	0.00	0.00

4. 関連団体の本部等の写真

㈱ひたちなかテクノセンター本社



■指摘又は意見

1. 会社の機関

(1) 機関設計

㈱ひたちなかテクノセンターは、会社法上の大会社以外かつ公開会社以外の株式会社として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人の機関を設置している。各機関の権限・役割は下記の通りである。

①株主総会

株主総会は、株主によって構成され、会社の基本的事項について決定する意思決定機関である。当センターは取締役会設置会社であるため、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる（会社法第295条第2項）。

株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

2前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

（出典：会社法第295条）

そのため、株主総会では、会社法の規定する取締役・監査役の選解任、計算書類承認、剰余金の配当、自己株式取得、譲渡制限株式買取、株式の併合、減資、定款変更、会社合併、株式交換、株式移転、解散等を決議する。なお、定款において、株主総会の決議事項と定め

たものはない。

当センターでは、茨城県、中小企業基盤整備機構、ひたちなか市等の公的機関、金融機関、民間事業会社の26名が株主となっている。なお、当センターでは、定款で株式の譲渡制限を定めており、株式の譲渡には取締役会の承認が必要となっている。

②取締役及び取締役会

取締役会設置会社の取締役は、取締役会の構成員として会社の業務に関する意思決定に参加する者として、株主総会において選出される。また、取締役会はすべての取締役で組織される意思決定機関である。取締役会は業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督等を行う。なお、取締役会は取締役の中から代表取締役の選任（解任）も行い、選任された代表取締役が法人の代表権を持ち、業務を執行する。当センターでは代表取締役社長、代表取締役専務を選任し、当該取締役が業務を執行している。

当センターでは、定款で取締役の人数は22名以内と規定し、平成26年度年度末（平成27年3月31日）時点で17名の取締役で取締役会が構成される。その内訳は代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役1名、社外取締役14名（取締役会長1名含む）である。

③監査役及び監査役会

監査役は、取締役の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する機関であり、株主総会において選出される。監査役は、取締役及び使用人に対して事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況の調査をする権利を持つ。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、監査役からの要求がなくても、直ちに監査役会（監査役）にそれを報告しなければならない。このように、会社法は、監査役が取締役の職務執行を監査するための情報収集手段を設けている。

監査役は、取締役会における違法又は著しく不当な決議の防止のため、取締役会のすべての会合に出席しなければならないし、必要な場合には意見を述べなければならない。取締役会の場に限らず、取締役の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反又は著しく不当な事実があると認められた場合には、遅滞なく取締役会に報告する必要がある。

監査役会は、すべての監査役で組織するものである。当センターでは、定款で監査役会を定め、監査役会が設けられている。監査役会の職務としては、i. 監査報告の作成、ii. 常勤の監査役の選定及び解職、iii. 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定がある。ただし、iiiの決定は、各監査役の権限の行使を妨げることができない。

当センターでは、定款で監査役の人数は4名以内と規定し、平成26年度年度末（平成27年3月31日）時点で2名の監査役がいる。その内訳は常勤監査役1名、非常勤監査役1名である。また、定款で監査役会を規定し、監査役会を機関として設置している。

④会計監査人

会計監査人は、会社の計算書類等を監査する会社の機関であり、株主総会において選出される。公認会計士又は監査法人のみが就任できる。なお、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人の不再任に関する議案の内容は、監査役会が決定するものとされる。会計監査人は計算書類等の監査を行うが、それに加え、その職務を行うに際して、取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重要な事実があることを発見したときは、遅滞なく、監査役会（監査役）に報告しなければならない。また、監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

会計監査人は、監査の結果として会計監査報告を作成し、これを取締役会に提出する。当センターでは、新日本有限責任監査法人が会計監査人として選出されている。

⑤取締役会の出席状況（平成26年度）

（単位：人）

回	日時	取締役の出席状況 （出席者数/取締役総数）	監査役の出席状況 （出席者数/監査役総数）
第125回	平成26年5月28日	10/13	2/3
第126回	平成26年6月24日	12/17	2/3
第127回	平成26年10月8日	13/17	3/3
第128回	平成26年12月16日	9/17	2/3
第129回	平成27年3月27日	11/17	2/2

（2）実施した手続き

- ・ 株式会社の関連法規である「会社法」又は「定款」に違反する事項がないか、平成26年度の取締役会議事録を閲覧した。
- ・ 取締役会が有効に機能しているかを検証するため、担当者に対する質問を実施した。

（3）指摘又は意見

①取締役の取締役会への出席

【意見】

取締役会はすべての取締役で組織される意思決定機関であり、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定及び解職等を行う重要な機関であるが、取締役会議事録を見るに、平成26年度における当センターの取締役会の出席状況は芳しくないとの印象を受ける。特に第128回取締役会においては17人中8人の欠席者がおり、定足数をかろうじて満たした状況であった。

そもそも、株式会社の取締役会は実施的な議論を行い法人の業務執行を決定するものであるため、取締役が現に出席し議論に参加することこそが重要である。だとすれば、取締役は積極的に取締役会に出席するべきであり、これを構成する全員が出席することが望ましい。

それゆえ、現状の出席率は改善を要すると言える。また、各取締役は代表取締役や他の取締役が法令・定款を遵守して、適法かつ適正に業務を行っていることに関する監視義務を負う。その義務は取締役会に出席し情報を収集することによりはじめて果たすことができるものであり、取締役会の欠席者は自らが負う義務を果たしていないと言える。

取締役会の活性化及び取締役の義務の観点から取締役会の出席は非常に重要である。十分な日程調整や取締役が果たすべき役割・義務の啓蒙等により各取締役に取締役会への出席を促すべきであった。また、社外取締役となる者は当センターの取締役以外に他の職があり多忙を極めるのが通常である。今後の社外取締役候補選定の際には取締役会に出席可能か否かを慎重に検討すべきである。

②監査役の取締役会への出席

【意見】

監査役は、取締役会で違法又は著しく不当な決議がなされることを防止するために、取締役会のすべての会合に出席しなければならない。また、必要な場合には意見を述べなければならない。これは常勤、非常勤問わずすべての監査役の義務である。取締役会議事録を見るに、監査役3人すべてが取締役会に出席したのは第127回取締役会のみであり、その他の回は3人中2人の監査役しか出席していない（A監査役は平成26年12月31日付で辞任したため、それ以後に開催された第129回取締役会は2人中2人の監査役が出席）。

そもそも、取締役の職務執行を監査するという監査役の役割を果たすためには、取締役会に出席し、どのような意思決定が取締役会でなされているか把握することが前提となっており、すべての監査役は取締役会に出席する義務を有している。そのため、監査役の取締役会の欠席は自らの義務を果たしていないこととなる。

監査役の義務の観点から取締役会の出席は非常に重要である。すべての監査役が毎回取締役会に出席する義務を有することを認識すべきである。また、非常勤監査役となる者は当センターの監査役以外に他の職があり多忙を極めるのが通常である。今後の非常勤監査役候補選定の際には取締役会に出席可能か否かを慎重に検討すべきである。

③監査役会の欠員について

【指摘】

A監査役は平成26年12月31日付けで辞任した。そのため、当センターの監査役は3名から2名となり、会社法第335条第3項で定められた監査役会の員数に欠くこととなった。この状態は、平成27年6月の株主総会で新たな監査役が選任されるまで6ヶ月続いた。

監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうちの半数以上は、社外監査役でなければならない。

(出典：会社法第 335 条第 3 項)

ここで、監査役が任期途中で辞任したことにより、法律又は定款で定める監査役の員数に欠員が生じた場合には、直ちに、新たな監査役を選任しなければならない。なお、会社法第 976 条柱書、同条第 22 号により、その懈怠に対しては、100 万円以下の過料の制裁を規定している。会社法は、任期途中で辞任した監査役は、新たに選任された監査役が就任するまで、監査役としての権利義務を有するものとし（会社法 346 条第 1 項）、業務に支障が生じないよう配慮している。しかし、実際問題として、退任者が監査業務を行うことは期待できず、遅滞なく後任者を選任しなければ、業務に支障が生じるであろう。

発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第 960 条第 1 項第 5 号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第 2 項第 3 号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第 967 条第 1 項第 3 号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、100 万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りではない。

(出典：会社法第 976 条柱書)

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなった場合において、その選任の手続をすることを怠ったとき

(出典：会社法第 976 条第 22 号)

役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選定された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(出典：会社法第 346 条第 1 項)

そのため、A 監査役の辞任の後、遅滞なく後任の監査役候補を選定し、株主総会を開催し

て新たな監査役を選任すべきだった。また、どうしても監査役の後任候補が見つからない場合には、裁判所に一時監査役の選任を申し出るべきであろう（会社法第 346 条第 2 項）。

前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認められるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。

（出典：会社法第 346 条第 2 項）

したがって、当センターは監査役会の欠員について対応策を取っておらず、問題があった。今後も任期途中の監査役辞任はありうるものであり、その問題点に留意し、有効な対応策を取るべきである。

2. 研究開発室等賃貸事業

（1）事業の概況

①事業内容（パンフレットより抜粋）

「事業用貸室には、新規創業者向けの『創業準備オフィス』、ベンチャー向けの『スモールオフィス』、一般企業向けの『研究開発室』の 3 タイプがございます。

研修室・応接室・ホールの貸出も行っておりますので、会議・打合せ・講演会など、様々な用途にご利用いただけます。また、各フロアの共有スペースは、休憩や簡単な打合せの場としてのご利用が可能です。敷地内に駐車場も完備しており、利便性に富んでいます。）」

②貸室種類別入居率（第 25 期事業報告より）

（面積：㎡）

	H26 年 3 月末			H27 年 3 月末			備考
	募集面積	入居面積	入居率	募集面積	入居面積	入居率	
研究開発室	5,106	4,641	90.9%	5,040	4,478	88.8%	
（うち公的機関）		(315)			(230)		
スモールオフィス	240	220	93.3%	276	267	96.7%	全 21 室
合計	5,346	4,865	91.0%	5,316	4,745	89.3%	
年間平均			89.2%			89.6%	

（参考）

	募集 (H25.12 月以降)	H26 年 3 月末	H27 年 3 月末	備考
創業準備オフィス	14 スペース	11 スペース	7 スペース	

③社屋概要（パンフレットより）

敷地面積	22,227 m ²
建築面積	2,800 m ²
延床面積	10,137 m ²
構造・規模 鉄筋	コンクリート&鉄骨造 地上4階
竣工年月日	平成9年7月
駐車場	来客用47台 入居者用500台

（2）実施した手続

- ・ 事業別の損益計算書を入手して説明を受け、事業別の採算状況について確認した。
- ・ 修繕計画を入手し、将来発生が見込まれている修繕の内容とその金額規模及び資金調達の見通しについて確認した。
- ・ 過去の実施された固定資産の減損処理、累積損失解消のための減資について、経緯を確認した。
- ・ 賃貸事業を始める際の社屋建設投資計画、長期収支計画を入手し、計画の前提とされていた賃料単価や事業継続のために計画されていた修繕・設備更新等の金額規模について把握した。
- ・ 賃貸事業に利用されている施設・研修室等を視察し、施設・設備等の現状を確認した。

（3）指摘又は意見

①定期的な修繕や設備更新投資に必要な資金調達計画について

【指摘】

研究室等賃貸事業（以下「賃貸事業」とする。）に関する定期的な修繕や設備更新投資（以下、「設備更新投資等」）については、次の通り課題として認識されている。

「第24期事業報告 I 株式会社の現況に関する事項 3 対処すべき課題

（1）総務・研修部 ①研究開発室等賃貸事業

（前略）昨年12月に策定した当社屋修繕計画（計画期間10年間）に基づき、計画的な修繕や設備の更新を行い、経年劣化によるサービス低下を予防して参りますとともに、従前より課題であった当社駐車スペースの不足については、県土地開発公社との長期土地賃貸借契約の締結（単年度→10年間）ができたことから安定的な駐車スペースの確保が可能となったため、駐車場の整備を実施して参ります。」

「第4次中期経営計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）Ⅲ基本方針に基づく具体策

2. 収益性の向上

○災害時・緊急時の対応等安全面にも十分配慮したオフィス環境の整備

・新たに策定した修繕計画に基づく、適切な施設の維持・整備

平成 25 年度に実施した第三者機関による建物診断を基礎として策定した修繕計画に基づき、適時適切な修繕を実施し、災害時・緊急時も想定したより安全かつ快適なオフィス環境の維持・整備を図ってまいります。」

平成 25 年度には、一般社団法人茨城県技術公社に調査を委託し、「ひたちなかテクノセンタービル劣化診断調査・長期維持保全計画書」が作成されている。これを基礎として策定された修繕計画（「当社社屋にかかる修繕計画について」）によれば、空調・衛生設備については全体的に更新が必要と評価されており、動力盤や氷蓄熱ユニットといった一部設備については早急な更新が必要であるとされている。これを受けた長期の修繕計画では、空調・衛生設備、建物外部といった部分を中心に、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間で総額 615 万円（経費と消費税込み）、平成 37 年度以降平成 50 年度までの期間では、総額 1,094 百万円（本体工事部分のみ）といった金額規模で設備更新投資等に係る支出が見込まれている。

なお、平成 26 年度において、空調設備の一部 156 百万円の設備更新投資が実行済みである。

一方、設備更新投資等に係る支出を賄うための資金については、調達方法を具体化した「資金調達計画」は作成されていなかった。資金調達能力を推定する情報として、第 25 期事業計画及び計算書類から、最近 3 事業年度の財産及び損益に関する情報を抜粋すると以下の通りである。

（単位：百万円）

	第 23 期 自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日	第 24 期 自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	第 25 期 自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
売上高	353	355	402
当期純利益	25	19	3
純資産	1,893	1,910	1,912
総資産	2,021	2,009	2,001
現金預金	284	347	339
受入敷金*	48	49	43

*受入敷金は、固定負債である。

上記の財産・損益の状況をみる限り、少なくとも「収益力も十分にあり、また、潤沢に資金を有しているので詳細な資金調達の計画など作成不要」といった状況とは考えられない。

早急に詳細な資金調達計画を作成し、自己資金で賄うことが出来るのかどうかを明らかに

すべきである。その上で、自己資金による調達では不足の懸念がある場合には、外部からの資金調達が可能なのか、具体的な対応を始めなければならない。また、自己資金で賄うことを目標とするのであれば、ある程度の期間をかけて資金を蓄積できるよう、固定費の削減や、実現可能な収益向上策を早急に取りまとめ直ちに実行すべきである。自己資金を蓄積するための時間的余裕を長く確保できればできるほど、自己資金で対応できる金額を増やすことが出来るはずである。対策を早急に取りまとめ、実行に移すべきである。

また、蓄積した資金を保全するために、平成 21 年度の減資を実施する際に検討されていた修繕積立金の計上を検討すべきである。また、当該積立金に対応する資産を明確にするため、預金口座については別口座とする等の対応を検討すべきである。

②抜本的な採算構造の改善とガバナンスの見直し

【意見】

賃貸事業部門に関する部門別損益計算書によれば、単年度では黒字を確保している。これは、平成 17 年度に実施した固定資産の減損による減価償却費の減少が大きく貢献していると考えられる。また、平成 22 年度には減資が実施され、資本金減少により、外形標準課税を減少させる等、固定費削減に取り組んでいる。これら、採算構造を改善すべく経営努力が行われてきているが、賃貸事業を継続する限りは発生が見込まれる設備更新投資等を賄えるレベルでの抜本的な採算構造の改善には至っていない。今後も、現在の採算構造のまま事業が続くことになれば、設備更新投資等の実行により、単年度においても赤字に陥る可能性は大きい。このような状況で事業が継続すれば、再度累積損失が蓄積していく可能性も十分に考えられる。

賃貸事業の継続を考えれば、設備更新投資等は当然必要となるのであり、こうした設備更新投資等の支出も含めた長い期間で考えた採算管理が必要である。

長い期間で考えた場合の採算が合わない原因としては、賃貸単価が計画通りに設定できてこなかったことが挙げられる。具体的には、事業開始時において、5,000 円/m²の賃貸単価を想定して事業計画が策定されていたが、実際には事業開始時点から 3,300 円/m²の賃貸単価となり、計画していた収入を得ることができてこなかった。平成 9 年度に賃貸事業を開始して以降現在まで、賃貸単価の増額は行われておらず、この状況が約 20 年続いてきたことになる。

また、事業開始時に作成された事業計画では、そもそも 30 年の計画期間において、最終損益がプラスになるのは減価償却がほぼ終了する 27 期目であり、この計画の中で設備更新投資等の費用は十分には織り込まれていない。当初計画の見通しの甘さを指摘せざるを得ない。同時に、賃貸単価の乖離が明らかとなって以降も、固定資産の減損の実施や、減資といった対応が行われてきたものの、設備更新投資等の支出に対応できるレベルでの抜本的な採算構造の改善が実行されてこなかった点にも問題があると言わざるを得ない。

事業開始当初から予定した賃貸単価で収入を上げることができないことが明らかとなっ

て以降も、抜本的な採算構造の改善を図ってこなかった現状をみる限り、機動的な意思決定が可能とされる株式会社形態の長所を十分には活かしてこなかったと考えられる。まず、①で指摘した通り、早急に抜本的な採算改善のための措置を取る必要があることに加えて、課題に対する機動的な意思決定が行えるようガバナンスについても見直す必要がある。例えば、自社の固定費を削減するために、削減策の内容・実施について、都度、県と協議しなければ決められない、という方法では機動的な意思決定は望めない。関係機関との調整に関する手続やルールについては、意思決定を機動的に行えるよう運用を見直すべきと考える。

なお、出資者である県側から見た場合、設備更新投資等が行われた結果、単年度損益が赤字となり、事業の継続に伴い累損が蓄積・拡大していくようなことがあれば、出資した株式の評価について、減損や投資損失引当金の処理が必要となる可能性がある。また、事業を継続するために外部からの融資を受ける必要に迫られ、県が融資に対して債務保証等（債務保証、補償予約、経営指導念書の差入）を行うようなことがあれば、会社の返済能力によっては、債務保証損失引当金の計上も検討しなければならない。

③駐車場整備工事に関する採算の判断について

【意見】

駐車場については、従前は、大規模な会議があると駐車場が足りず、空いているテナントの駐車場を利用してテナントに迷惑をかけている状況があったとのことである。こうした状況を解消するために、駐車場拡充のための駐車場整備工事が行われ、平成27年9月に工事が完了している。本工事により、駐車場が81台分拡充されている。

一方、駐車場拡充の理由の一つとされた会議室・研修室等の時間貸事業（以下、「時間貸事業」）については、年間収入は3百万円ほどである。今回の工事費は総額約25百万円（税込約27百万円）であり、採算の合う投資であるのか慎重に検討すべきものと考えられるが、採算の判断を行うための資料は作成されていなかった。追加投資によって見込まれる収入増加額と駐車場の利用可能期間等を考慮して、追加投資の採算が合うのかどうかを検討すべきであり、その経緯は投資の意思決定をした際の根拠資料としても残されるべきものである。駐車場拡充分については、時間貸事業だけではなく、人材育成事業でも利用することがある、との説明があったが、両方で利用するという実態があるにせよ、追加投資に対する採算を適切に検討したかどうかの判断経緯は明確にすべきであった。

④時間貸事業に関する採算管理の取り組みについて

【意見】

時間貸事業については、事業用貸室を賃貸する事業（以下「テナント事業」）に見られるような「入居率90%」といった目標となる指標が設定されていなかった。事業別損益の情報についても、時間貸事業単独の損益情報は作成されておらず、テナント事業と一緒に賃貸事業に含めて合算して作成されている。

時間貸事業単独の事業別損益計算書を作成することについては、共通費の配分計算等が複雑・困難となることが想定されるため、採算管理の情報として有効な情報が得られるかといった観点も考慮の上で、費用対効果を検討して単独の事業別損益を作成するかどうか判断することが適当と考える。

但し、事業別損益計算書の作成については判断の余地があるものの、少なくともテナント事業のように「入居率 90%」といったような目標となる指標を設定する工夫は必要と考えられる。時間貸事業に関しても採算管理のための実施可能な工夫が必要である。

3. 人材育成事業

(1) 事業の概要

離転職者の就職を支援するため、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構及び水戸産業技術専門学院から職業訓練を受託・実施し、各種資格の取得促進や職業人としての自覚の体得、さらに職業相談や求人情報の提供などの就職支援を行っている。また、新たに支援企業の競争力強化を図ることを目的に、茨城県からの受託により IT 企業の 3D-CAD 技術者の育成支援講座を実施した。

《受託事業の実施状況 (平成 26 年度) 》

(単位：千円)

No	事業名	委託者等	内容	受託額等
1	電気技能・IT 習得課	(独) 高齢・障害・求職者支援機構	電気に関する基礎から学習し、電気工事・電気設備関連業種への就職に必要な知識・技能の習得を目指し、訓練を行った。 平成 26 年 3 月～7 月 修了者 7 名	1,565
2	在職者訓練	茨城県 (水戸産業技術専門学院)	職業能力の向上を図るため、Excel・Access・AUTO-CAD・ホームページに関する必要な知識・技能の習得を行った。 平成 26 年 6 月～平成 26 年 12 月のうち 36 日間 受講者 6 講座 計 73 名	417
3	パソコン簿記会計科①	茨城県 (水戸産業技術専門学院)	MOS Word・Excel, 日商簿記 3 級, 電子会計実務検定の資格取得を目指し、知識・技能の習得を行った。 平成 26 年 7 月～平成 26 年 9 月 修了者 24 名	3,490
4	OA システム	茨城県 (水戸)	MOS Word・Excel, PowerPoint の資格取	2,518

	科②	産業技術専門学院)	得を目指し、知識・技能の習得を行った。 平成 26 年 11 月～平成 27 年 1 月 修了者 23 名	
5	パソコン簿記会計科②	茨城県(水戸産業技術専門学院)	MOS Word・Excel, 日商簿記 3 級, 電子会計実務検定の資格取得を目指し、知識・技能の習得を行った。 平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月 修了者 16 名	1,640
6	OA 実務科	茨城県(水戸産業技術専門学院)	障害者を対象に、Word・Excel の知識、技能の習得を行った。 平成 27 年 2 月～平成 27 年 3 月 修了者 6 名	777
7	3D-CAD 技術者養成講座	茨城県(労働政策課)	IT 企業の技術者を対象に 3D-CAD の知識・技能の習得を行った。 受講者 17 名	11,502
			合 計	21,909

自主セミナーについては、中小企業からの要望に応じた CAD 講座や電気通信工事士受験対策講座など、地域企業の人材育成ニーズに即した 31 講座を企画・開催し、企業従事者のスキルアップを支援した。

《自主セミナーの実施状況（平成 26 年度）》

No	講座名	開催日	受講者数 (人)	受講料 (千円)
1	新人社員パワーアップ研修 I	H26. 4. 3	4	43
2	はじめの一步ビジネスマナー I	H26. 4. 4	12	127
3	はじめの一步ビジネスマナー II	H26. 4. 4	13	138
4	新入社員パワーアップ研修 II	H26. 4. 8	19	198
5	リーダーシップ研修	H26. 4. 10	14	146
6	簿記会計基礎講座	H26. 4. 14～15	5	81
7	新営業マンの為の営業力基礎講座	H16. 4. 16	17	183
8	基礎から学ぶ社会保険仕組みと実務	H26. 5. 13	6	62
9	Jimdo ホームページ講座 I	H26. 5. 15・21	4	64
10	Access 基礎講座	H26. 5. 22～23	2	32
11	ISO9001 内部監査員養成講座 I	H26. 6. 4～5	8	164
12	Access 応用講座	H26. 6. 5～6	2	32

13	Excel 関数テクニック活用講座	H26. 6. 12～13	7	113
14	パソコン操作実習「Excel」	H26. 6. 9～7. 14	21	105
15	めざせ話せるエンジニア！技術力向上セミナー	H26. 7. 9	8	86
16	デザインマネジメント講座	H26. 7. 2・7. 9	3	16
17	チーム対応に失敗しない能力を身に付ける	H26. 7. 16	4	43
18	Jimdo ホームページ講座Ⅱ	H26. 7. 8	2	32
19	品質管理基礎講座	H26. 7. 30	4	54
20	営業力徹底強化！その場で決めるスピード営業	H26. 9. 4	5	51
21	Excel 応用講座	H26. 10. 2～3	3	48
22	Excel VBA 講座	H26. 10. 15～16	4	64
23	Excel でデスクワークを3倍効率化するテクニック	H26. 10. 28～29	3	48
24	どう売るか！販路拡大！儲ける仕組みを考える	H26. 11. 6	3	32
25	管理職・中堅会社のためのコーチング講座	H26. 11. 12	9	97
26	デザイン・マーケティング視点からの商品アイデア発想法	H26. 12. 10	2	10
27	ISO9001 内部監査員養成講座	H27. 1. 20～21	11	241
28	時代の最新集客法！LINE@ビジネスセミナー	H27. 1. 20	5	21
29	JW - CAD 基礎講座	H27. 2. 4	8	45
30	アンガーマネジメント基礎講座	H27. 2. 18	4	15
31	電機通信工事士2種受験対策講座	H26. 9. 3～H27. 2. 28	8	1,074
	合 計		220	3,465

(2) 実施した手続

- ・ 契約手続が要項・要領に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 自主セミナーについてセミナー受講者に対して実施しているアンケート結果を閲覧した。
- ・ 自主セミナーの受講者を増加させる取組みについて質問した。

(3) 指摘又は意見

①企画提案書の記載ミス

【意見】

3D-CAD 技術者養成講座は、処遇改善プロセス支援事業として茨城県（労働政策課）から受託している事業である。処遇改善プロセス支援事業とは、生産力向上に資する取組みを行う企業等に対して支援を行うことを通じて、賃金の上昇や正社員化などの処遇改善を図り、個人又は家計全体の所得を向上させることを目的とする事業である。

当該事業はプロポーザル方式により、事業者が作成した企画提案書を茨城県が審査することにより事業者を選定して、契約相手とするものである。

（株）ひたちなかテクノセンターでは、当該事業で見込まれる効果の1つとして「技術力向上

により、競争力が強化され売上、収益向上が見込まれる。」として、具体的な数値は参加企業の9社の合計した売上、収益向上計画を以下のように示している。

(単位：百万円)

	現状	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
売上	5,934	5,909	6,393	6,681	7,120	7,540
営業利益	79.1	85	120.2	143.5	181	216.5

上記の収益向上計画は支援先企業からの「申請に伴う成果目標と宣誓」に基づいて作成している。しかし、支援先企業9社のうち2社について、「申請に伴う成果目標と宣誓」からの転記ミスがあった。「申請に伴う成果目標と宣誓」に基づく正しい収益向上計画は以下のとおりである（下線が引いてあるものが訂正後の数値である。）。

(単位：百万円)

	現状	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
売上	5,934	5,909	6,393	<u>6,671</u>	<u>7,100</u>	<u>7,510</u>
営業利益	<u>99.6</u>	<u>84</u>	<u>118.7</u>	<u>141.5</u>	<u>178</u>	<u>210.5</u>

収益向上計画は企画提案書の一部であり、プロポーザル方式により茨城県が業者を選定するにあたって、審査すべき項目であるため、間違いのない企画提案書を作成すべきである。

②受講者数の集計間違い

【意見】

㈱ひたちなかテクノセンターにおいては、平成26年度において、自主セミナーは全31回開催され、受講者の総人数は220人であると事業報告において記載されている（具体的内容は事業の概要に記載している）。平成26年6月9日～7月14日までに開催された『パソコン操作実習「Excel」』（受講者数21人）は、水戸産業技術専門学院から講師の派遣依頼を受け、同学院において行われた授業であり、自主セミナーではなかった。セミナーの受講者数は事業報告や中期経営計画においても記載対象となる重要な指標であり、自主セミナーの成果を評価するための重要な指標であるため、正確に集計すべきである。

③受講者数を増加させるための取組み

【意見】

㈱ひたちなかテクノセンターにおける、自主セミナーの受講者数の推移は以下の通りである。平成26年度の受講者数は事業報告では220人であり、上記の【パソコン操作実習「Excel」】（受講者数21人）を除いた場合には199人となる。

年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
受講者数	230 人	227 人	234 人	220 人 (199 人)

平成23年度から平成25年度までの受講者数は横ばいで推移したものの、平成26年度は199人と減少しており、受講者数の増加対策が必要とされると思料される。この点、㈱ひた

ちなかテクノセンターにおいては、受講者数を増加させる取組みとして、ホームページのリニューアル、工業技術センターにおけるメルマガ配信、FAXによるDM、ひたちなか市報での告知、オーダーメイド型セミナーの開催等を行っているところである。しかし、上記の自主セミナーの受講者数の結果を見る限り、取組みは成果が十分であるとは言い難い。よって、オーダーメイド型セミナーの広報の充実を図るとともに、外部資金を積極的に活用すること等により人材育成事業全体の受講者数を増加させるためのより一層の努力が望まれる。

④経営者に対するアンケートの実施

【意見】

自主セミナーを行った際には受講者からアンケートを回収して、今後のセミナー開催のための資料として役立てている。その際に「今後受講なされたいセミナーの内容」についてアンケートを実施し、今後のセミナー開催のテーマを決定する際の参考の1つとしている。

しかし、受講者からのアンケートの結果を見ると、会社命令で受講しているケースが多い。

とすれば、今後のセミナー開催のテーマを決定する際の参考として、アンケートを実施するのであれば、会社経営者に対してアンケートを実施する方が、有益な意見を得られる可能性が高いと料する。よって、セミナー受講者を増加させる取組みとして、経営者が興味を持つようなセミナーを開催するためには、経営者に対してもアンケートを実施することが望まれる。

⑤書類保管の不備

【意見】

平成26年7月2日・9日に開催された『デザインマネジメント講座』は、平成26年度から新規に開催した自主セミナーであり、(株)ひたちなかテクノセンターのデザイン支援部の社員がセミナー講師を務めて開催されたものである。当該セミナーについて保管されていた書類を確認したところ、稟議書が作成されておらず、また、セミナー受講者からのアンケートも保管されていなかった。

外部講師を依頼したわけではなく、自社の社員をセミナー講師としたため稟議書を作成していなかったとのことであったが、セミナー受講者から収入が発生するため、稟議書を作成すべきある。また、セミナー開催時のアンケートを書いてもらうだけの時間的余裕がなかったため、アンケート用紙のみ受講者に配布して、後日、記入して送付してもらうように依頼したが、フォローが十分ではなかったため、アンケート用紙を回収していなかったとのことである。アンケートの結果を次回のセミナー開催に活かすために、適切にフォローを行うべきである。

4. 企業支援部

(1) 企業支援部の概要

①事業内容

ひたちなか地区を中心とした茨城県北部地域における産学官連携により「地域産業の活性化・高度化」を実現する事業を行うものであり、当センター設立目的の核心的部分を担う。具体的には、i 地域産業の活性化 ii 研究開発・新事業創設等の支援 iii 自主事業の3つの事業を行っている。

i 地域産業の活性化

- ・ 地域ネットワークを活用した企業支援
- ・ 成長分野への参入支援
- ・ J-PARC を活用した地域振興
- ・ 地域中小企業へ地元学生の就職支援による地域振興

ii 研究開発・新事業創設等の支援

- ・ 基盤技術高度化支援

iii 自主事業

- ・ 知的財産相談室窓口業務
- ・ 新事業展開の支援

②損益等の状況

(単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
売上高	145,697	149,716	198,097
売上原価	120,690	129,165	176,506
売上総利益	25,007	20,551	21,591
販売費及び一般管理費	30,796	26,521	27,217
うち人件費	10,033	10,086	10,614
営業利益(損失)	△5,789	△5,970	△5,626
事業従事職員数	3人	3人	3人

③事業の種類(平成26年度)

(単位：千円)

事業の種類	受託額(金額)	受託額(割合)
補助事業	132,184	63.2%
委託事業	77,105	36.8%
自主事業	—	—
計	209,289	100.0%

(2) 実施した手続き

- ・ 事業報告、業務執行計画、中期経営計画を閲覧し、企業支援部の状況を把握した。
- ・ 企業支援部の収益構造を検証するため、担当者に対する質問を実施した。
- ・ 部門別の損益等の状況を入手し、その状況を調査した。

(3) 指摘又は意見

①収益力向上について

【意見】

企業支援部は、ひたちなか地区を中心とした県北地域における産学官連携により「地域産業の活性化・高度化」を実現する事業を行っている。具体的には、i 地域産業の活性化、ii 研究開発・新事業創設等の支援、iii 自主事業の3つのカテゴリーの事業を行っており、i 地域産業の活性化、ii 研究開発・新事業創設等の支援については、主に県、ひたちなか市、関東経済産業局等の行政機関から委託事業又は補助事業として受託している。ここで、委託事業は、必要経費にその10%程度の利益をのせた金額が契約額となるのが通常である。他方、補助事業は補助対象経費実費が補助金の限度であり、当事業では利益が出ることはない。その上、補助対象以外の経費がある場合及び補助対象経費でも自己負担が発生する場合には、赤字が発生する。なお、近年の傾向として事業形式が委託から補助への移行が進み、補助事業の割合が増えつつある。それゆえ、企業支援部事業は、構造的に人件費等の固定費を回収した上で営業利益を出すことに難しさがある。ここ3事業年度は6百万円弱の営業損失が継続しており、企業支援部事業からの資金流失が続き、事業活動で不足する資金は貸貸事業で得た資金を回している現状がある。

企業支援部の事業は当センターの設立目的の核心的部分を担うものであり、ひたちなか地区を中心とした県北地区になくなくてはならないものである。たとえば、採択率が約4割程度である「ものづくり補助金」では支援事業者の採択率は71.4%（平成26年度）と高い採択率を誇っており、当部の支援が優れ支援企業の力となっていることが推測できる。しかし、当部の事業を永続的に展開するためには事業資金の確保が必要不可欠である。ここで、貸貸スペースでもある当センターは建設から相当の年数を経過し、将来的に大規模修繕等の支出が必要になると考えられ、将来にわたり貸貸事業からの資金融通ができるか不透明である。また、県等から追加的な資金投入についての絶対的約束がない。そのため、事業の永続的な継続のためには、自己で事業資金を確保する体制を作る必要があろう。現状、すぐにその体制を作ることはできないであろうが、少なくとも毎年の資金流失をゼロに近づけるよう努力すべきである。なお、当センターでは企業支援部の収益力向上の必要性について認識し、新規業務の受託に向けた活動を行っており、平成27年度では新規委託業務を1件獲得し、また受託には至っていないが他にも働きかけをしていることを伝え聞いている。

監査人としては、企業支援部の活動は地域企業に大いに貢献しており、将来的にもその活動を行う価値があるものとする。ただし、事業を継続的に行うためには自己で事業資金を

確保することは非常に重要である。そのため、経費削減の努力とともに、新規の委託事業獲得や自主事業の拡大を推し進めることを望む。

5. ロボット技術活用調査事業（追加調査）

（1）事業の概要

①事業内容

ロボット技術活用調査事業（追加調査）は、研究機関や大学などに集積されるロボット技術を、計測技術や制御技術などの要素技術に整理・提供し、中小企業の技術開発や製品・技術の高度化に活用を図り大手企業への技術提案、成長分野への参入を支援する事業である。具体的には、コーディネーター1名を配置し、次世代自動化システムフォーラムと次世代成長産業の課題、ニーズの聞き取り調査を行うほか、他企業で活用可能なシーズを持つ企業、ロボットメーカーの調査し、フォーラムでの報告を行っている。

（2）実施した手続き

- ・ 事業理解を深めるため、担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 稟議書、決裁規程等を閲覧し、内部手続が適切に行われているかを検証した。

（3）指摘又は意見

①稟議書の決裁日未記入について

【意見】

当事業の稟議書について決裁日が記入されていないものが散見された。稟議書は、業務上の事案を立案に際して決裁権限者に対して決裁や承認を得るための文書であり、その決裁日は、権限者が決裁を行った日を示す。決裁が下りた後に契約等の業務を行うこととなるが、当事者以外の者（内部監査、監査役監査等）でもそれを確かめることができるかは、内部手続検証において重要であろう。稟議書の決裁日記入の徹底を図る必要がある。

6. 共同海外展開支援事業

（1）事業の概要

①事業内容

県北地域のものづくり企業が中心となり、独自のコア技術・精密加工技術を基に、ドイツを中心とする欧州市場の医療機器産業等を主なターゲットに現地事業展開を図るものである。具体的には、現地ネットワークを活かした連携先の調査や、ドイツ医療機器部品展への共同出品による商談及び連携先の発掘と、そのフォローアップ訪問などを行い、現地企業と

のパートナー化や営業提携に結び付け、現地企業を拠点としたワンストップでの輸出体制の確立を目指すものである。

②実施事業の具体的内容

1) 現地進出の準備調査の実施

- ・ 参加企業のニーズ・シーズマッピングの明確化
- ・ プレゼンシート作成及び海外版ホームページの充実

2) 現地取引先及び提携先の獲得に向けた販路開拓活動

- ・ 現地の事前調査実施（現地提携先，エージェント等調査）
- ・ 展示会出展（医療機器部品展/COMPAMED）
- ・ 商談案件のフォローと現地事業体制の構築（現地訪問打合せと提携先の絞り込み）

(2) 実施した手続き

- ・ 事業理解を深めるため、担当者に対する質問を実施した。
- ・ 契約手続が要項・要領や契約書に従って、適切に行われているかを検証した。
- ・ 稟議書，決裁規程等を閲覧し，内部手続が適切に行われているかを検証した。

(3) 指摘又は意見

①追認の証跡について

【意見】

当事業では、代表取締役専務取締役の決裁事項について、常務取締役の代決が行われた。代決自体は、決裁規程第4条第1項に該当するものであり、問題となるものではない。ここで、代決を行った場合、決裁規程第4条第2項により決裁権者の追認を受けなければならないとされる。

決裁を行うべき者が、病気その他やむを得ない事由により不在であり、かつ当該決裁が緊急を要する場合においては、次の定めるところにより代決をすることができる。

(1) 社長決裁事項については、代表取締役専務取締役とし、社長及び代表取締役専務取締役ともに不在の時は、常務取締役とする。

(2) 代表取締役専務取締役決裁事項については、常務取締役とし、代表取締役専務取締役及び常務取締役がともに不在の時は、総務部長とする。

(出典：決裁規程第4条第1項柱書第1号第2号)

前項において、代決を行った場合には、事後、速やかに決裁権者に報告し、追認を受けなければならない。

(出典：決裁規程第4条第2項)

この点、担当者に質問し、口頭で追認を受けているとの回答を受けた。また、追認が行われた場合、特に証跡を残していないとのことであった。これでは当事者以外では追認が行われたか明らかとならず問題がある。追認を行った場合、稟議書等においてその証跡を残すべきであろう。

②事業費負担について

【指摘】

当事業は全国商工会連合会の「地域力活用市場獲得等支援事業共同海外現地進出支援事業費補助金」を申請、採択により行われたものである。なお、当補助金は補助対象経費実費の2/3が助成され、補助対象経費実費の1/3は事業主体が負担する必要がある。ここで、当負担費用は、当事業参加企業より徴収した参加費用で賄うことを基本とする。しかし、これでは賄いきれず、当センターが100万円弱を負担することとなってしまった。

当センターは事業のコーディネートを行うが、当事業の受益は参加企業に帰属するものであり、費用負担は参加企業が行うべきである。参加費用について担当者に質問したところ、従来から参加費用が安く、高くすることができなかつたとのことであった。しかし、現実問題として参加費用が安いことにより当センターの持ち出しが発生しており、この点、看過できるものではない。また、今後、同様の事業が行われた場合、現在の参加費用では当センターの持ち出しが継続することとなる。

したがって、今後、同様の事業が行われた際には、参加企業と費用負担について話し合いを行い、当センターの負担が発生しないようにすべきである。

7. 茨城県デザインセンター

(1) 事業の概要

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
委託料（茨城県）	16,503 千円	14,351 千円	14,761 千円
実施金額	16,503 千円	14,351 千円	14,761 千円

①現況・課題

中小企業が製品の付加価値を高め新規市場を開拓するには、製品開発から生産・販売に至るまでの総合的なデザイン活動が重要である。特に近年、デザインは製品に付加価値をつける新たな価値として認知されてきている。しかしながら、中小企業の場合、財政的・体制的に考えても、デザインに力を割く余力がない企業が大半を占める。

特に県内の製造業では、製品デザインの重要性を認識しながらも、下請のウェイトが高いこともあり、デザイン教育・研修の取り組みや、外部デザイナーの活用が遅れている。また、デザイン開発に意欲的な企業でも、必要なコンピュータ機器等の整備については、投資額が大きく、リスク負担を伴うことから導入が進んでいない。更に、売れる商品を開発するため

にはデザインニーズを的確に把握する必要があるが、デザイン情報収集の取り組みも遅れている。

②事務事業の必要性・ねらい

県内中小企業等のデザイン活用の促進を図るためには、商品企画・開発支援、人材育成、情報提供、交流促進等各種のデザイン支援策を統合的に実施していく必要がある。そのデザイン振興の拠点として、民間企業の産業交流拠点である「ひたちなかテクノセンター」に県デザインセンターを設置の上、デザインコーディネータを配置し、的確なデザイン振興策を展開する。

③事業の内容

デザインセンターの維持管理・デザイン事業の展開・デザイン情報の提供や相談・アドバイス等

設置場所：(株)ひたちなかテクノセンター内

1) デザインセレクション及びデザインフェア開催

目的：デザインセンターが産業デザインの振興拠点として、デザインセレクション及びデザインフェアを実施することにより、県内中小企業のデザイン開発力向上を図る。

特にデザインセレクションは、年々応募企業が増えるとともに応募作品の品質も向上、製品開発におけるデザインの重要性の啓発に大きな力となっている。

【セレクション実績】

H24：応募数134/同選定11， H25：応募数112/同選定10， H26：応募数110/同選定10

【デザインフェア開催】

H24 笠間展 (H24. 11. 10～18)， 東京展 (H24. 12. 1～3)

H25 笠間展 (H26. 1. 25～2. 2)， 東京展 (H25. 11. 15～17)

H26 笠間展 (H27. 1. 24～2. 1)

2) デザイン・ラボ開講

県内中小企業・団体等を対象に、自社製品の付加価値を高め新規市場の開拓に繋げるデザイン力の養成を支援するため、デザインのスキルを多角的に学べる講座を展開する。

【24デザイン・ラボ開講実績】

ア. ブランドパッケージ講座 (定員20名/計6コマ)

イ. プロダクトプランニング講座 (同20名/計5コマ)

ウ. 事業デザイン講座 (同20名/計4コマ)

エ. 公開講座Ⅰ「最新海外ブランディング事情」(同90名/計1コマ)

オ. 公開講座Ⅱ「ひとり問屋とひとり家電メーカーのモノづくりとプロモーション」(同30名/計1コマ)

- カ. 公開講座Ⅲ「デザイン表現と地域ブランディング」(同30名/計1コマ)
- キ. 特別講座「いばらきデザインセレクションに挑戦！」(同30名/計1コマ)

【H25デザイン・ラボ開講実績】

- ア. ブランディングワークショップ(対象者限定/計1コマ)
- イ. いばらきの観光と物産を繋ぐシナリオづくり(対象者限定/計1コマ)
- ウ. パッケージデザイン講座(定員20名/計3コマ)
- エ. ペルソナ・マーケティング講座(同15名/計2コマ)
- オ. デザインと印刷の現場(同15名/計2コマ)
- カ. 売れる! 伝わる! デジカメ写真術(同15名/計3コマ)

【26デザイン・ラボ開講実績】

- ア. ブランドビジョン策定ラボ(定員10名/計2コマ)
- イ. 商品企画ラボ(同10名/計2コマ)
- ウ. パッケージデザインラボ(同10名/計2コマ)
- エ. 設計思想の組立て方(同10名/計2コマ)
- オ. 3Dプロトタイピング(同10名/計2コマ)

3) デザイン相談業務, 情報提供, 機器の利用開放

デザインコーディネータによる相談・アドバイスの実施,
国内外のデザイン情報の提供, デザイン関連機器の利用開放等

※ 年間相談件数 H24年: 152件, H25年: 166件, H26年: 163件

(2) 実施した手続

- ・ 事業内容を聞き取り, 事業の有効性を確認した。
- ・ 事業実績報告書及び付属書類等から, 事業の効率性を確認した。

(3) 指摘又は意見

①帳簿等の保存

【意見】

平成26年度茨城県デザインセンター関連事業業務委託契約書において、「第15条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。」と帳簿等の保存の義務が謳われている。(株)ひたちなかテクノセンター全体の帳簿のうち、デザインセンター事業に関する部分の部門別元帳においては、事業に直接関係のある支出として事業別に区分した売上原価勘定に区分されているものと、事業別区分を厳密に行っていない販売管理費として経理されているものが混在し、ひと目でデザインセンター事業別の支出が明らかになる帳簿とはなっていない。

帳簿の記帳からきちんと処理されていれば、報告書の作成で余分な作業をする必要は無く、ひいては事業の効率化にも資することとなると思われるため、茨城県デザインセンター関連事業の収支を明らかにする帳簿の作成及び保管が行われるよう改善願いたい。

②報告書に記載すべき事業費の誤認

【指摘】

県に報告された実績報告書では、過去3事業年度ともに委託料＝実施金額となる事業報告がなされている。本来、事業の受託料の金額と事業の実際の実施金額とは金額が合致するものではなく、当然に余剰金が発生することも、又は欠損が発生することもあって当たり前のものである。ところが作成担当者は、双方の金額は1円まで金額を合わせて報告するものと誤解しており、計上すべき事業費について最終金額を受託料と一致させるために、事業費の中身を取捨選択し金額を計上した報告書を作成しており、実際の事業支出とは合致しない事業報告が県に対し行われている。

支出の内容について確認を求めたところ、実際の支出額は報告された事業実施額を上回って支出がなされており、不正な支出が行われているわけではないものの、報告書としては不適切なものといわざるを得ない。報告書の記載内容について理解を深めたうえ、今後の報告書作成が行われるのみならず、過去に遡って適正な報告書の再提出がなされるべきである。

③消費税計算の誤り

【指摘】

収支決算の報告内容は、デザインセンター事業とデザイン普及事業の二つに区分され、それぞれが、事業費・管理経費（事業費の10%以内）・消費税の3項目に分かれている。消費税に計上する金額は、事業費の内容（消費税の課税・非課税）に関係なく、事業費＋管理経費の合計額に消費税率を掛けた金額を計上することとなっているために、事業費の中で消費税が課税される支出については税抜きの数字を計上しなければ、消費税額が二重に計上されてしまう結果となる。

しかし実際に作成された報告書では、消費税に関しては何も考慮されておらず、報告書が正しく作成されているとは言えない結果である。金額的には重大な差額とはならないので、支出ごとに税抜き計算する必要もなく、年間の合計額から消費税分を抜き出す計算をする手法で計算されれば良いと思われるので、二重計上とならないよう決算報告が是正されるべきである。